

令和8年 3月 6日から

令和8年 3月 12日まで

標 茶 町 議 会  
第 1 回 定 例 会 議 録

於 標茶町役場議場

## 令和8年標茶町議会第1回定例会会議録目次

### 第1号(3月6日)

開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定	3
行政報告及び諸般報告	3
施政方針	
町政執行方針	7
教育行政方針	17
総務経済委員会所管事務調査報告	23
厚生文教委員会所管事務調査報告	24
議案第70号 標茶町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について(厚生文教委員会報告)	25
議案第1号 公益的法人等への標茶町職員の派遣等に関する条例の制定について(総務経済委員会報告)	26
陳情第1号 磯分内プールの存続を求める陳情	27
標茶町財政健全化調査特別委員会調査 中間報告	31
一般質問	34
渡邊定之君	34
鴻池智子君	39
櫻井一隆君	41
齊藤昇一君	48
深見迪君	54
松下哲也君	64
延会の宣告	66

### 第2号(3月9日)

開議の宣告	74
一般質問	71
類瀬光信君	71
長尾式宮君	84
鈴木裕美君	92
議案第2号 標茶町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について	104

議案第 3 号	町道路線の廃止について	108
議案第 4 号	釧路公立大学事務組合規約の変更について	110
議案第 5 号	標茶町中小企業資金貸付条例を廃止する条例の制定について	112
議案第 6 号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	113
議案第 7 号	標茶町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	118
議案第 8 号	標茶町国民健康保険財政調整基金条例の全部を改正する条例の制定について	120
議案第 9 号	標茶町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	123
議案第 10 号	標茶町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	124
議案第 11 号	標茶町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	124
議案第 12 号	標茶町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	126
議案第 13 号	令和 7 年度標茶町一般会計補正予算	128
議案第 14 号	令和 7 年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算	128
議案第 15 号	令和 7 年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	128
議案第 16 号	令和 7 年度標茶町後期高齢者医療特別会計補正予算	128
議案第 17 号	令和 7 年度標茶町水道事業会計補正予算	128
議案第 18 号	令和 7 年度標茶町下水道事業会計補正予算	128
延会の宣告		130

### 第 3 号 (3月10日)

開議の宣告		134
議案第 13 号	令和 7 年度標茶町一般会計補正予算	134
議案第 14 号	令和 7 年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算	134
議案第 15 号	令和 7 年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	134
議案第 16 号	令和 7 年度標茶町後期高齢者医療特別会計補正予算	134
議案第 17 号	令和 7 年度標茶町水道事業会計補正予算	134
議案第 18 号	令和 7 年度標茶町下水道事業会計補正予算	134
議案第 19 号	令和 8 年度標茶町一般会計予算	150
議案第 20 号	令和 8 年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算	150
議案第 21 号	令和 8 年度標茶町介護保険事業特別会計予算	150
議案第 22 号	令和 8 年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算	150

議案第 2 3 号	令和 8 年度標茶町病院事業会計予算	150
議案第 2 4 号	令和 8 年度標茶町水道事業会計予算	150
議案第 2 5 号	令和 8 年度標茶町下水道事業会計予算	150
延会の宣告		162

#### 第 4 号 (3月11日)

開議の宣告		165
議案第 1 9 号	令和 8 年度標茶町一般会計予算	165
議案第 2 0 号	令和 8 年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算	165
議案第 2 1 号	令和 8 年度標茶町介護保険事業特別会計予算	165
議案第 2 2 号	令和 8 年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算	165
議案第 2 3 号	令和 8 年度標茶町病院事業会計予算	165
議案第 2 4 号	令和 8 年度標茶町水道事業会計予算	165
議案第 2 5 号	令和 8 年度標茶町下水道事業会計予算	165
延会の宣告		177

#### 第 5 号 (3月12日)

開議の宣告		181
議案第 2 6 号	教育委員会委員の任命について	181
意見書案第 1 号	高額療養費制度の負担上限額引き上げの撤回を求める意見書	182
意見書案第 2 号	非核三原則の堅持と法制化を求める意見書	182
閉会中継続調査の申し出について (総務経済委員会)		183
閉会中継続調査の申し出について (厚生文教委員会)		183
閉会中継続調査の申し出について (広報委員会)		183
閉会中継続調査の申し出について (議会運営委員会)		183
日程の追加		183
動議		184
議案第 1 9 号	令和 8 年度標茶町一般会計予算	193
議案第 2 0 号	令和 8 年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算	193
議案第 2 1 号	令和 8 年度標茶町介護保険事業特別会計予算	193
議案第 2 2 号	令和 8 年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算	193
議案第 2 3 号	令和 8 年度標茶町病院事業会計予算	193
議案第 2 4 号	令和 8 年度標茶町水道事業会計予算	193
議案第 2 5 号	令和 8 年度標茶町下水道事業会計予算	193

(令和 8 年度標茶町各会計予算審査特別委員会報告)

閉議の宣告 .....	199
閉会の宣告 .....	199

## 令和8年標茶町議会第1回定例会会議録

### ○議事日程（第1号）

令和8年3月6日（金曜日） 午前10時05分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 施政方針
- 第 5 総務経済委員会所管事務調査報告
- 第 6 厚生文教委員会所管事務調査報告
- 第 7 議案第70号 標茶町特定乳幼児等通園支援事業の運営に関する基準を定める  
条例の制定について（厚生文教委員会報告）
- 第 8 議案第1号 公益的法人等への標茶町職員のパ遣等に関する条例の制定につ  
いて（総務経済委員会報告）
- 第 9 陳情第1号 磯分内プールの存続を求める陳情について（厚生文教委員会報  
告）
- 第10 標茶町財政健全化調査特別委員会調査中間報告
- 第11 一般質問

### ○出席議員（12名）

- |                                |             |
|--------------------------------|-------------|
| 1番 深見 迪 君                      | 2番 櫻井 一隆 君  |
| 3番 本多 耕平 君                     | 4番 鈴木 裕美 君  |
| 5番 鴻池 智子 君                     | 6番 齊藤 昇一 君  |
| 7番 黒沼 俊幸 君（午前10時40分～午後3時00分退席） | 8番 長尾 式宮 君  |
| 9番 松下 哲也 君                     | 10番 渡邊 定之 君 |
| 11番 類瀬 光信 君                    | 12番 菊地 誠道 君 |

### ○欠席議員（0名）

なし

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- |         |         |
|---------|---------|
| 町 長     | 佐藤 吉彦 君 |
| 副 町 長   | 牛崎 康人 君 |
| 総 務 課 長 | 長野 大介 君 |

企画財政課長	齊藤正行君
企画財政課参事	石黒敬一郎君
行財政改革推進室長	内藤政夫君
町民課長	三船英之君
保健福祉課長	浅野隆生君
農林課長兼 農委事務局長	村山尚君
観光商工課長	石川淳君
育成牧場長	山崎浩樹君
建設水道課長	菊地誠君
病院事務長	伊藤順司君
病院参事	村山新一君
やすらぎ園長	若松務君
教育長	青木悟君
教委管理課長	神谷学君
指導室長	富樫慎也君
社会教育課長兼 中央公民館長	菊地将司君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	齋藤和伸君
議事係長	熊谷翔太君

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開会の宣告

- 議長(菊地誠道君) ただいまから、令和8年標茶町議会第1回定例会を開会します。  
ただいまの出席議員12名であります。

(午前10時05分開会)

◎開議の宣告

- 議長(菊地誠道君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

- 議長(菊地誠道君) 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、  
8番・長尾君、 9番・松下君、 1番・深見君  
を指名いたします。

◎会期決定

- 議長(菊地誠道君) 日程第2。会期決定を議題といたします。  
お諮りいたします。  
本定例会の会期は、本日から3月12日までの7日間といたしたいと思えます。  
これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。  
よって、本定例会の会期は、本日から3月12日までの7日間と決定をいたしました。

◎行政報告及び諸般報告

- 議長(菊地誠道君) 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。  
町長から、行政報告を求めます。

町長・佐藤君。

○町長(佐藤吉彦君) (登壇) さきの臨時会から昨日までの一般事務及び行政執行上の経過につきましては、印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解をいただきましたと存じます。

なお、次の2点について補足いたします。

1点目は、町立病院長の交代及び令和8年度町立病院診療体制について、ご報告いたします。

平成26年4月1日から12年間にわたり当院院長としてご尽力されました佐藤泰男医師につきましては、令和8年3月31日付で退任となり、現副院長の山本陽子医師が令和8年

4月1日から後任の院長として就任することとなりましたので、ご報告いたします。

なお、佐藤泰男医師につきましては、同時に退職となり、令和8年度からは会計年度任用職員として勤務されることとなっておりますので、あわせてご報告いたします。

このことにより、令和8年度の診療体制につきましては、内科は、常勤医師が山本院長、佐藤副院長の2名と非常勤医師である佐藤医師の3名体制を維持しますが、外来診療につきましては、引き続き内科医師の負担軽減と看護師の小児科外来への業務支援を図るため、小児科の外来日にあわせて火曜日と水曜日の午後を休診とさせていただきますことについてご理解を賜りたいと存じます。

なお、月1回、原則金曜日に出張診療いただいている釧路三慈会病院循環器内科の医師につきましては、引き続き協力をいただくこととなっております。

また、宿直医師につきましては、札幌市の「札幌第一病院」から月1回、日曜日の夕方から翌朝までの宿直医師を派遣していただけるほか、東京都三鷹市の「訪問クリニック」に勤務される内科医師が月1回、火曜日の宿直業務を引き続き対応いただけることとなっております。

そのほか、月に5～6回程度、平日の宿直業務を行っていただける医師が2名おります。

また、日曜日の夕方から翌朝までの宿直医師につきましては、現在勤務いただいております医師が、引き続きご対応いただけることとなっております。

外科外来の診療につきましては、北大消化器外科Ⅰから1週間単位での医師派遣のほか、夜間や休日の宿直業務についても、今までどおりご対応いただける予定であります。小児科外来の診療につきましても、旭川医大小児科から令和7年度と同様、毎週1回、火曜日に、インフルエンザの予防接種期間については毎月1回水曜日に医師派遣をしていただける予定でございます。

婦人科外来の診療につきましては、従来から勤務されている医師が、毎月月曜日及び火曜日の2日間、対応していただけることとなっております。

なお、出張日が2か月前に決定されることから、「広報しべちゃ」や病院のホームページなどで周知を図ってまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

道内三医育大学関係医局の状況は、医局員が増えないという非常に厳しい状況が続いているにもかかわらず、本町の要請を受け止め、医師派遣をいただけることとなり、心より感謝申し上げる次第です。

町民皆様のご要望に答えられないことにつきましては遺憾に思うところではありますが、持続可能な医療体制を構築するため、病院運営はどうあるべきかとの結論を導けるよう努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

2点目は、去る2月15日から2月19日の5日間、町内で映画うさぎのあしあとの撮影が行われましたのでご報告申し上げます。

映画うさぎのあしあとは、京都芸術大学の山本起也教授が監督を務め、プロと学生が共同で一本の映画を作るプロジェクト「北白川派」の作品で、本町出身でふるさと応援大使

でもある俳優高橋恵子さんのほか、杉本哲太さん、藤原季節さん、吉澤健さんら俳優陣が標茶に入り、撮影が行われました。

本町では、映画ロケに対しての支援を行うことや映画を通じて標茶町の知名度向上、関係人口の創出に繋げていくことを目的に、関係者と町による標茶町フィルムコミッション実行委員会を立ち上げ、今回の撮影に協力してまいりました。

映画の公開は2027年に予定されておりますが、町内での撮影の状況を広報誌などを活用しながらお知らせするとともに、町内での試写会の開催を計画するほか、映画公開前後につきましても山本監督などと連携し、映画の情報や本町の魅力を発信するなど、フィルムコミッションとしての活動を継続し、目的を達成していきたいと考えております。

以上で、今定例会に当たっての行政報告を終わります。

○議長（菊地誠道君） 続いて、教育長から行政報告を求めます。

教育長・青木君。

○教育長（青木 悟君）（登壇） 令和8年第1回定例町議会にあたり、教育委員会が所管する業務につきましては、別紙印刷物をもちまして詳細に報告いたしておりますが、以下5点について補足し、ご報告申し上げます。

はじめに、昨年12月に実施した「標茶町学力サポートプラン」についてご報告いたします。

本町では、独自に学力調査・生活学習意識調査を含めた総合質問紙アイチェックを実施しておりますが、その結果概要について説明いたします。

まず、学力調査ですが、小学校1年生から中学校2年生を対象とし、小学校1年生と2年生は国語、算数の2教科、小学校3年生と4年生は、社会と理科を加えて4教科、小学校5年生から中学校2年生は、英語を加えて5教科で実施しました。

小学校は、国語や算数、英語で全国の正答率を上回る学年があり、加えて昨年よりも全国の正答率との差が縮まる教科が多くありました。中学校は、英語で全国の正答率を上回る学年があった一方で他の教科は全国の正答率を下回る結果となりました。さらに質の高い、深い学びを実現し、学習内容の確実な定着を図る必要があります。

また、総合質問紙アイチェックの結果からは、生活・学習習慣について、おおむね肯定的な回答が多い状況ではありますが、一人一人の児童生徒がどのように回答しているかを各学校で適切にとらえ、個別の指導に活用していくことが肝要です。

今回の結果は、さきに行われた「全国学力・学習状況調査」の結果を裏付け、さらに課題のある学年や教科が明らかになることで、今後の指導に生きる貴重な資料となりました。

各学校においては、自校の結果を分析し、課題の改善に向けて取り組むとともに、児童生徒一人一人の困り感等に個別に対応するなど、具体的な指導に役立ててまいります。

また、教育委員会では、得られた結果をもとに、町の学力向上プランを作成し、町全体で取り組む重点を明らかにするなど、各学校における取り組みの推進に努めてまいります。

2点目は、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果についてであります。

本調査は、スポーツ庁が小学校5年生、中学校2年生を対象に実技に関する調査と質問紙による調査を、昨年4月から7月にかけて実施したものです。本調査で測定できるのは体力の一部であり、学校における教育活動の一側面ではありますが、本年度の結果の概要についてご説明いたします。

実技に関する調査は、8種目からなっており、各種目の得点を合計した体力合計点は、小5男女と中2女子が全国平均を上回り、各学校の体力向上に係る取り組みの成果が表れております。

種目別では、小5男子は8種目中7種目で全国平均を上回り、小5女子は全ての種目において全国平均を上回りました。中2男子は「握力」で全国平均を上回り、ほかの種目は全国平均と同程度の結果となりました。中2女子は6種目で全国平均を上回り、他の種目は全国平均と同程度の結果でした。

調査結果については、町及び各学校の体力向上プラン作成に活用し、体力向上の取り組みを進めてまいります。

また、体力の向上は、日常的な全身を使った遊びや運動、そして生活習慣の改善等、家庭や地域での取り組みも重要であることから、本調査の結果の概要を、保護者にも周知し、共通の課題意識をもって体力づくりの推進に努めてまいります。

3点目は、町条例に基づく令和7年度の児童・生徒表彰についてであります。

本年度の表彰者数は、前期表彰者14名、後期表彰者43名で前期、後期合わせて57名の児童生徒の表彰となり、賞の内訳につきましては、努力賞15名、奉仕賞13名、親切賞7名、体育賞10名、学芸賞12名となりました。

4点目は、町内における各種大会、行事等の開催状況であります。

1月11日、コンベンションホール「ういず」において、新たに20歳となられた37名が出席され、「令和8年標茶町20歳のつどい」が晴れやかに挙行されました。

式典終了後には参加者自ら企画した交流会が行われ、恩師のビデオメッセージや抽選会を行うなど、久しぶりに再会した友人と交流を深めておりました。

また、20歳の皆さんに標茶町からしべちや牛乳を提供したところです。

次に、1月25日、野外アリーナJOYにおいて、第31回標茶町アイスストッカー大会が開催されました。町内外合わせて20チーム72名の方の出場により、熱戦が繰り広げられました。

また、1月31日には、多目的運動広場スケートリンクにおいて、第46回標茶町スケート大会が開催され、幼児から一般まで合わせ70名の参加があり、町内外の選手による白熱したレースが繰り広げられました。本スケート大会には標茶町スポーツ協会より豚汁を無料提供いただき、大会参加者、関係者等にふるまっていただきました。また、本スケート大会及びアイスストッカー大会に、雪印メグミルク株式会社磯分内工場様、明治安田生命保険相互会社釧路支社釧路駅前営業所様よりご協賛を頂いております。心より感謝申し上げる次第です。

次に、2月21日には、しべちやアドベンチャースクールの閉講式が高校生スタッフの参加のもと行われ、特別講座を含む年間8講座、延べ10日間を無事修了した参加者に修了証書を授与いたしました。参加された児童生徒の今後の活躍を期待するものであります。

5点目は、児童・生徒が各種大会等において、大きな成果を収めましたので、ご報告いたします。

1月10日から11日に、帯広市で開催された第56回北海道中学校スピードスケート大会に、虹別中学校2年生の今橋美優さんが1500メートル、3000メートルの部門で全国大会の出場権を得ました。

その後の1月31日から2月3日に、長野市で開催された「第46回全国中学校スピードスケート大会」では、1500メートルで31位、3000メートルでは12位という成績を収めています。

今後の児童・生徒のさらなる活躍を期待するものです。

以上で、今定例会にあたっての教育行政報告を終わります。

○議長（菊地誠道君） ただいまの口頭による行政報告に対して、簡易な質疑を認めます。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、次に議長から諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

休憩いたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時23分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ◎施政方針

○議長（菊地誠道君） 日程第4。施政方針を行います。

町長から、町政執行方針を求めます。

町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 令和8年標茶町議会第1回定例会の開催にあたり、町政執行の基本的な方針並びに施策の概要について申し述べ、議員各位をはじめ、町民の皆さんのご理解とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

はじめに

私が町民の皆さまのご支持を得て、町長の職を担わせていただき、間もなく7年半を迎えようとしています。

この間、このふるさと標茶が「元気なまち」となるよう全力で町政に取り組んでまい

りました。

このような中、昨年の予算編成を踏まえて、私は、このままの事務事業、財政運営を続けていては持続的なまちづくりが困難になることから行財政改革推進計画を策定しました。

全国の多くのまちで、人口減少と少子高齢化、過疎化が同時進行しており、さらに新型コロナウイルス以降に起きている為替変動や物価高騰、人手不足と人件費高騰がまちづくりにも大きな影響を及ぼしております。本町では、行政課題の解決のため大型建設事業や各種ソフト事業を積極的に行ってきたところですが、一方で、広大な行政面積の中に道路などの社会インフラや公共施設を多数維持しており、町財政は余力が少ない状況にあったことも事実であります。

「標茶町行財政改革推進計画」は、次の世代への責任を果たすため、避けて通ることのできない改革です。2年目の今年はより具体的に町民の皆様と議論しながら、将来に向けた基盤を確かなものとするため、再設計のための1年であります。

私は町長として、厳しい状況にも直面しましたが、多くの町民の皆様並びに町議会のご支援や町内外の人的ネットワークに支えられてまいりました。この人と人とのつながりと「まちを元気に」の強い思いこそが町の歩みを支える土台であるとの考えをもって町政運営をしてまいりました。

そして、これまで培ってきた土台があつてこそ、困難な課題にも向き合い、次の時代へと歩みを進めていくことができるものと強く認識をしております。

様々な課題が山積しておりますが、困難な状況に直面する今だからこそ、町民の皆さまが「元気なまち」に希望と誇りをもって暮らし続けられるよう、ふるさと標茶への愛着を深めていただくことが何よりも重要であります。このまちは、苦難のなかでもそれを乗り越え、新たな道を拓き、今日の標茶を築き上げてきた歴史があります。このまちと人がもつ無限の可能性を引き出し、多くの町民の皆様の英知を結集して、持続して発展する「元気なしべちゃ」を町民の皆様と共に創り上げるため全力で取り組んでまいります。

#### 町政の特徴について

本町の令和6年度ベースの財政状況につきましては、実質公債費比率は10.1%全道降順で54位、将来負担比率は74.9%全道降順16位であり、経常収支比率は93.9%となっております。

政府が閣議決定しました令和8年度予算案でも、国債に頼る状況は変わらず、国における財政健全化の道のが依然厳しい状況にあります。財源を国へ依存する本町としましても、一段と厳しい財政運営を余儀無くされており、令和8年度の予算編成も厳しい作業経過をたどったところであります。

町内経済情勢は、急速な人口減少と少子高齢化の進行、長引く物価高騰や社会保障関係費の増加が見込まれ、かつてない厳しさの中にあります。これらの対応に加え、地方創生や、子ども子育て政策、防災・減災を始めとする安全安心な暮らしの実現など増大する行政需要に的確に対処しながら、まちづくりを進めていくことが求められています。こう

した中、自主財源の主軸である町税は今後も大幅な増加は見込めませんが、納税者皆様のご理解をいただき安定的な税収を確保するよう努めてまいります。税外諸収入金につきましても、負担の公平性を保つべく滞納整理と収納対策を強化してまいります。本町の活力を守り抜くためには、これまでの延長線上ではない抜本的な体質改善が必要であり、令和8年度においては行財政改革を喫緊の最重要課題と位置づけ、限られた資源を最大限に活用できる持続可能な行財政基盤の再構築に全力で取り組んでまいります。

以下、施策の概要について申し上げます。

#### 1. みんなで魅力と価値を生み出すまち

本町は、自然と折り合いをつけながら暮らしを刻み続けてきましたが、さらに環境と調和したまちづくりに取り組んでまいります。

水資源として貴重な財産である「釧路川」「別寒辺牛川・ホマカイ川」「西別川」の上中流域に位置する本町の責務を踏まえ、下流域の各自治体、団体および住民との連携を強めてまいります。

本町では、再生可能エネルギーの活用などで脱炭素化に配慮したまちづくりを目指し、令和4年3月にゼロカーボンシティ宣言をしております。町面積の54%を占める森林につきましては、森林経営計画にもとづき、二酸化炭素吸収源としての公益的機能を発揮できるよう適正な森林施業を推進してまいります。また、みどり認定こども園改築において地中熱を利用した再生可能エネルギー導入によりカーボンニュートラルに向けて引き続き取り組んでまいります。町民の皆様にも、さまざまな再生可能エネルギーの有効活用、食品ロスの削減など、一人一人ができることから、取り組んでいただきますようお願いします。

また、釧路湿原周辺での太陽光発電については大きな社会問題となっておりますが、再生可能エネルギーを否定するのではなく、貴重な自然環境や動植物の生態系、豊かな景観を保全し、地域と共生できるよう対応してまいりたいと考えております。

基幹産業の酪農につきましては、昨年に引き続き生乳生産が増産になった結果、令和7年の生乳生産量は対前年比102.9%の17万6,973トンとなりました。しかしながら、ホクレンと乳業メーカーは令和8年度の乳価を据え置くことで合意しており、配合飼料をはじめとし、あらゆる生産資材が高騰する中、今後も厳しい情勢が続くことが予想されることから、酪農再興事業による簡易草地更新や営農用水確保対策など生産基盤強化に向けた取組を継続して支援を行ってまいります。

新規就農対策につきましては、担い手育成協議会を構成する関係機関や関係団体と連携し、計画的な研修生の受け入れについて協議してまいります。

家畜伝染病対策につきましては、生産者の規模拡大により予防の重要性が増していることから家畜防疫アドバイザーを引き続き配置します。また、JAしべちやをはじめとする関係機関と連携し、飼養衛生管理基準に係る農場指導を引き続き行ってまいります。

令和3年度から取り組みをスタートさせている、釧路町と標茶町との広域連携ブランド化推進事業につきましては、これまでの取り組みの成果について、両町で開催されるイベントにおいて広くPRを行い、昆布の森牛の認知度向上に努めてまいります。野菜生産

は「釧路ほくげん大根」のブランド名も定着し、本町にとっても重要な産業の一つとなっています。本年も安定的な生産をする上で重要な土壌改良に対して、継続して支援してまいります。

また、環境保全型農業直接支払交付金制度を活用し、化学肥料の低減など環境保全効果の高い営農活動に対して支援を行ってまいります。

育成牧場は、酪農分業化の進展により利用者ニーズの高い哺育から育成までの一貫養育に応えられるよう、きめ細やかな飼養管理に努めるとともに、道営事業による草地整備等を行い良質な粗飼料の確保に努めてまいります。

綿羊生産振興につきましては、国産羊の希少性が認められてきており、地域の資源として民間事業者への委譲を進めてまいります。

林業につきましては、持続的な森林の管理と経営の確立による、森林の多面的機能の発揮や地球温暖化防止などへの取り組みが求められていることから、公共造林補助事業等を活用した森林整備を促すとともに、森林環境譲与税を活用し、森林整備およびその促進に係る支援を行ってまいります。

また、令和6年6月に本町を含む8者で結んだ「林業DXの推進に向けた連携に関する協定」に基づき、森林施業の効率化と林業従事者等の負担軽減に向けた取り組みについて引き続き研究を行うとともに、町有林において森林モニタリング調査で得られた情報をもとにJクレジットを発行し、国が進める地球温暖化対策に貢献してまいります。そのほか、間伐など森林施業の効率化を図るため、林業専用道の整備を進めてまいります。

農林業に甚大な被害をもたらしている有害鳥獣対策につきましては、引き続き猟友会のご協力をいただきながら、許可捕獲および鳥獣被害対策実施隊による捕獲の実施と、農林業者の自衛策として、わなの活用を積極的に推進するとともに、エゾシカにつきましては、食肉やペットフードとしての活用に向けて民間事業者と連携した取り組みを引き続き行ってまいります。

近年は全道的にヒグマによる農業被害や人身事故が相次いで発生していることから、牧場や民家周辺などで出没を繰り返す問題個体については、箱わなや銃器により早期の捕獲に努めてまいります。また、日常生活圏でヒグマが出没した場合は、北海道や警察署をはじめとする関係機関と連携し、必要に応じて緊急銃猟による捕獲を実施するなど、被害防止に向けた取り組みを引き続き行ってまいります。

漁業の振興につきましては、漁獲の主力でありますワカサギのふ化放流による増殖事業への支援を引き続き進めてまいります。

商工業の振興につきましては、新たな取組を支援するGOGOチャレンジ支援事業を継続し、創業支援や特産品開発、イベントへの出店など、地域経済活性化に資する支援を行ってまいります。

また、商工会の運営支援および財政支援に努めるとともに、買物弱者支援としての側面を持つ出前商店街の取り組みを支援するほか、第三者への事業承継に対する取り組みを商工会や金融機関と連携し実施してまいります。

経営資金の需要に対しましては、金融連絡会議での議論や町内情勢などを踏まえ、創業時の負担軽減を図るため利子補給と保証料補助制度を新設し支援を行ってまいります。

また、町広報紙への低廉な有料広告掲載などにより、事業活動の支援を引き続き行ってまいります。

観光の振興につきましては、観光協会をはじめ、関係団体や圏域関係機関と連携し、引き続き誘客を推進する事業に積極的に取り組み、各種SNSなどを活用した観光情報の発信を進め、地域おこし協力隊による新たな地域の魅力発掘やおもてなし事業を展開し、交流人口・関係人口の拡大を目指してまいります。

また、町民の憩いの場であり、さらに本町の観光拠点施設である「釧路湿原かや沼観光宿泊施設ぽん・ぽんゆ」につきましては、宿泊利用が指定管理者が設定している収支計画の目標を大きく上回るなど多くの方に利用されている状況ではありますが、引き続き指定管理者と連携を図り、地元産食材やアクティビティの提供により地域の魅力を最大限に引き出し、町内外問わず利用者の多様なニーズに対応できる施設を目指してまいります。

## 2. みんなで支えあう健やかなまち

町民誰もが生涯にわたり住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らすことができるよう、各種福祉施策を展開するとともに、町内関係団体との連携に努めてまいります。

国民健康保険制度および後期高齢者医療制度の運営につきましては、運営主体と密に連携を図りながら実施し、各種医療給付事業につきましても、適切な実施に努めてまいります。

また、脳ドック検診の一部助成につきましては、早期発見、早期治療や予防の促進を図るため、引き続き実施し、保健事業の推進につきましては、「第3期データヘルス計画」および「第3次健康しべちや21（健康増進計画）」に基づき、骨粗鬆症検診の実施や、生活習慣病の発症および重症化予防に取り組んでまいります。また、関係機関や団体と連携を図りながら健康まつりなどの事業展開により健康の保持増進、生活の質の維持および向上を図り、健康意識を高めてまいります。

高齢者の保健事業につきましては、国保データベース（KDB）システムなどを活用し、地域の健康課題を分析し、介護予防と一体的に取り組むことで適切かつ効果的なサービス提供を行い、健康寿命の延伸につなげてまいります。

また、引き続き日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において骨髄等の提供に関する最終同意書に署名をした方の通院、入院に対し助成を行ってまいります。

歯科保健対策として、歯周病検診を引き続き実施するとともに、新たに後期高齢者医療広域連合会の委託を受け、口腔機能改善、全身疾患の予防を実現することを目的に、75歳以上の歯科健康診査を開始します。

また、う歯予防対策として、保育所や認定こども園でのフッ化物洗口を継続してまいります。

妊娠や出産に対する支援として、不妊治療に対する経済的支援や妊産婦健診などに係る交通費の一部助成を引き続き実施してまいります。

妊婦等包括相談支援事業および妊婦のための支援給付交付金を効果的に組み合わせ、産前産後の面談を実施するとともに、妊娠支援給付金の給付を行ってまいります。

子育て困難世帯に対する早期の支援体制を構築するため、出産前後の妊産婦の心身の変化に対応できるよう24時間の相談体制と産後ケア事業により継続して支援を行ってまいります。

また、新生児聴覚検査費用の助成を引き続き実施し、早期発見と早期支援に努めてまいります。

さらに、子育て世代が安心して子どもを産み育てることができるよう、切れ目のない支援の環境づくりを充実させてまいります。

町立病院につきましては、経営改善に努めるとともに町内唯一の病院として町民の命と健康を守り、町民が安心して生活できるよう最善を尽くしてまいります。

また、電子カルテの導入により、医療事務の効率化や患者様の待ち時間の短縮など信頼される病院としての使命を果たせるよう努めてまいります。

介護保険事業につきましては、地域全体で包括的に支え合う体制づくりを進めるとともに「高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」の着実な実施に努め、「第10期介護保険事業計画」の策定に着手してまいります。

障がい者福祉につきましては、障がい者や障がい児が、自立した生活を営むことができることを基本に、多様化するニーズに対応するための支援体制の構築を推進してまいります。

また「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」に基づき各種施策の着実な実施に努めるとともに、「第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画」の策定に着手してまいります。

社会福祉につきましては、引き続き「ほっとらいふ制度」により、高齢者世帯や低所得世帯などへの助成を行ってまいります。

子育て支援につきましては「第3期標茶町子ども・子育て支援事業計画」の着実な実施に努めてまいります。

子育て応援チケット「みるくっく券」の贈呈や大学生までの医療費の無料化を継続し、経済的負担の軽減を図るとともに、新生児に木育記念品としてフォトフレームの贈呈、生後7か月の乳児に絵本を贈るブックスタート事業を引き続き行ってまいります。

児童福祉の中核であります保育所、認定こども園につきましては、みどり認定こども園改築工事の完成を目指すとともに、保育料の無料化を継続して実施してまいります。

また、適正かつ効率的な運営や地域との交流を通じて連携を図りながら、多様な子育て支援の環境づくりを推進するほか、引き続き待機児童の解消に向け努力してまいります。

乳幼児を持つ保護者が交流できる場として、子育てサロンを継続し、また、発達に不安を抱える児童の療育や身近な子育て相談を、子育て支援センターや子ども発達支援センターを軸に関係機関の協力を得ながら事業の充実を図るとともに、標茶児童館につきましては、児童の健全な育成に資するよう努めてまいります。

### 3. みんなが安心して暮らせるまち

道路は、あらゆる分野を支える社会資本の基盤として、安心して暮らせるまちづくりに、重要な役割を果たしております。

広域道路網の幹線となる国道・道道につきましては、継続して整備促進と地域から寄せられた道路環境の整備について関係機関へ要望してまいります。

町道の整備につきましては、標茶中茶安別線改良事業の早期完成を目指し、事業推進を図ってまいります。

舗装道路の老朽化対策につきましては、日常の点検に基づいて計画的に補修を進め安全性の向上を図ってまいります。

橋りょうにつきましても、橋りょう個別施設計画に基づいて定期的な点検と計画的な補修により、施設の長寿命化を図り安全性の確保に努めてまいります。

除雪及び災害時の対応につきましては、巡回点検による情報収集を基本にしながら、民間事業者との任務分担を図り、安全安心な道路環境を確保できるよう努めてまいります。

河川管理につきましては、継続的に点検を実施し適正な管理に努めてまいります。

公共交通機関としての町有バスにつきましては、利用者や沿線の地域会と連携を図りながら、運行方法や車両規模の適正化に取り組んでまいります。

また、交通弱者の足の確保のため、標茶市街地のりあいハイヤーの運行を継続してまいります。

J R釧網本線につきましては、J R北海道が、単独では維持することが困難な路線として位置づけています。本町としましては「くしろ湿原ノロッコ号」や「S L冬の湿原号」、「ザ・ロイヤルエクスプレス」などの観光列車を貴重な資源として、また、通勤・通学などの足として必要不可欠な路線であることから「J R釧網本線維持活性化推進協議会」および北海道をはじめとした関係機関や関係団体とともに路線維持、利活用のための対策に引き続き取り組んでまいります。

高度情報化の対応につきましては、国の自治体D X推進計画の趣旨を踏まえ、年齢や居住地域などにかかわらず、誰もが利便性を実感できる環境整備を進めるとともに、町ホームページや各種S N Sなどを活用し、内容や即時性の向上を図りながら、より伝わる情報発信に努めてまいります。

また、行政手続のオンライン化などを進め、来庁機会の縮減や待ち時間の短縮を図るとともに、業務効率化に努めます。

都市公園につきましては、公園施設長寿命化計画に基づいた定期点検を実施し、安全な公園施設の管理に努めてまいります。

水道事業につきましては、資産管理や中長期的な経営の基本計画である経営戦略の改定と、老朽管等の耐震管への更新および施設の改修ならびに計装機器の更新を行ってまいります。

下水道事業につきましても同様に、経営戦略の改定と、標茶終末処理場の耐震実施設計を行い、施設の改修計画を進めてまいります。

また、集合処理区域外における合併処理浄化槽設置者への助成事業を継続し、公衆衛生および生活環境の保全に努めてまいります。

しべちや斎場につきましては、引き続き指定管理者による運営を行うとともに、適切な管理に努めてまいります。

標茶町合葬墓につきましては、供用開始以降、多くの申し込み、ご利用をいただき、適切な管理、運営に努めてまいります。

廃棄物処理につきましては、循環型社会の構築に向け、再資源化、減量化の取り組みを進める一方、焼却施設および最終処分場の安定した運用と維持管理に努めてまいります。

町民が**末永く**安心して住み続けられる住まいづくりのため、住宅の新築およびリフォームに対するマイホーム応援事業を継続してまいります。

建築行政につきましては、住宅や建築に関する相談への的確な対応や情報提供に努めてまいります。

安全で安心して暮らすことのできる災害に強いまちづくりには、防災・消防機能の整備とともに、防災意識の向上を図ることが重要であります。

防災力向上には、町内会・地域会との連携が不可欠であり、自主防災組織の設立や活動の支援を行うこととあわせ、防災訓練を継続して実施することにより防災対策と意識高揚を図ってまいります。

また、災害時において、自ら避難することが困難な高齢者等の円滑かつ迅速な避難を図るため、個別避難計画の作成を進めてまいります。さらに、国において設置が検討されている防災庁の地方拠点施設について誘致に努めます。

消防機能につきましては各種災害対応力を強化するとともに、消防職員・団員の確保育成を進め、地域防災体制の向上を図ってまいります。

交通事故や犯罪のない安全なまちづくりのために関係機関や関係団体と連携を図り、交通安全や防犯思想の普及、啓発活動を推進してまいります。

消費者被害対策につきましては、消費者被害を未然に防止するため、標茶消費者協会と連携した啓発活動および町広報紙による情報提供に努めるとともに「消費者被害防止等生活安全ネットワーク」の活用により関係団体との情報共有を図ります。また、専門的な相談窓口である釧路市消費生活センターとの連携により、多様化する消費生活相談に応え得る体制の確保を図ってまいります。

#### 4. みんながいきいき学んで育つまち

学校教育では、「ふるさと標茶に誇りと愛着をもち、自らの夢の実現のために挑戦し続ける子どもの育成」を図ってまいります。

また、学校教育・社会教育が一体となって地域における幅の広い教育活動により、「町民すべてが生涯にわたって学び、自らの人生をよりよいものにしていく教育諸条件や教育環境の整備」を推進してまいります。

I C T教育に関しましては、G I G Aスクール構想による1人1台端末の更新を行い、効果的な利活用を進め、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を進めて

まいります。

ふるさと・キャリア教育につきましては、ふるさとへの愛着や誇りを育むため、小学生の「釧路川カヌー体験」および小中学生の「馬とふれあう体験学習」を継続し、各地域の特色を取り入れた教育を進めてまいります。

また、保護者の経済的負担を軽減するため、学習教材費サポート事業などにより引き続き学校の教材費の公費負担と合わせ、標茶高校への給食提供や小中学生の給食費の無償化を継続し、子育て世帯の支援を実施してまいります。

生徒が将来にわたり、スポーツ・文化芸術活動に親しむことができる機会を確保することを目的に中学校における学校部活動の地域展開を進め、休日の部活動の指導体制を整備し、平日も含めた体制構築に努めてまいります。

また、高齢者の社会参加の機会として、公民館を拠点に地域ふれあいサロンを実施し、高齢者の居場所づくりを進めてまいります。

標茶高校は、地域活動の展開を通して、多岐にわたって本町の活性化に寄与しており、さまざまな活動が各方面から高い評価を得ていることなどから、本町にとってなくてはならない貴重な財産であります。引き続き教育振興会を通して支援を行うとともに、間口維持に向けた取組として通学費の一部助成を継続し、全国から生徒を募集する地域みらい留学への参画費用を助成するなど、高校と連携して生徒確保に努めてまいります。

#### 5. みんなで創造できるまち

「まちづくり」の主役は、町民の皆様です。

本町に、脈々と受け継がれてきた「協働のまちづくり」の理念は、我が町の誇りでもあり、その礎となります町内会・地域会の活動は、本町の「まちづくり」の根幹でもあります。この理念が、世代を超えて受け継がれるよう、活動の主体性を尊重し、必要とされる協力と支援を行ってまいります。

行政と町民の皆様の間には、情報の共有化が不可欠なことから、広報広聴活動の充実に努めてまいります。

また、審議会や各種委員会の意見を聴取することとあわせ、積極的な女性の参画を進めてまいります。

合宿の誘致につきましては、本町を全国的に知っていただける手段として有効であり、地域経済に対する好影響と児童生徒の技術向上につながっていることから、誘致活動を推進するため合宿誘致推進員や関係団体と連携してまいります。

平成29年度から事業展開しています地域間交流事業「馬と共に暮らせる町…標茶」につきましては、町内の馬事業者と連携し引退した乗用馬の引き受けと施設整備への支援を進め、馬を核とした「関係人口」の創出につながる取り組みを継続してまいります。

移住の促進につきましては、塘路地区をモデル地区として、分譲地等の販売や移住者への経済的支援、移住に伴う居住環境の提供として「移住促進住宅」を活用してまいります。

また、虹別地区でのお試し暮らし住宅の整備を行うための実施設計を進めるほか、移

住者への経済的支援については、全町的な展開を検討してまいります。また、本町の存在を広く知っていただくため、タウンプロモーションとして町の魅力や情報を町の内外に幅広く発信し、首都圏で開催される相談会に参加しながら、問い合わせなどに対するきめ細かな対応を図るとともに、塘路・上茶安別地区の「お試し暮らし住宅」2棟を積極的に活用し、自然環境豊かな本町の魅力を知ってもらえるよう取り組んでまいります。

本町関係者によるフィルムコミッション実行委員会が立ち上がり、ふるさと応援大使で女優の高橋恵子さん主演の映画撮影が町内で行われましたので、撮影時の状況を広報紙などを活用しながらお知らせするとともに、町内での試写会の開催を計画するなど、映画の公開やその後の交流を通じて、本町をより発信するきっかけとなるようフィルムコミッションとしての活動に努めてまいります。

行政の自主性を発揮するためには、財政の健全化と自主財源の確保は最優先の課題であることから、口座振替やコンビニ収納および地方税統一QRコードを活用した町税と税以外の公金の納付のほか、役場庁舎での諸証明手数料の納付の際にキャッシュレス決済が利用できよう町民の皆様が納付しやすい環境を整え、収納対策の強化に努めてまいります。

ガバメント・クラウドファンディングによる寄附や、「ふるさと納税」につきましてもは新たな特産品開発や新規事業者の登録など、標茶を全国に発信する有効な手段の一つとなっており、返礼品の登録を増やしていくほか、本町に対して寄附をしたいと思っただけのような関係性の構築や情報発信の方法等について検討し実行していくほか、現在準備が進められている総務省のふるさと住民登録制度の活用に向けた情報収集に努めます。

また、地方創生の支援策として創設された企業版ふるさと納税につきましても、本町の取り組みに賛同いただける企業の掘り起こしを行うなど、引き続き自主財源の確保について取り組んでまいります。

行財政改革につきましても、「標茶町行財政改革推進計画」の計画期間である令和7年度から令和11年度までの5年間を集中改革期間とし、本町の最上位計画である「標茶町第5期総合計画」で掲げた目標である「みんないきいき みんなでつくる～自然とともに生きるまちしべちゃ～」を実現するとともに、次世代に責任ある町政を引き継ぐための地盤固めを再設計し、取り組みをより具体的に前に進めてまいります。

おわりに

以上、令和8年度の町政執行に臨む方針の一端を述べさせていただきました。

行財政改革につきましてもは、本町の未来を担い、次の世代に責任ある形で引き継ぐために避けては通れない道であり、「標茶町行財政改革推進計画」を着実に実行します。

どうかこの5年間を、本町の再構築期間と位置付けてください。私自身が強いリーダーシップを発揮し、自ら矢面に立ってこの難局を切り拓く覚悟であります。

改革は行政だけでは完遂できません。町民の皆様のご協力をいただきながら、知恵を出し合い、行動を重ねてこそ、真に実効がある改革となります。

残された任期、このまちの可能性が大きく広がっていくことを確信し、10年先、20年先を見据えた、持続して発展するまちづくりに全力で取り組んでまいります。

町民の皆様ならびに町議会、各団体のご理解とご協力を心からお願い申し上げます、町政執行方針といたします。

○議長（菊地誠道君） 続いて、教育長から教育行政執行方針を求めます。

教育長・青木君。

○教育長（青木 悟君）（登壇） はじめに、令和8年標茶町議会第1回定例会の開会にあたり、令和8年度の教育行政執行方針をご説明させていただき、議員各位、町民ならびに教育関係者の皆様のご理解とご協力をお願いする次第であります。

令和7年度は、ICTを効果的に活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に向けた授業改善や家庭と連携した望ましい学習・生活習慣の確立に努めてまいりました。

また、ふるさと・キャリア教育の大きな柱となる「馬とふれあう体験学習」等を通して、子どもたちがふるさとへの誇りと愛着を深めるとともに、命の尊さや他者を思いやる豊かな心を育てまいりました。今年度は、これまで得た知見を活かし、さらなる学びの充実と教育にかかわる諸課題の解決に向けた取り組みを進めてまいります。

本町の基本目標の一つである「みんながいきいき学んで育つまち」の具現化に向け、学校教育では「ふるさと標茶に誇りと愛着をもち、自らの夢の実現のために挑戦し続ける子どもの育成」を図ってまいります。また、学校教育・社会教育が一体となって地域における幅の広い教育活動により、「町民すべてが生涯にわたって学び、自らの人生をよりよいものにしていく教育諸条件や教育環境の整備」を推進してまいります。

以下、主要な施策の概要について申し上げます。

#### 1. 学校教育の充実

学習指導要領においては、一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることが求められております。

そのためには、学校と家庭・地域が教育の理念や目標を共有し、連携・協働しながら学習指導要領の理念を学校の教育計画に具体化するとともに、日々改善を進めることが重要となっております。

以下、教職員一人一人が高度な専門職としての指導力を身に付け、「全ての子どもたちへのより良い教育の実現」に向けた施策について7点にわたり申し上げます。

#### 信頼に応える魅力ある学校づくりの推進

学校が保護者や地域の信頼に応えるためには、学校・家庭・地域が目指す目的や目標を共有し、地域に根差した教育活動を展開するとともに、教育課程を柔軟に編成・実施していくことが重要です。

以下、そのための方策について申し上げます。

#### （1）社会に開かれた教育課程の実現

学校教育を通して子どもたちに必要な資質・能力を身に付けることができるよう、地域

との連携および協働を図り、地域の教育資源を活用し、「社会に開かれた教育課程」の実現を目指してまいります。自分に合った学び方や他者と協働する取り組みを充実させ、「知・徳・体」のバランスのとれた「生きる力」を育てまいります。

また、保護者や地域住民が学校運営に参画する「コミュニティ・スクール」につきましては、学校と地域が連携し、持続可能な協働体制のもと、特色ある教育活動を行ってまいります。

### (2) ふるさと・キャリア教育の充実

児童生徒が将来に向けた自己実現を図るため、本町の豊かな教育資源を活用し「ふるさと・キャリア教育」の充実に努めてまいります。

小学生による「釧路川のカヌー体験」および小中学生を対象にした「馬とふれあう体験学習」を継続してまいります。さらに、小中学校と標茶高校との連携を深め、体験的な学習を支援するとともに標茶高校の魅力を広く発信し、子どもたちがふるさと標茶に愛着をもち、自己の将来とのつながりを見通すことができるよう、ふるさと・キャリア教育の拡充を図ってまいります。

### (3) 教員の資質の向上

児童生徒の「生きる力」を育むためには教員の資質・能力の向上が不可欠であります。そのため、教師自身が学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、主体的に学び続けるとともに、教師の個性に即した学びや教師同士の学び合いを行うことが求められております。

「学びに関する高度専門職としての教師」の実現に向けては、標茶町教員資質向上研修を行うとともに、標茶町学校教育研究所の活動の充実、各種研修会への計画的な受講を奨励するなど、教職員の資質向上につながる研修機会を確保してまいります。また、研究指定校に選定した学校に対し、学校教育水準の向上に寄与する実践的研究を支援してまいります。

### 確かな学力の育成

これからの社会を生き抜く確かな学力を育成するためには、自ら学び、行動し、よりよく問題解決する資質・能力を養うことが重要です。そのため学校教育においては、子どもを中心においた質の高い学びを、切れ目なく保障することが求められております。

以下、そのための方策について申し上げます。

#### (1) 「主体的・対話的で深い学び」の実装に向けた授業改善

各校においては、学習指導要領の趣旨を踏まえ「主体的に学び、周りとは対話する過程で自らの学びを深めていく授業」が求められております。そのため1人1台端末の効果的な活用を一層進め、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実への授業改善および端末を活用した家庭学習を推進してまいります。

学習の定着を把握する手立てとして、標茶町学力サポートプラン（標準学力調査）や全国学力・学習状況調査、北海道チャレンジテスト等を継続的に実施してまいります。

また、児童生徒の学習状況を的確に把握することで、実効性のある学力向上プランを

策定し、検証改善サイクルを確立することに努めてまいります。

英語力向上につきましては、今年度も外国語指導助手2名を町内の認定こども園に派遣することに加え、小学校1・2年生における外国語活動を継続し、幼児から系統的に生きた英語に触れる機会を充実してまいります。また、長期休業中を活用した小中学生を対象とした「英会話教室」を開催するなど、外国語指導助手の活用を促進し、英語力の向上を図ってまいります。

#### (2) 生活習慣・学習習慣の確立

各家庭に「早ね、早おき、朝ごはん運動の推進」および「家庭学習・読書習慣の確立」を呼びかけ、生活リズムチェックシート等を活用し、家庭における望ましい生活習慣と学習習慣の確立に努めてまいります。

また、「北海道学び推進月間」の標語づくりに取り組むことで、主体的に学びに向かう態度の育成を図ってまいります。

#### (3) 今日的な教育課題への対応

情報化社会に主体的に対応できる「情報モラル」「情報活用能力」を、授業での1人1台端末の活用場面等において育成するとともに、家庭との連携によりSNS上のトラブルを含めたネットトラブル等の未然防止教育に努めてまいります。

また、北海道アクション・プラン（第3期）を踏まえた「標茶町働き方改革行動計画」を推進し、校務の効率化と業務の平準化・学校運営体制の見直しなどをさらに進め、教員の働き方の改善に努めてまいります。

#### 豊かな心の育成

規範意識や互いの個性・立場を尊重する態度、生命を大切にして、他者を思いやる心など、児童生徒の豊かな人間性と社会性を育むため、以下の点について取り組んでまいります。

#### (1) 道徳教育の充実

特別の教科である道徳を要として、学校の教育活動全体で道徳教育を進め、自己の生き方を考え、主体的な判断のもとに行動し、自立した人間として他者とよりよく生きるための基盤となる道徳性を養ってまいります。

そのために、「考え、議論する道徳」の授業を充実させ、その取り組みを家庭や地域に公開するよう努めてまいります。

さらに、問題行動等の未然防止に向けた「非行防止教室」「薬物乱用防止教室」等を計画的に進めてまいります。

#### (2) いじめや不登校への対応

「標茶町いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの問題の未然防止、早期発見、早期対応等、「いじめ見逃しゼロ」に努めてまいります。「いじめ防止対策推進法」等の理解を深め、計画的ないじめ実態調査や教育相談等を通じた状況把握、「SOSの出し方に関する教育」の充実等、組織的できめ細かな対応に取り組んでまいります。また、「いじめ根絶に向けた1学校1運動」や「いじめ根絶子ども会議」「絆づくりメッセージコンク

ル」等の取り組みを通して、「いじめは絶対に許されない行為である」という意識の醸成を図ってまいります。

不登校への対応につきましては、各校に設置したサポートルームの機能を促進させ、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場を確保するとともに、サポート機能の充実に向けた支援を進めてまいります。また、幼児教育施設や民間施設との連携を密にし、小1プロブレム、中1ギャップの予防に努めるとともに、スクールカウンセラーや養護教諭による専門的な相談に積極的につなげることを通して未然防止および適切な支援を進めてまいります。さらに、「標茶町いじめ・不登校対策支援チーム」を組織し、教職員等を対象とした研修を進めてまいります。

### (3) 読書活動の充実

読書は、豊かな心の育成や確かな学力の基盤として重要な活動であることから、児童生徒が日頃から読書に親しむことができるよう学校図書館の活性化や読み聞かせ、ブックトークなどに取り組み、読書の習慣化につながるよう努めてまいります。

#### 子どもの健康な体の育成と安全

##### (1) 健康な体づくりの充実

全国体力・運動能力、運動習慣等調査や新体力テストの継続的な実施から児童生徒の体力の状況を的確に把握することで、実効性のある体力向上プランを策定してまいります。各校では、運動の楽しさに触れ、子どもたちが進んで運動に親しむ態度を育成するとともに、「スポーツ推進コーディネーター」を希望校に派遣し、児童生徒の運動習慣・体力向上に向けた取り組みを進めてまいります。

また、学校保健安全法が定める検診の実施や性教育、疾病予防や事故防止などの指導を通して、健康の保持増進を図ってまいります。

##### (2) 安全教育の充実

学校の危機管理マニュアルに基づき、災害を想定した避難訓練や、地域と連携した「1日防災学校」等の実践的な防災訓練、熱中症対策を進め、防災体制の整備や自らの身を守るために必要な能力の育成に努めてまいります。

また、「標茶町通学路交通安全プログラム」に基づいた校外や登下校時の安全対策、不審者侵入時の退避行動について学ぶ防犯教室の実施を、関係機関と連携して取り組んでまいります。

さらに、各校では月2回の「ネットパトロール」を実施し、インターネット上で児童生徒がいじめや犯罪等のネット上のトラブルに巻き込まれることがないように、未然防止・早期発見・早期対応を行ってまいります。

##### (3) 食育の充実

「標茶高校と連携した食育推進事業」の実施や、栄養教諭による食育などを通して、食に関する正しい理解と望ましい食習慣の定着に向けた取り組みを推進してまいります。

また、標茶高校への給食提供や、地場産品の活用、衛生管理および栄養バランスに留意した献立など、安全・安心でおいしい学校給食の提供に努め、町内小中学校の児童生徒

の給食費の無償化を継続し、子育て世帯の支援を実施してまいります。

#### 特別支援教育

子どもたち一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や支援を行うため、特別支援教育コーディネーターが中心となり、個別の教育支援計画を活用して組織的な支援に取り組むとともに、特別支援教育支援員の配置や「標茶町特別支援教育マップ」を作成し、支援環境を整備してまいります。

また、関係機関が連携する標茶町特別支援教育連絡協議会の活動を支援し、特別な支援を必要とする子どもへの適切な指導の充実に努めてまいります。

#### 幼児教育

幼児期は、次代を担う子どもたちの生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であります。引き続き、認定こども園や保育園等との連携に努めてまいります。また、今年度も認定こども園への定期的な外国語指導助手の派遣を継続し、幼児期からの外国語活動を充実させてまいります。

#### 教育環境の整備

各学校の教育効果の向上を図るため、児童生徒数の将来動向等に留意のうえ、「学校適正配置計画」を基本に、学校、PTAや地域への情報提供を行い、よりよい教育環境づくりに努めてまいります。

スクールバスの運行につきましては、児童生徒の安全を確保するため関係機関の連絡体制を緊密にし、安全運行の指導を徹底してまいります。

学校施設等の整備につきましては、財政状況を踏まえて、教育環境の質的向上や改修の検討を進めてまいります。ICT教育環境につきましては、GIGAスクール構想において整備した端末の更新を進めてまいります。

また、教育振興対策事業および学習教材費サポート事業により、引き続き学校における教材費等を公費負担とし、父母負担の軽減を図ってまいります。

標茶高等学校は、町内における社会に人材を送り出す最終段階の教育の場であり、小・中・高一貫した教育環境を整える上で、その役割は重要です。引き続き、教育振興会を通して支援を行うとともに、標茶高等学校が持つ教育的価値を町内外に広く発信する取り組みを進めてまいります。

## 2. 生涯学習、芸術文化・スポーツの充実

令和8年度は、標茶町社会教育第9次中期計画の4年目になります。

すべての町民が、生涯にわたりあらゆる機会と場所において、学ぶことができるような活動の場と情報の提供を行い、学んだ知識や技術を生かした社会活動を奨励し、誰もが心豊かな人生を送るための環境づくりに努めてまいります。

#### 家庭教育への支援

子育て支援センターをはじめとする関係機関と連携し、乳幼児期からの親子のふれあいや豊かな情操を身につけるための支援に努めてまいります。

#### 青少年教育の充実

子どもたちの多様な学びや体験活動に対する意識を高め、「望ましい生活習慣」の定着に向けた取り組みを図るため、各学校や各関係団体等と連携して「しべちやアドベンチャースクール」をはじめ、各種体験活動の充実に努めるとともに、「少年の主張大会」や「子どもの夢を育てるまつり」などの事業を推進してまいります。

また、20歳を対象とした「20歳(はたち)のつどい」交流会の開催を引き続き支援してまいります。

#### 成人教育の充実

公民館等を中心に住民ニーズの把握に努め、趣味の講座や健康づくり教室、レクリエーション等、心の豊かさを実感できる事業を推進してまいります。

また、女性のつどいや男女平等参画集会をはじめ、まちづくりに対する女性団体の活動を支援してまいります。

#### 高齢者教育の充実

趣味を持ち健康的な生活とスポーツを楽しみ、健やかで充実した生活を営むことができるよう「たんちょう大学」や地域の交流の場である公民館講座等、学べる機会を提供してまいります。

また、健康相談や軽体操、ゲーム等を取り入れ、情報交換の場として楽しめるよう地域ふれあいサロンを開催してまいります。

#### 図書館活動の充実

「資料提供」「全域サービス」「児童サービス」の3点を重点に、図書館システムを活用しながら進めてまいります。

また、11万冊を超える蔵書を多くの方に利用していただけるようなイベントや展示を行うとともに、来館が難しい方には、図書館バスによる定期巡回時の訪問や公民館等の拠点箇所への定期配本に努めてまいります。

第3次標茶町子どもの読書活動推進計画に基づいた学校への配本や読み聞かせ、町保健福祉課と連携したブックスタート事業等を継続してまいります。

#### 博物館機能の充実、文化財の保護と活用

標茶町博物館は、博物館の機能である「収集と整理・保管」、「公開と展示」、「普及と教育」、「調査と研究」に加え、各学校や公民館等と連携した学習会、講座の開催、ボランティアの育成に取り組んでまいります。

昨年締結した包括連携協定を生かし、キタサンショウウオをはじめとする自然環境の保全に努め、令和8年度からはじまる第2次標茶町アイヌ施策推進地域計画によりアイヌの歴史や文化にふれる機会を提供するよう努めてまいります。

#### 文化の振興、スポーツの推進

文化の振興につきましては、標茶町文化協会をはじめ、公民館等町内の社会教育施設を活動拠点とする団体と連携を図り、活動発表の場である総合文化祭の開催、町民有志で構成する文化講演会等へ支援を行ってまいります。

スポーツの推進につきましては、「誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも」スポ

ーツに親しむことができるよう、標茶町スポーツ協会や各スポーツ団体、障がい者団体等と連携を図り支援してまいります。スポーツ推進委員や健康づくり運動指導員による指導・普及、スポーツ団体指導者の育成等、町民の健康増進に努めてまいります。駅伝競走大会をはじめとするスポーツ大会や教室等を推進し、全道・全国大会等へ出場権を得た団体や個人にはスポーツ振興助成金による支援に努めてまいります。

また、部活動の地域展開として、中学生がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができるよう、指導体制の構築に努めてまいります。

以上、令和8年度の教育行政執行にあたって基本方針を申し上げましたが、本年度も本町教育の充実・発展に向けて全力を尽くしてまいります。

町民の皆様ならびに町議会の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げまして、教育行政執行方針といたします。

○議長（菊地誠道君） 以上で、施政方針を終わります。

#### ◎総務経済委員会所管事務調査報告

○議長（菊地誠道君） 日程第5。総務経済委員会所管事務調査報告を行います。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務経済委員会委員長・齊藤君。

○総務経済委員会委員長（齊藤昇一君）（登壇） 総務経済委員会所管事務調査報告について。

本委員会は、所管の事務調査を下記のとおり終了したので、標茶町議会会議規則第75条の規定により報告いたします。

調査事項については、本町の公園施設の現状と課題についてであります。

以下、調査報告書の内容に書いてありますが、その調査と内容について、若干、かいつまんで説明させていただきます。

総務経済委員会所管事務調査報告。

昨年、令和7年10月21日に都市公園13か所・農村公園12か所、計25か所の視察を行ってまいりました。視察を行い、本町の公園の実態を確認いたしました。

また、本年1月21日に、再度、委員会を開き、説明員、担当職員より本町の公園施設の現状と課題について説明を受けました。

主な課題について

共通課題として、公園施設の老朽化、維持管理費の増額、人口減少や少子高齢化による利用者の減少など、当初の公園設置の目的が発揮できていないという課題が存在し、今後の公園の在り方について、検討が必要な時期にあると説明を受けました。

その現状と課題を踏まえ、委員会の所見を報告いたします。

本町には標茶町都市計画審議会条例があり、この条例に基づき毎年1回は都市計画審議会が開催されていたが、昨年、審議会は開催されておらず、都市公園に対してこれだけの課題を抱えていることから、早急に審議会を開催し、課題提供をし議題にするべきである。

今後、開発局による河川改修事業が計画されており、事業予定に合わせて、早急に公園の現状や利用状況も含めて調査し、目的やニーズも含めて方向性を出すべきである。

農村公園は、設置目的などを改めて明確にし、地域のコミュニティの場、健康づくりの場として、地域振興会などと将来の公園の在り方について協議する機会を持つべきである。

各公園の役割を明確にし、目的などを含めて再編するなど取り組みを進めるべきであり、今後の新しい活用も考慮すべきである。

今後の公園管理の在り方について、人口減少・少子高齢化、財政難など様々な理由で公園の維持管理が出来なくなる事などを視野に入れ、考えをまとめていくべきである。

以上で、総務経済委員会所管事務調査報告を終了いたします。

○議長（菊地誠道君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

以上で、総務経済委員会所管事務調査報告を終了いたします。

#### ◎厚生文教委員会所管事務調査報告

○議長（菊地誠道君） 日程第6。厚生文教委員会所管事務調査報告を行います。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

厚生文教委員会委員長・櫻井君。

○厚生文教委員会委員長（櫻井一隆君）（登壇） 厚生文教委員会所管事務調査報告書について。

本委員会は、所管の事務調査を下記のとおり終了したので、標茶町議会会議規則第75条の規定により報告をいたします。

調査事項、標茶町立病院の現状と課題についてであります。

厚生文教委員会所管事務調査報告書。

調査日時、令和7年10月22日、2回目は令和8年1月14日、調査場所は標茶町役場議員室でございます。

出席者等については、お手元に配布の資料のとおりでありますので、お目通し願います。

主な資料説明

資料1から資料8まで出ておりますが、その中から抜粋で説明したいと思います。

資料1については、町立病院の現状と課題ということでございます。診療科目、病床数の推移、医師、看護師、職員等について現状の説明があった。現在診療科目は5科目を開設し、急性期病床は60床。職員数は派遣医師を含め、全体で90名体制で運営をしている。

また、本年度から電子カルテシステムの導入を検討しており、令和8年度中の稼働に

向け進めているところであります。

資料3で、令和6年度決算状況の報告がありました。これによりますと、病院事業に係る地方交付税は2億3,891万5,000円であり、町単独一般会計繰入金として7億1,108万5,000円となったとの報告があった。

資料7、釧路圏地域推進方針の推進状況の報告がございました。これによりますと、過疎化・少子高齢化が進むことから、検討の結果、今ある病床数は60床ですが、これが50床になるということでございます。

各委員からの主な質問と説明につきましては、ご覧とおり5点、出ておりますので、主なものだけを上げました。

最後になりますが、委員会の所見でございます。

電子カルテシステムの導入は、効率化が期待できることと人件費の削減が可能となるので、遅滞なく進めることを望む。

人工透析については医療衛生管理上、現在の施設での設置は難しく、新たな施設増設等が必要となることから、現時点での導入には至らないと判断いたしました。今後は患者動向を注視しつつ継続案件といたしたい、このような結論となっております。

町の人口に見合った医療体制が望ましいが、地域住民のニーズに沿った診療体制にすべきであるという意見が出ております。

患者が支払う入院費や治療費は診療報酬として国が定めている。病院を経営するにあたり、人件費や医療資材が高騰しているのに、今回見直された2から3%程度の診療報酬の引き上げでは赤字の解消につながらず、町立病院の経営は良くなりません。町理事者は公立病院の実情に合った支援策を講ずるよう、国に対して意見、要望を出すべきではないか。

最後ですが、病院建物の老朽化に伴う雨漏りがある。早急に修理をすべきである。

以上でございます。

○議長（菊地誠道君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

以上で、厚生文教委員会所管事務調査報告を終了いたします。

#### ◎議案第70号

○議長（菊地誠道君） 日程第7。議案第70号を議題といたします。

本案に関し、付託をいたしました厚生文教委員会委員長から会議規則第75条の規定により審査報告書が提出されておりますので、会議規則第39条第1項の規定により委員長の報告を求めます。

厚生文教委員会委員長・櫻井君。

○厚生文教委員会委員長（櫻井一隆君）（登壇） 委員会審査報告書。

令和7年第4回定例会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第75条の規定により報告します。

1. 事件番号 議案第70号

2. 事件名 標茶町特定乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

3. 審査経過 審査日、令和7年12月22日、委員会開催。説明員、保健福祉課長、保健福祉課長補佐、保健福祉課長補佐、児童福祉係長

4. 審査結果 原案可決すべきもの。

以上でございます。

○議長（菊地誠道君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

議案第70号を委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第70号は原案可決されました。

#### ◎議案第1号

○議長（菊地誠道君） 日程第8。議案第1号を議題といたします。

本案に関し、付託をいたしました総務経済委員会委員長から会議規則第75条の規定により審査報告書が提出されておりますので、会議規則第39条第1項の規定により委員長の報告を求めます。

総務経済委員会委員長・齊藤君。

○総務経済委員会委員長（齊藤昇一君）（登壇） 委員会審査報告書。

令和8年第1回臨時会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第75条の規定により報告します。

1. 事件番号 議案第1号

2. 事件名 公益的法人等への標茶町職員の派遣等に関する条例の制定について

3. 審査経過 審査日、令和8年2月16日、委員会を開催し、説明員、総務課長、総

務課長補佐より説明を受けた。その審査結果、原案可決すべきものといたしたことを報告いたします。

以上です。

○議長（菊地誠道君） これより委員長報告に対する質疑を行います。  
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本件を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

議案第1号を委員長報告のとおり、原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第1号は原案可決されました。

休憩いたします。

休憩 午前11時43分

再開 午後12時58分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ◎陳情第1号

○議長（菊地誠道君） 日程第9。陳情第1号を議題といたします。

本件に関し、付託いたしました総務経済委員会委員長から標茶町議会会議規則第75条の規定により審査報告書が提出されておりますので、会議規則第39条第1項の規定により、委員長の報告を求めます。

厚生文教委員会委員長・櫻井君。

○厚生文教委員会委員長（櫻井一隆君）（登壇） 陳情審査報告。本委員会に付託された陳情は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第92条第1項の規定により報告します。

番号、陳情第1号

件名、磯分内プールの存続を求める陳情

審査の結果、採択とすべきものと決定しております。

以上でございます。

○議長（菊地誠道君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

本多君。

○3番（本多耕平君） ただいま、委員長のほうから陳情第1号に対しての報告がございました。採択ということで理解をいたしました。したがって、私から2点ほど委員会の内容、実態についてお聞きしたいと思います。

ご案内のように、この陳情は磯分内プールの存続を求める地域からの陳情でございました。委員会としての内容審査の際、どのような内容であったのか、もう少し具体的なお話を聞ければと思います。令和2年に教育委員会の所管であります社会教育委員の会ほうから建議書が出されておりますことは、皆さんご案内のとおりかと思えます。その際、私も一生懸命それを読ませていただきました。そちらから少しお話がありますけれども、この陳情書はこの建議書に沿った内容の陳情であったと理解をいたします。したがって、委員会といたしましては、もちろん、その陳情内容のみを審査したと思うわけですが、繰り返しますが、その地域の要望は建議書に沿ったものに対しての陳情であったかと思えます。結論で言えば、その地域は磯分内にプールを、その施設を残してほしいと、存続してほしいという陳情でありました。したがって、委員長にお聞きしたいことは、その内容のみを協議したのではなくて、私は建議書についても関連があるので、いくらかは協議したのかなという気がいたしますが、まず1点、建議書との共通認識を持たれていたのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 厚生文教委員会委員長・櫻井君。

○厚生文教委員会委員長（櫻井一隆君） ただいま、本多議員のほうから質問がございました。建議書に基づいてというお話ですが、本委員会の構成員は6名でございまして、1名が当日病欠しておりました。残る5名での採決となっております。

採決の結果、了とする者2名、否とする者2名で同数となりました。議長判断に至りました。そういうことで可決となりました。この陳情書が出ることを受けまして、何人かの議員が現地を視察してございます。そういう現地視察した中でも、まだ地域の要望が大事であると思っております。

陳情の動機については、標茶町がプールの存続をどのようにするかということが明確に出ていない中で地域のプールを廃止するということでございましたので、それを受けまして、経過として、地域内での話し合いもして、その結果、磯分内のプールを修理して存続してほしいということでした。当委員会として、そういうことを踏まえまして、了とする結論を出したまでです。

以上です。

○議長（菊地誠道君） ちょっと待ってください。櫻井委員長、先ほど、議長採決と言ったけれども、委員長採決ですので、間違いのないように。訂正いたします。

（「はい」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 本多君。

○3番（本多耕平君） ただいま、委員長のほうから部分的な経過説明がございましたので、もうちょっとお聞きいたしますけれども、そもそも、磯分内から出ました陳情書については、繰り返しますけれども、令和2年に出された、いわゆる社会教育委員の会からこれからの第8次計画に向けての中で、どのように本町のスポーツ施設、あるいは教育についてやっていくかという、いわゆるその建議書が出されたことが原点になっていると、私は考えております。ということは、陳情書の中にも当地区からは、磯分内の今まで果たしてきた役割、あるいはまたこれから教育委員会に求めること、また、教育委員の会が出した建議書の内容も一部含んでおります。したがって……

（「なにそれ」の声あり）

（「委員の会か」の声あり）

（「社会教育の会」の声あり）

○3番（本多耕平君） すみません、教育委員の会ではなくて社会教育の会ですね。そちらが主たる磯分内の地区の陳情書を出したその要因になっておりますし、教育委員会自体が、あの建議書を十分、協議しながら、今後の第8次計画に向けてのことということで、施設の運用の在り方、プールの運用の在り方、プールも含めた交流館の在り方を協議した内容だったと思うのです。繰り返しますけれども、厚生文教委員会としては、この調査の時にその関連性を持った建議書についての磯分内プールの環境を十分、議論をされて磯分内の陳情を了としたのか、もう1点、お伺いしたいと思うのですが。

○議長（菊地誠道君） 厚生文教委員会委員長・櫻井君。

○厚生文教委員会委員長（櫻井一隆君） 建議書なるものは見ておりませんし、出されておられません。ですから、この件については、今後……

（「出てる」の声あり）

○厚生文教委員会委員長（櫻井一隆君） 出ているのか、すみません。それについては、まだ審議を、これからこの磯分内地域を、ここで言われているのはこの磯分内地域だけではないのですよ。委員会として出されているのは、ほかの地区も今後どうするのかという町の姿勢を改めて問うということも踏まえてございます。

（何事か言う声あり）

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午後 1時07分

再開 午後 1時08分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

厚生文教委員会委員長・櫻井君。

○厚生文教委員会委員長（櫻井一隆君） 建議書については、一応、協議してございまして、ただ、この件については、町のこれからの方向というものが出ておりませんので、そ

れについてあくまでも、とりあえずの暫定措置として使わせてほしいということでありまして、それ以上もの何ものでもございません。今後、町がこのプールをどのような形にするのか、それによっては皆さんと同じように標茶町のプールを使わせてほしいというお話も出ております。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 本多君。

○3番（本多耕平君） 委員長の報告で、私、個人的には、本当に大事な磯分内としての陳情があったと思うのです。磯分内に限らず、全町におけるプールは3か所に指定されておりますけれども、言い換えれば、茶安別の交流館もプールになっております。あるいはまた、阿歴内の交流館もプールになっております。様々な用途でもっての建設がなされておりますので、私はもし時間を許していただければ、のちほどまた別な機会でもって、町、あるいはまた委員会のほうに應對したいと思っておりますので、私の質問はこれで終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「委員長」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 本多君。

（「討論だよ」の声あり）

○3番（本多耕平君） ごめんなさい。すみません、失礼いたしました。

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本件を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

陳情第1号に対する委員長の報告は採択すべきものでありますが、陳情第1号を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

（「同数だ」の声あり）

（何事か言う声あり）

○議長（菊地誠道君） 起立採決の結果、可否が同数であります。

したがって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長が本件に対して裁決いたします。

本件については、議長は不採択と……

（何事か言う声あり）

（「議長、間違わないでよ」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 失礼しました。本件については、議長は不採択と裁決いたします。

◎標茶町財政健全化調査特別委員会調査中間報告

○議長（菊地誠道君） 日程第10。標茶町財政健全化調査特別委員会調査中間報告を議題といたします。

標茶町財政健全化調査特別委員会から付託の件について、中間報告をしたいとの申し出がありました。

お諮りいたします。

本件は申し出のとおり報告を受けることにいたしたいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、本件に関し、委員会からの中間報告を受けることに決定いたしました。

委員長の発言を許します。

類瀬委員長。

○委員長（類瀬光信君）（登壇） 特別委員会調査中間報告書について。

本特別委員会は、下記調査事項について、標茶町議会会議規則第45条第2項の規定により報告します。

調査事項、標茶町財政健全化に関する調査についてでございます。

中間報告書を取りまとめたものについては、皆様のお手元に資料としてお配りしておりますが、何分、長いので中間、短縮をさせていただきながら報告することといたします。

標茶町財政健全化調査特別委員会は、議長を除く11名で構成され、令和7年3月13日から令和8年3月3日までの期間中、9回の特別委員会を開催し、本日、中間報告するにいたりました。

議会は5年前からたびたび財政ひっ迫の危険性を指摘してきたが、令和7年度予算編成時に初めて町が財政ひっ迫を認めたことで危機感が共有されました。町民生活と密接にかかわる行政サービスを維持しながら、将来世代に過度な負担を残さない財政運営に転換していくことが喫緊の課題と認識し、事業評価に関する事、行財政改革推進計画に関する事、財政の主要課題に関する事の3項目を調査対象としました。単に歳入・歳出の数字や事業の成果を確認する作業ではなく、町が行った「事業評価」を議会として再評価することで町が策定した行財政改革推進計画に全町民が痛みを分かち合うに足る価値を持たせることを目的といたしました。

調査項目ごとの報告をいたします。

行財政改革推進計画について。

本来、町は、財政ひっ迫の原因を究明するために過去に実施した施策と事業について徹底検証しなければならない。しかし、本町は既に基金が枯渇して財源が足りない状況にあり、一日も早く改革に向けた実行計画を策定して町民に説明しなければならない。その

ため、検証が不十分ではあるが、改革の理念と方針が「行財政改革推進計画」として策定されたものと捉え、議会としての検証とその内容調査を行った。

まず、目指すべき財政規模について、比較対象とした自治体が不適格ではなかったか。人口を除き、地勢、産業構造、行政面積、積雪の有無、中核都市との距離、公共交通機関の有無などに加え、ふるさと納税の実績も含めて対象を絞り込むべきではないか。

また、人口減少を受入れ、コンパクトなスマート行政を目指すとしているが、経済や情報、健康における弱者を置き去りにしてはならない。町が財政ひっ迫の一因とする町職員の人件費については、目標とする令和2年度の人件費率11%と現在の人件費率15%では、人件費自体の構成が異なっている。現在の人件費は、正職員とフルタイムの会計年度任用職員の給与合計であり、目標としている令和2年度の人件費は、正職員と非常勤職員の給与を合計したものであります。令和2年の時点で臨時職員の賃金は物件費として扱われているので、人件費率に反映されていません。したがって、単純に比較することはできないと思います。さらに、財政規模が圧縮されれば分母が小さくなるので、11%という目標値が適切かを見直す必要があるのではないのでしょうか。誤った目標値を根拠に弱者が切り捨てられるようなことがあってはならないと思います。

これまで、財政調整基金の取り崩しと積み戻し、それと職員の努力によって各種費用を削減し繰越して財源化したとする町の説明には違和感があります。繰越には、基幹産業に関する施策の未執行分が多く含まれていて、中には新規就農者への支援などもあり、見込んでいたインフラ整備や新規就農者がなかったことの証左であります。本町の基幹産業にとっては負の要素しかありません。ほかにも検証が徹底されていないことの影響が随所に見られるので、改革と称して誤った施策や事業が実行されないよう、議会は常に監視しなければなりません。

次に、事業評価について。

施策や事業を実施する際に具体的な目標値を設定していても、その成果を確認していない、あるいは形式的にしか事業評価をしていないことが、費用対効果の低い施策や事業の継続に繋がっている事例がある。中には、保育料無償化のように、国が目指した「働き方改革」や、町が目指した「子育て支援の充実による人口増加」に対しての成果が、5年経った現在も検証されていない。その一方で、就学前教育の充実という成果を生んでいる事例もあるので、個々の施策や事業の実態に踏み込んだ検証が必須であると感じました。

かや沼観光宿泊施設に関しては、事業規模を考えた場合、町民も含めて慎重に議論する必要があったのではないか。稼働後も経営の目標値や達成度が公表されていないため、今後、どうあるべきかについての議論が深まっていない。

行財政改革推進室が、膨大な事業の評価を限られた時間内にまとめたことに対しては敬意を表します。しかし、ほとんどの施策と事業を実行した事実をもって「評価する」と結論づけており、議会が行う再評価の参考となる情報は少なかったと言えます。内部評価の難しさは十分理解しますが、町民目線で客観視できなければ実行計画に理解を求めることは難しいのではないのでしょうか。

次に、財政の主要課題について。

まず、標茶町立病院です。町立病院の経営は、国による診療報酬引き下げによるところが大きく、町単独で対処できる問題ではありません。現在、公立病院経営強化プランを策定し改善に取り組んでいるので、その推移を静観しなければなりません。町と議会はそれぞれ、町民の生命を預かる町立病院存続のため、実情に合った支援策を講ずるよう国に意見、要望をしなければなりません。今年度予定している電子カルテ導入は、医療事務の効率化と省力化だけでなく、病院としての信頼性を将来に向けて担保することになる。さらに、最低限の施設補修も町立病院の存続に不可欠な投資なので、2件とも遅滞なく進めるべきと考えます。

特別養護老人ホームやすらぎ園について。

これまで、特別養護老人ホームやすらぎ園に関しては、議会（厚生文教委員会）から入園者を定員満度の100名を維持することが最善と提言してきました。現在、やすらぎ園は介護士不足により60名程度まで減少した入園者を80名程度に回復することを目標に掲げています。入園者が100名でも60名でも固定費に大きな差はなく、町内経済への影響という点では定員を満たすよう取り組むべきだと思います。施設の老朽化が著しいが、近隣には、老朽化した多床室棟に国の補助対象となるユニット型居室棟を増築し、90名を収容している民間施設があります。介護士の処遇改善によって必要な人材が確保されているだけでなく、安定的に黒字経営を続けています。また、管内には経営を指定管理者に切り替えたことで、自治体の負担が半減した事例もあるので、やすらぎ園に関する基本方針を早急に定めるべきだと思います。

標茶町育成牧場について。

牧場の持つ潜在能力は高く、経営の多角化によって生じた不採算部門の精算、あるいは譲渡を行い、育成事業に集中すれば赤字圧縮が可能だと思います。物価や人件費の高騰を踏まえ、損益分岐点（飼養頭数）を見直し、遊休牧区を始めとする現有インフラをフル稼働させることが最優先であり、当面、新たな投資は必要ありません。今後、少なくとも町、生産者団体、生産者がかかわる経営体を設立し、公共性を堅持したまま、なるべく早くに民営化することが望ましいと思います。町が目指す草地型に関するビジョンとグランドデザインを明確にした上で、牧場の役割を再確認することも必要です。また、預託料は、営農指導の現場では常に削減対象となるため、損益分岐点（飼養頭数）に固執せず、常に多めの預託牛を確保することで経営を安定させなければなりません。

全体のまとめです。

本町の財政ひっ迫は一過性のものではないということ。国の政策変更、いわゆる三位一体の改革後、長年にわたり対策を先送りしてきたことで累積した「構造的な課題」の側面があります。町政運営の姿勢や意思決定に関しても、10年、20年という長期的なビジョンが不明瞭なため、場当たりの決定があったとも言えます。

真に町民が求める行政サービスと、行政が考える「優先順位の高い施策・事業」は必ずしも一致しません。これまで町は「町民の代表である議会への説明を優先する」として、

こうした機会を設けてきていません。議会に対する説明も形式的で、調査や熟慮の暇もなく、追認ありきの姿勢であったと感じます。それに対して、議会も財政ひっ迫の折であれば、なおさら内容を掘り下げる仕組みをつくり、自ら「追認機関」から脱却しなければならなかったと思います。

町は、事業を起こす際、特にそれが大型である場合は、以後の財政運営に与える影響が当然大きいので、年度負担が軽減されるよう補助金や有利な起債などを財源対策とセットで進めてきたと説明していますが、結局、町の財政運営が自転車操業であったことを認めています。そして、この循環が、近年の物価や人件費の高騰、また人手不足による直営から委託への切り替えなどによる費用の増加によって崩れたことが財政ひっ迫の主たる原因としています。しかし、この認識自体が財政ひっ迫を招いたともいえるのではないのでしょうか。基幹産業の経営環境を左右する国内外の情勢、物価高騰も労働力不足も人件費高騰も何ひとつ肯定的な要素がないこの5年間の状況を、これまでの山積する課題を集中的に解決する局面であるとした町、そして議会の判断は健全財政という点からは誤りであったと思います。ともに猛省しなければなりません。

所定の調査は、一旦終了しましたが、実行計画こそが財政健全化の鍵であることから、今回の報告を「中間報告」とし、これからも常任委員会や予算・決算審査等を通じて、行財政改革の進捗とその影響を丁寧に検証し、町民にとって納得感のある財政運営が行われるよう引き続き調査を進めることとしました。

町の主役は町民です。行財政改革の主役も、痛みを感じるのも、また町民です。一日も早く現状を町民に説明し、理解を得た中で改革が実行されるよう切に願って中間報告いたします。

○議長（菊地誠道君） これより、中間報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

以上で、標茶町財政健全化調査特別委員会中間報告を終了いたします。

#### ◎一般質問

○議長（菊地誠道君） 日程第11。一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

渡邊君。

○10番（渡邊定之君）（発言席） 私は、西別岳山小屋の管理について改善すべき点を質問いたしたいと思います。

本町にある西別岳は、多くの登山客が訪れるところとして人気の山であります。山小屋も多くの登山者が利用していますし、その管理について、確認事項及び具体的な内容を何点か伺います。

登山道の流出または倒木等の事案が発生したときに、どのような対応をされているのか。山小屋のトイレの環境など複数の改善事項について、管理人から強い訴えがあると聞いていますが、承知していますか。また、今後どのように対応しようとしていますか。

山小屋の冬期間の管理について、どのように対応していますか。また、冬期間も利用者がいるため、管理人が自主的に管理せざるを得ない部分もあると聞いていますが、このことについて町はどのように考えていますか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 10番・渡邊議員のお尋ねにお答えいたします。

1点目の登山道の流出・倒木等の事案が発生したときの対応はどのようにしているかとお尋ねですが、軽微な補修等については、虹別連合振興会と随意契約をしている西別岳登山道及び休憩施設の清掃及び保全業務において対応していただいておりますが、大きな流出や軽微な補修等で対応できない倒木があった場合については、北海道地方環境事務所釧路自然環境事務所が施設の補修及び改修など、施設の直接的な管理を行うこととなっております。

2点目の山小屋のトイレについてのお尋ねですが、実際に西別岳登山道及び休憩施設の清掃及び保全業務の従事者からは、トイレの改修や山小屋及び休憩施設の防腐塗装作業、作業用車両の導入や冬期間の移動に利用するためのスノーモービルの導入について、意見、要望を伺っておりますが、トイレの再整備には多額の費用が必要となることから、現時点での更新は困難であることや、作業に要する車両などの購入を町で行うことは難しいことをお伝えしていただいております。

今後の対応として、寒冷地でも機能するバイオトイレの設置や山小屋の防腐塗装作業を進めるために、クラウドファンディングを活用するなどして、財源の確保に向けた取り組み等を考えているところであります。

3点目の山小屋の冬期間の管理についてのお尋ねですが、西別岳登山道及び休憩施設の清掃及び保全業務の委託期間は、山小屋までの林道の除雪を行っていない5月から12月中旬までとしておりますが、例年1月から3月の期間で、7名程度、山小屋の利用実績があることから、有事の際に避難や休憩することができるよう、冬期間も施錠はしておりません。そのようなことから、保全業務委託期間外であります。業務従事者個人の善意で、山小屋の状況把握などが行われているのが実情であります。

町といたしましては、業務従事者個人の善意で行われていることではありますが、施設管理上、好ましくない状態であると考えているところであり、西別岳登山道及び山小屋の維持管理については、今後も業務受託者である虹別連合振興会と密に連携し、諸課題に対する対応についても意見交換しながら、登山道の安全と快適な利用環境を確保しつつ、持続可能な体制を構築してまいりたいと考えておりますので、ご理解を願います。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

渡邊君。

○10番（渡邊定之君） まず最初に、1点目に質問した登山道の流出・倒木等の事案が発

生したときに、どのような対応をしているかという質問に対してのお答えですけれども、虹別連合会のほうにもお聞きしたのですけれども、管理者の方から話を聞くことはあるのですけれども、なかなか管理人の方の要望どおり対応することができないのが現状だということなのですけれども、登山道入り口までの林道の中で、風による倒木等が起こって、その倒木をどかさないと山には行けないような状況が発生したことがあるそうですけれども、それはやっぱり自分の個人的な機動力で、結果的には重機といいますか、トラクターといいますか、そういうものを持って行って処理して、何とか通れるようにはしたのですけれども、その準備をするまでの、様々なトラックとか、そういうものを町のほうに連絡したときに、こういうトラック、重機とかも用意できるというような、そういう体制を整えていただきたいという要望があるのですけれども、その辺に関してはいかかでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・石川君。

○観光商工課長（石川 淳君） お答えいたします。

林道内の倒木等であれば、基本、対応のほうは営林署、森林管理事務所のほうで対応していただけることになると思っていますので、それらも含めて早めに我々に連絡いただければ、我々のほうからも連絡できますので、そういった対応で進めていきたいと思っております。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○10番（渡邊定之君） そういうお答えをもらっているというような話も聞いているのですけれども、連絡事務所や何かに連絡して、実際に処理をするまでの時間というのはそんなに簡単なものではないということなので、管理者の方からの提案ですけれども、先ほども言いましたけれども、そういうときに、こういうトラックとか、そういうチェーンソーなりなんりの応急的な準備をしていただけるような体制は取れないのかという話なのですけれども、そういうことは不可能ですか。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・石川君。

○観光商工課長（石川 淳君） お答えいたします。

時間がかかることも想定されるのですけれども、その倒木の規模とかにもよるとは思うのですが、我々観光課の職員で行って対応を一緒にさせてもらうということも可能ではないかと思っておりますので、その辺も含めて、何かそういうことがあったときには早く相談していただければと思っております。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○10番（渡邊定之君） 管理者の方に伝える機会があったら、そのお言葉をそのまま伝えたいという具合に思います。

2点目の、これは以前、僕もこの場所で質問したことはあるのですけれども、本当に山小屋のトイレ……

○議長（菊地誠道君） 渡邊議員、先ほどの質問で、こっちからも答弁があるようです。

○10番（渡邊定之君） すみません。よろしく申し上げます。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） ただいま担当課長から、機動的な運用もできるのではないかと

いうご答弁をさせてもらっているのですけれども、基本的には、林道であれば管理責任のこともありますので、もしやるとすると、町と営林事務所の間のやり取りも必要ですし、それから大きな規模のものであれば、どこがやるにしても、やはり相応の機材等をそろえる時間が必要になってくるので、その辺も考えると、人手で解決するものについてはちょっとやれる可能性もありますけれども、責任と、それから負担をどうするかということについては、やはり慎重に考えていくのが原則だろうと考えておりますので、ご承知おきいただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○10番（渡邊定之君） 今、答弁いただいた、結局、自分のところの重機を使用してそれに対応に当たって、なるべく速やかに山の麓に行けるように具体的に対応した経過はあるのですけれども、そういうものに対して、重機や何かを動かしたということに対する費用弁償といえますか、そういうのは考えられないでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・石川君。

○観光商工課長（石川 淳君） お答えいたします。

虹別連合振興会さんに管理をお願いしている保全業務の内容については、登山道の清掃と草刈りですとか、山小屋の清掃と点検という内容になっておりまして、基本的には、イメージしているのは、本当に簡易な対応をお願いしているという状況でございますので、あまり大きな事象の対応というのはこの委託業務の中には含まれておりませんので、その辺はもしあれば、町なり国なりのほうで対応するというのが基本になるかとは思っております。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） 若干の補足なのですけれども、私が先ほど申し上げたように、仮に林道であれば森林管理事務所が所管のものになりますので、今、議員のお尋ねが地域の方が機材を出したときの費用弁償というお話なのですが、その場合は、例えば町が中に入って森林管理事務所と地域の方をつないで機動的な対処をするという、そういうお話し合いをするということは可能だと思うのですけれども、そこに町が費用弁償するというのは少し筋が違うのかなと感じているところであります。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○10番（渡邊定之君） わかりました。

次に、先ほども言いましたように、トイレのことについてはここで質問させていただいたことがあるのですけれども、今の回答の中で、クラウドファンディングというのですか、そういう事業を通しての対応も検討しているという具合に答えていただいたとは思いますが、その理解でよろしいですか。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・石川君。

○観光商工課長（石川 淳君） お答えいたします。

これにつきましては、議員のご指摘のとおり、クラウドファンディング等を活用しまして寄附金を集めた中で財源を確保して対応していければと考えております。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○10番（渡邊定之君） よろしくお願ひします。

次に、山小屋の冬期間の管理についてなのですが、先ほど5月から12月までの管理委託というお答えでしたけれども、管理人の方から、冬期間の管理は委託されていないということは本人も言われていましたし、先代の管理人をなさっていた方から、冬でもあそこ西別岳に人が登って山小屋を使っている事実があるので、やっぱりたまに見に行ったほうがいいというアドバイスを受けながら、今、管理されている方は対応していると思うのですが、スキーで行くから片道4時間かかるそうなのです。朝4時に出かけて、往復ただけで8時間ですから、もうそういう意味で、すみません、前後しますけれども、山小屋でストーブをたいて、そのストーブの周りに薪があつて、これは危ないなという現場に直面したといいますか、そういう事実もあるそうなので、スノーモービルとか、そういうものを冬の間だけでも手配していただければ、何とか山小屋の管理人もそんな苦勞をしないで行けるといふ、そういう訴えなのなのですが、その辺のことはいかがですか。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・石川君。

○観光商工課長（石川 淳君） お答えいたします。

スノーモービルの乗り入れの関係なのですが、山小屋までの間の林道が国有林になっておりまして、ほぼ全域が保安林に指定されておりまして、林木の育成や植生保護等の観点から、基本的にスノーモービル等の乗り入れは原則認められていないという状況になっております。

ただ、冬の間、山小屋を管理したいので何とかなるかというところ、その辺については改めて私どものほうで確認はできていないので、原則、認められていないというところはあるのですが、そういった管理が認められるかどうかも含めてなのなのですが、確認はしたいと思うのですが、先ほどの答弁でもあったとおり、スノーモービル等を町が買って貸与するようなことは、なかなかちょっと難しいのかなと、今、考えているところでございます。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○10番（渡邊定之君） 何度も繰り返すようなのですが、実際、そういういうストーブを使って危ない現場を見てしまったというか、そういう事実があるので、そのことによって、もし山小屋が燃えてしまうなんていうような事実が発生した場合、そういうことも考慮して今後の対応を考えていただきたいと思うのですが、いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・石川君。

○観光商工課長（石川 淳君） お答えいたします。

安全管理上、なかなか冬期、やはり林道の除雪とかも基本的には難しいと思いますので、これについては、地域の方とまたいろいろ相談しながら、どうやってやっていくかという話になると思うのですが、最悪、冬期間そういった火災の危険があるということであれば、山小屋のほうを冬の間は施錠するのですとか、そういった形の方法も取らなければ

ばならないのかなと考えております。

いずれにしても、地域の皆さんと相談しながら、持続可能な管理をできるようにしていきたいと思っております。

(「終わります」の声あり)

○議長（菊地誠道君） 以上で10番・渡邊君の一般質問を終わります。

鴻池君。

○5番（鴻池智子君）（発言席） では、通告に従いまして、2点質問をさせていただきます。

まず1つ目、感震ブレーカーの設置を進めるべきということで質問いたします。

大地震発生時の二次災害を防ぐために、昨年行われた防災訓練でも取り上げられた感震ブレーカーの設置を進めるべきと思います。

大地震発生時の火災原因は電気関係が51%とされています。感震ブレーカーには簡易タイプで安価なものもあるため、二次災害防止のために、木造の築年数が長い住宅に対し設置を促す取り組みを進めるべきと思いますが、町の考えを伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 5番・鴻池議員のお尋ねにお答えいたします。

感震ブレーカーは、地震の揺れを感知し、一定の揺れの強さを超えた場合に、電源を自動的に遮断する装置であり、地震による火災の発生を未然に防ぐための有効な手段であると認識しております。地震大国である日本において、地震発生時の住宅火災の被害を軽減するための対策として、非常に重要な取り組みであります。

議員、ご指摘の木造の築年数が長い住宅については、電気設備や配線なども老朽化しているため、感震ブレーカーの設置は非常に効果の高いものと考えております。

現在、消防庁では、感震ブレーカーの普及推進に力を入れており、その一環として、昨年9月には、標茶町総合防災訓練でトレーニングセンターの中にて、感震ブレーカーの仕組みについて、実演、説明を行いました。この取り組みに参加した多くの町民が、感震ブレーカーの効果を実際に体験されたことと思います。

町としても、標茶消防署と連携して感震ブレーカーの設置を推進するため、その重要性について、広く周知する広報活動を検討していきたいと考えております。地震による二次被害を軽減するための対策として、自らの安全と財産を守る選択肢である感震ブレーカーを積極的に導入していただけるよう、広報活動による情報提供を行い、防災意識の向上に努めてまいりますので、ご理解を願います。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

鴻池君。

○5番（鴻池智子君） 大変前向きな答弁をいただきましたけれども、その周知方法、広報活動を進めていただくに当たって、より効果的な周知方法というものがあると思うのですけれども、町としては、その周知方法は広報に載せる、SNSとか、ホームページに載せるとかという方法もあると思うのですけれども、より早く町民の皆様にも周知する方

法として、一番先にどのような方法を考えておりますか。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・長野君。

○総務課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

広報しべちゃとかホームページだとかを通じて周知していくということと、あと昨年、町長の答弁でもありましたけれども、防災訓練の中でも、また引き続き、やっぱり実際に物を見てもらって体感していただければということで、そういった形で周知していきたいと思っております。

○議長（菊地誠道君） 鴻池君。

○5番（鴻池智子君） この感震ブレーカーにつきましては、私も個人的に買って、設置をいたしました。金額をここで言っているのかどうかわかりませんが、2,000円台で取り付けることができましたので、ほかの自治体では、この感震ブレーカーに対しては、町とか自治体で補助金を出して設置をしてというところもあるのですけれども、これくらいの値段であれば、本人がつけたいという意思があれば、補助なしでつけていただけるのではないかとこのように考えております。

とりわけ、私たちの仕事というのは、町民とか町民の生活を守るためにあると考えております。ではあるのですけれども、町民自体がやっぱり自分自身の財産は自分の手で守るという、そういう心構えというものをしっかりと伝える場として、こういう広報のほうを行っていただきたいと思っております。

では、2つ目の質問に移ります。

これはAEDに三角巾の導入をということで、これも以前に一度質問をしている内容です。

先月、救急救命講習を受けてきました。その中で、AEDの使用時に、女性に対する配慮から、胸部が見えないようにAEDを使用するという訓練を行いました。これは服を着ておりますので、服を着た状態でAEDをつけるということがなかなか難しいところがありました。また、着用している服によっては、より時間がかかります。消防職員、団員、救助に携わる人がちゅうちょせずAEDを使用できる体制を整えるためにも、改めて三角巾の導入を求めます。

町内に設置されているAEDの数は、公共施設等を含め30台程度です。救助のためにAEDを使用した消防職員が、救助した家族から訴えられたという事例もありました。ぜひとも三角巾の導入を強く要望いたします。町の考えを伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 5番・鴻池議員のお尋ねにお答えいたします。

AEDは、一般の町民でも容易に使用できる医療機器として、急性心疾患の患者の救命率を大幅に向上させる役割を果たすことから、心停止などの緊急事態において、初期対応の重要性がますます認識されており、発症から救命措置を受けるまでの時間が患者の生存率に直結することから、多くの研究が明らかになっております。

議員、ご提案のAEDを使用する際の女性への配慮としての三角巾の導入につきまして

は、令和4年第4回定例会においてもご提案をいただきましたが、心肺蘇生が1分遅れると救命率は10%低下するというデータがありますので、緊急時には、一刻も早い心肺蘇生法の実施が最優先であります。その上で、プライバシーにできるだけ配慮するためにどのようなものが望ましいか検討した結果、本町で設置している44台全てのAEDのボックス内にタオルを配置いたしました。パッドを貼る部分の汗などの水分を拭き取る工程を行うこともでき、胸部を隠す役割を持つため、AED使用時における女性への配慮と救命措置の迅速な実施が両立されるものと考えておりますので、ご理解をお願いします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

鴻池君。

○5番（鴻池智子君） AEDの中にタオルを入れていただいたということは、本当にありがたいことです。これは本当に体がぬれていたりしたときとかにも使えますし、そういう意味では、ここは本当に評価をさせていただきたいと思っています。私、30台程度と申しましたが、44台ということで、これも本当に一刻も早くという処置の間では非常に有効なものでございますので、これは本当に感謝を申し上げたいと思います。

以上で質問は終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 以上で5番・鴻池君の一般質問を終わります。

櫻井君。

○2番（櫻井一隆君）（発言席） 私からは、2つ質問させていただきたいと思います。町長に答弁を求めております。

まず、1件目でございます。

町立病院は屋根の修理をすべきではないかという題名にいたしました。

町立病院は、町民の健康を守る大切な施設だと思うが、町長はどのように考えているのかお伺いしたい。

2点目は、院内の患者待合室が雨漏りをしています。なぜ修理をしないのでしょうか、その理由を伺いたい。町長が修理せずして誰ができるのでしょうか。町の財産を管理するのが町長の責任ではないのでしょうか。町長の考えを伺うものであります。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 2番、櫻井議員のお尋ねにお答えいたします。

1点目の町民の健康を守る大切な施設だと思うが、町長はどのように考えているかのご質問ですが、議員ご指摘のとおり、医療機関として町民を見守るという点では非常に重要な施設であると考えております。

2点目の院内の患者待合室が雨漏りしているが、なぜ修理をしないのかのご質問ですが、町立病院については平成8年3月の建設以来30年となり、各設備や各種機器などの老朽化に対応するため、この間、計画的に更新や修繕を行ってきているところであります。全ての箇所を同一時期に更新や修繕を図ることは予算的にも厳しく、雨漏りについては根本的な原因を特定するには専門業者による調査が必要であり、予算確保の課題もあって遅れている状況にあります。まずは雨漏りの原因を特定することが優先となることから、そ

の特定に向けて努力してまいりたいと思っております。

3点目の町の財産を管理するのが町長の責任ではないかのご指摘の質問ですが、議員ご指摘のとおり、町長である私の責任と承知しております。しかし、限られた予算の中で各施設を維持していかねばならない現状にあって、緊急度の高いところから優先して対応していくことと思っており、町立病院については、この間もナースコール、消防設備、浴室、ボイラー設備等の課題のあったところは順次対応してまいりました。今後におきましても、優先度に応じて対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） 標茶町立病院は町民の命を守るとりですから、それは町長も認識しておられるとおり、大変重要なところですが、ただ、この雨漏り状態が長年続いておりますよね。ここに現場の写真も持ってきました。この写真によりますと、雨漏りしている箇所、これはもう2階の天井が抜け落ちて黒い穴になってございます。こういう状態でいつまでも放置しておくと、カビが生えたり、また、雨漏りがして湿気が中にこもったりということになりますので、非常に天井が、この雨漏りによって、あちこち染みができているわけですよ。染みができるということは、雨が天井を走っているということなのです。ですから、これはこの雨漏りということだけではなく、天井そのもの、病院そのものが壊れていくということでございますので、早めに直していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 病院事務長・伊藤君。

○病院事務長（伊藤順司君） お答えいたします。

根本的な原因を特定するためには、先ほど答弁にありましたとおり、事業者さんによる検査、調査等が必要になるというふうに思っておりますので、今後、町立病院の経営も厳しいという状況からしますと、多額の予算は難しいということから、何とか安価な方法で調査し、防げる方法を検討してまいりたいと考えていますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） 本町は財政難ということで、いろんなものが修理できなかったり、新たな事業がやれなかったりということはわかるのですが、ただ、この雨漏りというのは過去にも修理した経過があると思うのですが、そこらはどうなのですか。いつ頃、最終的な修理を行ったのですか。

○議長（菊地誠道君） 病院事務長・伊藤君。

○病院事務長（伊藤順司君） お答えいたします。

平成27年の1月に、待合室の上のトップライトのほうの、いわゆるガラス張りのところ、そこを修繕しています。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） それでは聞きますけれども、そういう平成27年に行った際、何が原因でこういう雨漏りになったというふうに特定したのですか。

○議長（菊地誠道君） 病院事務長・伊藤君。

○病院事務長（伊藤順司君） お答えいたします。

大変申し訳ありません。その辺の経過等については、私自身押さえておりませんが、基本的には上のトップライトの部分、ガラス部分からのつなぎ部分の雨漏りだというふうに認識しているところであります。そこのところを重点的に修繕したと聞いております。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） 今、説明あったとおり、この明かり取りの窓というのですか、物すごくきれいな、ステンドグラスですか、それによってモダンな建物となっております。非常につくりも複雑でございます。ここに設計図のコピーもあるのですが、二重の構造になっているのかな。一番上に強化ガラスみたいのが張られていて、それから三、四十センチ下がったところにステンドグラスの、そういう装飾のあるガラス構造になっております。ですから、二重構造になっているのかなというふうに、この設計図から推察するに当たってそのように思っているのですが。ですから、そういうガラスの中で真空だったらいいのですけれども、ガラスというのは真空でないと、皆さんがわかっているとおり、夏に車など窓を閉めておくともものすごく熱くなりますね。恐らくそういう現象がこの二重のステンドグラスの窓のところで起きているのではないかと。そうすると熱膨張が起きます。当然、熱膨張があるし、部材によっては金属のところとガラスのところコーキングによって目張りされて雨漏りしないようになっているのですが、そうすると金属の熱膨張の差と、それから高温によるコーキングの劣化ということが毎日のように続いているのではないかと思う。そこらほどのようにお考えでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 病院事務長・伊藤君。

○病院事務長（伊藤順司君） お答えいたします。

申し訳ありませんが、ちょっと私、建築のほうの専門家ではないので、議員がおっしゃっていた具体的な膨張等の考え方については断言できませんが、そういった原因というか、議員、ご指摘の部分の劣化等々の調査をしなければ特定できないと判断してきておりますが、恐らく今のところ、そのガラスのつなぎ部分ですとか、コーキングの劣化というところであれば安価な対応でできるのかなと思っておりますので、その辺も研究してまいりたいと考えていますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） 聞くとところによると、このステンドグラス構造の会社というか、作った会社はもうないということで、新しいものに取り替えることは不可能かなと思うのです。ですから、もし簡単にこの雨漏りを止めるということになると、普通の屋根をこのステンドグラスのところ、先人が一生懸命知恵を絞って作ってくれたこのステンドグラスには誠に申し訳ないのですが、トタン屋根というかな、普通の屋根で覆うのが一番簡単でないかと思うのですが、そこはどうでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 病院事務長・伊藤君。

○病院事務長（伊藤順司君） お答えいたします。

そういった、議員、ご指摘の方法も1つあるのかなと思っております。その辺も含めて、足場をどう組むのかという考え方と、あのトップライトを潰すと待合室が暗くなるというところで、待合室の側にしか小さな照明がございませんので、あれをなくすとどのぐらいの暗さになるのかというところも検証が必要なのかなと思っておりますけれども、議員、ご指摘の屋根をかけるという方法も1つなのかなと思っておりますが、実際そこまで要する経費がどのぐらいの見積りになるのかというのは、今後、研究させていただきたいと思っております。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） 足場をかけることについては、以前も足場をかけて修理したと思うのですが、3階部分のこのステンドグラスの下の部分、そこに平らな屋根がございますよね。そこは十分足場を立てるに耐えられる構造になっていると思うのです。ですから、地上から長い足場を組むのではなく、3階の部分というか、このステンドグラスのすぐ下の部分、そこに屋根がありますので、そこからは十分な足場が組めるのではないかと思います。いずれにしても、暗くなる話ですけれども、暗くなれば、今、小さなライトがついています。これではなく、もうちょっと大きな明かりの取れるような電灯なりなんなりをつければいいと思います。そういうことで暗さというのは解決するかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 病院事務長・伊藤君。

○病院事務長（伊藤順司君） お答えいたします。

具体的にそういった、どうすれば今、議員、おっしゃられたことのような解決策を実行できるのかというところが、本当に事業者さんを含めて専門業者さんの中で検討してもらうのがより正確な部分なのかなと思っておりますので、私の思いの中では、現状、かけられるお金は決まっていますので、できる範囲でどれだけ安価な方法で雨漏りを防げるのかというところを研究してまいりたいと思っておりますので、将来的にはそういう部分も含めての検討は必要なかなと思っておりますので、ご理解願いたいと思っております。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） この病院は、町長もおっしゃっているとおり、町民の命を守る大切な施設です。ですから、一日も早く、簡易な方法で、あまり金をかけないで修理していただきたいと、こう願うところであります。

2つ目に移りたいと思っております。

2つ目は、道東ホースタウンプロジェクト、これを見直してはいかがかなと、こういうお話でございます。

道東ホースタウンプロジェクトは、平成28年に企画され、今年で9年目になります。以下について質問いたします。

預託の農場はいくつ増えましたか、何ぼになりましたかということ。そして、現在、馬

は何頭飼育されていますか。

もう一つは、令和8年度も合同会社ホースタウンリンクやオフィスホースタウンと、また今年もどのような契約を結ぶ予定なのか、ここをお聞きしたいと思います。非常に財政が悪化しているので、外部委託をやめて町自らこの事業を行ってはどうかなと、前にも私も質問しておりますが、再度、問うところであります。

今年もSL冬の湿原号が来ております。駅には町有馬である「トムカント」の出迎えている姿が一向に見えないのです。来ているのは、民間の馬が乗馬の営業をしているだけで、馬を核とした標茶の魅力を発信するために絶好の機会でないかと思うのですが、そこにトムカントが来ていないというのは残念だと思うのですが、なぜ、町有馬を使わないのか、そこらをお聞きしたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 2番、櫻井議員のお尋ねにお答えいたします。

1点目の預託牧場は増えたのか、預託頭数は何頭になったのかとお尋ねですが、引退馬の預託牧場につきましては、引退乗馬飼養支援補助金制度を開始した平成29年は1つの牧場でありましたが、令和5年度より2つの牧場で受入れを行っており、先般、新たに1つの牧場で預託受入れ可能となりましたので、現在は3つの牧場で受入れ体制が整っております。

引退馬の預託頭数ですが、令和8年2月末現在で9頭となっております。

2点目の委託契約のお尋ねですが、合同会社ホースタウンリンクには、「馬と共に暮らせる町…標茶」推進事業業務として、関係人口、地域間交流としての来町者獲得、町内外の関連事業者への道東ホースタウンプロジェクトの紹介、啓発の推進、引退乗馬飼養支援事業の推進に係る全般業務などを委託し、オフィスホースタウンには、道東ホースタウンポータルサイト運営管理業務として、ポータルサイト、フェイスブックページにおける情報発信内容の企画、検討、更新などの業務を委託しております。これらの業務につきましては、馬に関する知識や、首都圏乗馬クラブなどとのネットワークや信頼関係があって初めて成立する取り組みであると認識しているほか、現在の町の職員体制でこの業務を今と同様の水準で進めることは非常に難しいと判断しており、令和8年度も継続して委託契約を締結し、事業を円滑に進めてまいりたいと考えております。これらの委託業務に関しましては、目的を明記して共感、賛同を得て寄附を受けている、ふるさと納税の寄附金を財源としており、町の一般財源の持ち出しはありません。

3点目の町有馬のお尋ねですが、町有馬は町の馬でありますので、職員研修やふるさと教育などの公共的な場での活動をメインとしており、SL冬の湿原号運行の際、標茶駅前町有馬を使うことによって、民間の営業機会を奪うことになることは避けなければならないと考えております。また、民間の馬が標茶駅前で営業することによって、本町が馬に乗れる、馬と触れ合える町であることについての魅力を発信していただいていると認識しております。町有馬については、今後につきましても基本的には公共的な場面で活用していきたいと考えております。

町内において民間ベースで乗馬サービスの提供が始まるに至ったのは、道東ホースタウンプロジェクトの取り組みがあったからこそと認識しており、今後におきましても「馬と共に暮らせる町…標茶」を実現し、交流・関係人口の創出など、馬を核とした地域づくりを推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） 先ほど聞いた中で、昨年度、ホースタウンリンク、それとオフィスホースタウン、これの委託契約というか、どのぐらいのお金を支払っていますか。まず、そこをお聞きしたい。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・石川君。

○観光商工課長（石川 淳君） お答えいたします。

令和7年度になりますけれども、まずホースタウンリンクと契約しております「馬と共に暮らせる町…標茶」の推進事業でございますが、契約額が853万500円になっております。

次に、オフィスホースタウンに依頼しておりますポータルサイト等の運営管理業務につきましては、契約額が39万6,000円となっております。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） ありがとうございます。

この2つの会社に委託契約というか、そういうことで892万円何がしかの金が払われているということでございますが、前にも言ったとおり、馬に関して地域おこし協力隊の方もおられます。そういう方も、東京かどこかに行って、どうか標茶町に馬を預託させていただきというお話をされていると思うのですが、そういうところにこの地域おこし協力隊を使うということは考えていませんか。ちょっとお聞きしたいのですが。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・石川君。

○観光商工課長（石川 淳君） お答えいたします。

今のところ、先ほど町長答弁でもありましたとおり、首都圏乗馬クラブとのネットワークですとか、専門的知識ですとか、そういったものがあって初めて成立しているというふうに認識しておりますので、今のところ、地域おこし協力隊を採用して同じような活動をしてもらうということについては今は考えていないという状況でございます。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） そうしたら、町としては今後も、これから「馬と共に暮らせる町…標茶」とか、今後、預託馬を維持していくためには、この会社とずっと委託契約を続けていくと、それしか方法はないということでございますか。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・石川君。

○観光商工課長（石川 淳君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、その辺については私も今後の課題になるかなと思っておりまして、今、委託契約を結んでいる方と同程度のスキル、知識なんかがある方に、例えば今、委託業務を受けている方が引退されるときとかに引き続きやっていただけるような方を探して

いくですとか、人を育てるということについては、今後、必要になってくるかなとは思っております。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） この事業を継続させていくためには、どうしても後継者が必要になるわけです。この人にずっと頼っているということは、やがてその事業が消え去る、そういう運命にあるのかと思います。早く本町において、そういう人材を育成する、あるいはそういう職務に充てるような人を養成していく必要があるのではないかと思います。

また、今年度、2つの牧場から今度は3つになるということですが、この場所については、大体、阿歴内か、そういうところでしょうか。ちょっと場所を、支障がなければ教えていただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・石川君。

○観光商工課長（石川 淳君） お答えいたします。

2か所については阿歴内になります。今月3月に新しく預託が可能になったところは虹別になります。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） 恐らく、今、虹別で馬を扱っているところが継続してやるのではないかと思いますのですが、そこは何頭ぐらいの馬を扱ってもらえるような話で進んでいますか。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・石川君。

○観光商工課長（石川 淳君） お答えいたします。

既存の厩舎の状況ですとか、そういったことを踏まえすと、今のところは4頭程度の受入れは可能だと聞いております。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） 現在、馬は9頭いるということですから、それに4頭プラスされて13頭になると理解してよろしいですか。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・石川君。

○観光商工課長（石川 淳君） お答えいたします。

すみません、今の4頭というのは、虹別での受入れ可能頭数の話をさせていただきました。阿歴内地域で、今、預託を受けている2つの牧場についてですが、それぞれ3頭ずつ、まだ追加で受け入れることができますので、今のところは10頭ほどの枠があるというような状況でございます。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） だんだん馬が増えていくということは望ましいことです。そういう地方において頑張っているのだけれども、いかんせん標茶の町有馬の出番がないと。先ほどおっしゃっていた、公共の場でもって使いたいということですが、例えばどういふところを考えているのですか。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・石川君。

○観光商工課長（石川 淳君） お答えいたします。

令和7年度の町有馬の活用の場面でございますけれども、産業まつりです。それから、新規採用職員の研修、ふるさと教育、アドベンチャースクール、それから去年ですけれども、トムカントの撮影会ということで職員向けと一般町民向けに開催をしているような状況でございます。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） 今、5点、挙げてもらったのですが、これだったら普通の馬を借りてきてもできる話ではないですか。何も町有馬に固執することはないと思うのですが、どうですか。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・石川君。

○観光商工課長（石川 淳君） お答えいたします。

町有馬の関係ですけれども、導入した当初につきましては、「馬と共に暮らせる町…標茶」推進事業を進める上でシンボリックな存在で購入を決めて今まで進めてきたわけでございますけれども、現在、町内には3つの乗馬クラブができて、いろいろなサービスを提供していただいているので、議員ご指摘のとおり、町有馬が必ずその業務を担わなければならないかという、そうではないと思っているところもあります。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） 導入時、標茶を売り出すためにそういうシンボリックな馬が必要だった、それがトムカントであるということかと思うのですが、年月も経ちながら、標茶の馬ということをやったのだったら、もっこの町有馬をPRするようなことを考えていくべきでないかと思うのです。毎月、餌代はかかっているわけですから。費用対効果をよく言うのですが、そういうことも考えて、もう一度、この町有馬の在り方、これを真剣に考えていただきたい、こう思います。いかがでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

ご指摘いただいた内容について、十分検討を深めてまいりたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） わかりました。

そうしたら、まず1点目に言った町立病院の雨漏り、これを早く直していただきたいということ、それから町有馬であるトムカントについての飼育の在り方も含めて、どのような形で今後、町として使っていくのか、そこらも十分検証し、改善していただきたいと思います。

以上で、私の質問は終わります。

○議長（菊地誠道君） 以上で2番、櫻井君の一般質問を終わります。

齊藤君。

○6番（齊藤昇一君）（発言席） 6番、齊藤でございます。通告に従いまして、質問をさせていただきます。

それぞれ各特別委員会だとかで、今、財政の議論、また、役場職員の方々におかれましては、いろいろやっている最中だとは思いますが、本日は標茶町の財政について伺いたいと思います。難しい数字をあれこれということではなくて、この町をこれからも安心して暮らせる町にできるのかなという視点で、町民の皆様にもわかりやすいような形で質問ができたかなと思っております。

まず、1点目、今の財政状況についてであります。

ご案内のとおり、現在、標茶町は非常に厳しい財政に至っているということは、この間の新聞報道でも、各議員、町民の皆さんにも伝わっているということではありますが、財政調整基金だとか、基金の取り崩しによって、そういったものも枯渇してきて、基金が底をつけば、なかなか急な災害だとか想定外なものの支出に対しては対応できなくなるということもありますので、まず町長にお伺いいたします。

現在の財政状況をどのように認識されているか。そして、今後、改善策というか、何をしなければならぬかとお考えか、お示しいただければと思います。

次に、皆さんもそうだと思いますけれども、町民にとって最も重要な施策というのは福祉であり医療だと私はもう常日頃、考えております。ただ、財政状況に大きな影響を及ぼしているのも、やはりそういった福祉・医療政策だと思っております。これは財政状況を見れば、やはりいかに一般財源から支出をしているか、赤字補填をしているかということがわかると思いますけれども、そういったものを含めて公債費の増加、公共事業の部分の借金ですよね。町立病院への多額の繰出金、特別養護老人ホームやすらぎ園やデイサービスセンターの運営費、これはほぼ人件費になっていっているかとは思いますが、あと、また、町営牧場の赤字決算。

そこで、次の3点の施設の今後についても伺いたいと思います。

まず、町立病院であります。町立病院は町民にとっての大切な医療機関です。私も、医療を守るということは最優先だと考えております。しかし、同時に今のままであれば、将来も続けられるのか、冷静に検討する時期に来ているのではないのでしょうか。例えば、機能の見直しだとか、広域連携、経営形態の検討などがあります。しかしながら、ドクターの確保という難しい問題も抱えていることは承知しております。ただ、ドクターを確保するためというか、そういった方向に進んで医療の政策が町民を軸にしたものになってきてはいないのではないのかという部分からしても、今後の町民の医療を守るための施設、町立病院を守るための再編という視点でどのような検討がされているのか、お聞きします。

次に、やすらぎ園、デイサービスセンターに関してであります。高齢化が進む中、福祉は当然、欠かせないものであります。公共施設であるがために人件費が運営費の負担になっております。しかし、施設運営の在り方を見直すことで、より安定的に続けられる可能性もあると思います。民間の連携や経営改善など、具体的な検討は進んでいるのか、お示しください。

最後に、町営牧場についてですが、町営牧場は標茶町の基幹産業を象徴する施設であると考えております。しかし、長年にわたり赤字が続き、町財政全体の負担になっておりま

す。今後の方向性について、経営改善の具体策をお聞きいたします。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 6番、齊藤議員のお尋ねにお答えします。

現在の町財政状況の認識についての所見でございますが、令和8年度の予算案は、一般会計については総額109億2,100万円となり、対前年比13億7,400万円の減、率にして11.2%の減となり、特別会計と企業会計を合わせますと162億3,404万8,000円の予算規模となり、対前年比で15億2,564万円、率にして8.6%の減となりました。令和8年度の収支不足につきましては7億789万3,000円となり、財政調整基金から2億7,300万円、備荒資金組合支消金から2億3,772万2,000円、特定目的基金等から1億9,717万1,000円を充当することで、予算収支のバランスを図ったところでございます。

本町のこれまでの予算編成につきましては、当初予算においては不足する財源を財政調整基金や備荒資金組合支消金からの繰入れにより補い、年度末に積み戻すことで財政の健全化を維持してまいりましたが、近年の物価高騰や人件費及び人件費の増額に伴った委託費や維持管理費等の増、建設事業費などの上昇による影響、地方債を活用した事業の実施による公債費の増などにより歳出予算が増加したため、毎年度の積み戻しが難しくなり基金残高が減少したものであり、さらに人口減少や税収が減っていくなど歳入予算も踏まえまして、これまでと同様の手法では予算編成が難しい局面であると認識しております。

今、何をしなければならないかの所見についてでございますが、前段でお答えしたとおり、本町は歳入の減少と歳出の増加による財政の硬直化の状態であり、さらに基金残高が減少していることも踏まえると、歳入予算に合わせた予算編成が必要だと考えております。そのためには、これまでの慣例にとらわれることなく、事務事業について必要性、代替性、効果性、妥当性の観点でゼロベースから見直しを行うとともに、義務的経費を含めた経常的経費につきましても財政構造の弾力化を図り、持続可能な財政基盤を構築するためにも行財政改革推進計画の取り組みを加速させ、着実に実施していくことが近々の重要課題だと認識しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

2点目から4点目の町立病院、やすらぎ園、デイサービス、育成牧場の検討内容についてのお尋ねにお答えします。

これらの各施設につきましては、標茶町行財政改革推進計画の具体的な取組事項として、本町の将来に向けてどうしていくべきかを具体的に見直す視点で検討をしております。

2点目の町立病院を守るための再編という視点でどのような検討をされているかでございますが、議員ご指摘のとおり、本町の医療をどう守っていかなければならないかということは、町民が精神的な安心を得るためには非常に重要な課題だと認識するところであります。令和7年度当初予算では、病院事業会計15億6,300万円のうち約9億6,000万円が一般会計からの繰入金及び出資金となり、率にして61%と、一般会計への依存度が高い状況にあります。人件費の増加や物価高騰による経費の増加、釧路圏域における患者数の減少による収益の悪化が経営の重荷になってきており、今後も続くものと判断しております。

検討の中では、様々な体制を想定し、本町にとって最良な体制が何かを追求してきまし

たが、行政報告でもお示ししたとおり、令和8年度の院長交代を考慮し、新たな院長の判断も仰ぎながら今後の体制について詰めていきたいと考えております。いずれにしましても、現在の診療体制を維持することは困難であると認識しており、町の人口規模に見合った医療体制の構築に向けた取り組みを早急に進めてまいります。

3点目のやすらぎ園・デイサービスの具体的な検討が進んでいるかでございます。

議員ご指摘のとおり、町民の皆さんが将来的にも住み慣れた地域で安心して暮らし続けられることを望んでいることは言うまでもなく、それだけにやすらぎ園・デイサービスに対する期待は大きいと理解しております。同時に、20年後の未来を見据えつつ、老朽化した施設更新を目指し、満足できる介護サービスの提供と持続可能な運営体制について検討を進めてまいりました。

介護業界においても、人員不足や物価高騰などを背景に厳しい運営が余儀なくされている現状ではありますが、特別養護老人ホームは、そのほとんどが社会福祉法人による運営がなされており、専門的知識、経営感覚をいかに発揮されております。標茶町においても、より高みを目指すために民間との連携、経営の見直し、サービスの充実が必要であると認識しております。改めて、施設の運営分析や民間連携の先進地視察、今後の標茶町の介護福祉サービスの供給体制構築についての検討や、介護サービスを継続するためには地元の救急体制や他の民間施設との連携、人員確保など、単独の組織では賅い切れない課題もありますので、町内組織などの連携構築などの検討を早急に進めてまいります。

4点目の育成牧場についてでございますが、育成牧場は、本町基幹産業を支えるために乳用後継牛をお預かりし、酪農の分業化に資することにより、農家経済へ貢献してまいりました。近年は、生乳の生産抑制に影響された子牛の減少や、伝染病疾患の発生を原因とした預託頭数の減少による収入の減、人件費の増加や物価高騰による経費の増があり、収益が悪化していたところであります。育成牧場につきましても、町が直接運営し続けることが利用者や町民の皆さんにとって最善の形なのかという視点に立ち、検討を早急に進めてまいります。

また、綿羊事業につきましては、国産羊の貴重性が認められてきており、今後は行政が直接運営を担うのではなく、民間の創意工夫や活力を最大限に活用することで、さらなる産業振興を図っていききたいと考えております。民間事業者への移譲も含め、進めてまいりたいと考えております。

今回、ご質問いただきました施設につきましては、令和8年5月頃を目標に今後の方針を確立したいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

齊藤君。

○6番（齊藤昇一君） 私の質問の内容も多岐にわたっているというか、施設もちょっと多かったものですからあれですけども、ただ、今、私たち議員のほうで標茶町財政健全化調査特別委員会のほうを進めさせてもらっていますけれども、ご案内のとおり皆さん理解していると思いますけれども、やっぱりこの3施設がかなり財政に対して圧迫をしてい

るのではないかということで、町長もおっしゃっていたとおり、病院においては9億6,000万円、やすらぎ園においては、私、あまり数字のことをごちゃごちゃ言う気はないのですけれども、単純にやすらぎ園、デイサービスにおいては3億5,000万円、牧場については約2億円ぐらいですか、それを合わせても約14億円から15億円ということになっております。

ただ、町民目線からいけば、先ほど私も申し上げたのですけれども、本当に町民にとって最も重要なのは福祉、医療だと思います。ただ、産業なくして福祉も医療も成り立たないと思うのです。ですから、やはりそのところを、今、令和8年5月から具体的な部分を、先ほど言っている行財政改革推進計画を具体的にやっていくということだと思いますけれども、これを策定したのが去年の6月なのです。できれば、令和7年度中にそういうものも進めてもらって、今回の予算を何とか方向性を見いだしていただければな。多分、町民はいつまで我慢すればいいのかと思っているのですよ。今、お金がないよと言いながら、ではどうなのだ、町長は5年と言っていますけれども、いやいや、町の人たちは、もうもたないと言っているのです、来年もという話ですね。だから、そこを何とかこの予算案の中で、そういった町長の政策も含めて、こういうところから1,000円でも2,000円でもということではないです。1,000万円も2,000万円もという話なのですけれども、何とかそういう産業のほうに割り振りをしていただけないのかなというのも、ちょっと町民の皆さんも感じているところだし、私もそう思っております。

標茶町の財政は決して一時的な問題でないというのは、皆さんご案内のとおり、先ほど中間報告の中にもありましたけれども、本当に構造的な問題を代々、先送りにしてきた。ですから、今の理事者を含めて町職員の方々全てが問題だ、誰が悪いということではないと私は思っております。ただ、その中で単純な話ではないのですけれども、見直す時期をやはりはっきり明確に勇気を持ってやっていただきたい、行政にやっていただきたいということが、我々を含めて町民の考え方だと、願いだと思っています。予算を削るだけではなくて、これから、今まで慣例的にやってきたとか、ゼロベースにするというのもわかるのですけれども、ゼロベースにされたら、先ほど言ったとおり、産業が成り立たなくなってくる部分もあります。これは一般的な財源を削るといったって、車検だって取れないような状況の財政になってきているのではないかということも話がありますから、ぜひとも、削るところは削るというだけではなくて、バランスのよい、そういった人たちにもちゃんと生活できるような財政支出をしていただきたいというのは感じているところであります。速やかにその推進計画を実行していただいて、町財政の立て直しをお願いして、次の質問に入ります。

2つ目の質問に入ります。町長の進退についてでございます。

私も、この時期であれば時期的にちょっと早いかなと思いつつも、来年度は、今年ですね、町長選挙が控えております。今年9月の末ぐらいになるかなと思っております。この厳しい状況の中、町長は次期選挙に出馬されるお考えがあるのか。出馬されるのであれば、町民にどのような覚悟であると示されるのか、率直なお考えをお聞きいたします。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 6番、齊藤議員のお尋ねにお答えします。

議員からは、先ほどの質問で今後の行財政改革における最重要ポイントを出されました。町民にとりましても、医療、福祉、産業の分野でこれまで町民の生活を支えてきた各施設です。これに限らず、行財政改革を成し遂げるためには、本当に町民の皆さんのご意見を伺いながら、あるべき姿を定め、進むべき方向を示さなければならないと痛感しております。

思い返しますと、2018年に多くの町民の皆さんからの負託を得て以来、ふるさと標茶をもっと元気にとの思いで、町が直面する諸課題に向き合ってまいりました。人口減少を緩やかにして地域産業を持続させるための取り組みに腐心してまいりましたが、至らなかつた点多々あると思っています。その最大のものが財政危機を招いてしまったことであることは論をまちません。

財政状況の立て直しの方策についてであります。自主財源の強化では、使用料・手数料の適正水準化の検討、新たな企業や事業者の誘致、関係人口や交流人口の拡大による町内での消費拡大、ふるさと納税、企業版ふるさと納税の推進、国、北海道の補助の最大活用が必要であると考えています。また、歳出構造の再構築が必要です。先ほども全事業ゼロベースでの再評価や、投資的経費の最優先順位の再整理、先ほどの3施設をはじめとした町内にある公共施設の統廃合や運営の見直し、さらには人件費の構造についても、本来行政が担うべき業務なのかどうかの視点から適正化を明確にしなければならないと思っています。そして、歳出削減がそのまま町内経済の縮小につながらないように、域内経済循環の徹底、一次産業や観光の高付加価値化を図り、民間投資の誘発を促進します。削る改革だけではなく、稼ぐ改革を同時に行いたいと考えております。

町政執行方針でも述べましたが、どれも痛みや苦労が伴うものです。しかし、人口がピーク時の半分を切った今、このままでの行政サービスの水準を全て維持することはできないのが現実です。受益に応じた負担、世代間の公平、将来の世代への責任、これを避けて通ることはできません。痛みをお願いする以上、行政も身を切る改革を行います。1つは、この後、提案する特別職の報酬見直しであります。もう一つは、職員定数管理の厳格化です。

議員からのお尋ねの3点目は、町民にどのような覚悟を示すのかであります。私は、この局面から逃げません。私に課せられた責任は、改革の筋道を明確にし、町民と痛みを分かち合い、将来の世代に持続可能な標茶町を引き継ぐことだと考えます。したがって、現時点で行財政改革の推進に最大限取り組む所存であります。そして、しかるべきときに次期町長選に向けての進退を判断したいと考えております。

以上です。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

齊藤君。

○6番（齊藤昇一君） 町長の覚悟、これからということを伺いました。進退については

この先ということでありませけれども、現在のこの財政状況において、新年度の予算審議するこの定例会については、まさに町の将来を決める大きな分岐点となるものと私は思っております。

いずれにしても、どうなるかわかりませけれども、誰が町政を担うにせよ、町長に対しては明確なリーダーシップを持って、覚悟と具体策が問われると思ひます。推進計画を進めていくと言ひながらも、まだ実は本当に去年の6月から具体策が出ていないというのは非常に残念であります。議会もまた、町長と同様、常に責任を共有しているものと思ひております。町民は、町の将来を見据えた徹底した議論をこの定例会に大きな期待を感ひしていると感ひております。私も含めてですけれども、明日以降もこの期待に感ひるべく、徹底した議論を行っていくことを申し上げ、私の一般質問を終わります。

○議長（菊地誠道君） 以上で6番、齊藤君の一般質問を終わります。

休憩いたします。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 3時08分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

深見君。

○1番（深見 迪君）（発言席） それでは、質問いたします。

まず最初に、地域住民、登下校児童生徒の安全を守るため、空き家対策を求めて質問をしたいと思ひます。

多分、昨年10月だったと思ひのですが、強風があつて、近所か遠くかわかりませけれども、空き家のかなり大きなトタン、柱みたいなものもついていたので屋根かなと思ひのですが、飛んできて、それも1か所でないのですね。その一部がオモチャリ川に数か所落ちていました。しばらくそのまま放置されていましたが、せんだつて、あそこでしゅんせつ工事があつて、全部取り払われたのだけれども、まだ何か残っている、土砂でないですから残っている感ひがするのですけれども、崩れた空き家の周辺を通る小中高生あるいは地域住民にぶつかれば、非常に危険な事故となるおそれがあつたと思ひます。このことを町は認識していたでしょうか。

2015年5月に全面施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」は、空き家が周辺環境や安全衛生に悪影響を及ぼすことを防ぐために、国と地方自治体が活用・処分を促すための法律です。また、2023年12月には改正法が施行され、空き家対策がさらに強化されています。

「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るための必要な指針（ガイドライン）では、空き家等の所有者等の所在を特定できない場合、または所有者が死亡しており相続人のあることが明らかでない場合についても記述されています。既に倒壊している空

き家もしくは倒壊の危険がある空き家について早急に調査し、事故が起きないうちに、特定空家等にかかわる代執行なども視野に入れ、対応すべきではないでしょうか。

私は、オモチャリ川周辺はちょうど通学路でもありますので、もし、あれが道路に落ちていたらと思うとぞっとするのです。そういう意味でこの質問を準備しましたので、答弁よろしくお願いします。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 1番、深見議員のお尋ねにお答えします。

昨年10月の強風により、空き家のトタンが飛散し、オモチャリ川付近に落下していた件につきましては、町といたしましても、情報提供を受け、状況確認を行っております。

当該箇所につきましては、通行の著しい支障や緊急的に人的被害が生じる危険性が直ちに認められるものではないと判断しておりますが、生活動線に位置しており、児童生徒や地域住民の安全確保の観点から非常に重要であると認識しております。

議員ご案内のとおり、2015年5月に全面施行されました「空家等対策の推進に関する特別措置法」については、2023年12月の改正により、管理不全空家等に対する新たな措置などが位置づけられるなど、対策の枠組みが強化されたところであります。

しかしながら、同法に基づく特定空家等の認定や代執行等の措置につきましては、手続の適正性の確保や多額の公費支出を伴う可能性など、極めて慎重な判断を要するものであります。また、国が示すガイドラインにおいても、所有者不明の場合の手続や相続の関係の調査など、段階的かつ法的整理を踏まえた対応が求められるものであります。さらに、行政代執行は、最終的かつ例外的な措置であり、費用回収が困難な場合には町民全体の負担となることも想定されます。このことから、緊急性や公益性などを総合的に勘案し、必要な場合に限定して慎重に検討すべきものと考えております。

町としましては、地域住民や児童生徒の安全を守ることは最も重要なものであることを念頭に、空き家等の状況把握、現地確認、所有者等への働きかけなど、従来から取り組んでいることを継続してまいりますとともに、管理不全空家等が発生しないよう、未然に防ぐ対策についても現在準備中でございます。

今後も、町民の安全確保と私有財産権の保護との適切なバランスを保ちながら、引き続き積極的に対応してまいりますので、ご理解を願います。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

深見君。

○1番（深見 迪君） 法律的にはそちらのほうが詳しいかなとは思いますが、私も一応調べてみましたけれども、大分県の火事の例とかということも含めて、急に国のほうでは、それに応じた改正が行われてきているようです。

それで、空き家を除却するという点では、今、町長がご答弁なさったような難しさもあると思うのですが、現行法において特定空家等の除却等の代執行を行うには、緊急時でも命令等を経る必要があったけれども、改正法では命令等の手続を経ずとも代執行が可能となるので、迅速な安全の確保が可能となるというような文章も、目にしました。

それで、これはここでやり取りしたって、法律の問題ですから、どうしようもないのでやり取りはしませんけれども、ぜひ詳しく調べられて、とにかく屋根のようなトタンが飛んでくるわけですから。もうあそこを通る通行人や子供たちのことを考えたら、とても本当にぞっとするような内容なので、ぜひそれを頑張って調べてやってほしいなと思いますが、いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 建設水道課長・菊地君。

○建設水道課長（菊地 誠君） お答えします。

議員ご案内のとおり、法律等はどんどん強化されている状況で、2023年の改正によって手続法も本当に具体的にだんだん示されて、今、言った緊急性のある場合なども明確に示されて法律で定められて、より代執行等までも行きやすくなっているのですが、一番はやはり所有者の特定ができていないということが一番でございます。所有者が特定できていない場合の手続等も明確に、今、示されておりまして、最終的なところには至れるようにはなっておりますが、費用負担のほうが一番難しいところになってきます。

所有者がない場合は誰が払うのかという話なのですが、その土地等を処分して、それを費用に最終的に充てるとというのが結論なのですが、まずはガイドライン等にもありますけれども、所有者の特定から始めまして、最終的なところには代執行という流れを組まなければならないということは思っております。

実際に近所、議員もご存じだと思うのですが、そういったものが多数というか、複数存在している状況ではあります。現に数年前に1件、所有者が特定できまして、除去していただいたところもございます。そういう地道な活動と法律を駆使した活動で、よりできるだけこの対策につきまして進められるように努力はしたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） 今日の教育行政方針の中でも、児童生徒の登下校の安全確保がうたわれていますね。ですから、これは教育委員会も一緒になって考えていただきたいと。本当であれば、何回か子供たちの通学路、どこに危険が潜んでいるか、点検するということも必要なのでないかなと思います。

では、次の質問に入ります。

学校の臨時教員を正規教員にするよう知事に要請してはどうかという表題であります。

これはもう既に教育委員会のほうでもわかっていると思うのですが、「臨時教員1,600人正規化 茨城県が段階的に実施へ」、1,600人ですからね。これは臨時職員の9割以上に当たるこの人たちを計画的に正規職員にしていくという方針を、昔、橋本龍太郎のお兄さんの高知県の知事でしたか、彼がこんな臨時教員ばかり置いたら駄目だと、正規職員にしなければ駄目だということで随分動いた記憶が、これは大分、昔の話ですけれども、今回初めてこういうのが出たのですね。

それで、この記事から以下の質問をしたいと思えます。

初めに言うておきますけれども、この質問はお金のかからない質問ですから、そのこと

を伝えて質問に入ります。

慢性的な教員不足による教職員の進まない働き方改革について、多くの教育現場では相当の苦勞をしていると思われまゝ。教育委員会でも、教職員の時間外労働の大変な実態について、既に掌握していると思ひますが、現在どのような状況になつてゐますか。

これは全国的な課題で、全国の多くの教育現場で教職員不足により、実効性のない「働き方改革」で苦勞していると思ひますが、教育長のご所見を伺ひます。

そのような中で、茨城県の大井川知事が記者会見を行いました。この会見で「臨時的に都合よく代替職員を探すというやり方を切り替え、しっかりと正規の教職員を採用する方向に大きくかじを切る決断をした」と話してゐます。同課の担当者は、「試験制度の見直しとあわせ、働き方改革などが進んでいる点などを発信して教員志望者の確保に努めていきたい」としてゐます。さらに、今後およそ5年間、臨時教員を正規の教員にする特別選考を実施し、1,600人を正規教員にしていく教育改革を断行することを発表しました。既に教育長もこの記者会見の内容を知つてゐると思ひますが、感想や所見を伺ひたいと思ひます。

茨城県のような教育改革こそ、実効ある「働き方改革」、さらには、教育実践上、現状では最も最良の方法であると思ひますが、このことに関しての教育長の意見を伺ひたいと思ひます。

教育委員会として、このような大胆な教育改革を実施するよう北海道知事に要請すべきと思ひますが、いかがですか。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 教育長・青木君。

○教育長（青木 悟君）（登壇） 1番、深見議員の学校の臨時教員を正規教員にするよう知事に要請してはどうかとお尋ねにお答えいたします。

1点目の教育委員会でも教職員の時間外労働の大変な実態について既に把握していると思ひますが、現在どのような状況かとお尋ねにお答えいたします。

本町では、勤怠管理システムを活用して、全教職員の時間外労働の実態を把握してあります。令和5年度においては、小学校の教職員は月平均で23時間08分の時間外在校時間を記録してあり、令和6年度は21時間17分に減少してあります。

一方、中学校の教職員については、令和5年度に25時間42分の時間外在校時間があり、令和6年度は20時間32分に減少してあります。なお、1か月45時間以上の在校時間を超える教員の状況ですが、令和6年度は小学校で全体の3.1%、中学校は7.1%です。延べ人数で令和5年度と比較すると、約60%減少してあります。

本町における働き方改革は着実に成果が現れてゐると認識してありますが、引き続き、時間外労働縮減に向けた取り組みを継続してまいります。

2点目のこれは全国的な課題で、全国の多くの教育現場で教職員不足により実効性のない働き方改革となつてあり、苦勞していると思ひますが、教育長の所見はどうかとお尋ねですが、全国的な課題として教員不足が教育現場に影響を及ぼしている点については、議

員、ご指摘のとおりであると認識しています。

全国的な教員不足の背景には、大量退職や新規採用の不足、産休・育休の増加、激務による教員離れ等があると分析されています。

教員の数を増やすことは確かに重要な施策であると考えますが、大切なことは質の高い教員を確保することです。そのため、さらなる働き方改革の加速化、指導・運営体制の充実、教員の処遇改善などの環境整備が必要であると考えております。

3点目の茨城県の大井川知事が記者会見を行い、教育長も内容を知っていると思うが、感想や所見を聞きたいとお尋ねですが、茨城県の大井川知事が記者会見で発表した計画的に臨時教員を正規教員に転換するという方針は、教員不足の解消に向けた決断であり、全国的にも珍しいケースと考えます。

特別選考を設ける等の試験制度見直しについては、北海道においても期限付教員特別選考を実施しております。1年間、臨時教員としての勤務実績がある場合、1次試験の全てと2次試験の実技試験を免除することとしており、希望する臨時教員にとっては、かなり優位な措置がされております。ほかにも、社会人特別選考、セカンドキャリア特別選考などを実施しており、教員志望者の確保に向けた様々な施策を行っていると考えています。

4点目の茨城県の教育改革こそ実効性のある「働き方改革」であり、さらには教育実践上現状では最良の方法であると考えますが、教育長の意見を聞きたいとお尋ねですが、茨城県が発表した臨時教員の9割以上に当たる約1,600人を5年間で段階的に正規教員にするという方針は、代替職員に頼る体制から正規採用重視へ、かじを切る施策であると受け止めております。

ただ、北海道においては、北海道で教員を志望する数そのものが不足しており、臨時教員も充分でない実態があります。臨時教員は、妊娠、出産、病気などの突発的な事由により必要となる職員の働き方にとって重要な職種でもあります。2点目で述べたとおり、質の高い教員の確保に向けた環境整備を進めるべきと考えます。

5点目の教育委員会として、このような大胆な教育改革を実施するよう北海道知事に要請すべきと考えるがどうかとお尋ねですが、これまで要望事項については、北海道町村教育委員会連合会を通じて毎年北海道へ要請しております。令和8年度においては、北海道独自の加配措置の設置や教職員定数改善の国への要望等、75件の要望事項について要請したところです。

議員、ご指摘の要請事項につきましては、北海道の実情を踏まえ、今後の茨城県の実施状況を注視してまいりたいと考えております。幸い釧路管内においては年度当初から未配置となる実態はありませんが、引き続き教育現場の改善に向けて努力をしてまいります。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

深見君。

○1番（深見 迪君） 私、この記者会見、大手のほとんど全部の新聞社が一堂に会して、めずらしい発表ですから、たくさん質問するのです。質問に答えているのをずっと見ると、なるほどというようなことが幾つかありまして、1つは、これは学校現場の問題だけでない

いと。外から人が入ってくると、他県を含めて。これも医者とか、あるいは県外から誘致された企業の人とかのようなスタイルでなくて、先生方というのは家族ぐるみで入ってくるのだというようなことを知事が一生懸命、質問に答えて説明していました。ただ、それだけでは駄目なのであって、茨城県の教育、この教育環境が魅力的でなければいけないのだというようなことも言っています。全国的な課題なわけですから、そういう点では学ぶべき、大企業の誘致だけでなく、ものすごく効率がいいというようなことを一生懸命、言っていました。

タイムリーと言ったら語弊があるのですけれども、皆さん、今日の新聞を見たと思えますけれども、教員不足、2021年に第1回の調査をやって、2025年に第2回の調査をやって、それが発表されたのです。まだ2回の調査しかしていないのですが、2021年と2025年を比べたら、約2倍教員不足が増えているという記事がほとんどの新聞に載っていました。なぜ不足なのだという、なぜ先生の成り手がいないのだということは、もうこの議場で大分、議論しましたから、それはこれ以上言いませんけれども、やっぱり教員の働き方改革がその理由のトップに来ているのではないかなど。

同時に、私がすごく魅力を感じるのは、教員が来ると子供がついてくる、家族がついてくるといふ、多くはそうなのです。今、通ってくる教員も、結構、増えてはいますけれども、そういう点に非常に魅力を感じています。

それで、ぜひ、北海道知事を動かすような動きを教育長にさせていただきたいと思えます。これは私が言うまでもなくて、多くの市町村の教育委員会が抱えている問題だと思えますので、そのことを改めて、私も鳥取県の知事の教育改革を注視していきたいと思えますけれども、ちょっと違ううわさもあつたりもしてなんなのですから、注視していきたいと思えます。教育長の努力をお願いしたいと思えます。

3つ目の質問に入ります。

本町の財政危機について、直接、町民に説明会を行うべきと考えるがどうか。

また、深見は説明会の話かと言われるかもしれませんが、本町の財政ひっ迫の状況は、今年度の当初予算案を見ても明白です。

しかし、町民や事業者のほとんどは、その内容について具体的なことは何一つ知らされていません。最近になって、事業者とか団体に説明をずっとやってきているかなと思えますけれども、それでも、そこで働いている人たちがさっぱり仕事に来ないだとか、あるいは町民があのだ新の例の記事を見て、一体どうなっているのということなのです。

この財政的危機は本年度で終わるものではなく、翌年度以降も続いていくということが、全員協議会の町の説明でも明らかになりました。今年度の当初予算は、そのほんのはしりであって、令和9年度、10年度、11年度と、ますます厳しい内容になっていくのではないかと思います。

この財政危機は、町長が先ほど同僚議員の質問に答えて言っていました、町民の痛みを伴うものでもあり、また、この財政危機を乗り越えていくためにも、町民の理解と納得、さらには協力が必要であると考えますが、いかがでしょうか。

町は、今日の財政危機を招いた要因について、詳しい丁寧な説明とあわせて町民の意見を聞くことが必要不可欠と考えますが、いかがですか。町民への説明、懇談会を開くべきではありませんか。

以上。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 1番、深見議員のご質問にお答えします。

1点目の財政状況について具体的なことは何一つ知らされていないというご質問ですが、令和7年2月27日開催の全員協議会、令和7年6月4日開催の全員協議会で説明させていただいていることとあわせて、予算上程の際あるいは町政執行方針や決算審査特別委員会、財政健全化調査特別委員会や町広報紙等で財政状況や行政改革につきましてお伝えしてきておりますので、ご理解を願いたいと思います。

2点目の町民の理解と納得、さらには協力が必要であるかというご質問ですが、議員ご指摘のとおり、本町が直面している厳しい状況を乗り越え、持続可能な町政を次世代に引き継いでいくために、町民の皆さんの理解と納得、そして協力をいただくことが必要だと考えているところであります。

3点目の町民への説明、懇談会を開くべきではないかというご質問ですが、議員ご指摘のとおり、町民の皆さんに対する説明につきましては、行財政改革を実効性あるものとするため、町民の皆さんに丁寧な説明を行い、広くご意見を伺い、町政運営を次世代に引き継ぐための協力をいただくようつなげていくためにも、最優先事項の一つであると認識しております。

現在、説明会等を実施するための現状の報告にとどめるのではなく、町としてどう乗り越えていくかという行財政改革のフレームを早期に固め、ご説明申し上げることが肝要であると考えておりますので、全庁をあげて進めておりますので、ご理解を願います。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

深見君。

○1番（深見 迪君） 私、今の財政危機の状況について、これから説明を行うという、本当はその前に財政危機に陥らないために町民との懇談、これこそが必要だったのではないかと。

一例を言いますと、私、この議場で何度も観光温泉のことについて、これだけの金を使うのだから、町民にこれでいいのだろうかという説明会を、あるいは懇談会を、そして町民の意見を聞くべきではないかと言ったら、4度も5度もそういう質問をしたけれども、ことごとく説明会をやる必要性は感じませんと、アンケートもとりませんというような回答でした。そして、今日に至っているわけです。

そうしたら、この財政危機がここまで来て、町長の町政執行方針の1ページには、2年目の今年、より具体的に町民の皆様と議論しながらと言っているのです。さっき町長が答弁なさったことは、全て一方通行でしょう。これで知らせました、あれで知らせました。町民と膝を突き合わせて議論しながら、この町をどうしていくのだという話にはなっ

てこなかったではないですか、この5年間。私はそのことをすごく重視しているのです。

今日、類瀬議員のほうから報告がありました、中間報告ではありますけれども。この報告の内容も、これは町と対決するという形ではなくて、町と一緒にこれを乗り越えていくという立場で書かれたものだと私は思っていますけれども、町長は最後のほうで改革は行政だけでは完遂できませんと。町民の皆様のご協力をいただきながら、知恵を出し合いですよ、そうしたら、町民の意見も聞くということでしょう。そして、行動を重ねてこそ、真に実効ある改革となると言っているのです。私もそう思います。本当は、こうなる前にやってほしかった。それを何度も私はこの議場で、そういう意見を申しましたし、質問もいたしました。だけれども、こうなってしまったわけですから、具体的にどういうスタイルで、どういう形で、どういう日程で、この困難を乗り越えていく。これからますます町民に痛みを理解してもらわなければならないわけですから、どうすることがこの町を再び活性ある町にしていくことができるのかということ、どんなスタイルでやっていくのか、どういう日程でやっていくのか、これについてはどうですか。

○議長（菊地誠道君） 行財政改革推進室長・内藤君。

○行財政改革推進室長（内藤政夫君） お答え申し上げます。

ただいまご質問いただきました、どういうスタイルで、どういう日程でというところでございますけれども、先ほど町長のほうで答弁しているとおり、行財政改革のフレームという答弁をしていますけれども、具体的に言いますと、行財政改革の推進計画に基づく、やはり実行計画というものが必要だろうというところがございます。現状、その計画を作成するというところで、少し時間がかかっているというところが率直なところでございますけれども、やはり先ほど町長の答弁にあったように、現状の報告でとどまるということではなくて、ご説明申し上げるということであれば、町としてどう乗り越えていくかというところのそういった部分を含めてご説明申し上げたいというところで考えているところでございます。

また、どういうスタイルでというところでございますが、やはり1か所というよりかは、何か所か拠点を設けてご説明申し上げることが大事なだろうと考えているところでございます。

日程につきましては、やはり担当としましては、この実行計画、早めに固めて早急にご説明に上がりたいというところで思っておりますので、今、その部分に全力を注いでいるところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） 今、今年度の予算案を見ても、もうここまで来てしまっているという感じがするのですよ。それで、いつも後出しなのです。だから、つくったやつを町民に示して、そして説明するというのではなくて、町民と一緒に議論すると書いてあるのですから、町政執行方針でも。町民の意見も聞くということでしょう。議論しながら町の予算をつくり上げていく、こういうことがすごく大事なのではないかと。

以前、合併が議論になったときに、全ての町内会、全ての振興会を回って歩いて、私、

まだ議員になったばかりでわからないから全部についていったのですけれども、変なやつ来ているぞとか、あいつ誰よとかという目で見られたときもありましたが、こういうふう  
に全ての町内会、全ての振興会、人がどれほど集まるかわかりませんが、だけれども  
も議題、内容は、病院がどうかなるかもしれないと、やすらぎ園が今のまま維持できなく  
なるかもしれないと、自主財源、これを増やしながらいふのは、結局のところ、各種の  
使用料などの値上げが、そういうことが予想されるわけです。これがなかなか出てこない。  
申し訳ないけれども、いつも出てくる、早めにとか、そういうのではなくて、やっぱり今  
こそ具体的に手をつけるべきだと。こういう日程ですぐ町民の意見を聞いて、それから町  
がいろいろ議論してということにはならないのですか。

○議長（菊地誠道君） 内藤君。

○行財政改革推進室長（内藤政夫君） お答え申し上げます。

説明の部分でございますけれども、先ほどのお答えと重複するところがあるのですけれど  
ども、まず、先ほど町長のほうの答弁にもありましたように、町民の皆様に対しまして、  
丁寧な説明を行うということと、それから広くご意見を伺うということと、それから町  
政運営を次の世代に引き継いでいくための協力をいただくということをお願いされてい  
ただいております。

そのためには、やはりこの実行計画といえますか、そういうものを含めてご説明申し上  
げて、そのご意見をいただいて、それに対して反映をさせていくということが必要なの  
かなと考えておりましたので、私どものほうは、そういったものを、今、実行計画をつくっ  
ていくというところに全力を注いでまいりたいというところで答弁させていただきました  
ので、その辺もあわせてご理解賜りたいと思っております。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） 何の実行計画ですか。町民との懇談会のことでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 内藤君。

○行財政改革推進室長（内藤政夫君） お答え申し上げます。

実行計画につきましては、行財政改革推進計画の実行計画という部分でございます。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） 私、今までの失敗は、町長も先ほど私にも至らないところがあっ  
たと思いますがと言いましたけれども、やっぱり町民の立場に立って、町民の意見も聞き  
ながら町政をつくり上げていくという立場や態度が欠けていたのだと思うのです。私は、  
やっぱり町内会や振興会、これを一つの単位としながら、膝詰めで町の理事者が回って歩  
くぐらいの気概がなかったら、これは乗り越えられないと思うのです。だから、今の答弁  
は、答弁は答弁としてよくわかりましたけれども、私は理事者が答えるべき内容だと思  
うのです。ぜひ、理事者のほうからも一言答えていただきたいなど。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 先ほど来、行財政改革、今回至った部分についてはいろいろ説明  
はしてまいりましたが、私自身も大いに反省すべき点は、先ほども申し上げましたが、

そこは反省してこういった部分になった、情報の説明だけでは町民の皆さんは納得しないと思いますので、今、その作業を行財政改革推進室が中心になってフレーム、どんな形で実際に具体的にやっていくか、その先行をしているのが、先ほど別の同僚議員から質問があった3つの施設について、特に町の財政負担が大きい施設をまず先行して方向性を決めながらということをして先行させてやってもらっております。さらに、では町内の全ての公共施設の在り方、本当にどうして維持管理していくのかとか、必要な施設はどこなのとか、そういったことも含めてフレームをつくって行って、地域に入るとそういったことが一番話題になるのかなと思います。そういったことや、例えば、あとさらに新たな負担をお願いするというのであれば、使用料、手数料の基本的な考え方、例えば、これまで育成牧場であれば、酪農が基幹産業の町でありますから、一定程度の受益者の負担もある程度抑えながら、実は民間の使用料よりも安く牛を預託していたということも実際にはあります。では、そういう考え方をどういう形で町民の皆さんにも理解してもらうように整理をしていくのかとか、そういったものも含めて整理を行って、これだったら皆さんに納得していただけるなという一定程度のフレームをつくって皆さんに説明をまずしたいなとそんなふうに思っています。では、いつ、どういう形でということはまだ明確には言えないのですが、できるだけ早急に、先ほど合併のときの説明会、深見議員に参加していただいたということ、私も担当していましたので、いつも会場に来ていただいたのは知っていますけれども、どういう形がいいのか含めて、できるだけ早く皆さんにご提案をして、まずその前には議会の皆さんに行財政改革のフレーム自体もまず説明して、一定のこういう内容で説明していかということの説明をまず最初にさせていただきながら、町民の皆さんに説明をするという段取りかなと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っています。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） 大体のところ、そういう努力をしているということはわかりましたので、私の質問はこれでほぼ終わりにしたいなと思いますけれども、実はこの3つの施設、中でも病院とやすらぎ園というのは、町民にとっては、もう本当に大事なもののなのです。コンプリートしてから町民に説明会をやるのではなくて、これしか金がないのだと、どうすべきかということ町民と議論し合うと、ここに議論すると書いてあるのですから。議論し合う中で活路を見いだしていくという、ぜひ、そういう立場でやっていただきたいと私は思うのです。それはどうですか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 今時点でも、いろんな考え方、こういう方向ができないのかとか、改善策について考えている真っ最中ではありますが、ただ、具体的に、では本当に短期間で町立病院の方向性をすぐ明確に出せるかというのと、実はそうではない。現実的な問題として、やはりあれだけの医療設備、いろんな診療体制を、では、どこをどういうふうにしていくのかとか、そういったことを含めると、すぐなかなか方向性が出せないという状況の中では、町民の皆さんが一定程度の例えば負担があってもここだけはどうしても残してい

ただきたいとか、そういったもののご意見を伺いながら、最終的に判断していかざるを得ない。もちろん、直営で皆さん、今まで実は標茶町は、ほかの町ではなかなか本来であれば民間にそういったものをやってもらうというのが大半になってきているのですが、やはりこれまでの福祉や医療に対して、そういう体制を直営で維持するという大きな流れでずっと来ています。特に福祉の町として、直営で病院とか福祉施設を維持していくという部分があったのかなというのをずっと感じていましたので、そういった意味では、ではその方向性がどこまで維持できるかとか、そういったことも含めて、皆さんとしっかり議論しながら方向性を出していきたいとか、出さざるを得ないだろうなと思っていますので、今後とも、考え方を固めて町民に説明するとか、議会の皆さんに固めてからというのではなくて、一定程度、選択肢を持ちながら進めざるを得ないとか、固め切れないのではないかなと思っていますので、その辺も含めていろんな情報提供を議会のほうにさせていただきながら、これから進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いをしたいと思っています。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） 執行方針にあるように、今までとは違って、より具体的に町民の皆さんと議論しながらこれを進めていく。私は信頼したいと思います。ぜひ、このように進めていただきたいということを重ねて申し述べまして、私の質問を終わります。

○議長（菊地誠道君） 以上で1番、深見君の一般質問を終わります。

松下君。

○9番（松下哲也君）（発言席） それでは、通告に基づいて質問させていただきます。

防災庁地方拠点の誘致に取り組むべきというテーマでございます。

先ほど町長の町政執行方針で、地方拠点施設の誘致に努めるという方針が述べられています。先に一般質問の通告をしたものですから、ちょっとこれはタイムラグがあるということだけをご理解いただきたいと思います。

昨年12月に、防災庁の設置に関する政府の方針が新聞報道されました。その内容によると、政府は防災庁の設置を目指しており、2027年度以降に全国で2か所の地方拠点を設ける方針を固めたことが関係者の取材で明らかになったということでございます。

これらの拠点は、日本海溝・千島海溝地震と南海トラフ巨大地震の被害が想定される地域に、それぞれ1か所ずつ設置される予定であるということでございます。この拠点は、平時から被害抑制策を検討する「事前防災」の推進拠点として機能する狙いがあります。

また、防災庁の本庁は、2026年、本年の11月1日に設置される方向で調整が進められております。

さらに、昨年12月に閣議決定された「防災立国の推進に向けた基本方針」にもこの内容が盛り込まれ、年明けには通常国会、現在、衆議院の総選挙がありましたので、特別国会と呼ばれておりますが、防災庁設置関連法案が提出される予定であります。これも、多分、3月3日でしたか、自民党の総務会の中で決定されたというようなことが新聞で報道されております。

日本海溝・千島海溝地震や南海トラフ巨大地震では、著しい被害のおそれがある「防災対策推進地域」が特別措置法によって定められており、地方拠点はその地域内に設けられる見通しであります。内閣官房によれば、12月1日時点で自治体や広域連合など30以上の団体が拠点誘致の要望書を提出しているとのことでもあります。政府は具体的な設置場所について引き続き検討を行っております。

令和7年第4回定例議会の一般質問でも私は後方支援拠点施設整備を強力に要望すべきではと質問しておりますが、本町の立地条件等を考慮しても標茶町は防災庁の地方拠点に最適地であると考えますが、誘致に対して町長の見解をお伺いいたします。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 9番、松下議員のお尋ねにお答えいたします。

内閣府では、昨年12月26日開催の「防災立国推進閣僚会議」において、「防災立国の推進に向けた基本方針」が示され、令和8年中に防災庁を設置することが決定されました。この中で、防災庁本庁の施設を先行するとともに、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」及び「南海トラフ地震」に対し、地域における事前防災の推進、大規模災害時の政府の災害対応の業務継続性などの観点から、地方機関が担うべき機能、適地についても並行して検討を行うことが示されたところであります。

北海道では、昨年5月に道市町村会、道町村会の連名で防災庁の拠点設置に関する要望を国に提出しました。その後、国の基本方針を踏まえ、1月中に誘致意向のある市町村と連携した提案を行うため、誘致の意向調査が実施されました。本町も、その調査において誘致意向を示しております。本町のほか道内では複数の自治体が誘致意向を示しており、全国では21の都府県が誘致に意欲を示しているという状況であります。

議員ご案内のとおり、東日本大震災のときに遠野市が担った後方支援拠点としての本町の立地や交通アクセスなどの優位性を遡及し、今後、本町が選ばれるよう引き続き誘致活動を進めていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

すみません。先ほど全国で21の「都府県」と言いましたけれども、失礼しました。「道府県」の誤りです。東京都は入っておりません。失礼しました。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

松下君。

○9番（松下哲也君） 2月20日の道新記事に出ておりました。北海道では、17の市町村とか広域連合が誘致に対して取り組んでいるということでございます。北海道は、本州との同時被害のリスクが少ないと、そういうことで首都圏の防災機能のバックアップにつながる地域ということでアピールしているのですけれども、北海道で17の市町村の中で、こちらの道東地域では釧路市、根室市、釧路町と本町、4か所が名のりを上げています。そういうことで、どうしてもここ、12月の一般質問のときにも申し上げたのですけれども、例えば、この釧路管内、名のりを上げていた4町村の中でも、やはりどう考えても地理的な条件からいくと本町は優位であるということは、私は確信を持っております。

2月3日に総選挙が開始されて、候補者が標茶町に来られました。そのときにその候補

者が、当選されました議員ですけれども、そのときに盛んに本町のことをPRしてくれました。本町はいかに地理的な条件、津波の被害の本当に少ない地域であって、道路網とか地理的条件から考えても、標茶町というのは、そういうところには非常に有利な地域であるということもおっしゃっていただいております。

総選挙の結果を受けて、北海道の政治力の地図が一変いたしました。そういうことでは、当地域の選挙区の地域というのは、北海道の中でも一番の政治的な力がある地域だと私も自覚しております。ぜひともそういう政治的なつながりの中で、より一層、町長にはこのことに対して強力に取り組んでいただきたいと思いますけれども、もう一度町長からの答弁をお願いしたいなと思います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 今、松下議員から、標茶での総選挙の際のちょっと動きもありましたけれども、あの時、私も会場に呼ばれていまして、そのときの挨拶の中で実はこのことに触れて、それを恐らく、そのときに議員はまだ到着していなかったのですけれども、恐らく秘書を通じて町長が何をしゃべったかということを受けて、その話を議員がしてくれたのではないかな、そんなふうに思っていました。

今、議員からもいろいろ標茶の優位性が示されたのですが、まずは津波がない、来ない地域だ、海から50キロ離れているということ。それから、空港が中標津空港、釧路空港、非常に近い距離に2つ使う可能性がある、できるということ。それから、町内の国道網、町内に4つの国道が縦断している、いろいろ短い区間もありますけれども、そういった本数もあるということ。それと、自衛隊の基地が矢白別演習場からも非常に近い距離にある。また、釧路の駐屯地も近い距離にある。そういったことを総合的に考えると、非常にいいということと、あと、皆さんご存じのように、避難の協定、弟子屈町、釧路町、標茶町でとりあえず広域避難の協定を結びました。この結んだ理由については皆さんご存じのように、カムチャツカ沖の地震があったときに、町内の阿歴内や茶安別の公民館に釧路のほうからの避難、町民の避難が、市民かもしれませんけれども、そういったこともあって、標茶町は避難所の発令と開設とかは特別していなかったのですが、自然とそういう場所だということによって皆さん理解をした上でされていると。そういうことも含めて、管内の中では一番優位性のある地域だということこれから機会あるごとに、北海道もまとめて調整、これからすると思いますので、さらに国に対して引き続き要請していきたいと思っていますので、議員の皆さんも機会がありましたら、そういう声を、町を挙げて上げていただければ非常に応援団になるかと思っていますので、よろしくご協力をいただければと思います。

（「質問を終わります」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 以上で9番、松下君の一般質問を終わります。

#### ◎延会の宣告

○議長（菊地誠道君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定をいたしました。

本日の会議は、これにて延会をいたします。

(午後 4時10分延会)

以上、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長                      菊 地      誠 道

署名議員      8 番                      長 尾      式 宮

署名議員      9 番                      松 下      哲 哉

署名議員      1 番                      深 見              迪

## 令和8年標茶町議会第1回定例会会議録

### ○議事日程（第2号）

令和8年3月9日（月曜日） 午前10時00分開議

#### 第1 一般質問

第2 議案第2号 標茶町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について

第3 議案第3号 町道路線の廃止について

第4 議案第4号 釧路公立大学事務組合理約の変更について

第5 議案第5号 標茶町中小企業資金貸付条例を廃止する条例の制定について

第6 議案第6号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第7 議案第7号 標茶町立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第8 議案第8号 標茶町国民健康保険財政調整基金条例の全部を改正する条例の制定について

第9 議案第9号 標茶町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

第10 議案第10号 標茶町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 標茶町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第11 議案第12号 標茶町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第12 議案第13号 令和7年度標茶町一般会計補正予算

議案第14号 令和7年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算

議案第15号 令和7年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算

議案第16号 令和7年度標茶町後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第17号 令和7年度標茶町水道事業会計補正予算

議案第18号 令和7年度標茶町下水道事業会計補正予算

### ○出席議員（11名）

1番 深見 迪 君

2番 櫻井 一隆 君

3番 本多 耕平 君

4番 鈴木 裕美 君

5番 鴻池 智子 君

6番 齊藤 昇一 君

7番 黒沼 俊幸 君

8番 長尾 式宮 君

9番 松下哲也君  
12番 菊地誠道君

11番 類瀬光信君

○欠席議員（1名）

10番 渡邊定之君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	佐藤吉彦君
副 町 長	牛崎康人君
総 務 課 長	長野大介君
企画財政課長	齊藤正行君
企画財政課参事	石黒敬一郎君
行財政改革推進室長	内藤政夫君
町 民 課 長	三船英之君
保健福祉課長	浅野隆生君
農 林 課 長 兼	村山 尚君
農委事務局長	
観光商工課長	石川 淳君
育成牧場長	山崎浩樹君
建設水道課長	菊地 誠君
病院事務長	伊藤順司君
病 院 参 事	村山新一君
やすらぎ園長	若松 務君
教 育 長	青木 悟君
教委管理課長	神谷 学君
指 導 室 長	富樫慎也君
社会教育課長兼	菊地将司君
中央公民館長	

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	齋藤和伸君
議 事 係 長	熊谷翔太君

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開議の宣告

- 議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き、本日の会議を開きます。  
ただいまの出席議員11名であります。

(午前10時00分開議)

◎一般質問

- 議長（菊地誠道君） 日程第1。一般質問を行います。  
質問の通告がありますので、発言を許します。

類瀬君。

- 11番（類瀬光信君）（発言席） 通告に従いまして、2点質問いたします。

まず1点目は、暫定予算を編成して町内経済と町民の生活を守るべきであります。

令和8年度予算は、財政ひっ迫の原因や内容を町民に説明しないまま、各種サービスの削減が盛り込まれています。また、春先に仕事が途切れる本町の土木建設業にとって、道路補修等、春先の公共事業は、経営の命綱であるにもかかわらず、皆無に近い状態です。さらに、根拠が不明瞭なまま会計年度任用職員の降格、時短による給与削減が進められようとしています。直面する財政ひっ迫に対して、仮にびほう策だとしても町内経済や町民個々の生活への配慮を欠く予算案が示されようとしていることは、残念としか言いようがありません。

本来、町民に原因や内容を丁寧に説明し、持続可能な財政運営のため合意を形成して進めるべき改革を町が一方的に進めるとしたら、町民の納得も協力も得られないのではないのでしょうか。今からでも町民に丁寧に説明し批判や意見を受け止めることは、今後、町民と共に痛みを分かち合いながら改革を進めるために必要不可欠ではありませんか。町民と協働していくことを考えれば、「説明の時間がない」ではなく、「説明する意思がない」と見限られることは避けなければならないと思います。

以上の理由から、令和8年度予算を短期的な暫定予算としてはどうか。町民への説明と意見聴取を行うと同時に、経済の混乱回避と町民生活維持に配慮した予算を再度編成すべきではないか。暫定予算の内容を令和5年度ベースとすれば、再編成の事務量を抑えることもできるのではないか。町長の所見を伺います。

- 議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

- 町長（佐藤吉彦君）（登壇） 11番、類瀬議員のご質問にお答えいたします。

議員ご提案の暫定予算は、本予算、通年予算が年度開始前までに成立する見込みがない場合、一定期間について行政の中断を防ぐために編成するつなぎの予算であり、4月以降の住民生活に大きな影響が生じないよう、一定期間に必要な経費を計上するものとして、地方自治法第218条に定められた予算の策定方法として認識しております。なお、暫定予算は、本予算が成立した時点で本予算に取り込まれることとされております。

ご質問の経済の混乱回避と町民生活維持に配慮した予算を再度編成すべきとのことですが、現在、本町の財政上の最大の課題は、予算を裏づける財源そのものの枯渇、一般財源そのものの不足であり、予算は歳入と歳出の均衡が保たれて初めて成立するものであり、さきの全員協議会でもご説明申し上げましたが、本年度予算においても、財政調整基金等を取り崩し、成立させたものであります。

仮にご質問の令和5年度をベースとした予算内容とした場合に、本年度予算案を上回る予算額であり、また、令和5年度と比較して、物件費や人件費の上昇もあることから、同様のサービス内容を取り組むための財源の確保ができないものと判断します。また、暫定予算の内容にもよりますが、サービス確保のための施設維持のための契約を本年度当初に全体で120本を超える契約事務を行っております。それを本予算時に設計書から入札事務まで再度行うことは職員の負担、または事業者にもご迷惑をかけるものと推察されます。このようなことから、暫定予算という予算策定方法が現在の構造的な財源不足を解消する手段にはなり得ないものと考えておりますので、ご理解を願います。

さきに申し述べましたが、最大の課題は一般財源そのものの不足です。ただし、その一般財源は、人口減少が想定される中で、税収の減少や地方交付税の減少など、増える見込みはありません。そのために、歳入を増やす努力も大切であります。歳入に見合った歳出構造に転換していくことが重要であり、次年度以降さらに厳しい状況が想定されることから、標茶町行財政改革推進計画を着実に進めていくことが大切だと考えておりますので、ご理解を願います。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

類瀬君。

○11番（類瀬光信君） 今回、提案される令和8年度一般会計予算案からは、担当課をはじめ多くの職員が昼夜を問わず苦心した結果、編成されたものということが、ひしひしと伝わってきます。本当にありがとうございます。私は、暫定予算を組むことがいかに困難であるかということは、今、ご答弁いただいた内容のとおり、十分理解しているつもりです。職員に負荷をかけ、事業者にも町民にもメリットがないというふうにも思っています。そういう意味では、予算案を否決して、その結果として暫定予算を編成し、その間に再度準備をして予算を再編成する、そういう流れに別にこだわっているわけではありません。ただ、直面する事態の深刻さもあってと思うのですけれども、ありきたりのスクラップ・アンド・ビルドの発想にとどまっている、そういう予算案だとも感じます。非常時だからこそ、発想をビルド・アンド・スクラップに切り替えて、本当に町民が必要とする、そういった事業を優先して、それに対して優先順位の低いものは何かという、そういう削減の仕方というのがあってもいいと思います。今、財政健全化に町は取り組んでいるわけですが、財政健全化自体は、それ自体が目的ではないはずです。本当に町民が望む施策や事業を実施するための一つの手段として考えられなければならないと思います。

そこでお尋ねします。

まず、私が提案している町内土木建設事業者への令和5年度同期並みの事業発注と会計

年度任用職員の降格及び時間短縮の撤回に係る経費は、それぞれ概算で幾らぐらいなのでしょう。

○議長（菊地誠道君） 建設水道課長・菊地君。

○建設水道課長（菊地 誠君） 私からは、建設業関係のほうについてお答えします。

今、議員がお尋ねの建設業にかかわるもの、要は昨年並みに戻すとなりますと、超概算になってしまいますけれども、大体、2億円ぐらい必要かなと思っております。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・長野君。

○総務課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

フルタイムからパートタイムに移行したというところの差額で言いますと、1,627万3,000円でございます。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） 要するに、今後のこともあるので一概に言えないのかもしれませんが、今の時点で2億2,000万円財源があるとしたら、私の提案というのは実行される可能性というのはあるのでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

限られた財源の中で、事業ヒアリング等も踏まえて、また、予算ヒアリング、査定も踏まえて配分をさせてもらっております。

可能性があるかないかという問いに関しては、可能性はありますけれども、こういった形になるかというのは、ほかに優先すべきものもあろうかというふうに思いますので、断言はできないものと考えております。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） 可能性があるということではありましたので、そこでお伺いします。

その2億円の財源、私の考えですけれども、最も有力なのは、ふるさと納税です。令和8年度で8億6,000万円を見込んでいますが、これを10億円に増額すれば、まず1億4,000万円財源が発生すると思いますが、それについてどう思いますか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

令和8年度予算、議員からもお話しいただきましたように、大変、苦勞して職員の知恵を集めて策定をしてまいりました。その中で、財源不足を補う方法、要は財源を、ないものを出すのではなくて、あるものをしっかり積み上げるという作業をしなければならないと考えてきたところでもあります。予算書上、3億円を10億円に、あるいは30億円にするのはできると思うのですが、実行できる担保がなければ歳入欠陥が生じるわけで、そのときにはさらに重大なことが起きる可能性があるというところでは、私どもとしては現実的な数字というところでやってきたところでもありますので、そこはご理解いただきたいと思っております。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） ということは、昨年度の予算で3億円を見込んでいたふるさと納税が8億6,000万円になる見込みが十分にあるというお考えということによろしいですか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

その部分については、あくまでも可能性というところはありますけれども、何十億円というところでなければ、努力の中で目標として設定できるという判断しております。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） 具体的にどういったことで、ふるさと納税を増やそうとしていらっしゃるのでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・石川君。

○観光商工課長（石川 淳君） お答えいたします。

ふるさと納税をどう増やしていくのかというご質問についてですけれども、本町として、今、このふるさと納税をどのように進めていくかというのを、具体的に計画みたいなものをつくってきていなかったという状況がありますので、まず標茶町として、ふるさと納税をどう取り組んでいくかという計画を急ぎ、今、作る準備をしているところでございます。3月中には理事者の確認をしていただいて、その目標を皆で意識しながら、取り組んでまいりたいと考えております。

具体的に何を取り組みできるかというところは、いろいろあるとは思いますが、基本的にはやるべきことはいろいろあると思いますが、寄附金が実際、ではどう使われているのかというのを、今まではあまり詳しく発信できていませんでしたので、その辺も力を入れていきたいと思っておりますし、それから返礼品自体のブランディングをして、より魅力的な返礼品になるように工夫していきたいと思っておりますし、まず一番重要になるのが恐らく情報発信の強化をしていかなければならないと思っております。今、SNSも運用していますし、町のホームページにもふるさと納税のページがあるのですけれども、そういったところを工夫しながら、うまく発信して行って、寄附者さんの同意、寄附したいと思えるような取り組みをまずやっていきたいと思っております。

企業版のほうにつきましては、外部に委託をする取り組みを始めていますので、そういった部分ですとか、町長自らのトップセールスなんかについて期待をしていこうかと、今、考えているところでございます。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） 情報発信とブランディングに力を入れて、そのことで8億6,000万円が達成されるのであれば、今から取り組む話ですから、この目標を10億円にして財源を捻出してもいいのではないですか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

水かけ論になってしまうのですが、現実的に達成可能かどうかという線で、過剰

な歳入を見込むのは危険だという判断で現在の数値がありますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） 8億6,000万円が達成可能な範囲であるということで、そこが限度だということなのだと思うのですが、そうすると、もっと達成可能な、あるいはそういう実績のある歳入が令和8年度予算の中にあるとしたら、それは財源にできるのではないかなというふうに思うのです。要するに可能性が高いものです。それは何かというと、育成牧場施設使用料というのは、今年度、約4億円歳入を見えていますけれども、過去には5億円を超えています。使用料が今の6割ぐらいのレベル。要するに400円台とか、そういうときに5億円を超えています。ということは、ここは頑張れば、歳入として5億円を見込める。それと、今の値段で同じぐらいの頭数を確保すれば、6億円の歳入を見込めるということになりますけれども、このところどうですか、財源とする可能性というか、財源とすべきではないですか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） 細かな数字については、担当からもし補足があればさせようと思うのですが、予算策定のときに議論したことについては、議員ご指摘のとおり、町内の民間の預託牧場よりも低い水準にある使用料をどうするかということは、当然、議論はされています。そこについては、まだ完了していませんけれども、使用料・手数料全般の見直しという項目の中で取り組んでまいりたいと考えております。少なくとも、現状維持ということは考えておりません。

その上で、その分を歳入に見込んだらよかったのではないかというご指摘なのですけれども、まさしく利用者がいるわけで、その部分、長年、低い料金で預託をしてきたというところで頼られている部分もありますので、実際にユーザーの方たちと議論をしながら、お話をしながらということをしなればいけないという頭があって、使用料・手数料全般の見直しの中に入れて、今回の予算には反映させていないところであります。確かに、単純に頭数掛ける料金で金額が出てくるので、計算としては成り立つかもしれませんが、そういったことが考えられると思っております。

それから、もっとたくさん預かればいいというお話もあったのですが、これまでも議場において、適正預託頭数がどれぐらいなのかということについてはお話をさせてもらってきておりますけれども、現状の施設あるいは人員の関係で言うと今がマックスに近いのではないかとというのが、現場の判断だったと記憶しているところであります。たくさん飼うと、それに見合った世話が必要になってくるわけでありまして、それができないと伝染病の発生等々のリスクも高まるということも考えておりますので、そこは議員、ご指摘のように簡単にはいかないものなのかなと理解しております。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） まず、牧場として適正な飼養頭数が何頭ということで、今、副町長がお話しされたか、ちょっとわかりませんが、そもそも適正の基準は何なのですか。

か。そのところがはっきりしないで、適正なという話だけ独り歩きしてはならないと思いますし、それともう一つ、頭数が多くなると伝染病の発生というものは、もうこれは完全に間違いです。リスクは高まるのは、頭数の多い少ないではないです。どういった体制をとるかということであって、それは過去の実績で証明されています。誤った対応をすれば、それは伝染病も起きる。そういう意味では、育成牧場というのは町にとってまだまだ稼げる、そういう場所です。

料金が民間に比べて随分低いようなお話をされたかなと思うのですけれども、決してそんな低くないです。600円を超えていたら、放牧をあわせてやっていたら当たり前ですから、だから今の料金で損益分岐点をどこに持っていくかという議論をした上で、この歳入を見たのかという話なのです。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） 先に誤解を解消させてもらいたと思いますけれども、先ほど疾病の関係、議員から指摘を受けましたけれども、頭数が増えれば、それで疾病が増えるというふうには私は申し上げたつもりではございませんでした。頭数に見合った飼養環境をちゃんと整備できるかどうか、それもあわせて考えなければならないという趣旨で発言させてもらいましたので、そこはお含みいただきたいと思います。

適正頭数等については、これまで議論されておりますので、担当場長のほうから説明をさせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 育成牧場長・山崎君。

○育成牧場長（山崎浩樹君） お答えいたします。

適正頭数のお話がございました。適正頭数、いろんな考え方がございますけれども、主に考えなければいけないと考えているのは、まずは餌の問題、それから飼う場所としての施設の問題、それからそれを世話する人の問題だと思っております。

餌については、現状、既に購入して賄っている分が相当あります。当然、これ以上飼うとなると、さらに購入が増えるわけですから、そこは損益分岐点をしっかり見定めていかなければいけません。令和8年度の予算要求をするときに、現状の飼い方、施設、料金でどこまでいけば、単純に考えて、その分、餌も増えます。ただ、人員はそのまま、施設はそのままという計算をしたときに、では単純に何頭になれば損益分岐点ゼロになるのだろうと考えたときには、その頭数は4,000頭を超える頭数になります。それはとても現実的ではない数字ですので、これはやはり料金改定は今後考えていかなければいけないのかなということが、私どもの考えでございます。

それから、施設の部分でございますけれども、現状、2,300頭と考えておりますのは、今、夏期放牧の時期も冬期舎飼いの時期もほぼ頭数が変わらない状況にあります。ほとんどの皆さんが通年で預かってくださいということで、育成牧場にお預けいただいております中で、特に問題となるのが冬の施設の状況です。2,300頭とさせていただいておりますのは、牛床の牛がいるところの面積ももちろんなのですが、あとは餌箱、実際に牛が餌を食べる場所に並べる状況を見たときに、今、2,300頭が牛が並べる目いっぱい頭数です。

これ以上牛を増やすとなりますと、餌をやったときにそこに並べない牛が出てきます。そうすると、その時点で食べられない、少し時間が経ってから、そうするとある程度もうおいしいところがなくなってとか、いろんなことがあって、我々の言葉で食い負けと言うのですけれども、どうしてもなかなか食べられなくて、成長があまりよくない牛が出てきてしまうという、ばらつきが出てしまうというところがあります。それで、今は適正頭数を2,300頭と考えております。

もう一つ、人員の問題ですけれども、いろんなところで説明させていただいているのですけれども、なかなか、今、募集しても人が来ない状況です。現状の人員の中で、牛を飼うとしても、やはり今、2,300頭がマックスでないだろうかということで考えて、今は適正頭数を2,300頭ということで考えてございます。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） あまり納得のいくお答えではないなと思います。確かに4,000頭を飼うというのは、それは現実的ではないです。ただ、今の料金で2,700頭、要するにあと400頭飼うと、5億円は優に超えていく、そういう状況です。今年予算を皆さん見たと思うのですけれども、牧場として単純に見ると7,000万円の黒字を見込んでいるのです。歳出と歳入を比較すると。ただ、各種事業の負担金とかもあるので、イコール黒字ということではもちろんないのでけれども、そのところで、2,300頭が限界なのだという、それを言い続けていること自体がどうかと思います。

牧場自体は、まだまだ稼ぐ余地がある。だから、多角化した部分で、綿羊や何かにかかっている分を民間に移してはどうかとか、採算性の低い哺育の部門の在り方を考えてはどうかということを、これまでも言ってきています。ただ、そういったことをあわせて、牧場として5億円と言わずとも、では4億円だったら4億円の範囲内でもっと効率がよくなれば、そこで財源ができるではないですか。そういう議論をしたのですかということです。可能性という点では、牧場が一番歳入を増やす可能性があるのです。そのところをもうこれが限界ですというのが、町の皆さんとして、本当にそう思うのかどうかというところをもう一度考え直せば、ここで財源は生まれる、私はそう思います。

草を購入することが悪いなんていうことは全くないですし、そもそも全量粗飼料を購入してやっている酪農家というのもあるし、町としては、搾乳に特化した農家を新規就農で受けようという、そういう条例までつくろうとしているのです。矛盾するではないですか。

まずは、そういうところの見直しというのは必要だし、それと餌場に並べないというのは、それは詭弁であって、別にコンプリートした餌を食べるだけが牛の食べ物ではなくて、もともとはパドックの中にロールを突っ込んでそれを食べさせたりとか、そういうこととあわせてやってきているので、限界を早く、低く設定しないで、そのところの努力をしてほしい。

顧客を獲得するための営業努力も私は必要だと思います。一旦、頭数制限をされたことで、安心して預けられないということで道外の利用者が離れているわけですから、そういうはっきりしている部分を営業も含めて対応して、それで牧場の歳入をもっと多く見込ん

で、その分を町内業者の仕事の原資とか、それから不利な条件にされようとしている会計年度任用職員の地位保全、みんながみんなフルタイムからパートタイムになるわけでもなく、町の都合のいい分はフルタイムが続いているわけですから。そういったことをトータルで整理する間、そういう手当てをするための原資として育成牧場、もう少し歳入を見込んでもいいのではないですか。

○議長（菊地誠道君） 育成牧場長・山崎君。

○育成牧場長（山崎浩樹君） お答えいたします。

1つお話をさせていただきたいのが、府県、道外牛の関係です。道外牛について、信頼関係がなくなったから牛が減っているというお話がございましたが、私どもとしては、そのことについては全くそう考えておりませんで、全体の頭数がある中で、町内の方の預けたいという要望が非常に多かったものですから、当時、府県の方の入牧を少し制限させていただいて、町内牛の割合を増やしたということがございます。現状もそのまま、町内牛の割合が増えているということで考えておりますので、その点はそういうことで申し述べさせていただきます。

それから、ひとつ数字を示させていただきたいと思います。事前通告がなかったもので手持ちの資料で答えさせていただきますけれども、牛が増えてくると、ロールを食べればいいのかというお話があったのですけれども、そのときどういうことが起きていたか、ひとつ示させていただきたいのですが、うちの育成牧場で過去一番頭数が多かったのは、平成29年度です。このときの、単純に言って新規の人工授精の頭数、初めて種つける牛の頭数が2,304頭いました。これは、私どもとしては、基本的には生後13か月齢のときに、350キロの体重があったときに初めて人工授精をするという基準になっています。すみません、少し専門的な話になりますけれども、13か月齢を過ぎて初めての発情があったときに、平成29年度のときに、2,304頭のうち358頭が体格小ということで、要は350キロに達していないので、人工授精できませんでしたという数字がございます。これ、358頭を2,304頭中で考えますと15.5%、6頭から7頭に1頭は基準の成長に達しないので、人工授精できないで見送った、次の発情は21日後ですから、その間の経費が農家さんにとっても無駄になってしまうということになります。平成6年にどうなったかといいますと、頭数が確かに人工授精頭数1,691頭ということで減ってございます。ただし、それに対する、先ほど申しました体格が小さかった牛というのが83頭で、これは4.9%に減ってございます。うちの牧場で最初から育った牛ばかりではないので、この数字がそのままということではないのですけれども、少なくとも育成牧場に来て、成長が芳しくなくて人工授精適期になったときにきちんと成長できていない牛の割合というのはそれだけ減っているということでございますので、やはりこれ以上、牛を増やしていくということは、きちんとした牛を農家さんに返すという責任におきましても、なかなか判断しづらいというのが現場の判断でございます。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） 別に牛の体重の話とか、そういう質問をするわけではないですけ

れども、基本的なところで大きな間違いがあるのではないかと思うのでお話ししますけれども、平成6年、標茶町育成牧場のコンプリートされた牛の餌というのは、一切使っていないです。全て俵積みの牧草ロール、非常に品質の悪いものを食べさせていた状態です。なぜ、では人工授精の割合がというのは、越冬した牛が多ければ体格小というのは減りません。町内の入牧してくる牛というのは、よくないのです。だから、放牧期間中にその基準を満たしていくということが全くない農家もありますから、全然、比較にはならないし、もう一つは人工授精のすべき体重、できる体重というのが平成6年と平成29年では全く違っていますから、そこはもう一度戻って確認してください。

そのこのところを議論したいわけではないのです。頭数が今より入らないという決めつけはよくないと。どういうふうにしたらいけるかという工夫も含めて、私は歳入を牧場についてはもっと見込むべきだと。というか、それがなかったら、うちの町は公共施設や何かで稼げる場所、ほかにないです。そのこのところに牧場には、私はもっと大きな期待を寄せるし、町としても、そこをもっと見直して、何とかならないのかということで財源を生み出す努力をすべきではないかなと思いますし、その財源ということ言うと、牧場の道外からの牛の預託料自体を使って、預託サービス権というものをふるさと納税の返礼品として出すことができると思います。そういうふうにして、今の、それから過去から連続とつながってきている牧場の道外の利用者との信頼関係とか、そういったことを利用して、ふるさと納税に取り組めないかということも考えるわけですが、そういったことについて、さっき8億6,000万円ぎりぎりというけれども、そういう努力をすることによって10億円までいきませんか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

ふるさと納税返礼品のアイデアについては、ありがとうございます。実現可能かどうか検討したいと思います。

それから、議員から現状のふるさと納税の歳入額をもっと増やすことを考えないのかというお話なのですが、執行方針等でも町長から述べられておりますが、また、担当課長からもご説明あったとおり、あらゆる手を尽くして確保していきたいというのは、まずこれは基本的な方針として揺るぎないものであります。その中で、歳入としてどの程度表現できるのかということについて言うと、仮に議員、アイデアを提供してくださった預託権をふるさと納税の返礼品にして、ではどれぐらい見込めるのかというのは、今、これまで検討している範疇ではありませんので何とも言えませんし、繰り返しになりますけれども、後々、過大な歳入を見込んでいて、そこに穴を空けるということについては避けるべきという考えでおりますので、慎重に扱ってきているということをご理解いただきたいと思います。

それから、先ほど育成牧場の経営についてということでありましたけれども、育成牧場、稼げる分野であるというのは、それについては我々も同じ考えでおります。その中で、手数料の在り方、あるいは施設の在り方について行財政改革推進計画の中でも項目として取

り上げて、最適な形はどこなのかということのをこれから追求していこうと考えているところでもあります。予算案の中で表現し切れないものについては、ご利用されている皆さんに説明あるいは協議をしながら積み上げなければいけない部分であったというところでご理解いただければと思います。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） 先ほど来、それからただいまの答弁も含めて、まず10億円は無理だけれども8億6,000万円はいけるのではないかと、そういうふうに考えられた予算であると理解して、それはまずよろしいですか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

非常に難しい判断ではありますが、議員ご指摘のように、考えに基づいて歳入として上げております。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） まずそこは頑張っていたかなければいけないし、私ちょっとつくづく話をしている町営牧場の育成牧場施設使用料、この点に関しても、もう一度、損益分岐点から見直して、歳入として見込めないかどうかということのを慎重に検討していただきたい。それによって何億円も違ってくるわけですから、それによって救われる人もいるし、倒産を回避できる業者もあるかもしれないと、そういうふうに考えていただきたい。

1つははっきりしているのは、会計年度任用職員の降格及び時短の撤回に要する経費、その差額が1,600万円であると。そうすると、今年度の事業の中で綿羊事業、民間に飼養を委託するというもののほかに2,497万円、これは環境整備、施設の環境とか、そういったことの整備だと思うのですが、現状、全く飼う場所がないわけでもないし、急激に頭数が増えているわけではないので、この2,497万円は会計年度任用職員の降格、それから時間短縮、この撤回に回すことはできませんか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

ひとつ前提が議員と違っているなと感じているのですが、会計年度任用職員は、これまでも説明しているとおり、会計年度ごとに雇用する形態の職種であります。本来は、正職員が担うべき業務を何らかの理由で人手が足りないときに期間を限って雇用するという形態の職員であります。

議員から再三、降格という言葉で言われておりますけれども、それは正職員に当てはまる言葉なのかなと思います。業務の実態を見直ししてフルタイムではなくてパートタイムでも足りるという判断をしたところについて、今回、そういう措置をとらせてもらったというところでもありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） それこそ認識が違うのかもしれないと思って、今のご答弁を聞いたのですけれども、会計年度任用職員制度が始まる前の臨時職員の時代、非正規という点

では同じですけれども、住民サービスを維持していくために、結局、自動更新をずっとしてきていますよね。同じ、このとき臨時職員というのは、6か月です。6か月ごとに更新される、そういう職員だったのです。でも、それは6か月でももちろん目的があって、期間限定されている分は6か月で切れることもあるけれども、必要な期間、ずっと続いてきていて、それで今のように町職員の3人に1人が非正規だという状態になっていると思うのですね。

確かに副町長おっしゃるように、会計年度任用職員は年度ごとの契約です。でも、そのことを当事者を前にして言えますか。しかも、育成牧場の牧夫、それからやすらぎ園の介護職、要するに辞められたり時間を短縮すると町として困るところをそのままにしたままで、弱いところから先に切っていくてではないですか。だから、一言で認識が違うかなというふうには、私は言わないでほしいと思います。確かに理屈としてはそうですけども、現実はそうではないなと思うのです。

それにしても、そういうことで年収が一気に50万円減りますよとか、そういった人がこの先、標茶に住みたいと思うと思いますか。昨日まで、あなたたちがいなければ町の仕事成り立ちませんよと言われて、そうやって仕事してきた人たちが、いやいや、見直した結果、あなたたちが必要ないわけではないです、もうちょっと安い金額でお願いしますよと、それが気に入らなければよそに行ってもらってもと言われたというようなことも、正しいかどうかわかりませんが、聞きます。3人に1人がそういう身分、3人に1人ですよ。さらにこの先、牧場もやすらぎ園も同じ職種の人というか、処遇の人がいるのです。

そういったことをトータルで考えて、私は、降格という言葉は間違っているかもしれませんが、降格、それから時間短縮というのを一旦リセットして、その上でトータルで町の人件費というものを今後どうしようかということ考えた上で、順序よく取り組んでいくべきではないでしょうか。そういう意味で、綿羊事業、これは施設の綿羊舎の整備だと思いますけれども、これ自体は今の時点では必要のある頭数ではないです、環境でもないので、ここを一旦やめて、この会計年度任用職員に関する町の決定を撤回することはできませんか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

私、先ほど会計年度任用職員制度という立場でお答えをさせていただきました。それは地方公務員法の中で規定されているものでありますので、まずその制度に基づいて運用していくという考え方については、ご理解いただきたいと思います。

働きたい、そういうふうにおっしゃっている方を雇用し続けるかどうかというよりも、そこにどういう仕事があって、どういう雇用形態で働いてもらうのがいいのかということのを再検討した結果であると考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） 一言で言うと、なかなか冷たいご答弁をいただいたなと、そんなふうに思います。今、年度末に向けて、町の正職員が10名近くお辞めになると。それぞれ

理由はありますけれども、中にはそういう町の冷たさを感じて、それから財政難という、そういうことを感じて見限った方もいるのかなと思います。この会計年度任用職員に関する処遇については、正職員にもそういう意味では士気という点で波及していくものだと思いますので、ぜひこの財源、具体的に示しましたので、この分を有効に使う、撤回することをもう一度検討していただきたい。

それと、これは最後に提案ですけれども、政策的に進めていることの中に「馬と共に暮らせる町」という事業があつて、そこには3,900万円ぐらいのお金が投じられているわけです。クラウドファンディングが財源ということなのですが、これ、クラウドファンディングにしている理由が私ははっきりわかりませんが、今の町の財政を考えたときに、クラウドファンディングではなくてふるさと納税に仕組みを切り替えて、もうちょっとだけ選択肢があつて、広く町民にもどこかメリットがあるような、そういう制度にすべきではないかなと思います。もちろん、この先、ふるさと納税が一般財源化してもいいよということになる可能性もありますから、そんなことを見据えて、このクラウドファンディングで特定の業者さん、それから数少ない町民にしかメリットのない状態というのをもうちょっとこの先、変えていくようなそういうことも考えていただきたいなと思います。

いずれにしても、はい、やりますというお返事をいただけるとは思っていませんが、町内土木建設事業者への事業発注、それから会計年度任用職員の降格・時短、そういったものを見直すように私はお願いしたい。それをもう一度見直すためには、一旦、令和8年度予算を私は否決しなければいけないなと思っています。その上で、どういった手順をとっていくか、町としてどういった対応をしていただけるかということも個人的には思っています。実際にはどうなるか、それはわかりませんが、そのぐらいのつもりで今回はこの質問をさせていただきました。

次の質問に移ります。

町道の維持作業縮小は酪農の持続的再生産を妨げるのではないかと。

令和8年度の町道維持に関して、特に草刈りの回数が半減する可能性があるかと聞きました。そこで、次の点についてたずねます。

町は、令和7年度、老朽化を理由に道路維持作業車両（草刈り機・除雪ロータリー）を更新しました。これまで主に町道の草刈りに使用してきた同様の作業車両が更新されるということが明らかになった時点で、私は町有のトラクターでもこの草刈りについては代行できるのではないかと指摘してまいりました。また、その機械がそのまま更新されるのであれば、冬期間は民間事業者を除雪ロータリーとして貸し出してはどうかということも提案しました。これは、そのときに検討事項となっております。町の財政がひっ迫というのは、今に始まった話ではないです。去年の段階でも、もうぎりぎりだということでありましたので、その時点では町有のトラクターに草刈り用のアタッチメントを改造して付けて経費を安く上げれば、更新予定の車両は4,000万円を超えるわけですから、財政ひっ迫ということを考えたら、そのほうがよくないですかという質問をしていたわけです。そのことと、今回提案されようとしている道路維持作業、特に草刈りの回数が半減するかも

れないということというのは、すごく矛盾しているのではないかと私は思います。

また、町道の草刈りには、安全確保と路肩の強度維持という重要な役割があります。町道を走る集乳ローリーは大型化しており、生乳満載時には優に20トンを超えます。牧草を収穫するハーベスターも、それから作業機械を牽引するトラクターも、町道の幅いっぱいを使って走行しています。視界の確保と路肩の強度維持に草刈りは欠かせない作業です。町有車両の有効活用と基幹産業の持続的再生産のために、町道の草刈りは縮小すべきでないと思いますが、町長の所見を伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 11番、類瀬議員のお尋ねにお答えいたします。

令和8年度の町道維持作業について、特に草刈り作業の回数が半減する可能性があるというご指摘をいただきましたことにつきましては、町としても非常に重要な問題であると認識しております。町道の維持作業は、住民の安全確保と地域の基幹産業である酪農の持続的な発展に直結するものであり、単に景観維持にとどまらず、安全確保や路肩強度の維持という重要な役割を担っていることは事実であり、酪農業をはじめとする地域経済に与える影響を避けるために慎重に対応していかなければならないと考えております。

議員ご提案では「提案内容に要する費用は、試算で草刈りアタッチメントの価格が500万円前後、改造費と合わせても、1,000万円に満たない」とありますが、昨年の第2回臨時町議会において、担当よりアタッチメントの価格は600万円程度とお答えしたのについては、あくまでも令和7年度に購入した小型ロータリー専用のアタッチメントの価格となっており、実際にトラクターへの装着事例はないものの、除雪ドーザーへの装着事例を見ると2,000万円程度かかる見込みであります。この小型ロータリーの導入費用は約4,000万円という、それを上回る大きな支出となっておりますが、長期的な視点に立ち、町道の維持管理における効率性を図るために導入したものであり、草刈り機や除雪ロータリーなど多機能を備えた車両として、今後の運用を見据えて導入を進めたので、大いにその効果が発揮できるものと考えております。

なお、現在所有している町有車両の有効活用については、今までも可能な範囲で最大限に活用を図っており、今後も効率的な運用を意識し、継続していく予定であります。

町道の草刈り作業は縮小すべきでないのご提案ですが、令和8年度におきましては、草刈り作業の回数を縮小することなく実施する予定であります。ただし、昨年の途中で民間事業者1社が撤退したことにより、従来3台で作業していたところ2台での作業となるため、若干の時間的影響が出る可能性はありますが、頻度そのものは減らすことなく、今後も継続的に実施してまいります。

また、令和7年度に導入した草刈り機、除雪ロータリー兼用車両につきましては、令和8年度から町有車両運転委託により市街地、川西地区の歩道除雪に使用する予定のほか、冬期間の維持作業全般に有効に活用していくこととしておりますので、ご理解を願います。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

（「以上で質問を終わります」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 以上で11番、類瀬君の一般質問を終わります。

長尾君。

○8番（長尾式宮君）（発言席） 私のほうから2件質問いたします。

1つ目は、不登校の児童生徒と向き合う環境をとということで質問いたします。

昨年10月29日、文部科学省の発表によれば、30日以上欠席している児童生徒は12年連続で増え、全体の3.9%（26人に1人）に当たる39万3,970人と、過去最高となっております。

標茶町でも不登校生徒数は増加傾向にあると聞き及んでおりますが、改めてこの問題に向き合う必要があると考えております。

身体的ないじめだけではなく、現在ではネット環境における精神的なストレスなどもあり、児童生徒を取り巻く環境は複雑化していると認識しております。

ただ、不登校の理由の中には、これは公表されているものの一つなのですが、「ただなんとなく」など、無気力が原因と思われるものも混在しております。想像するに、そのような理由での不登校児童生徒が増えてしまうと、社会に出て一番苦勞するのは児童生徒本人であるのではないのでしょうか。

学校では基礎学力だけではなく、集団生活における「コミュニケーション」や他者と向き合うことで学べる心の成長など、学校で得ることのできるものはたくさんあるというふうに考えております。保護者が子供の幸せな人生を願うように、我々地域の大人も児童生徒の健全育成が、この地域の発展や明るい将来につながると考えております。このままでは問題の解決の糸口もままならない状況で、不登校生徒数が増えていく可能性が高いと考えております。

既に何かしらの対応はしていると思いますが、保護者、先生だけでなく、地域の大人も対応できるような仕組みがあってもよいのではないかと考えております。そこで、教育長の所見を伺います。

○議長（菊地誠道君） 教育長・青木君。

○教育長（青木 悟君）（登壇） 8番、長尾議員の不登校の児童生徒と向き合う環境をとのお尋ねにお答えいたします。

長尾議員のご指摘のとおり、全国的な不登校の現状については、お尋ねの趣旨のとおりであります。

本町においても不登校児童生徒は存在しており、地域社会全体で取り組むべき課題と認識しております。本町における不登校の主な要因は、学校生活に対してやる気が出ない、学業の不振、生活リズムの不調などに加え、ネット環境を含む心理的・情緒的なストレスが報告されております。

子供たちは学校生活を通じて、知識と技能を基盤に思考力、判断力、表現力を高め、学びに向かう人間性を育てています。その成果は、地域社会の多様な背景を理解し、協働して課題解決に当たる力として現れ、社会を支える力へと結実します。

このことから、次世代を担う子供たちの健全育成は、私たち大人に課せられた重要な使命であります。継続して教育委員会と学校は、魅力的な授業づくりを土台に、子供たち

にとって安全で安心となる居場所、学びの場の環境整備に取り組んでおります。

不登校児童生徒の支援については、学校と保護者が同じ方向を向いて支援を進めことが必要です。家庭内の情報と学校生活の様子、保護者の困り感等を互いに共有しながら、早期の支援につなげています。学習支援については、ICTを活用した教育機会の確保、心身への支援については、スクールカウンセラー等の専門性を生かした相談体制を整えております。

議員お尋ねの、保護者、先生だけではなく、地域の大人も対応できるような仕組みがあってもよいのではないかについてお答えします。

地域の大人が対応できる仕組みについては、不登校の理解や支援に関する研修、家庭教育と地域社会の役割についての研修が必要と考えます。校長会、教頭会と協議を進め、学習支援の場づくりや家庭支援、民間団体と連携した研修会の実施、多面的な支援等について研究してまいります。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

長尾君。

○8番（長尾式宮君） 標茶町にも不登校児童生徒、数人いるかと思いますが、小学校、中学校でそれぞれ何人いるのかお尋ねします。

また、先生方もそれぞれ対応しているかと思うのですが、保護者との面談あるいは本人との面談というのは、具体的にどのような形で行われているのか伺います。

○議長（菊地誠道君） 指導室長・富樫君。

○指導室長（富樫慎也君） お答えいたします。

令和6年度の本町の不登校児童生徒の状況ですけれども、これは小学生が7名、そして中学生が18名という報告があります。

先生方、それから保護者への支援の部分なのですが、まず、4月の段階または4月から5月に個別の面談を行っております。また、いじめの調査が年3回あるのですが、まず5月から6月のいじめの把握のためのアンケート調査の結果、一人一人の児童生徒と、それから担任が聞き取りを行いまして、その支援に対して、対応について保護者への報告、そういったものも行っていますし、長期休業中の前、それから後のお子さんの様子、それについても学校と保護者が連携して面談のほう、それから学校生活の様子を共有しているという状況でございます。

○議長（菊地誠道君） 長尾君。

○8番（長尾式宮君） 先ほど答弁の中で不登校の理由が述べられておりました。中には、無気力や、あるいは学習についていけない、あるいは生活サイクルの乱れというものが出ておりました。ケースによって、いじめがきっかけで学校に行かなくなる児童生徒さんもいるかと思えます。そういうものは我々にとっても、いじめをなくしていく、そして児童生徒が学校に通える、そういった環境をつくっていくためには、大人の努力も必要だと感じております。ただ、先ほど申し上げた、答弁にもあったような、いわゆる無気力です。一般質問の中にも「ただなんとなく」などが理由で学校に行かなくなるケースというのは

あると聞いておりますけれども、こういったものというのは本当に難しい問題であって、親御さん、先生、それぞれ対応していただいていると思うのですが、なかなかやっぱり一度学校に行かなくなった生徒さんというのは、学校に行きづらいのではないかなと思います。特に先ほど申し上げたような「ただなんとなく」や無気力、そういったものが原因だと学校に行きづらくなってしまふのかなと、私自身、考えております。

これはあくまでも一例なのですけれども、実は職場に親御さんが勤めておられて、そこに放課後、その親御さんのお子さんたちが帰りに職場に寄ると。それが生徒数名で来るようになって、そのうち学校に行っていない子も、その子たちと一緒にその職場に来て顔を合わせるような機会が実はありまして、それがきっかけで今は学校に行っております。フリースクールなんていう制度というか、そういったものも昨今では注目されておりますけれども、場合によっては地域の小さなコミュニティーというものが、子供たちの学校に目を向けるいいきっかけになるのではないかなと思っております。学校に通っている子供たちが学校帰りにお母さんの職場に寄って、そこでおしゃべりしたり、宿題をやったり、ゲームをしたり、おやつを食べたり、たわいもないことをしているところに、もともと仲のよかった学校に通っていない子供がそこに顔を出すようになって、しばらくしているうちに一緒に学校に通えるようになったケースということがあります。そのように、やはり何かしらの形で地域の大人の人たちがそういう場面に協力できるような環境があればなと思っております。

先ほど答弁の中に、学習に対する、あるいは不登校に対する研修、そういったものもきちんと受けたほうが、研修が必要だという話も伺っておりますけれども、先ほど申し上げたとおり、我々の地域、特にこういう過疎の町にとっては、子供たちの将来というのは過疎の町の将来にもつながることだと考えております。私自身は、子供たちにはやはりきちんと学校に通って、勉強だけでなく心の成長、そういったものも学んでほしいと思っておりますので、できるだけ地域の大人も参加して、子供たちが学校に足を運べるようになってほしいなと思っております。

そういった中で、これは最後の質問になりますけれども、教育現場と地域の大人が情報交換できる場所なんかがあってもいいのではないかと考えておりますが、質問している内容と重複しておりますが、まずは情報交換が必要なかなと思っております。それに対して所見を伺います。

○議長（菊地誠道君） 指導室長・富樫君。

○指導室長（富樫慎也君） お答えいたします。

議員がおっしゃるように、まず不登校の原因というのは様々な要因が複雑に絡み合っております。やはり無気力というものだったり、あるいは学習への不安、そういうものが原因で、なかなか学校に足が向かないという状況もございます。ただ、保護者には、保護者の支援ということが、お子さんが不登校になったときに、やはり保護者が抱える不安だとか、それから自責の念というのは本当に計り知れないものがございまして、学校側が登校のみを強く求める、または保護者がお子さんに登校を強く求めると、お子さんも追い詰め

る結果にもなってしまいますので、学校の登校というものを目的とせず、やはり社会的自立というものが一番重要になってきますので、そういった面から、先ほど議員がおっしゃったように保護者との連携もそうですし、地域の大人、そういったご協力を賜りながら、また、1人1台端末のICTを活用した学びの確保、そういった多方面から支援をすることが必要と考えております。保護者同士が悩みを共有するような親の会、そういった情報提供、それから講演会、そして研修の機会の提供を教育委員会としては進めていきます。

令和8年度の教育行政執行方針の中に「いじめ・不登校対策支援チームを組織して」というところがあります。教育委員会のみならず、やはり管内、それから有識者の方々の協力の下、不登校に悩む保護者やお子さん、それから学校支援、そういったものを総合的に進めていくということで、ご理解、ご協力をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 長尾君。

○8番（長尾式宮君） 子供たちの中には、何かきっかけがあって学校には行かなくなってしまうけれども、でも学校のことが気になる、学校に行きたい、そういう思いを持っている子たちもいるかと思います。また、我々大人もそういった子たちを支援したいと思いつつも、直接接触してみると、なかなか児童生徒が心を開いてくれないケースもあるかと思います。そこはやはりそれぞれのケースがあるかと思いますが、今後の教育委員会、それぞれ対策をされるということですので、期待しております。

次の質問に移ります。

2つ目の質問は、標茶の地域経済推進のため官民一体となった取り組みが必要ではないかということで質問いたします。

振り返ると、この30年、デフレで給料が上がらず、アメリカを起点とする金融商品の暴落で世界不況に陥り、BSEやコロナなど疫病で経済的打撃を受け、国外の地域紛争や、「ハイパーインフレ」と書いてありますが、これは「急激なインフレ」ということで表現を訂正したいと思います。円安の影響で原油をはじめとする資源の高止まり、国内でも物価高が収まらず、我々の生活に多大な影響を与えている状況であります。

地方自治においては、限られた予算の中で、住民の安心・安全な暮らしを維持するため、社会福祉やインフラ整備をはじめとする施策が効率的に進められてきておりました。しかし、近年、少子高齢化、都市一極集中に歯止めがかからず、地方では、地域経済の衰退、人材不足など重大な問題を抱えております。また、地方交付税の減少に伴い財源不足に陥る自治体が増え、財政難により地方自治の縮小を余儀なくされております。

標茶町においても状況は同じで、標茶町の将来を不安に思う声も聞こえてきております。標茶町としても人口減少対策・経済対策などを行っているところではありますが、結局のところ、これは私見ではありますが、景気のよい町に人が集まってくるのではないかと考えております。標茶は一次産業の町と皆が認識しているところではありますが、それ以外の職種もあり、地域経済の連携がとれているかといえば、実際には温度差を感じる場面もあります。

これから標茶を人であふれる景気のよい町にしていくためには、各経済団体を交えて官民一体となってまちづくりを話し合い、中央へ予算獲得のため働きかけるべきではないかと考えておりますが、町長の所見を伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 8番、長尾議員のお尋ねにお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、地方自治体の財政は、世界経済の動向あるいは物価の変動など、大きな影響を受けることがあります。例えば世界的なエネルギー価格の高騰や物価の上昇は、生活コストに直接的な影響を与え、町民の消費活動に影響を与える可能性もあり、これにより個人消費の落ち込みが地域経済あるいは個人住民税などに大きな影響を及ぼすことも私たちは経験してきました。

このような厳しい社会情勢の中でも、本町では、総合計画に掲げたテーマの実現を目指し、各種政策を実行してまいりました。

一方、今後においても人口の減少は進むものと想定され、国立社会保障・人口問題研究所、いわゆる社人研は、令和6年に発表された2045年、令和27年の本町の人口は4,584人と示され、2050年、令和32年は4,102人と推計されているところであります。

これに伴う地方交付税や税収の減少は、本町財政にとって深刻な問題となり、ご質問にありますとおり、地域経済の衰退や人材流出など、多くの影響を受けることが懸念されているところです。本町においても、子育て政策、移住政策などをPRし、住みやすい標茶を発信してきておりますが、定住する条件として地域経済が回っている町、元気な町、住んでいる人が生き生きと生活している町が魅力が大きいのではないかと理解しております。

その上で、ご質問にあります、地域経済の連携という部分ですが、地域経済の活性化には行政のみならず官民一体となった取り組みが重要であり、民間事業者や地域の住民、さらには関係機関とのさらなる協力が不可欠であると認識しております。

人口減少や消費行動の多様化、事業者の人材不足など、地域経済を取り巻く環境が大きく変化する中で、単独の組織や事業者のみでは解決が難しい課題が増えております。このため、地域内の事業者同士の連携をはじめ、商工会、金融機関、観光団体など多様な関係主体が協力し合う体制を強化することが重要であると認識しております。

また、新たな商品開発等に関しても支援体制を強化し、さらには、ふるさと納税についても地域資源を活用した新たな返礼品の開発などを図っております。

さらに、地域経済の基盤強化に向けては、金融機関等と協力し、昨年12月の行政報告でも報告させていただいた事業継承の協定もその一つであります。今後におきましても、地域内外の多様な主体がお互いの強みを結びつけ、共通の課題に対して協働できる環境を整えることで、地域経済の持続的な発展につなげてまいります。

町といたしましても、こうした連携の促進役としての役割を果たしながら、地域全体の活力向上に努めてまいります。行政だけでは解決が難しい多様な地域課題に対し、民間事業者が持つ創意工夫や実践的なノウハウ、そして地域を熟知した経済団体のネットワークを生かすことは、これまで以上に重要であると認識しております。

特に働く場の確保や人材の育成、地域資源の活用、にぎわいの創出といった地域経済の根幹にかかわる課題は、官民がお互いの強みを補完し合うことで、初めて効果的な解決策を導けるものと考えております。テーマごとの協議の場の整備や産業界、金融機関、NPOとの連携強化、若い世代の意見を反映される仕組みづくりなど、官民が持続的に協働できる環境を研究してまいります。

あわせて、地域全体が同じ方向を向いて取り組むため、官民双方が町の将来像を共有し、実効性のある戦略づくりを進める必要があると考えております。こうした取り組みを着実に進めることで地域経済の活性化とともに、住み続けたいと思える魅力あるまちづくりにつながるものと考えておりますので、ご理解を願います。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

長尾君。

○8番（長尾式宮君） 私、議員をやらせていただいて10数年たちますけれども、1期目の頃に最初印象に残っていたのが、当時の町長のお話の中で、地方交付税というのは年々減らされてきて、今後、生き残りが大変になってくるのだという話を聞いておりました。ただ、いつ頃から減り始めて現在ピーク時と比べてどのくらい違うのかまでは把握しておりませんので、わかる範囲で結構ですので教えていただきたいと思えます。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・齊藤君。

○企画財政課長（齊藤正行君） お答え申し上げます。

地方交付税が一番多かったのは平成11年で、59億1,979万5,000円でございます。今年でいきますと45億1,732万4,000円を見込んでおりますので、単純に比較しますと14億247万1,000円ほど減少しているという計算が成り立つと思えます。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 長尾君。

○8番（長尾式宮君） これはあくまでも予想ですけれども、地方交付税が減っているのは標茶町だけではなくて全国的な話だと、私、思っております。言い返せば、中央が、どんどん日本の人口が減っているから地方の予算も少なくていいだろうと、そういう意思が少なからずともあるのかなと考えております。ただ、我々地方に生活している者にとっては、やはり必要なインフラというものはあります。今あるもののインフラも、時間がたてば、いずれ補修や改修もしていかなければ、我々この地域で生活が成り立ちません。具体的に言えば、道路維持であったり、あるいは公共施設の改修、そういったものにも今後もやはりお金がかかっていくわけです。ただ、国のやり方だけに特化して言えば、先ほども申し上げたとおり地方交付税というのは減ってきています。そういった中で国のやり方に従うのであれば、地方自治というのはどんどん縮小せざるを得ないのかなと感じております。

ただ、先ほども、今回の一般質問のテーマでありますけれども、我々、ここで暮らしていく以上、やはりきちんとしたインフラの環境の中で生活でき、安心して暮らせる環境の中で仕事をして生活をしていかなければなりません。これはあくまでも一例ですけれども、

最近、海に面している自治体では防災タワーであったり、あるいは内陸でも農業関係ですね、バイオマス事業、そういったものに自治体単独ではつけられないような予算、国が支援して、そしてそれぞれ事業としてやっていると聞いております。バイオマス事業に関しては、間違っていたら後で訂正していただきたいのですが、おおよそ200億円ぐらい事業予算をかけております。防災タワーに関しても、数千万円、数億円どころではなくて、それぞれの自治体がもう何十億円もかけて、地域住民の命を守るために防災タワーを国に要望して造っております。

では、標茶に何が必要なのかと。限られた予算、削られてどんどん減っていく地方交付税、そういった中で、我々はどうやったここで生き残っていくのかと考えた場合、やはり官民一体となって、この先標茶に必要なものは何かというのをきちんと議論して、それを地方に要望して実現していくことが大事ではないかと考えております。

先ほど町長の答弁の中でも、地域内の連携強化を図っていくというふうにおっしゃってございました。まずは、それが一番大事です。年に何回か会合を持ったからとかではなくて、常にやはりアンテナを張った上で、この地域に必要なものを議論して、そしてタイミングを計って中央に要望していただきたいと思います。

その中で改めて質問いたします。

標茶町、一次産業の町として、皆様ご承知のとおりでございますが、酪農の町でございます。そこで、この地域でこの先何が必要なのかというと、人材不足のことを考えると、やはりある程度の機械化が必要ではないかと考えております。今は人材不足を賄うために外国人研修生という制度を利用しておりますけれども、それも円安の影響でこの先どういうふうになるかはわかりません。そういった中で機械化というのは今後必要になってくるかと思いますが、ただ機械を入れれば全て機械がやってくれるというわけではなくて、標茶の土地は真っ平らなところばかりではなくて、凸凹したところが多いです。低いなりに山並みが連なっているようなところもございます。そういったところは、それぞれの地域で農家さんがその土地の形状に合ったやり方で営農しているわけですが、極力それぞれの農家さんが効率的に作業、安全に作業できるようにするためには、何かしら国に予算を要望して事業を起こしたほうがいいのではないかと考えております。

その一つの中に、農地の均平事業、そういったものも含まれているかと思いますが、町としてこの先、一次産業の町として、これからも町の発展を期待するに当たって、どういった政策が必要だと考えているのか改めて伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。

人口減少等を含めて、非常に今、交付税が当時から見ると10数億円減って、段階的に減ってはいるのですが、三位一体改革の市町村合併の流れが全国的にあったときに、一律5億円カットだとか、そんな話も経験したことがございますけれども、さらに今、国の流れとしては、そういう方向性になっていて、ただ、ここにきて、人口に合わせて例えば国会議員の数も都市型の議員が多くなる中で、特に北海道、特に食料生産基地としての

優位性をどうやって国に伝えながら、その基盤を維持してもらおうかということをおはこれまでいろんな話をさせてもらって、例えば社会基盤としての道路もちろん、今、議員のほうから農地の均平の話も出ましたけれども、そういったこともありますし、あわせて産業を維持するために、例えば町立病院を維持しなければならないとか、そのためにはやはり医療機関も、特に町内唯一の医療機関としてしっかり国にサポートしていただきたいということを言いながらここまで来ているのですけれども、なかなか国の医療再編の中では、基本的にはやはり人口が中心となった考えがいまだにあるということが現実として、今、あるのは事実であります。

ただ、その中で、やはり日本の中で食料生産、自給率200%を超える北海道がしっかりそういうものを提供する、その場所の基盤としての中で、例えば標茶に今必要なものは何かということに特化しながら、これからもそういったことを一つずつ国に伝えていく、そこが今、一番の私のやるべきことかなと思って動いてまいりますので、ぜひそのときに地元の人たちと膝を交えながら話をしながら、一つでもそのことを実現できるような環境整備を皆さんとやっていきたい、そんなふうに思っていますので、これからも議員さんも含めて町の人とそういった話の場を一つでも持てればなと思っていますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（菊地誠道君） 長尾君。

○8番（長尾式宮君） やはり一般質問の中でも申し上げておりますけれども、景気のいい町でない人が寄ってこないというのはあるかと思えます。仕事がたくさんあれば、やっぱりそれに見合った人というのはあるかと思えます。ただ、皆さんご存じのとおり、今、出生率というのは、現在1.14ぐらいですか、子供の数が減ってきております。ということは、今後、日本の人口というのは減っていくわけです。そういった中で人を呼び込もうというのは、ある意味、競争なわけです。地域の強みというのは、やはり一つは住みやすさかもしれませんけれども、一つは経済力だと思えます。

とある情報を集めているところでは、各自治体によって、その地域住民の年収、そういったものもデータ化されているのを、私、過去に拝見したことがあります。今日、資料は持ち合わせていないのですけれども、北海道内でもかなり差があります。簡単に言ってしまうと、海産物を扱っている地域の住民の収入というのは、ざっくり言えば高いです。そのように、やっぱり住む地域、する仕事によって、大分、その地域の人たちの稼ぎという収入というのも変わってくるわけですけれども、やはり標茶の一次産業、酪農業を中心とした町を今までつくってきたわけですから、そういう人たちを中心とした収入がどんどん上がるような仕組みもあわせて考えていただきたいなと思っております。

あと、政府では、地方創生という言葉を使い出してもう、大分、経ってきております。ただ、よその自治体で地方創生の予算を使った事業という話を聞くのですけれども、標茶町で、ちょっと私の勉強不足もあったのか、地方創生の予算の概略ですか、どういった仕組みで予算立てされているのか、あるいは自治体として今まで標茶町がどういう取り組みをしてきたのか教えていただきたいと思えます。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） お答えします。

ふるさと創生の例えば個別、そういう事業で施設を建てたとか、そういったことは標茶町ではやっておりませんが、地域おこし協力隊とか、かなりソフト事業的なもの、あるいは国の交付金関係も、実は総体として経済対策として入ってきている、そういったものについては積極的に、今回も2月に交付金を使って町民の皆さんに1人当たり2万円の商品券を配布させてお届けさせていただきましたけれども、そういったものも、それはそれぞれの町によって取り組みが全然違って、標茶町としては、商品券ですので町民の皆さんに町内の経済の循環として、できるだけ地域の中で回していただくということも含めて、使い方を議会に相談させていただきながらやったのですけれども、実は地域の皆さんからお話を聞くと、いや、こんなにたくさんもらって本当に助かったとか、あるいは商工会の関係者から聞くと、やはり小さなお店も実は商品券を取り扱っているということも聞いて、非常にこの時期、2月から今3月、お金がなかなか回らない時期にすごくありがたかったという話も聞いています。そういったソフト事業に町は、できるだけ可能な限り町内でお金が回るような仕組みで活用させていただいています。また具体的に例えば何か、これから皆さんと話した中で、よりそういった事業で、ソフト的な事業でも、もう少し具体的なものとか、いろいろなものが、活用できるものがあれば、積極的に活用させていただきたいと思っています。

○議長（菊地誠道君） 長尾君。

○8番（長尾式宮君） 今、地方経済というのは、どこもひっ迫していて、民間業者、大変な思いをしているところがございます。そういった意味で、商品券というのは非常にありがたいと感じているところでもございます。ただ、商品券、使う側も、消費者として使う側も、そして、その影響で売上げが上がることも非常に大事なのですけれども、あくまでも一時的なことだと考えております。私がこの町に必要なのは、本当に基礎体力を上げることだと考えております。それは一次産業、酪農業だけではなくて、民間業者も同じことが言えるかと思えます。これから人が減っていくに当たって、それぞれの企業が売上げを着実に伸ばし、そして仕事が豊富にあることによって、この町に人が集まるのが今後大きな課題になってくるのではないかと考えております。これからの町の、今は新年度予算も縮小傾向の中で非常に町の皆さんも心配しており、何となく暗い雰囲気がありますけれども、これから一つでも多く明るい話題が増やせるように頑張りたいと思います。

質問は以上でございます。

○議長（菊地誠道君） 以上で8番、長尾君の一般質問を終わります。

鈴木君。

○4番（鈴木裕美君）（発言席） 通告いたしております2件につきましてご質問を申し上げます。

1点目につきましては、会計年度任用職員のフルタイムからパートタイムへの移行を撤

回するべきだというご質問申し上げます。

会計年度任用職員のフルタイム職員の一部をパートタイムに移行することが昨年の第4回定例会の予算審査特別委員会の質疑の中で明らかになりました。その後、令和8年度からフルタイムからパートタイムにと言われた対象者複数人から、パートタイムになるよう打診され、それが駄目なら退職し、他の職場へ移ってはどうかというようなことを言われたとの相談がありました。

会計年度任用職員制度は、臨時職員・非常勤職員の適正な任用及び勤務条件を確保するため、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、2020年、令和2年の4月から新たに創設されました。職員の身分は一般職の地方公務員となり、年2回の期末手当・勤勉手当の支給や休暇制度が拡充され、従来の非常勤職員の一部、臨時職員、パート職員が会計年度任用職員として移行されました。一般的には正職員の業務等を補助する役割ですが、正職と同様の業務に就かれている職種もあると聞いています。なぜフルタイムからパートタイムに移行させるのか伺います。

対象となる職員は何人か、職種別に伺います。また、対象となる職員の現在の給与等の総額は幾らなのか、そしてパートタイムにすることによって幾らになるのか伺います。先ほど同僚議員のほうからもこの件につきましてのご質問がありましたけれども、再度伺います。さらに、対象となる職員1人当たりの減収額はどのくらいになりますか、伺います。

それぞれ対象となる職場では、正職員の業務量が増加するといった弊害が起こると危惧するが、どのようにそのことを解決するのかを伺います。

対象職員にとって大きな労働条件の変更ですが、労働組合との協議はどのように行ったのか、また、合意は得ているのかも伺います。

フルタイムからパートタイムにすることはあまりにも強引過ぎるやり方で、正職員にも悪影響を与え、士気の低下につながると考えております。対象となるフルタイム職員のパートへの移行は撤回するべきと考えますが、町長、そして教育長の考え方を伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 4番、鈴木議員のお尋ねにお答えいたします。

1点目のなぜフルタイムからパートタイムに移行させるかのお尋ねですが、会計年度任用職員制度は、地方公務員法改正により令和2年4月の導入から5年間経過しています。新たな制度導入から一定期間が過ぎ、窓口受付時間の短縮やコンビニ交付への移行、少子高齢化や人口減少などによる町民サービス総体の減少など、役場の業務環境が変化する中で、会計年度任用職員制度の運用がどのようになっているのか確認する必要があるため、令和8年度に会計年度任用職員の配置希望があった部署に対し、現状の業務内容や業務量についてのヒアリングを昨年11月に実施いたしました。このヒアリングの結果を踏まえ、フルタイムの配置が妥当な部署については引き続きフルタイム職員を配置し、パートタイムでの業務が可能な職場につきましてはパートタイムに移行することとしております。

2点目の対象となる職員の人数や職種別の内容についてですが、合計で申しますと57人、職種別に申し上げますと、事務補助に従事する職員が27人、牧場作業に従事する職員が2

人、運転作業に従事する職員が5人、保育園給食調理に従事する職員が7人、児童館業務に従事する職員が1人、校務補助に従事する職員が3人、特別支援教育に従事する職員が9人、外国語指導助手に従事する職員が1人、図書館司書として従事する職員が2人となっております。

3点目の対象となる職員の現状の給与等の総額についてですが、それぞれの働き方によるので一概に申し上げることは難しいのですが、仮に現状のフルタイム週38時間45分勤務からパートタイム週36時間勤務に移行したとすれば、一般会計のみ45人分の合計で申し上げますと、令和7年度予算ベースで1億5,842万7,000円、これがパートタイムに移行したときは1億4,215万3,000円となり、総額で1,627万3,000円の減額になるものと見込んでおります。対象となる職員1人当たりの減収額ですが、平均1人当たり年額で35万3,000円ほどの減の見込みとなるものであります。

4点目の正職員の業務量が増加する弊害を危惧するが、どのように解決するのかとのお尋ねですが、基本的には、ヒアリングした結果、フルタイムが必要な部署にはフルタイム職員を配置しますので、正職員の業務量が増加することは想定しておりません。

5点目の労使協議についてですが、3月13日に事務レベル協議、3月3日に団体交渉を実施し、その中で説明し、理解を得ております。

6点目のフルタイム職員のパートタイムの移行は撤回すべきと考えるがいかがかとお尋ねですが、1点目のご質問でも説明のとおり、業務量に見合った適正配置を目指すもので、それぞれの業務内容等をヒアリングした結果により実施しようとするものでありますので、撤回する考えはございませんのでご理解を願います。

組合との協議の日程ですが、「2月13日」と言うべきところを「3月13日」と言っていましたので、2月13日に事務レベル、3月3日に団体交渉ということで訂正させていただきます。

○議長（菊地誠道君） 教育長・青木君。

○教育長（青木 悟君）（登壇） 引き続き、教育委員会からお答え申し上げます。

教育委員会に在籍する会計年度任用職員は、特別支援教育支援員16人、校務補助員9人、外国語指導助手1人、図書館司書2人、事務補助員16人で、合計44人です。町の全体方針の下、町の全ての会計年度任用職員の働き方が見直される中で、教育委員会所属の会計年度任用職員についても見直しが進められたものであります。

訂正をいたします。教育委員会に在籍する会計年度任用職員のうち対象となる職員は、特別支援教育支援員9人、それから校務補助員3人、外国語指導助手1人、図書館司書2人、事務補助員9人で、合計24人です。失礼いたしました。

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午前 11時48分

再開 午後 1時00分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） 先ほどのご質問にご答弁をいただきました。

まず1つは、前段の同僚議員の質問の中で、パートにした場合に1,627万円ということを言われました。その金額をして、私はこの1,600万円だったら、正直言って、何とかならなかったのだろうかと思いました。監査委員でもありますから、今まで監査をしてきた中でも中身を知っていますので、申し上げませんが、もっと事業の見直しをして減額になるところがたくさんあるのではないかと、課長は首を振っていますけれども、そう思うのです。ですから、何とかこの件について、もう一度、撤回をしないとはっきり町長は断言いたしましたけれども、何点かご質問したいと思います。

この会計年度任用制度がスタートして本町は、先ほど同僚議員にもお話しされましたけれども、牧場や介護福祉施設等においても非常勤職員から、臨時職員から会計年度任用のフルタイムにしましたよね。ですから、恐らく約100人規模で会計年度任用のフルタイムがいたと思っています。この100人規模のフルタイムというのは、全道で言えばうちの町だけがこれだけの大きなフルタイムを抱えていたのでは、施設がありますから、特殊ですから抱えていたのだらうと思うのですけれども、当時、佐藤町長だと思うのですけれども、全部を会計年度任用、フルタイムにしたというその考え方を伺いたいと思います。

伺いましたけれども、100人規模だったものを段階的にはできなかったのか、あるいはやる気がなかったのかも含めて、まずは伺っておきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・長野君。

○総務課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

これまで今回は5年間経ったということでやったというところと、あと町長からの説明もありましたけれども、窓口時間の短縮だとかということでは、週3時間45分減っていたりだとか、あるいは人口減少、令和2年から比べると11%減少していたりだとか、そういった背景がございまして、今回見直し、ヒアリングをしたというふうになっております。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） 先ほどの答弁で業務の見直しとか人口減少ということはわかりました。

ただ、やはり職種によっては人口減少や業務見直しとかとならない職種もあったと思うのです。例えば、12月の定例会において同僚議員が質問されたときに保育士職さんの会計年度任用のパート化をというご質問がありましたよね。あのときには、私の記憶では担当課長は業務というか、子供たちの手も成長してかからなくなったというご答弁も確かあったと記憶していますが、今年度からは園児さんだっって新しい方々が入園してこられますよね。手のかからなくなるという大きな年長さん等々は卒園をしていくとか、そういうこと

では業務が少なくなったとかとは私は保育園としても考えられません。ですから、そういう面からすると、保育士さんの補助職が対象に今回なる。ならない。

(何事か言う声あり)

○4番(鈴木裕美君) そう。では、安心しました。補助職が、違うよ、これ7名と書いていますよ。先ほどの答弁で。担当のほうから、私は補助職がと伺っていたのです。ですから、仮に補助職であったとしても新しい入園者がということになると、その子たちに手はかかるのだろうかとは私は考えました。

さらには、支援員です。支援員もずっと支援を必要とするという子供たちに対して、手厚く支援員として配置をしてきました。しかし、支援員さんもパート化になると伺いまして、先ほどの教育長の答弁では9人対象者がいると。では、残された支援を必要とする子供たち、どのようになるのですか。パートさんになって、職員さんが、支援員が帰られたとき、残された子供たちは誰が見るのですか。そこも伺いたいと思います。

○議長(菊地誠道君) 管理課長・神谷君。

○管理課長(神谷 学君) お答え申し上げます。

まず、特別支援教育支援員、こちらの業務につきましては、支援を必要とする児童生徒に対して学校生活や学習活動の支援を行うということが役割であります。夏休み等の長期休業中なのですが、こちらにつきましては、登校する児童生徒がいないものですから、当然、支援員は本来業務である支援の必要な児童生徒への学習支援等を行っていないというところが現状でございます。ここにつきましては、今回、学校、それから支援員さん個別の面談においても、こういった意見をいただいております。こういったところで保育士との大きな違いなのかなと思っております。保育園につきましては、夏休み、冬休み等はございませんので、そういったところの違いなのかなと思っております。

○議長(菊地誠道君) 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長(浅野隆生君) お答えをいたしたいと思っております。

議員のほうから昨年12月の第4回定例議会予算特別委員会のお話がありました。その際の部分ですけれども、会計年度任用職員の勤務時間数が業務の減少により少なくなったということですので、今回のフルタイムからパートへという部分とはちょっとお話が違うのかなと思っております。

それから、先ほど保育補助員のお話でしたが、町長の答弁では保育園給食調理に従事する職員が7人というようなお答えでございますので、保育士あるいは保育補助員がフルタイムからパートタイムに変更になるという部分につきましては今回はございませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長(菊地誠道君) 鈴木君。

○4番(鈴木裕美君) 今、浅野課長のほうからの調理員とかは理解いたしました。わかりました。

教育委員会ですけれども、支援員さん、夏休み、冬休みあります。通常の登校時に支援員が3時で上がったりして帰ります。その後の残されている支援を必要とする子供たちの

指導といいますか、それは、ではどなたが見るのですかということをお伺いしているのです。

○議長（菊地誠道君） 管理課長・神谷君。

○管理課長（神谷 学君） お答え申し上げます。

今回、面談を行っている中でいろいろお話を聞かせていただいているのですが、5時間授業につきましては、今回、時間短縮になったとしても全ての時間帯で支援が可能であるということでございます。学年によっても違うのですが、5時間授業、6時間授業、週の中でいろいろと組まれていますので、その辺を週の中で調整をしていただくというような形で、5時間授業のときには少し早く帰っていただいて、6時間授業のところにその分を仕事に入っていただくとか、週の中で調整をしていただくというような形で対応可能ということで聞いております。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） では、理解としては、言ってみれば週38時間45分の中でやりくりをするということの理解でいいのですか。

○議長（菊地誠道君） 管理課長・神谷君。

○管理課長（神谷 学君） 週36時間未満の中でのやりくりということで理解しております。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） パート化になるからね。そうでした。でも、働く方々にとってはパートになるとしても、支援を必要とする子供たちというのが授業を受けなくても、指導を受けなくても影響ないように、あるいは今まで聞くところによりますと、授業も含めて担任の先生ではなくて支援員さんが全て指導してくださっているということをお伺いしますが、担任の先生に対しての労働が増えるというか、そういうことはないという理解でよろしいですか。

○議長（菊地誠道君） 管理課長・神谷君。

○管理課長（神谷 学君） お答え申し上げます。

先ほど日によって勤務時間の時間数が違うということでお話しさせていただいたところなのですが、学年によっては6時間の授業が多いというところで、多少、やはり支援につけない時間帯というのが1日に10分、20分と発生する週も予想されております。その部分につきましては、教科に入っていない先生、そういう空いている先生が入っていただくということになるということで考えております。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） では、担任の先生に対しては業務が増えるということはないという理解でいいですか。

○議長（菊地誠道君） 管理課長・神谷君。

○管理課長（神谷 学君） お答え申し上げます。

担任に影響ということは想定はしておりません。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） いずれにしても、この問題というのは本当に大きな問題だと私は考えます。ですから撤回を求めたのですが、はっきり言いまして、弱い者いじめだと思うのです。身分として言ってみれば臨時である立場、正規と同じだと公務員法でも決まっていますけれども、そういう弱い立場の人たちを、ましてや短時間で切るのです。短時間というのは、去年の12月の末に耳打ちされて、そして例えば教育委員会ですと1月9日までに回答をもらうという、そういうふうに考える余裕といたしますか、ない、そういう時間帯でした。

それから、言ってみればパートになれば地方公務員法でも副業ができるというふうにもなっておりますよね。だから、総務課長なりでも、もし駄目だったら退職するのだったら退職して別なところを探しなさいと誰かが、担当課長が説得したとしても、本町の場合、限られた職場しかないわけです。再就職できる、副業としてできるという職はあると考えられますか。そこをまず伺いたい。はっきり言われているのです。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

仮にパートタイムの会計年度任用職員が副業をされる場合に働き口があるのかというお尋ねだと思いますけれども、求人が全くない状況ではないのだろうなど。あとは、勤務条件その他で、それぞれの方が判断する内容だというふうに考えております。あるなしについては、ちょっとお答えいたしかねるところでご理解いただきたいと思っております。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） 確かに副町長のおっしゃるとおり、そのとおりでと思うのです。ただ、パート化を迫られた本人が今までずっと、先ほどの同僚議員がおっしゃったように、年度契約だから一年一年だ、確かにそうです。でも、今までずっと更新されてきたではないですか。だから、今年度だって、当然、私だったらですよ、更新されると、よっぽどの失態をしない限り更新されると思います。誰だってそうではないのですか。そこを正直言って、業務が見直しされたから、何も見直しなんかされないではないですか。窓口業務が短くなったとか、確かにそういうところもあります。だけれども、支援員さんにしたって、保育士さんがいないということですが、結果的に調理員さんがパート化になりますよね。それで土曜の給食がなくなる、結局それも保護者や子供さんに迷惑をかけていると、そういう状態ではないのですか。私、先ほどの金額で1,620万円、この金額を聞いたときに、これは何とかもっと業務の見直しした場合に、やりくりがつく金額ではないかと思うのです。行財政改革推進室長、どうですか。

○議長（菊地誠道君） 行財政改革推進室長・内藤君。

○行財政改革推進室長（内藤政夫君） お答え申し上げます。

会計年度任用職員制度、職員の関係につきましては、将来にわたりまして安定的な行政サービスを維持することと持続可能な財政基盤の確立を目指すということで、行財政改革推進計画の取組事項の中に組み入れて位置づけられております。

会計年度任用職員制度につきましては、先ほど町長からの答弁もございましたとおり、

令和2年4月に導入されまして、5年間を経過してきているということでございます。これまでフルタイムということで行ってきた職種につきましても、各担当課さんのヒアリングを個別に実施するなどして、各職場の業務内容の状況ですとか勤務実態の調査、これらを行った結果、必ずしも常勤職員と同様の勤務時間を必要としない場合もあるのではないかとということで、できるところから着手をして、業務量に合わせた適正な任用区分へと見直しを図ったものと考えております。ですけれども、あくまでも一律にフルタイムからパートタイムに移行させるという考え方ではなくて、フルタイムの継続が必要な職種につきましてもそのまま維持をして、町民サービスの低下を招かないように努めてまいりたいと考えているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） 先ほどのフルタイムからパートになった場合に35万円程度と言いましたか、答弁で減少になると言われましたよね。35万円から30万円ぐらいの減少になる。対象者は、やはり自分たちの生活設計というのは組まれていると思うのです。ですから、先ほども申しましたけれども、12月の末にパート化にというふうに、それで駄目だったら別な職場をとかと言われたって、自分たちの将来設計といいますか、生活設計を立てていたのが狂うのではないですか。ですから、例えば仮にするとした場合、私は賛成しませんが、もっと早くに説明をすとか、あるいは今年度スタートするのではなくて先送りして、その間に対象者とお話をすとか、そういう考え方というのはとられなかったのでしょうかね。そこをもう一度伺います。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・長野君。

○総務課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

今回11月にヒアリングを行った結果ということで、12月中旬から1月上旬までにはそれぞれの部署のほうで説明をして、令和8年度はこういった会計年度の募集をしますというようなことで、そういった形で令和8年度、また再度、そのパートタイムで受ける方はこのようにするというようなことで今の結果になったというようなことなので、ぜひご理解いただきたいと思っております。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） 理解はできないのですけれども、言ってみれば対象者は渋々お返事をしたのだと私は思うのです。やっぱり今の職場が、言ってみれば慣れているといえますか、ずっと携わってきた職場です。ですから、そういうふうに減ったとしても、あるいはパートになって副業ができるといっても、同じ職業に就けるわけではないのではないですか。そういうふうにする、ここまで一気にする必要、私はなかったというふうに考えます。働いている人の方のことを本当に考えてあげるのだったらですよ。

もし皆さん方がそういう対象者だったら、どう思いますか。私に対象者だったら本当に納得いたしません。このことが財政が厳しい中で、先ほども触れられておりましたけれども、職員さんが退職をしていく。いろんな理由、私も退職する方からも聞きました。本当に財政が厳しい中で、もうここまで俺たちは限界だと一生懸命やっても認められないと、

そういう方もいらっしゃるのです。でも、この会計年度任用制度の職員さんたちも一生懸命やってきた方々です。そこに手をつけるというのは、先ほども申しましたとおり、もっと別な事業の見直しを徹底的にしたほうが、私はするべきだと考えます。

それと、もう一つです。先ほど町長の答弁で、確か3月3日ですか、団体交渉で組合の理解を得ていると答えましたよね。私が聞いているところでは、まず事務レベル協議をしていると。その事務レベル協議とは何ですかと伺ったら、総務課長と組合の職員の書記長さん以下との話し合いだと。そして、初めて言ってみれば団体交渉で席につくと私は思っていたものが事務レベルで、それも前回の機構改革もそうです。団体交渉も何もなくして事務レベル協議でもって機構改革が知らされた。組合として何の議論もできないうちに、これも、機構改革も結果的にスタートしているのではないですか。

労働組合とは何なのですか、町長。本当に残念です。職員さん、組合さんも含めてみんな一生懸命になって、まちづくりを進めてきているのです。労働組合というのは、ちゃんと憲法で守られているのです。労働三権のうちの一つ、団交権ですよ。それを協議レベルでやってしまって、決まってから団交に入る、そんなのはあり得ないのではないですか。私は、あまりにも組合軽視というか、組合を無視していると言わざるを得ないのです。

副町長、本当、私、残念でならないです。前にも申しましたけれども、組合の役員を経験されているあなたですよ。失礼な言い方をするかもしれませんが、どんなに財政が厳しい、でもやっぱり労働組合のことをしっかり考えていただきたいですし、そこに、労働組合に結集する労働者の皆さんのことも、いち早く考えていってあげたい、そういうものではないのですか。つらいと思いますけれども、でも1,600万円です。何とかなるのではないですか。

撤回しないと町長は答えました。でも、私は、ではまず暫定ではないですけれども、任期期間中だけでもまずは先送りする、そういう考えを持ってもいいのではないのでしょうか。いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） 議員から私の経歴について触れていただきましたので、お答えいたしたいと思います。書記長をやらせてもらっております。委員長ではございませんが、書記長であります。組合と随分いろいろと勉強させていただきました。そういうふうに思っております。

それで、私、副町長になってから労働組合に対する相談の仕方などについては配慮しなければいけないと思っております。できる限りそういうことを心がけてきたつもりであります。先ほど機構改革の部分でどうだったのかというような話もありましたけれども、時間が切迫している、そこまで、ぎりぎりまで温存していて考えるいとまを与えずにやったとかいうのではなくて、時間がかかった、成案をお示しするのが遅くなってしまったという状況でありまして、戦略的にそういったことをやったというつもりはございません。

それで、今回も議員から言われておりますけれども、総務課長から説明があったように12月から1月にかけてということでお話をさせてもらっておりますが、それも先ほどと同

様で、できるだけ早くと思いながらも、新年度の募集等のタイミングとかもありますので、ぎりぎりのタイミングではありましたが、それぞれ個別に相談をさせていただきました。

そして、団体交渉のところなのですが、基本、団体交渉は、組合のほうからの申し入れに基づいて実施をするものだと認識をしております。標茶町の場合は、特にこの時期の団体交渉については春闘時期を控えてということもありまして、項目が多いというのが通例で、それで事前に事務方で課題の確認、整理をしながら最終的に団体交渉で理事者の考え方を伝え、あるいは協議、討論をするという、そんなスタイルをとらせてもらっております。

決して今回の部分、フルタイムの会計年度任用職員をパートタイムにするということが労使協議の対象になるというふうにはならないと認識しておりますけれども、議員ご指摘のように、会計年度任用職員がフルタイムからパートタイムになることによって、ほかの職員への影響があるかないかというところも組合のほうでは心配しておりましたので、その部分について考え方をお答えさせてもらったところでもあります。納得しているかどうかは別にして、事務レベルあるいは団体交渉の場では一定のご理解をいただいたと考えているところでもあります。今、議員、首を横に振られておりますけれども、交渉の席上、それ以上紛糾するとか、あるいは継続した課題としてお互い認識をして持ち帰るとか、そういう状況ではありませんので、私は一定の理解というふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

今回のフルタイムからパートタイムというのは、繰り返しになりますけれども、業務点検に従ってできるだけ適切な配置にしていく、これはこの先も考えなければいけないことだと思いますし、決していけないことではない、むしろこの先の組織運営上は求められてくるものだと考えております。その上で本人にも説明をさせてもらい、そして関連する部分で職員団体とも協議をさせてもらってきているという経過でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） 私は、組合側からは合意をしたのではないと伺っておりました。ですから申し上げたのです。決して、副町長が役員されていたことを批判するものでなければ、ただ、正直言って、経験しているのもありますから本当の気持ち、残念でならないのです。そういう意味でちょっと指摘をさせていただきました。

ただ、やっぱり何で弱い人たちから手をつけるのだろうかというのが、どうしても私は納得しません。一般職の方々、これだけ財政ひっ迫していて、来年度は俺たちの給料を減らされるなど本当に不安がっていますよ。そこまで職員の方々も思っていますし、そのこと自体が成果として職員の皆さんが一生懸命頑張っていることが認められないと、成果として認められないのだということで退職する方もいらっしゃるのです。本当にそういうことがあってはならない。やっぱり職員をしっかりと守り、そして業務をしていただく、そのことが基本だと私は思うのですけれども、その辺もう一度伺って、この質問は終わらせて

いただきます。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

現状から将来を想像して不安になって離職する方が出てくるというのは、極力、避けなければいけない、そうならないためにどうしなければいけないかということは、この間ずっと考えてきているところであります。その中で、組合のほうとも、団体交渉の席上でも出てきているのですけれども、現在の財政状況、それから、これからの考え方等々について、機会を見て全職員に声が届くような説明の仕方、説明を行っていきたいと考えているところであります。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） ぜひ、全職員の意を酌むといえますか、そういう職場づくりに努めていただきたいなと思いますし、やっぱり組合がありますから、事務レベル協議ではなくてきちっと席について、団交権があるのですから、その交渉の中でやっていただければなと思います。

次に移ります。

駅前通りの空き店舗の利活用で商店街の活性化を求めるという質問でございます。

ご承知のとおり、駅前通りは空き店舗やシャッターが下りていて、活気が感じられません。特に日曜日は定休日の飲食店もあり、町民はもとより町外からの観光客や来訪者の集う場所がないとの声が、最近、聞こえてきます。

観光は、地域と暮らしを豊かにし、裾野が広く、地域経済を支える基幹産業の一つです。そして、町の活性化や魅力を高めることに貢献していて、人との出会いや交流によって、地域経済の発展、成長で地域内の雇用機会の創出、地域へのファン増加につながると考えます。駅前通りから移転する予定の店舗もあると聞き及んでいます。

現在は、冬期間、S L湿原号が運行されていて、一時はにぎわいがありますが、S Lはこの先いつまで運行継続されるのかも未定です。

駅前通りに人が集える場所があることで、地域経済の活力向上、暮らしと町の魅力向上、そして人口減少・高齢化の進む中での異世代が集い交流し合える場所を確保するためにも、空き店舗所有者、観光協会、商店街等との協議をして空き店舗の利活用の検討を行ってはとありますが、いかがでしょうか。伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 4番・鈴木議員のお尋ねにお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、本町に限らず地方の商店街では町外への消費流出、インターネットを利用した消費動向の変化などもあり、買物客が少なくなっている状況であります。商工会では、プレミアム商品券事業や、うまいもん発見市場、S Lのお客様への案内、送迎事業などを実施し、観光協会では駅前のバスターミナルで観光案内所の運営を行っており、土日も含め町の特産品の販売や観光情報発信に努めていただいているなど、駅前商店街のにぎわいづくりに取り組んでいただいているところです。

また、従来の事業を見直し、創業支援、特産品開発、事業継承、イベント出店等を目的としたGOGOチャレンジ支援事業を令和7年度より実施しており、本町の地域活性化や魅力・認知度向上及び付加価値向上の取組の支援を行っているほか、事業継承のサービスを提供する民間企業、標茶町商工会、北洋銀行、大地みらい信用金庫との5者により連携協定を締結し、町内事業者の事業継承の支援、継承後の事業継承の支援の取組を昨年11月から開始したところであります。現在、町外企業から町内へ事務所開設の相談も受けていることから、引き続き、商工会、観光協会と連携協議し、駅前通りの空き店舗等の利活用の検討、誘致に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） ご答弁で誘致に取り組んでいくということですので、できれば急いで協議を進めていくべきだと思うのです。農協さんの空き店舗、何も動きがありませんよね。私の耳には、全然、活用、確かどなたか、自分かな、質問したときにも商工会とJAさんと町とで話し合いをする協議の場を設けたと伺っておりました。だけれども、その結果というか、進捗状況も、全然、見えてこないです。

ですから、ぜひ駅前通りについては、観光協会、土日にかけていますけれども、あそこで正直言って、飲食を伴って一緒に交流し合えるという場ではないと私は理解しているのです。駅から降りたお客さんも、あるいは観光客もそうですけれども、それから町民も日曜日になると本当にあの駅前、全部お店閉まっているのです。今はSLが来るからお菓子屋さんも開いていますけれども、そういう状況ですから、ぜひ早急に利活用については進めていただきたい。特に協力隊の中には手の利く方もいらっしゃいます。お料理の得意な協力隊もいます。そういう意味では、利活用に向けて、そういう方々の考え方も聞きながら早急に進めていただきたいと思っておりますけれども、もう一度お返事を伺います。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・石川君。

○観光商工課長（石川 淳君） お答えいたします。

町長からの答弁にもありましており、町外企業から町内へ事務所を開設したいというご相談を実際我々のほうも受けておまして、私たちとしても、まずは物件の紹介については商工会と相談をさせていただいて、駅前の空き物件を、まず今、ご紹介をさせていただいているという状況でございます。ほかにも、ふるさと納税の返礼品を始めるのに当たって、町内に事業所を開設したいというお話もいただいておりますので、お話があれば各方面と協議して物件を紹介するなり相談するなりして、どんどん進めていきたいと考えております。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） もう一つ、町外・町内業者さんの声があるということで、今、初めて知りましたけれども、飲食を伴う、そういう空き店舗の利活用というのも必要だと考えるのです。ですので、ぜひ早急にその辺は協議を進めていっていただきたいと思っております。終わります。

○議長（菊地誠道君） 以上で4番、鈴木君の一般質問を終わります。

以上をもって一般質問を終了いたします。

◎議案第2号

○議長（菊地誠道君） 日程第2。議案第2号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画財政課長・齊藤君。

○企画財政課長（齊藤正行君）（登壇） 議案第2号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、標茶町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についてであります。

現行の標茶町過疎地域持続的発展市町村計画は令和3年4月1日に施行され、計画期間を令和3年度から令和7年度までとし策定していたものでございます。新たな計画につきましては、現行の計画期間中に北海道と協議のうえ、新たな標茶町過疎地域持続的発展市町村計画を策定してきたところです。

なお、本計画案につきましては本年1月13日付で北海道へ正式協議依頼をしており、2月9日付で北海道から異議がない旨の通知をいただいているところです。

今後につきましては、本案を議決をいただきましたら8大臣に提出し、正式受理される予定となっております。

議案書1ページをお開き願います。

議案第2号 標茶町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項の規定に基づき、標茶町過疎地域持続的発展市町村計画を別冊のとおり策定する、というものでございます。

別冊の標茶町過疎地域持続的発展市町村計画をご覧ください。

お手元の標茶町過疎地域持続的発展市町村計画につきましては1月29日の全員協議会と同様の説明にはなりますが、前回計画との変更点について要約しご説明させていただくことをご了承願います。

以下、内容についてご説明申し上げます。

表紙をご覧ください。表題が「標茶町過疎地域持続的発展市町村計画 令和8年度～令和12年度」となっております。

1ページをご覧ください。

1 基本的な事項、（1）市町村の概況、ア. 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の自然の部分の最後のところでございますが、「年間平均気温は約7℃で、夏期平均気温が15℃から21℃、冬期平均気温がマイナス7℃程度で、年間降水量は900mm弱」に修正しております。

2ページをご覧ください。

社会・経済につきましては、上から6行目中段の少し前、導入により、の次「令和2年農業産出額283億1,000万円、令和2年生乳生産量172,479tを誇り、」に修正しております。

イの市町村における過疎の状況の・人口等の動向につきましては、上から2行目の最後、昭和35年の次を「令和2年」に修正し、上から4行目の最初のほう、昭和35年からの次を「令和2年までに88%の減少、生産年齢人口（15～64歳）は60%の減少、逆に高齢人口（65歳以上）は392%増」に修正しております。

3ページをご覧ください。

中段、地域における情報化については、のくだりですが、「令和4年度に町内全域で光回線を利用できる環境整備が完了したことから、」に修正してございます。

その下の行の交通体系の3行目を「令和7年」に、その行の後段、改良率を「56%」、舗装率を「53%」に修正し、その2行下の町内の公共交通について、「町内の公共交通については、JR釧網本線・民間バス（釧路羅臼線）・町有路線バスとなっております。また、一部地域にて「のりあいハイヤー」の運行を令和7年4月1日より開始しました。広域な面積を有する本町においては、デマンド型交通による通院等の町民の移動手段を確保することが必要です。」に修正してございます。

5ページをご覧ください。

上から13行目の、ソフト・ハード一体となった取り組みを、の次を「継続して進めていく必要があります。」に修正してございます。

次に、（2）人口及び産業の推進と動向です。

上から8行目、「令和2年にはピークであった時期と比較して59%の減少となる7,230人となっております。住民基本台帳の令和7年1月1日現在では6,690人とさらに減少しており、」に修正し、その2行下、「令和2年に実施された国勢調査による就業人口割合から第一次産業就業者32%、第二次産業就業者12%、第三次産業就業者53%となっております。」に修正しております。

7ページをご覧ください。

（2）人口の見通しは、2050年の項目を追加しております。2015年実績を2020年実績へ、推計を2040年から2050年数値に内容差し替えをしてございます。

下から4行目、人口減少が続いており、の次を「2023年（令和5年）の国立社会保障人口問題研究所（以下、「社人研」）の推計では、今後も減少が続き、2050年（令和32年）には、約4,100人と2020年（令和2年）と比べて43%減少するものと推計されています。」に修正しております。

8ページをご覧ください。

人口の推移と将来推計は、2050年を追加し、2015年実績を2020年実績へ、推計を2040年から2050年数値に内容差し替えをしております。上から2行目、年少人口については、の次を「2023年（令和5年）以降の社人研推計では低水準で緩やかな減少幅となっております。」に修正してございます。

(3) 標茶町号財政の状況4行目財政能力指数は、の次を「全道町村平均(令和5年度)の0.27」に修正してございます。

9ページをご覧ください。

(1) 市町村財政の状況についてです。

表の年度を平成22年度、令和元年度を削除し、令和2年度、令和6年度を追加してございます。

(2) 主要公共施設等の整備状況については令和元年度末を削除し、令和2年度末、令和6年度末を追加しております。

11ページをご覧ください。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標についてです。

ア. 自然増に関する目標値の内容を「2030年(令和12年)までは、合計特殊出生率を現在の1.38を維持し、将来的には国の長期ビジョンと同様、2050年(令和32年)に2.07程度まで上昇させることをめざします。」へ修正しております。

12ページをご覧ください。

上から2行目の「維持しつつも」、の次を「2050年(令和32年)」に修正してございます。

ウ. 人口の推移と目標人口の設定につきましては、記載のとおりの内容に変更してまいります。

「国立社会保障人口問題研究所(以下、「社人研」)による推計では、2050年(令和32年)の本町の人口は、4,102人まで減少すると見込まれています。本町の目標としては、あらゆる施策を講じ2030年(令和12年)に人口6,149人を目指し、合計特殊出生率を、現状の1.38を保ちながら、純移動数が50人程度の減少となるよう取り組みます。

その場合には、2050年(令和32年)の人口は約4,163人となり、社人研推計と比較し、約62人の施策効果が見込まれます。」へ修正してございます。

次に、(7) 計画期間については令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5か年間に修正しております。

15ページをご覧ください。

過疎計画掲載事業の変更についてご説明させていただきます。過疎計画事業については、総合計画を基に事業を行い、一括で情報管理を行うことで、業務の効率化を図る観点からも、総合計画に掲載されている実施予定事業を掲載しております。以前は総合計画に記載のない事業についても必要時に過疎対策事業債申請が行えるように事業掲載をしてございました。今後は、過疎対策事業債活用事業が決定した際に、随時追加や変更を行っていきたいと考えてございます。基本的には翌年度以降の過疎対策事業債活用事業を随時追加していきたいと考えております。

例外として、水道、道路、などのインフラや22ページをご覧いただきたいのですが、下段の表にございます「地上デジタル放送電波受信施設整備改修事業」については、緊急時に確実に対応が行えるように事業を掲載しております。災害時には過疎対策事業債、災

害復旧債での対応を想定しております。公営企業会計は総合計画に事業が掲載されていないものもございます。こちらについても例外として、同一の基準で各担当と協議し、掲載しております。

事業名が同一で複数の地域や内容となっている事業はまとめて1つの事業としております。

過疎対策事業債起債対象外事業については削除してございます。

掲載されている全ての事業が過疎対策事業債を活用することになっているわけではなく、標茶町行財政改革推進計画ではできるだけ起債に頼らない財政運営を掲げておりますことから、この計画書に掲載された事業についてはすべて起債事業とするわけではありませんのでご理解願います。

ただし、今後事業展開する上で、財源確保のために起債事業とする場合には、この計画書に掲載されていることが条件となることから現時点で起債対象となり得る事業をすべて掲載したものであることをご理解願います。

それらの考えにより、14ページから41ページまで各分野における事業を列挙し計画書としてまとめ41ページから42ページにつきましては、事業計画（令和8年度～令和12年度）の過疎地域持続的発展特別事業分を再度掲載した構成となっております。

以上で、議案第2号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○1番（深見 迪君） 令和8年度からの計画でありますけれども、様々な事業計画が盛り込まれているのですが、喫緊で令和8年度から始まる何か大きなものはありますか。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・齊藤君。

○企画財政課長（齊藤正行君） お答え申し上げます。

もしお持ちでありましたら、令和8年度一般会計予算の9ページをご覧いただきたいのですが、そこに過疎対策事業として掲載されている事業は令和8年度でこの事業計画を元を実施する事業の一覧となっておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） 続いて、今、報告があった15ページで水道、道路、インフラについてご説明がありました。それで、このうちの水道の部分なのですが、ダウンサイジングを進めていくということで、これはもう既に始まっているのか、それとも、今、言われた今年度の計画の中には入っていないのですけれども、いつ頃から始まるのかわかりますか。

○議長（菊地誠道君） 建設水道課長・菊地君。

○建設水道課長（菊地 誠君） お答えいたします。ダウンサイジングにつきまして、今、計画的に取り組んでいるというわけではございませんで、いつ頃というふうには明言できませんが、これからの流れとして、当然、人口規模にあったものに対して、やっていかな

ければならないというところで、検討事項としてダウンサイジングというのは選択肢に入れなくてはいけないということで考えております。

(「以上です」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ほかにご質疑ございませんか。

類瀬君。

○11番(類瀬光信君) 今の質問の続きというか、関連なのですけれども、ダウンサイジングの具体的な手法というか、方法というのは何か想定されていますか。

○議長(菊地誠道君) 建設水道課長・菊地君。

○建設水道課長(菊地 誠君) お答えいたします。具体的な手法の検討にまだ至っておりません。手法としましては、給水エリアの縮小でありますとか、管路延長の縮小ですとか、あと施設の統合でありますとか、手法というのはいくつかあります。ただ、標茶町にあったのがどれかという選択肢までは至っていないのが現状でございますので、どれという形では、今、お答えできないのが現状であることをご理解願います。

○議長(菊地誠道君) ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第2号は原案可決されました。

### ◎議案第3号

○議長(菊地誠道君) 日程第3。議案第3号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設水道課長・菊地君。

○建設水道課長(菊地 誠君) (登壇) 議案第3号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、町道路線の廃止について、道路法第10条第3項の規定に基づき議決を求めるものでございます。

以下、内容についてご説明いたします。

議案書の2ページと、議案説明資料の1ページをご覧ください。

議案第3号 町道路線の廃止について

道路法昭和27年法律第180号第10条第3項の規定に基づき、次の町道路線を廃止する。

整理番号、469、路線名、開運11号線、起点、開運2丁目2番4地先、終点、開運2丁目27番地先、延長、61.70メートルです。

本路線は隣接地の土地所有者より周辺を一体的に有効利用したいとの申し出があり、町道としての利用実態が無く存続する必要が無いため廃止しようとするものです。

位置につきましては、説明資料1ページの中央からやや左付近に、赤い太線に表示してある箇所が当該路線となっております。

以上で、議案第3号の提案趣旨並びに内容説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

長尾君。

○8番（長尾式宮君） 今回、私は廃線というのは初めての経験なのですが、この場所ですね、周辺を含めてですけれども、色々話を聞いております。今回、廃止した道路というのは、この先、売買があるのか。あと、売買をした場合、金額的にいくらくらいなのか、もしわかればお願いします。

○議長（菊地誠道君） 建設水道課長・菊地君。

○建設水道課長（菊地 誠君） お答えします。廃止したところの土地につきましては、普通財産に所管替えをし、売り払いをする方向で考えております。ただ、まだ売り払いに関しましては、町道の廃止がおきてからということで、特に価格等は私の管轄ではないので、まだ金額を提示しているわけではございませんので、ご理解願います。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

齊藤君。

○6番（齊藤昇一君） 廃止となれば住民等の生活等についての道路だったというわけですから、これは町内会を含めて住民等への説明というのはどのような経過があったのか、追加でご説明していただければと思います。

○議長（菊地誠道君） 建設水道課長・菊地君。

○建設水道課長（菊地 誠君） お答えします。直接受益と申しますか、直接、利用が必要と思われる張り付きの家の方に個別に説明する形です承を得ているということで終わっております。

○議長（菊地誠道君） 齊藤君。

○6番（齊藤昇一君） それでは、町内会等を含めて何も説明しないまま決定をしたということですか。

○議長（菊地誠道君） 建設水道課長・菊地君。

○建設水道課長（菊地 誠君） お答えします。町内会に対しての説明というのは実施しておりません。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第3号は原案可決されました。

#### ◎議案第4号

○議長（菊地誠道君） 日程第4。議案第4号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画財政課長・齊藤君。

○企画財政課長（齊藤正行君）（登壇） 議案第4号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては釧路公立大学事務組合理約の変更についてであります。

エッセンシャルワーカー育成などの機能を有している釧路短期大学が2026(令和8年度)年度から学生募集を停止することを受け、同短期大学の機能を維持するために公立大学法人釧路公立大学を設置者として公立化することにつきまして、当該事務組合の構成市町村において確認されたことから、短期大学の設置にあたり当該短期大学に係る負担割合について定めるため、釧路公立大学事務組合理約を変更することに関し、地方自治法第286条第2項及び第290条の規定により議会の議決を得ようとするものであります。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案書3ページをお開きください。別冊ですが、議案説明資料の2ページの新旧対照表もあわせてご覧いただきたいと思っております。

議案第4号 釧路公立大学事務組合理約の変更について

釧路公立大学事務組合理約の変更に関する協議について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第2項及び第290条の規定により、議会の議決を求める。

というものです。

次ページにまいります。

釧路公立大学事務組合理約の一部を改正する規約

釧路公立大学事務組合理約の一部を次のように改正する。

事務組合の負担金は、釧路公立大学の運営費用と、事務組合の運営費用に充てられており、この負担金の内訳は、1つ目が国から釧路市に交付される釧路公立大学の運営に関する地方交付税額、2つ目は事務組合同約に定められている割合にしたがって構成市町村が負担する事務組合の運営経費となっています。

今回の規約改正については2点あり、1点目は、短期大学は法律上、釧路公立大学とは別な大学になるため、短期大学に係る地方交付税相当額を包含する規定に改めるものがあります。

2点目は、新たな要素として短期大学の運営に関する項目を加えるもので、具体的には「短期大学に係る運営経費が、短期大学に係る公立大学法人が徴収する料金(授業料や入学金など)などと地方交付税相当額を合計した額を上回る場合には、その上回る額を釧路市が負担する」旨の規定を追加するものです。

条文にまいります。

第13条第2項第2号中「釧路公立大学」を「公立大学法人釧路公立大学（以下「法人」という。）が設置する学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学」に改め、同項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 釧路市は、法人が設置する学校教育法による短期大学（以下「短期大学」という。）に係る運営に要する経費（学校教育法第4条第1項に規定する設置者の変更により法人が設置者となるまでの間における経費を含む。）相当額のうち短期大学に係る法人が徴収する料金、寄附金その他これらに類する収入相当額及び地方交付税措置額相当額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を負担する、というものです。

附則としまして、

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第2項に規定する構成団体の協議が成立した日から施行する、というものです。

以上で、議案第4号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第4号は原案可決されました。

◎議案第5号

○議長(菊地誠道君) 日程第5。議案第5号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

観光商工課長・石川君。

○観光商工課長(石川 淳君)(登壇) 議案第5号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、中小企業資金、いわゆるつなぎ資金として、町内の金融機関及び商工会をとおして政府系金融機関などの融資を受けることが確認された者に対して、その資金使途において緊急を要すると認められた場合、限度額500万円、償還期限30日以内、利息は無利子として貸付をするものでありますが、平成19年度以降、貸付の実績がないことから、昨年11月に商工会、金融機関、町で組織する金融連絡会議の中で制度の必要性について協議を行った結果、需要が無いことが確認されましたことから、標茶町中小企業資金貸付条例を廃止してまいりたいというものであります。

以下、内容についてご説明いたします。

議案5ページをお開きください。

議案第5号 標茶町中小企業資金貸付条例を廃止する条例の制定について

標茶町中小企業資金貸付条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

標茶町中小企業資金貸付条例を廃止する条例

標茶町中小企業資金貸付条例(昭和45年標茶町条例第31号)は、廃止する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第5号の提案趣旨並びに内容について、説明を終わります。

○議長(菊地誠道君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

類瀬君。

○11番(類瀬光信君) 関係機関、金融機関等と集まって話をするとき、この貸付金が利用されない理由については、何か意見というか、どうして利用されないかという話になりましたか。どんな理由があったかということと、逆にこの500万円というのが金額が小さすぎてもっと拡大しないとだめだという意見はありませんでしたか。

○議長(菊地誠道君) 観光商工課長・石川君。

○観光商工課長(石川 淳君) お答えいたします。償還期間がやはり限定的で、30日以内であるということと、それから金額ですね、ご指摘のとおり500万円ということで金額

も低いということで使いがってが悪いということで金融機関さんからは同意をしていただいている状況でございます。拡大したほうがいいのではないかというご質問については、いただいております。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第5号は原案可決されました。

#### ◎議案第6号

○議長（菊地誠道君） 日程第6。議案第6号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 議案第6号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

私は、行政課題解決のために、大型建設事業や各種ソフト事業を積極的に行ってまいりました。

事業実施に当たっては有利な財源の確保に注意を払い、後年度負担の軽減に努めたところですが、広大な行政面積ゆえの様々な運営コストに対し、近年の物価や人件費の高騰によるあらゆる経費が上昇したことにより、急激な財政状況の悪化を避けることができなくなりました。

こうしたことから行財政改革推進計画を策定し、近年に例のない大規模な見直しを行うこととしたところであります。

このような状況を回避することができなかった責任と、行財政性健全化に向けた強い決意と姿勢を示すため、私の任期中に、給料を30%、副町長の給料を16%、教育長の給料を8%削減することといたしたく、改正を行うものであります。

以下、内容についてご説明いたします。

議案書7ページをご覧ください。なお、議案説明資料は3ページから新旧対照表となっておりますのであわせてご覧願います。

議案第6号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するもの  
です。

1 ページにまいります。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和28年標茶町条例第4号）の一部を次のように  
改正する。

附則に次の1項を加える。

14項 令和8年4月1日から令和8年10月21日までの町長、副町長及び教育長の給料  
月額、条例第3条の規定にかかわらず、同条の別表中「843,000」とあるのは「590,100」と、  
「700,000」とあるのは「588,000」と、「632,000」とあるのは「581,440」とする。

附則です。

この条例は、令和8年4月1日から施行する、というものです

以上で、議案第6号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○1番（深見 迪君） 金額なのですが、何か月分というふうに考えればいいのしょう  
か。

それから、月額ですから手当にも反映されるのでしょうか。

それから、要するにそれぞれ三役の方々がこれを行った場合に年収で言えばどのくら  
いの減額になるのか。

以上。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・長野君。

○総務課長（長野大介君） お答えいたします。期間ですけれども、4月1日からとなっ  
ておりますので、6か月と10月が21日までとなっておりますので、6か月と21日となりま  
す。手当も含まれますので、影響額のほうですけれども、給料、期末勤勉手当含めて、町  
長、副町長、教育長含めて総額で353万8,334円、今よりも減額になるということござい  
ます。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） 分けて教えていただけますか。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・長野君。

○総務課長（長野大介君） 町長が給料168万6,000円、期末・勤勉手当が46万7,865円。  
副町長、給料74万6,667円、期末・勤勉手当20万7,200円。教育長、給料33万7,066円、期  
末・勤勉手当9万3,536円でございます。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） すみません、書きとれませんでした。それで、ゆっくりと総額でそれぞれ教えていただけますか。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・長野君。

○総務課長（長野大介君） お答えいたします。町長は総額で215万3,865円の減額、副町長が95万3,867円、教育長が43万602円でございます。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

類瀬君。

○11番（類瀬光信君） 急激に財政状況が悪化してというような理由を述べられましたけれども、地方自治体の財政運営、行政運営を取り巻く環境は随分と前から厳しいこともありました。ただ、そんな中で標茶町の場合は食肉加工センター建設に備えて通常よりも20億円くらい多く基金を持っていて、途中まで周辺の町村からは非常にお金をもっている町だというふうに言われていたわけですが、町長のお話では諸々の課題に取り組むために積極的にハード、ソフト両方の事業に取り組んできたということなのですから、そのことが結果として財政のひっ迫につながったので、今回、こうやってご自身の給料、副町長の給料も削って覚悟を示すというような形かなと思うのですけれども、私、町長と副町長は一蓮托生だと思いますので、ここで給料が減ったことに関してもちろん納得されていると思うのですが、そういう意味でハード、ソフト事業を進めるにあたって、教育長の立場を考えると巻き添えくったなという感じがするのですけれども、教育長は率直にこの減額について、どのように思われますか。

（「すみません」の声あり）

○11番（類瀬光信君） このことに関しては、今、教育長が一生懸命メモをしていたので、事前にこのことに関してお話をしっかりされていたのかどうかということもあわせて伺います。

○議長（菊地誠道君） 教育長・青木君。

○教育長（青木 悟君） お答えいたします。

率直にお答えして、巻き添えをくらったという気持ちは全くございません。それと、事前説明があったかということですが、当然、事前説明はございました。

以上でございます。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） いじわるではないのですけれども、そういう意味では今、ご自身の減額についてメモされていたことについては、どういった理由でしょう。

○議長（菊地誠道君） 教育長・青木君。

○教育長（青木 悟君） お答えをいたします。

私、癖でありまして、会議の場合は全てメモをとるのは、現役時代からやってきていることです。ですから、ご覧になってわかると思うのですが、自分の給料も含めて、今、話し合っていることは全てメモをさせていただいているので、特にこれに限ってメモをしたということではございません。

以上でございます。

○議長（菊地誠道君） ほかに質疑ございませんか。

齊藤君。

○6番（齊藤昇一君） 任期中、6か月と21日、給料を削減するということではありますが、私もメモが走り書きでパーセンテージを、全ての数字をメモしきれなかったのですけれども、町長は何をもって減額をしようとしたのかは先ほど言ったのですけれども、この数字に関して、なぜ、この数字だったのかということをお聞きしたいと思います。

（「なぜか、25でも、50でも、例えばですよ」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 今、齊藤議員のほうから削減率の数字の根拠と申しますか、町長の考えはどういうことなのだという事なのではございますけれども、私、町長になって報酬削減をするのは今回、初めてです。直近であれば、釧路市の市長が10%カットとか、そういうものを見ながら判断したわけではございますけれども、道内的には最近、特に注目されている北見市が30%カットしているということもありましたので、その辺が一番参考にするのであれば、その辺なのかなと。それ以上になると、私も給料をもらってそれで生活しておりますし、様々な交際費もかかっているものですから、そういったことも含めてその辺が皆さんに説明する上では金額的に妥当なところかなということをご理解いただきたいと思っております。

○議長（菊地誠道君） 齊藤君。

○6番（齊藤昇一君） それと、削減をした金額がトータルで約353万8,000円ということですよ。大体、そういう数字だということになりますけれども、例えば、これを削減した財源、14億円から比べたらかなり少ないですけれども、これを削減して何に使われる、何に充当するという考えをもっているのですか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。削減されて、浮いた分を何の財源にするのかということに関していうと、特定の目的をもった財源というふうには考えておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

それから1点補足なのでございますけれども、先ほど、直接、給与、手当の削減額で主に総務課長から説明をさせてもらっているのですが、予算上はそこから、それにさらに公務災害にかかわる負担金、それから退職手当組合にかかわる負担金、福祉協会、共済組合の負担金もありまして、それらを合計すると、すみません、3人の合計なのですが、10月までの期間で476万813円という額になりますので、申し添えたいと思います。

（何事か言う声あり）

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

長尾君。

○8番（長尾式宮君） 今回、町長はじめ三役の方が給料を下げるとのお話ですけれども、今回の件で、北見市や釧路市に似たような減給をしておりますが、私はこういうこと

が、自治体というのは先例主義というか、そういうものがあつたりしますので、よその自治体にもこういった流れが波及してしまうのではないかとということが1つと、あとは組織内でもこういった事例に対して、何かしら影響が出てしまうのではないかとという心配をしております。もっと言えば、討論にならない程度に質問しますけれども、本来であれば大型予算に関しては議会でも賛否ある中で討論して採決しておりますので、私は報酬というのは根拠があつて条例で定められているので、本来であればそこは触るべきではないと思っています。ただ、今回、町長自ら三役の方を含めてですけれども、財政難に向けて、少しでも負担を軽くするためという趣旨も十分理解しておりますが、できれば、責任のとり方としては減給というよりは今後の町政運営で結果をだしてほしいなと思っています。そういった中で、今後の、先ほども申し上げたとおり、各自治体への影響ということは考えたりしていたかどうかお伺いいたします。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 各自治体、こういった部分が波及するのではないかとのご心配かと思うのですけれども、実は、どこの自治体も今回の財政状況については、同じような財政規模、あるいは同じような直営の施設をたくさんもっているところについては、かなり厳しい状況だろうなということは想定をしていますが、あまりほかの町のことは考えておりません。それ以外にこういった報酬カットという形よりもということも出ましたけれども、それは施政方針で申し上げたとおり、別な方から私の進退に関する質問もいただきましたが、とりあえずと言いますか、直近の今の私に与えられた課題というのは行政改革を最大限努力することが課せられた課題だと思っております。それについては、引き続き最大限の努力をさせていただきながら、またあわせて、かなり厳しい痛みを分け合わなくてはならない部分も出てきますので、それについて、身をもって報酬もあわせてカットさせていただいたということでございますので、その辺はお汲み取りいただければと思いますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「あり」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 深見君。

（「いいの」の声あり）

（「反対、賛成と聞かないの」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論がございまして、まずは反対討論を行います。

反対討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 次に、賛成討論を行います。

深見君。

○1番（深見 迪君） 議案第6号に対して、賛成の討論を行います。

簡単なのです。先ほど来から、会計年度任用職員に対して、非常に処遇について状況が悪いと。私も会計年度任用職員の方々のご意見を聞いて回りました。そのときに、誰もが言っていたことは、なぜ私たちだけなのだと、私たちはこのことについて、不満だし、撤回してほしいと思っているけれども、百歩譲ってほかの正職員とか、まずは三役の、町長、副町長、教育長の方々がこういう状況なので何とか痛みを分かち合ってもらいたいと、私たちも給料をこれだけ削減するからと言うのなら話はわかるけれども、そういうことが一切なしに持ってこられたと。そのことについて、私たちはとても承服することはできないとおっしゃられていました。そういうことを含めて、これでようやく出たかなという思いで、私はこの議案に賛成いたしたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 続いて、反対の討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 続いて、賛成の討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） それでは、ただいま討論がありましたので、本案については起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（菊地誠道君） 起立多数であります。

よって、議案第6号は原案可決されました。

#### ◎議案第7号

○議長（菊地誠道君） 日程第7。議案第7号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

病院事務長・伊藤君。

○病院事務長（伊藤順司君）（登壇） 議案第7号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、1点目といたしまして、現在、当院では産婦人科の診療科を標榜しておりますが、実際に産科は休止中であり、今後も再開には至らないものと判断し、婦人科のみの診療科として標榜するため改正するものでございます。

2点目といたしましては、入院患者の費用の徴収に関しまして、請求事務の効率化と最近におけるクレジットカード払いの増加により、支払回数を軽減することとし、現在、月3回に分けて請求しているものを月1回の請求とし、月末に徴収したいとするものでございます。

以下、内容につきましてご説明申し上げます。

議案書9ページ、別冊議案説明資料4ページ、議案第7号資料の新旧対照表をあわせてご参照ください。

議案第7号 標茶町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

標茶町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

標茶町病院事業の設置等に関する条例（昭和43年標茶町条例第2号）の一部を次のように改正するものでございます。

産婦人科を婦人科に改めるため、第2条第2項第3号を次のように改める。

（3） 婦人科 とするものでございます。

次に、入院患者にかかわる費用の徴収日を改めるため、第18条第1項ただし書中「10日、20日及び末日」を「末日」に改めるものでございます。

附則としまして、

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

なお、本案につきましては2月19日開催の第3回標茶町立病院運営委員会に諮問し、原案可決されていることを報告し、議案説明を終わります。

以上で、議案第7号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○1番（深見 迪君） ちょっと聞き漏らしたかもしれませんが、今まで産婦人科外来の患者さんはいなかったのですか。

○議長（菊地誠道君） 病院事務長・伊藤君。

○病院事務長（伊藤順司君） お答えいたします。

産婦人科という診療科で、病院としては標榜していたのですが、産科については平成26年4月から休止しておりまして、分娩がないという状況であっても産婦人科というところの標榜をしておりました。それを産科が今後も見込まれないという判断で、婦人科のみ残して婦人科ということでの標榜をしたいということでの改正でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） 産科に関して、患者がいなかったというふうに解釈していいのでしょうか。私は、今までこれがあることによって産まれる直前までここで診ていただいて、それから産まれるときは鉤路に走るとずっと思っていたものですから、その辺の状況はどうなのですか。

○議長（菊地誠道君） 病院事務長・伊藤君。

○病院事務長（伊藤順司君） お答えいたします。

産科を扱う側、産婦人科の先生が常勤していることが条件になることと、あと分娩するには助産師が必要になるということで、その婦人科の常勤の先生を確保できないということと、助産師を確保できないということで、今後、分娩を担えないという判断で、ここでは休止と今まではなっていると思いますけれども、現在、町内での妊娠された方には近隣の医療機関にかかっているという状況でございますので、ご理解いただければと思います。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） 10日、20日、末日が、末日だけになるということをもう少し説明してもらえますか。

○議長（菊地誠道君） 病院事務長・伊藤君。

○病院事務長（伊藤順司君） お答えいたします。

現在につきましては、入院費を徴収する上で月3回に分けて10日、20日、末日ということでの請求を入院されている患者さんにしておりました。これを末日の1回のみ患者さんに請求するというごこととでございます。それで、月の途中で退院する場合は退院日に請求を行うこととでございますけれども、一応そういう流れで対応していきたいと思っております。基本的には、業務の効率化を含めてそのような対応をしていきたいということとご理解いただきたいと思っております。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第7号は原案可決されました。

#### ◎議案第8号

○議長（菊地誠道君） 日程第8。議案第8号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君）（登壇） 議案第8号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は、標茶町国民健康保険財政調整基金条例の全部を改正する条例案でありまして、

改正前の条例の内容について、現状と合致していない部分があることから、現状に合わせた改正を行い、あわせて法制執務上の観点から条文の整理を行うものでございます。

以下、内容について説明申し上げます。

議案書11ページ、議案説明資料5ページをお開きください。

なお、議案説明資料は新旧対照表となっております。

議案第8号 標茶町国民健康保険財政調整基金条例の全部を改正する条例の制定について

標茶町国民健康保険財政調整基金条例の全部を改正する条例を別紙のとおり制定する。次ページへまいります。

標茶町国民健康保険財政調整基金条例

標茶町国民健康保険財政調整基金条例（昭和60年標茶町条例第15号）の全部を次のように改正する。

第1条の改正ですが、設置の目的として改正前の条例では、「不測の財政需要若しくはこれにより生じた歳入不足額に充てるため」と規定しておりましたが、従前は医療費を保険税で賄う方式のためこのような規定となっておりますが、国民健康保険の都道府県化により、医療費は都道府県の交付金となることから改正後の条例では、「円滑な推進を図るため」に改めるものでございます。

条文へまいります。

（設置の目的）

第1条 標茶町国民健康保険事業の円滑な推進を図るため、国民健康保険財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

第2条の改正ですが、改正前の条例では、第1項から第3項まで規定をしておりましたが、本町の他の基金条例と同様の形に改めるものでございます。

条文へまいります。

（積立て）

第2条 基金に積み立てる額は、国民健康保険事業事業勘定特別会計歳入歳出予算（以下「国保会計予算」という。）で定める額とする。

第3条の改正ですが、管理として、改正前の条例第4条と同様の規定でございます。

条文へまいります。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

第4条の改正ですが、運用益金の処理として、改正前の条例第2条第1項第3号の規定と同様の規定でございます。

条文へまいります。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、国保会計予算に計上してこの基金に繰り入れるものとする。

第5条の改正ですが、処分の規定であります。改正前の条例第3条費途として規定しておりましたが、内容が第1条の改正と同様に現状にそぐわないため、改めるものでございます。

条文へまいります。

(処分)

第5条 町長は、第1条に規定する基金の目的のため必要があると認めるときは、基金の全部又は一部を処分することができる。

第6条の改正ですが、繰替運用の規定であります。改正前の条例第5条と同様の規定でございます。

条文へまいります。

(繰替運用等)

第6条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般(特別)会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

第7条の改正ですが、委任の規定であります。改正前の条例第6条と同様の規定でございます。

条文へまいります。

(委任)

第7条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理について必要な事項は、町長が別に定める。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行する、とするものでございます。

なお、本案につきましては、2月19日開催の、標茶町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、答申をいただいていることを申し添えます。

以上で、議案第8号の提案趣旨並びに内容の説明を終了させていただきます。

○議長(菊地誠道君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第8号は原案可決されました。

#### ◎議案第9号

○議長(菊地誠道君) 日程第9。議案第9号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設水道課長・菊地君。

○建設水道課長(菊地 誠君)(登壇) 議案第9号の提案趣旨及び内容について、ご説明いたします。

本案は、国土交通省において「公営住宅を活用した住まいの子育て支援実施要領」が定められたことに伴い、地域の実情等を踏まえた本実施要領の積極的な活用について求められたことを受け、裁量階層における入居収入基準額を引き上げ、子育て世帯及び若者夫婦世帯の入居を促進するため、提案するものでございます。

以下、内容についてご説明いたします。

議案書の14ページと、議案説明資料の7ページをご覧ください。

なお、議案説明資料は新旧対照表となっております。

議案第9号 標茶町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町町営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

次ページにまいります。

標茶町町営住宅条例の一部を改正する条例

標茶町町営住宅条例(平成8年標茶町条例第20号)の一部を次のように改正する。

第5条第2号ア及びイ中「21万4,000円」を「25万9,000円」に改める。

附則でございます。

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

以上で、議案第9号の提案趣旨並びに内容説明を終わります。

○議長(菊地誠道君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

齊藤君。

○6番(齊藤昇一君) 建設課長、もう少し条例の国土交通省の子育てうんぬんというのと、もう少しゆっくりと詳しく条例の目的の説明をお願いします。すみません。

○議長(菊地誠道君) 建設水道課長・菊地君。

○建設水道課長(菊地 誠君) お答えします。国土交通省におきましては、公営住宅を活用した住まいの子育て支援実施要領というものを定めまして、少子高齢化、人口減少に

直面した中、少子化対策が急務でありますということで、公営住宅においても、若者夫婦世帯または子育て世帯が入居しやすい条件を提示しております。それを各自治体等にも積極的に活用してくださいとお願いレベルではございますけれども、そういう要請が出ております。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 齊藤君。

○6番（齊藤昇一君） その国の考えに基づいて、標茶町はこの公営住宅等について、何か具体的な策というか、アイデアだとか出す予定がないのかお聞きします。

○議長（菊地誠道君） 建設水道課長・菊地君。

○建設水道課長（菊地 誠君） お答えします。今、この国の要請を受けた子育て支援実施要領に基づきまして、標茶町としましては入居基準額を引き上げて若者夫婦世帯が低廉化して入居しやすいような環境を整えるために、今回の条例改正を提案している次第でございます。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第9号は原案可決されました。

休憩いたします。

休憩 午後 2時56分

再開 午後 3時10分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第10号ないし議案第11号

○議長（菊地誠道君） 日程第10。議案第10号、議案第11号を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長・長野君。

○総務課長（長野大介君）（登壇） 議案第10号および議案第11号の提案趣旨並びに内容について、一括してご説明いたします。

町立病院では4月1日からパートタイム会計年度任用職員の医師を任用する予定があるため、標茶町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に新たに医師の給料表の追加と特殊勤務手当を勤務時間に応じて支給できるよう、条例の一部改正を行うものです。

以下、内容についてご説明いたします。

議案書16ページ、議案説明資料9ページの新旧対照表をご覧ください。

議案第10号 標茶町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する、というものです。

次ページにまいります。

標茶町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

標茶町職員の特殊勤務手当に関する条例（平成11年標茶町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「500,000円」の次に「以内」を加える。

附則でございます。

この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第10号の内容説明を終わります。

続いて、議案第11号の内容を説明いたします。

議案書18ページ、議案説明資料10ページの新旧対照表をご覧ください。

議案第11号 標茶町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。というものです。

次ページにまいります。

標茶町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

標茶町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年標茶町条例第19号）の一部を次のように改正する。

第18条を次のように改める。

第7条の規定は、パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務にかかる報酬について準用する。

別表中「イ 医療職給料表第2号」を「ウ 医療職給料表第2号」とし、「ウ 医療職給料表第3号」を「エ 医療職給料表第3号」とし、「ア 一般行政職給料表」の次に次の1表を加える。

イ 医療職給料表第1号

職務の級は1級と2級、基準となる職務は医師でございます。

附則でございます。

この条例は、公布の日から施行する、というものです。

以上で、議案第10号および議案第11号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

はじめに、議案第10号について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、次に、議案第11号について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

以上で、議題2案の質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより、議題2案を一括して採決いたします。

議題2案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第10号、議案第11号は原案可決されました。

#### ◎議案第12号

○議長（菊地誠道君） 日程第11。議案第12号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君）（登壇） 議案第12号の提案趣旨並びに内容について、一括してご説明いたします。

本案は、標茶町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案でありまして、令和7年11月14日に「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令」（令和7年内閣府令第96号）が公布されたことに伴い、現行の規定の文言が整理されたこと、また、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）により、児童福祉法（昭和22年法律第164号）が改正され、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）に基づく国家戦略特別区域内に限り認められている地域限定保育士制度を一般制度化する改正が行われました。

この改正に伴い、令和7年9月10日に「児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令」（令和7年内閣府令第80号）が公布され、令和7年10月1日から施行されることに伴い本条例を改正し、あわせて条例で引用している児童福祉法第33条の10に第2項及び第3項が追加されたことにより、引用する条文の改正を行うものでございます。

以下、内容について説明申し上げます。

議案書20ページ、議案説明資料12ページをお開きください。

なお、議案説明資料は新旧対照表となっております。

標茶町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

標茶町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

標茶町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年標茶町条例第29号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出し中「乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件」を「乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第10条の見出し中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改め、同条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第13条の見出し中「虐待等の防止」を「虐待等の禁止」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改め、「法第33条の10各号」を「法第33条の10第1項各号」に改める。

第16条第6号を次のように改める。

（6）利用定員

第16条第7号中「並びに乳児等通園支援事業の利用に当たっての留意事項」を「その他の利用に当たっての留意事項」に改める。

第18条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第20条第3項中「事業に係る利用定員」の次に「（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）」を加える。

第22条第1項中「保育士」の次に「（北海道の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

第22条の次に次の1条を加える。

（設備及び職員の基準の特例）

第22条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事

業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

第27条中「その職員は、」を「その乳児等通園支援事業所の職員は、」に改める。

附則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

以上で、議案第12号の提案趣旨並びに内容について、説明を終了させていただきます。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第12号は原案可決されました。

◎議案第13号ないし議案第18号

○議長（菊地誠道君） 日程第12。議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号を一括議題といたします。

議題6案の提案理由の説明を求めます。

企画財政課・齊藤君。

○企画財政課長（齊藤正行君）（登壇） 議案第13号の提案趣旨についてご説明いたします。

本案につきましては、令和7年度一般会計補正予算（第6号）であります。

年度末を前に各款、項、目にわたり精査を行い、可能な限り決算数値に近づけるよう計数の整理を行ない、また現状において急を要するものについて追加をするもので、歳入歳出それぞれ4億265万3,000円を減額し、総額を130億3,451万円としたいというものでございます。

歳出のうち、追加となる主なものにつきましては、道営草地整備事業負担金（標茶西部地区）1,145万円の追加、道営草地整備事業負担金（標茶南部第2地区）1,122万1,000円の追加となっております。

また、その他の減額補正につきましては、事務事業の実績等に基づく精査によるものとなっておりますが、主なものは、職員費3,825万7,000円の減額、町有施設整備基金を活用した工事1,754万7,000円の減額、北海道標茶高等学校生徒確保対策事業5,603万円の減額、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金816万円の減額、障害児施設措置費497万8,000円の減額、みどり認定こども園防音事業1億5,456万5,000円の減額、児童手当383万5,000円の減額、感染症予防事業の委託費1,000万円の減額、合併処理浄化槽設置整備事業補助金879万円の減額、中山間地域等直接支払交付金事業4,535万5,000円の減額、新規就農支援事業1,208万5,000円の減額、造林事業(保育)1,834万2,000円の減額、森林環境整備事業664万8,000円の減額、中小企業資金貸付金2,000万円の減額、教育振興基金を活用した工事500万円の減額などであります。

他会計への繰出し等につきましては、国民健康保険事業特別会計へ215万3,000円の減額、介護保険事業特別会計へ1億2,626万7,000円の追加。

一部事務組合負担金につきましては、釧路北部消防事務組合で2,704万8,000円の減額、川上郡衛生処理組合で15万6,000円の減額であります。

歳入につきましては、それぞれの特定期源を追加あるいは減額し収支バランスを図ったところであります。

また、繰越明許費5件、継続費2件、地方債で1件の補正提案をいたしております。

以下、内容についてご説明いたします。

補正予算書、1ページをお開き下さい。

令和7年度標茶町一般会計補正予算(第6号)

令和7年度標茶町の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4億265万3,000円を減額し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ130億3,451万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の補正は、「第2表 継続費補正」による。

(繰越明許費の補正)

第3条 繰越明許費の補正は、「第3表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

以下、内容について歳入歳出補正予算事項別明細書に従いご説明いたします。

17ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

○議長(菊地誠道君) 休憩いたします。

休憩 午後 4時04分

再開 午後 4時05分

◎延会の宣告

○議長（菊地誠道君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定をいたしました。

本日の会議は、これにて延会をいたします。

（午後 4時05分延会）

以上、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長                      菊 地      誠 道

署名議員      8 番                      長 尾      式 宮

署名議員      9 番                      松 下      哲 哉

署名議員      1 番                      深 見              迪

## 令和8年標茶町議会第1回定例会会議録

### ○議事日程（第3号）

令和8年3月10日（火曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 議案第13号 令和7年度標茶町一般会計補正予算  
議案第14号 令和7年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算  
議案第15号 令和7年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算  
議案第16号 令和7年度標茶町後期高齢者医療特別会計補正予算  
議案第17号 令和7年度標茶町水道事業会計補正予算  
議案第18号 令和7年度標茶町下水道事業会計補正予算
- 第 2 議案第19号 令和8年度標茶町一般会計予算  
議案第20号 令和8年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算  
議案第21号 令和8年度標茶町介護保険事業特別会計予算  
議案第22号 令和8年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算  
議案第23号 令和8年度標茶町病院事業会計予算  
議案第24号 令和8年度標茶町水道事業会計予算  
議案第25号 令和8年度標茶町下水道事業特別会計予算

### ○出席議員（11名）

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 1番 深見 迪 君   | 2番 櫻井 一隆 君  |
| 3番 本多 耕平 君  | 4番 鈴木 裕美 君  |
| 5番 鴻池 智子 君  | 6番 齊藤 昇一 君  |
| 7番 黒沼 俊幸 君  | 8番 長尾 式宮 君  |
| 9番 松下 哲也 君  | 11番 類瀬 光信 君 |
| 12番 菊地 誠道 君 |             |

### ○欠席議員（1名）

- 10番 渡邊 定之 君

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- |         |         |
|---------|---------|
| 町 長     | 佐藤 吉彦 君 |
| 副 町 長   | 牛崎 康人 君 |
| 総務課 長   | 長野 大介 君 |
| 企画財政課 長 | 齊藤 正行 君 |

企画財政課参事	石 黒 敬一郎 君
行財政改革推進室長	内 藤 政 夫 君
町 民 課 長	三 船 英 之 君
保健福祉課長	浅 野 隆 生 君
農 林 課 長 兼	村 山 尚 君
農委事務局長	
観光商工課長	石 川 淳 君
育成牧場長	山 崎 浩 樹 君
建設水道課長	菊 地 誠 君
病院事務長	伊 藤 順 司 君
病院参事	村 山 新 一 君
やすらぎ園長	若 松 務 君
教 育 長	青 木 悟 君
教委管理課長	神 谷 学 君
指導室長	富 樫 慎 也 君
社会教育課長兼	菊 地 将 司 君
中央公民館長	

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	齋 藤 和 伸 君
議事係長	熊 谷 翔 太 君

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開議の宣告

○議長(菊地誠道君) 昨日に引き続き、本日の会議を開きます。  
ただいまの出席議員11名であります。

(午前10時00分開会)

◎議案第13号ないし議案第18号

○議長(菊地誠道君) 日程第1。議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号を一括議題といたします。

議題6案の提案理由の説明を求めます。

企画財政課・齊藤君。

○企画財政課長(齊藤正行君)(登壇) 10ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

なお、2ページから4ページの「歳入歳出予算補正」につきましては、ただいまの説明と重複いたしますので説明を省略いたします。

5ページをお開きください。

「第2表 繰越明許費補正」でございます。

2款総務費、1総務管理費、事業名は地上デジタル放送無線公聴施設(シラルトロ)故障修理事業でございます。新規の設定で100万円とするものでございます。

続いて、6款農林水産業費、1項農業費、事業名は道営草地整備事業(公共牧場整備型)負担金(標茶北部地区)でございます。新規の設定で1,290万円とするものでございます。同じく、道営草地整備事業(草地整備型)負担金(標茶西部地区)。新規の設定で1,200万円とするものです。同じく、道営草地整備事業(草地整備型)負担金(標茶南部第2地区)。新規の設定で1,735万円とするものです。

続いて、9款消防費、1項消防費、事業名は防災無線基地局移設事業でございます。新規の設定で192万8,000円とするものです。

次ページをお開きください。

「第3表 継続費補正」でございます。

3款民生費、2項児童福祉費、事業名はみどり認定こども園防音事業、補正前の総額は10億6,840万8,000円で、年割額ですが7年度は4億1,478万円、8年度は6億5,362万8,000円としていましたが、補正後の総額を10億2,174万6,000円に。年割額は7年度は2億8,892万円に、8年度は7億3,282万6,000円とするものでございます。

続いて、8款土木費、2項道路橋りょう費、事業名は標茶中茶安別線道路改良事業、補正前の総額は1億8,340万円で、年割額ですが、6年度が3,230万円、7年度が1億5,110万円としていましたが、補正後の総額を1億8,304万円に。年割額ですが6年度は3,230万円、7年度は1億5,074万円とするものでございます。

51ページをお開き願います。

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書でございます。

3款民生費、2項児童福祉費、事業名はみどり認定こども園防音事業、全体計画の計で申し上げます。補正前の年割額10億6,840万8,000円、財源内訳ですが、国道支出金5億5,930万5,000円、地方債4億8,850万円、一般財源2,060万3,000円。当該年度支出予定額4億1,478万円、当該年度末までの支出予定額4億1,478万円、翌年度以降支出予定額6億5,362万円。継続費の総額に対する進捗率につきましては、7年度38.8%、8年度61.2%、計で100%を、補正後の年割額は10億2,174万6,000円。財源内訳は、国道支出金5億4,802万9,000円、地方債4億6,450万円、一般財源921万7,000円。当該年度支出予定額2億8,892万円、当該年度末までの支出予定額2億8,892万円、翌年度以降支出予定額7億3,282万6,000円。継続費の総額に対する進捗率につきましては、7年度28.3%、8年度71.7%、計で100%とするものでございます。

続いて、8款土木費、2項道路橋りょう費、事業名は標茶中茶安別線道路改良事業。全体計画の計で申し上げます。補正前の年割額1億8,340万円、財源内訳ですが、国道支出金1億2,838万円、地方債5,490万円、一般財源12万円。前年度末までの支出（見込）額は、3,230万円、当該年度支出予定額1億5,110万円。当該年度末までの支出予定額1億8,340万円。継続費の総額に対する進捗率につきましては、令和6年度17.6%、令和7年度82.4%、計で100%を、補正後の年割額は1億8,340万円。財源内訳は、国道支出金1億2,812万8,000円、地方債5,480万円、一般財源11万2,000円。前年度末までの支出（見込）額3,230万円、当該年度支出予定額1億5,074万円、当該年度末までの支出予定額1億8,304万円。継続費の総額に対する進捗率につきましては、令和6年度17.6%令和7年度82.4%、計で100%とするものでございます。

7ページにお戻りください。

「第4表 地方債補正」でございます。

起債の目的、1過疎対策事業、補正前の限度額9億6,210万円から1億9,530万円を減額し、補正後の限度額を7億6,680万円とするものです。減額の1億9,530万円の内訳でございますが、みどり認定こども園防音事業が1億8,210万円の減、虹別20号線道路改良が1,450万円の減、中茶安別3線道路改良が130万円の追加となっております。起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同じでございます。合計では、補正前の限度額10億5,860万円から1億9,530万円を減額し、限度額を8億6,330万円とするものでございます。

52ページをお開きください。

「地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書」でございます。

合計で申し上げます。当該年度中起債見込額、補正前の額10億5,860万円から補正額1億9,530万円を減額し、補正後の額を8億6,330万円とするものです。当該年度末現在高見

込額につきましては、補正前の額131億1,736万3,000円から補正額1億9,530万円減額し、補正後の額を129億2,206万3,000円とするものです。

以上で、議案第13号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君）（登壇） 議案第14号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、令和7年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第2号）でありまして、年度末を控え、予算内容を精査した結果、歳出では、諸支出金の保険給付費等交付金償還金といたしまして、前年度概算で交付を受けておりました北海道からの交付金の清算に伴う返還金、一般会計繰出金といたしまして、インフルエンザワクチンの費用分、肺炎球菌ワクチン費用分、資格情報のお知らせ及び資格確認証の送付に係る経費分の追加、歳入は、保険給付費等交付金の特別交付金、前年度からの繰越金の追加で歳入歳出それぞれ243万7,000円を追加し、総額を11億227万8,000円とするものであります。

財源につきましては、それぞれの特定財源を見込み、繰入金により収支の調整を図ったところであります。

なお、本案につきましては、2月19日開催の、標茶町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、答申をいただいていることを申し添えます。

以下、補正予算書に基づきご説明いたします。

別冊補正予算書1ページをお開きください。

令和7年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第2号）

令和7年度標茶町の国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ243万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億227万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」による。

以降、歳入歳出予算補正事項別明細書に沿ってご説明いたします。

8ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページから3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、これまでの説明と内容が重複いたしますので説明を省略させていただきます。

以上で、議案第14号の提案趣旨並びに内容の説明を終了させていただきます。

続きまして、議案第15号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、令和7年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）でありまして、年度末を控え予算内容を精査した結果、保険事業勘定につきましては、サービス給付費の給付実績見込み、その他歳入歳出の精査により、歳入歳出それぞれ1億1,193万5,000円

減額し、総額を8億3,905万6,000円とするものであります。

介護サービス事業勘定につきましては、サービス費収入の実績見通し、歳出では予算の精査により、歳入歳出それぞれ1,520万1,000円を減額し、総額を6億4,855万4,000円とするものであります。

なお、財源につきましては、それぞれの特定財源を見込み、繰入金により収支の調整を図ったところであります。

以下、補正予算書に基づき、ご説明いたします。

介護保険事業特別会計補正予算書1ページをご覧ください。

令和7年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和7年度標茶町の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,193万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億3,905万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」による。

第2条 介護サービス事業勘定歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,520万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4,855万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」による。

以降、歳入歳出予算補正事項別明細書によりご説明いたします。

11ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページから5ページの「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」及び「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」につきましては、ただいまの説明と内容が重複いたしますので説明を省略させていただきます。

以上で、議案第15号の提案趣旨並びに内容の説明を終了させていただきます。

続きまして、議案第16号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、令和7年度標茶町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でありまして、年度末を控え、歳入歳出各款にわたり精査した結果、歳入で後期高齢者医療保険料の増加が見込まれることから、歳出においても歳入増加分と同額を後期高齢者医療広域連合納付金として追加し、収支の均衡を図るものでございます。

以下、補正予算書に基づきご説明いたします。

別冊補正予算書1ページをお開きください。

令和7年度標茶町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和7年度標茶町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 保険事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ591万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,975万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以降、歳入歳出予算補正事項別明細書に沿ってご説明いたします。

8ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

なお、2ページから3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、ただいまの説明と内容が重複いたしますので説明を省略させていただきます。

以上で、議案第16号の提案趣旨並びに内容の説明を終了させていただきます。

○議長(菊地誠道君) 建設水道課長・菊地君。

○建設水道課長(菊地 誠君)(登壇) 議案第17号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は令和7年度標茶町水道事業会計補正予算(第2号)で、収益的収入及び支出につきまして、収入を19万5,000円減額し、総額を3億9,323万6,000円に、支出に86万8,000円を追加し、総額を3億8,785万2,000円にしたいというものであります。

また、資本的収入及び支出につきましては、収入を836万6,000円減額し、総額を3,751万6,000円に、支出を1,168万9,000円減額し、総額を8,725万5,000円にしたいというものであります。

補正予算の主な内容につきましては、年度末を控え、執行精査に伴う修繕費、償却資産の精査及び建設改良費の減額、これに伴う企業債等の整理及びキャッシュ・フロー計算書、貸借対照表の補正を行うものでございます。

以下、内容につきまして1ページからご説明申し上げます。

1ページをお開きください。

令和7年度標茶町水道事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 令和7年度標茶町水道事業会計の補正予算(第2号)は次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和7年度標茶町水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条中なお書きを削り、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款水道事業収益、補正予定額19万5,000円を減額し3億9,323万6,000円に。

第2項営業外収益、補正予定額19万5,000円を減額し2億1,429万円に。

支出、第1款水道事業費用、補正予定額86万8,000円を追加し3億8,785万2,000円に。

第1項営業費用、補正予定額20万4,000円を減額し3億7,314万5,000円に。

第2項営業外費用、補正予定額107万2,000円を追加し、1,270万7,000円にするもので

す。

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「5,306万2,000円は減債積立金2,800万3,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額644万7,000円及び過年度分損益勘定留保資金1,861万2,000円」を「4,973万9,000円は減債積立金2,660万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額538万4,000円及び過年度分損益勘定留保資金1,775万5,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、収入 第1款資本的収入、補正予定額836万6,000円を減額し3,751万6,000円に。第1項企業債、補正予定額410万円を減額し2,690万円に。第2項道支出金、補正予定額203万3,000円を減額し1,061万6,000円に。第3項負担金、補正予定額223万3,000円を減額しゼロ円に。

支出、第1款資本的支出、補正予定額1,168万9,000円を減額し8,725万5,000円に。第2項建設改良費、補正予定額1,168万9,000円を減額し5,922万4,000円にするものです。

次ページにまいります。

(企業債)

第4条 予算第5条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。

起債の目的、上水道整備事業、補正前の限度額1,690万円から90万円減額し、補正後の限度額を1,600万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法はいずれも補正前と同じです。

簡易水道整備事業、補正前の限度額1,510万円から420万円減額し、補正後の限度額を1,090万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法はいずれも補正前と同じです。

合計で補正前の限度額3,200万円から510万円減額し補正後の限度額を2,690万円とするものです。

次に補正予算説明書によりご説明いたします。

8ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

5ページをお開きください。

令和7年度標茶町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書(補正後)です。

1 業務活動によるキャッシュ・フローは、(1)当年度純利益から(14)利息の支払額までの合計で、補正前と比較して78万8,000円増加し4,720万8,000円です。

2 投資活動によるキャッシュ・フローは、(1)有形固定資産の取得による支出から(3)他会計からの繰入金による収入までの合計で、補正前と比較して636万円減少しマイナス4,322万4,000円です。

3 財務活動によるキャッシュ・フローは、(1)建設改良企業債による収入から(3)他会計からの出資による収入までの合計で、補正前と比較して510万円減少しマイナス113万1,000円です。

以上のことから、4 資金増加額は補正前と比較して204万8,000円増加し285万3,000円となります。

5 資金期首残高は補正前と同額の3億1,452万9,000円です。

したがって、6 資金期末残高は補正前と比較して204万8,000円増加し、3億1,738万2,000円となります。

6 ページをお開きください。

令和7年度標茶町水道事業予定貸借対照表の補正後です。

#### 資産の部

1 固定資産、(1) 有形固定資産は、イの土地からへの工具・器具及び備品までの合計で、補正前と比較して1,052万1,000円減の38億4,128万4,000円です。(2) 無形固定資産は補正前と同額の47万3,000円です。固定資産合計は、補正前と比較して1,052万1,000円減の38億4,175万7,000円となります。

2 流動資産、(1) 現金預金は補正前と比較して204万8,000円増の3億1,738万2,000円。(2) 未収金は補正前と同額の2,304万3,000円。(3) 貸倒引当金は補正前と同様ございません。流動資産合計は、補正前と比較して204万8,000円増の3億4,042万5,000円です。資産合計は、補正前と比較して847万3,000円減の41億8,218万2,000円となります。

次ページにまいります。

#### 負債の部

3 固定負債、(1) 企業債から(3) 修繕引当金までの合計で、補正前と比較して510万円減の5億8,037万7,000円。

4 流動負債、(1) 一次借入金から(7) その他流動負債までの合計で、補正前と比較して107万2,000円増の4,314万1,000円。

5 繰延収益、(1) 長期前受金から(2) 長期前受金収益化累計額を差し引いた額で、補正前と比較して444万5,000円減の29億4,068万2,000円。負債合計は、補正前と比較して847万3,000円減の35億6,420万円となります。

#### 資本の部

6 資本金、補正前と比較して104万3,000円減の5億9,450万3,000円。

7 剰余金、(1) 資本剰余金と(2) 利益剰余金の合計で、補正前と比較して140万3,000円増の2,347万9,000円。

資本合計は、補正前と同額の6億1,798万2,000円。

負債資本合計は、補正前と比較して、847万3,000円減の41億8,218万2,000円となります。

次に3ページ及び4ページですが、こちらは令和7年度標茶町水道事業会計補正予算実施計画でございますが、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第17号の提案趣旨並びに内容について説明を終わります。

続きまして、議案第18号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は令和7年度標茶町下水道事業会計補正予算（第2号）で、収益的収入及び支出につきまして、収入を14万6,000円減額し、総額を4億74万6,000円に、支出に258万円を追加し、総額を3億9,699万6,000円にしたいというものであります。

また、資本的収入及び支出につきましては、収入を2,945万円減額し、総額を1億8,314万6,000円に、支出を2,997万6,000円減額し、総額を2億1,920万3,000円にしたいというものであります。

補正予算の主な内容につきましては、年度末を控え、執行精査に伴う委託料等の精査、及び建設改良費の減額、これに伴う企業債等の整理及びキャッシュ・フロー計算書、貸借対照表の補正を行うものでございます。

以下、内容につきまして1ページからご説明申し上げます。

1ページをお開きください。

令和7年度標茶町下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和7年度標茶町下水道事業会計の補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和7年度標茶町下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条中なお書きを削り、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、収入、第1款下水道事業収益、補正予定額14万6,000円を減額し4億74万6,000円に。第2項営業外収益、補正予定額14万6,000円を減額し2億646万6,000円に。

支出、第1款下水道事業費用、補正予定額258万円を追加し3億9,699万6,000円に。第1項営業費用、補正予定額27万7,000円を減額し3億7,321万1,000円に。第2項営業外費用、補正予定額285万7,000円を追加し2,178万5,000円にするものです。

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「3,658万3,000円は減債積立金1,550万5,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額647万6,000円、引継金335万1,000円及び過年度分損益勘定留保資金1,125万1,000円」を「3,605万7,000円は減債積立金1,550万5,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額375万円、引継金289万7,000円及び過年度分損益勘定留保資金1,390万5,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、収入、第1款資本的収入、補正予定額2,945万円を減額し1億8,314万6,000円に。第1項企業債、補正予定額1,520万円を減額し5,690万円に。第3項国庫補助金、補正予定額1,425万円を減額し1,575万円に。

支出、第1款資本的支出、補正予定額2,997万6,000円を減額し2億1,920万3,000円に。第2項建設改良費、補正予定額2,997万6,000円を減額し5,181万3,000円にするものです。

次のページにまいります。

(企業債)

第4条 予算第5条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。

起債の目的、公共下水道整備事業、補正前の限度額4,740万円から1,600万円減額し、補正後の限度額を3,140万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法はいずれも補正前と同じです。

特定環境保全公共下水道整備事業、補正前の限度額2,410万円から10万円減額し、補正後の限度額を2,400万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法はいずれも補正前と同じです。

農業集落排水整備事業、補正前の限度額160万円から10万円減額し、補正後の限度額を150万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法はいずれも補正前と同じです。合計で補正前の限度額7,310万円から1,620万円減額し補正後の限度額を5,690万円とするものです。

次に補正予算説明書によりご説明いたします。

8ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

5ページをお開きください。

令和7年度 標茶町下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書(補正後)です。

1 業務活動によるキャッシュ・フローは、(1)当年度純利益から(14)利息の支払額までの合計で、補正前と比較して272万6,000円増加し8,127万9,000円です。

2 投資活動によるキャッシュ・フローは、(1)有形固定資産の取得による支出から(3)他会計からの繰入金による収入までの合計で、補正前と比較して1,300万1,000円増加しマイナス3,196万8,000円です。

3 財務活動によるキャッシュ・フローは、(1)建設改良企業債による収入から(3)他会計からの出資による収入までの合計で、補正前と比較して1,620万円減少し、マイナス33万9,000円です。

以上のことから、4 資金増加額は補正前と比較して47万3,000円減少し4,897万2,000円となります。

5 資金期首残高は補正前と同額の1億212万5,000円です。

したがって、6 資金期末残高は補正前と比較して47万3,000円減少し、1億5,109万7,000円となります。

次のページをお開きください。

令和7年度標茶町下水道事業予定貸借対照表の補正後です。

資産の部

1 固定資産、(1)有形固定資産は、イの土地からへの工具・器具及び備品までの合計で、補正前と比較して2,725万1,000円減の54億177万円。(2)無形固定資産は補正前

と同様ございません。固定資産合計は、補正前と比較して2,725万1,000円減の54億177万円となります。

2 流動資産、(1) 現金預金は補正前と比較して47万3,000円減の1億5,109万7,000円。(2) 未収金は補正前と同額の452万4,000円。(3) 貸倒引当金は補正前と同様ございません。流動資産合計は、補正前と比較して47万3,000円減の1億5,562万1,000円です。資産合計は、補正前と比較して2,772万4,000円減の55億5,739万1,000円となります。

次のページにまいります。

#### 負債の部

3 固定負債、(1) 企業債から(3) 修繕引当金までの合計で、補正前と比較して1,620万円減の8億6,304万7,000円。

4 流動負債、(1) 一次借入金から(7) その他流動負債までの合計で、補正前と比較して272万6,000円増の1億6,086万6,000円。

5 繰延収益、(1) 長期前受金から(2) 長期前受金収益化累計額を差し引いた額で、補正前と比較して1,425万円減の35億3,718万8,000円。

負債合計は、補正前と比較して2,772万4,000円減の45億6,110万1,000円となります。

#### 資本の部

6 資本金、補正前と同額の9億7,304万5,000円。

7 剰余金、(1) 資本剰余金と(2) 利益剰余金の合計で、補正前と同じ2,324万5,000円。資本合計は、補正前と同じ9億9,629万円。

負債資本合計は、補正前と比較して、2,772万4,000円減の55億5,739万1,000円となります。

次に3ページ及び4ページですが、こちらは令和7年度標茶町下水道事業会計補正予算実施計画でございますが、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第18号の提案趣旨並びに内容について説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） これより議題6案の審議に入ります。

質疑は逐条質疑と総括質疑に分けて行います。

なお、議案第13号から議案第16号までの歳入歳出予算は歳入と歳出に分け、議案第13号の歳出は款ごとに行います。

初めに議案第13号、一般会計補正予算。

第1条、歳入歳出予算の補正、歳出から行います。

1款議会費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、2款総務費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、3款民生費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

長尾君。

○8番（長尾式宮君） 26ページ、7目の27節、介護保険事業特別会計繰出金とありますけれども、これはいつも思っていたので、せっかくなのでお聞きしたいのですが、繰出金が毎年のように出ていますけれども、よその自治体でも同じような状況なのかということがまず一つと、もしそうであればその制度自体にやはり自治体の一般会計から一部負担することがもともとルールなのかと思ったのですが、実情はどうか教えていただきたいと思えます。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたしたいと思えます。

まず、保険事業勘定の部分でございますが、こちらにつきましては給付にかかわるところは一般会計で、当然、負担すべき部分でございます。そのほか、事務費分、人件費分等を一般会計から繰出しをするということで今回1,834万5,000円を減額しておりますが、介護給付費等の実績見込みに基づきまして減額をさせていただいております。こちらにつきましては他の自治体も同じようになるのかなと考えているところでございます。

続きまして、サービス事業勘定繰出金の部分でございますが、こちらにつきましては町の施設分、やすらぎ園、デイサービスセンター、そのほか町の居宅介護支援事業所等がございますけれども、こちらにつきましては、それぞれの事業所の収入の見込みと支出の見込みの差額を一般会計から繰出しをするというものでございます。他の自治体との比較というお話がありましたが、こちらにつきましてはサービス事業所を直営でもっていない自治体であれば、当然、繰出しということはないというふうには考えますけれども、町営の施設を持っている他の町村であれば、金額の多少はあると思えますが、一定程度の繰出金はあるのかなと考えているところではあります。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、4款衛生費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、5款労働費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、6款農林水産業費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、7款商工費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) なければ、8款土木費について質疑を許します。  
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) なければ、9款消防費について質疑を許します。  
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) なければ、10款教育費について質疑を許します。  
ご質疑ございませんか。

長尾君。

○8番(長尾式宮君) 40ページ、10款1項2目標茶高校教育振興会助成金で179万2,000円が減額と出ておりますけれども、これは何か事業ができなかったのか教えてください。

○議長(菊地誠道君) 教育委員会管理課長・神谷君。

○教委管理課長(神谷 学君) お答え申し上げます。

こちらは標茶高校教育振興会への助成金ですが、地域みらい留学参加料、こちらの部分が今年は高校のほうで参加しなかったということで減額をさせていただいております。

○議長(菊地誠道君) ほかにご質疑ございませんか。

類瀬君。

○11番(類瀬光信君) 41ページ、4項1目部活地域移行検討委員報酬、気になるのは進捗状況とそれから移行に向けた会議等の開催の状況について教えてください。

○議長(菊地誠道君) 社会教育課長・菊地君。

○社会教育課長(菊地将司君) お答えします。

部活動地域移行検討委員会ですけれども、会議につきましてはこのあと3月にも会議を行いますけれども、検討委員会は3回です。なお、準備委員会を立ち上げしております、準備委員会も3回開催しております。

(「執行残のところ」の声あり)

○社会教育課長(菊地将司君) すみません、執行残の理由につきましては、コーディネーターの報酬であります。

○議長(菊地誠道君) 類瀬君。

○11番(類瀬光信君) 進捗状況を知りたいということが根底にあるので、コーディネーターがどうしたということなのか教えてください。

○議長(菊地誠道君) 社会教育課長・菊地君。

○社会教育課長(菊地将司君) お答えします。

もともと検討委員会で、専門のコーディネーターを配置するということで予算を要求しておりましたが、コーディネーターを配置することができなかったのもので、その分、減額をしております。

○議長(菊地誠道君) ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) なければ、14款職員費について質疑を許します。  
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) なければ、第1条、歳入歳出予算の補正、歳入、1款町税から21款町債まで一括して質疑を許します。  
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) なければ、第2条、繰越明許費の補正について質疑を許します。  
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) なければ、第3条、継続費の補正について質疑を許します。  
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) なければ、第4条、地方債の補正について質疑を許します。  
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) なければ、以上で、議案第13号、一般会計補正予算を終わります。  
次に、議案第14号、国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算。  
歳入歳出予算の補正、歳出について質疑を許します。  
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) なければ、歳入歳出予算の補正、歳入について質疑を許します。  
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) なければ、以上で、議案第14号、国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算を終わります。  
次に、議案第15号、介護保険事業特別会計補正予算。  
第1条、保険事業勘定、歳入歳出予算の補正、歳出について質疑を許します。  
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) なければ、第1条、保険事業勘定、歳入歳出予算の補正、歳入について質疑を許します。  
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) なければ、第2条、介護サービス事業勘定、歳入歳出予算の補正、歳出について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) なければ、第2条、介護サービス事業勘定、歳入歳出予算の補正、歳入について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) なければ、以上で、議案第15号、介護保険事業特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第16号、後期高齢者医療特別会計補正予算。

歳入歳出予算の補正、歳出について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) なければ、歳入歳出予算の補正、歳入について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) なければ、以上で、議案第16号、後期高齢者医療特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第17号、水道事業会計補正予算。

第1条、総則から第4条、企業債まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) なければ、以上で、議案第17号、水道事業会計補正予算を終わります。

次に、議案第18号、下水道事業会計補正予算。

第1条、総則から第4条、企業債まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) なければ、以上で、議案第18号、下水道事業会計補正予算を終わります。

以上で、議題6案の逐条質疑は終了いたしました。

続いて、議題6案の総括質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

類瀬君。

○11番(類瀬光信君) 標茶町に限らず、若手の職員の定着率とか、そもそも応募が減っているそういった中で、3月19日に釧路市内で行われる合同企業説明会に本町も参加するというのを聞いています。そのことに関連して、町民の中からお家族が町職員であるという方から標茶町の職員の給料は低いのですねという、そういう質問をいただいて、私の

認識としては標茶町は管内的に言うと上から数えたほうがいくらかの給与水準ですよということをお話したのですが、その後確認したところ、合同企業説明会の新聞に公告が出ているのです。それを見ると標茶町の大卒、それから短大卒、高卒のそれぞれの初任給というものがほかの町村よりも明らかに低くて、それからボーナスの月数が少ないのですね。それで一つ心配するのは、町の説明と私たちの思っていることと、一致しない部分があるのですけれども、会計年度任用職員の取り扱いなんかは人件費の削減ではないですよ、事業の見直しですよということで今年度から大幅な変更がされているのですが、この給与なのですけれども、人事院勧告（以下、「人勧」という。）が反映されない数字がここに載っている。まさかとは思いますが、そういった行財政改革を先行してここに公表しているということはないですよ。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・長野君。

○総務課長（長野大介君） 合同企業説明会の新聞広告の関係だと思うのですが、実はこれはだいぶ前に、令和7年度の人勧の給与改正前に資料として提出したもので単なるミスでありました。ご心配いただきありがとうございます。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） あの、ありがとうではないと思うのです。これを見て説明会に人が来るのですよ。もちろん、標茶町のブースで標茶町の正確な話を聞く機会があればいいけれども、そうでなかったら、例えば同じページに出ている白糠町とか、弟子屈町のほうが大卒なんかで見ると1万円高いのです。そこに人材はそもそも流れやすくなってしまっているのではないかなと思うのです。最初から選ばれないかもしれない。もちろん、課長おっしゃるように、これはケアレスミスだと思います。でも、標茶を希望する新卒者が減ってきている状況とか、それから若い人が辞めていく状況を考えるとケアレスミスで済まさないで訂正しなければいけないのではないですか。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・長野君。

○総務課長（長野大介君） お答えいたします。あの、どのように訂正すればよいのか取り扱っている広告代理店と確認してみたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） 前段、お話したとおり、財政ひっ迫の状況の中で、人件費についても行財政改革推進計画の中ではうたっていますから、そこというのは町の方も、私たちも非常に気にしているところであります。今回、そういったことを情報としてよせてきた職員の親御さんも自分のお子さんの給料がこの先どうなっていくのかという、そういうところに敏感になっているということを感じていただきたいと思います。課長が今おっしゃられたように、訂正できるのであればそういったことがきちんとしたほうがいいと思います。ただ、無理であれば、お金がかかるようなことであれば、現状、お金がないのですから、それは無理する必要はないのですけれども、そういった場所に職員募集に今の状況で出て行っているわけなので、ぜひこの先も気を使っていただければと思います。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。広報の機会、あまり多くはない中で確実に効果を発揮するように注意を払ってまいりたいと思います。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

長尾君。

○8番（長尾式宮君） 上水道と下水道に関して質問いたします。

これも全国的な話になると思うのですが、上水道、下水道というのは昭和30年代、経済成長期にできたものがほとんどだと思います。そういった中で、標茶町でも古いものだと30年代、40年代の古い管がいまだに使われているかと思います。そういった中で、これから段階的に追って修繕、改修を進めるといった取り組みをされているかと思いますが、勉強不足で申し訳ないのですが、計画があれば内容を教えていただきたいのと、おおよそ何年くらいで一巡、どのくらいで大体完成というか、改修の目途が立つものなのか教えていただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 建設水道課長・菊地君。

○建設水道課長（菊地 誠君） お答えいたします。

水道と下水道、分けてお答えいたしたいと思います。

はじめに水道のほうなのですけれども、議員おっしゃるとおり、古いものにつまましては約50年経過しているものがございまして、その地域につまましては今回、新年度予算でも計上させていただいておりますけれども、新しく管を入れ替える事業を北海道にやっってもらう事業がありまして、道営事業なのですけれども、順次実施する予定であります。ただ、それ一地区でも9年ほどかかる予定でございまして。

それから、下水道事業ですけれども、下水道に関しましては令和7年度からまず施設、終末処理場ですけれども、改修予定、それから改修については耐震も備えなければいけないということで、改築にあわせて耐震の設計をして、今年、令和8年度も継続してやる予定でございまして。

それから、両方とも、水道、下水道ともになるのですが、今後、いつまでに一周できるのかということは、実はまだ見通しが立っておりません。なぜかと言いますと、資金の関係なのですけれども、その辺り、令和6年度からどちらも完全に企業会計として会計を移行しまして、財産も含めて全て詳細に把握したところです。それから今後、令和8年度に経営戦略というものがあるのですけれども、そちらを計画を立てて今後50年先とかまで施設の改修計画等を含めた計画を、資金調達計画も含めて立てる予定でございまして。今のところ、一周するのにどのくらいの時間がかかるかということは明言することができないのでご理解いただければと思います。

○議長（菊地誠道君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより、議案第13号から議案第18号までの6案一括して採決をいたします。

議題6案は、原案のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号は、原案可決されました。

休憩いたします。

休憩 午前 11時38分

再開 午後 12時59分

○議長(菊地誠道君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第19号ないし議案第25号

○議長(菊地誠道君) 日程第2。議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号を一括議題といたします。

議案7案の提案理由の説明を求めます。

副町長・牛崎君。

○副町長(牛崎康人君)(登壇) それでは、議案第19号から第25号までの令和8年度各会計予算について、その概要をご説明申し上げます。

それでは、議案第19号から第25号までの令和8年度各会計予算について、その概要をご説明申し上げます。

令和8年度の国における予算の動向等につきましては、町長から町政執行方針の中で申し述べましたので、ここでは説明を割愛させていただきますが、閣議決定されました「令和8年度地方財政計画」では、地方交付税は6.5%の増額、臨時財政対策債は皆減となりましたが、地方財政は引き続き厳しい状況下にあります。

持続可能な財政運営は喫緊の課題であり、経常経費等の抑制に加え、328本の事業評価を実施する中で、事業の精査を行い、効率的で簡素な行政運営に配慮してきたところであります。

また、行財政改革につきましては、昨年策定しました標茶町行財政改革推進計画に基づき、本町が目指す財政運営のあるべき姿の実現に向けて令和8年度はその形を作り上げていく年であり、そのためには、これまで以上に事務事業の見直しを行いつつ、一方で、必要な事務事業については、積極的に取り組む努力をしていくこととしておりますので、ご

理解を賜りたいと存じます。

冒頭、資料の説明に入る前に、令和8年度一般会計当初予算にかかわる特徴的な状況についてご説明申し上げます。

まず、歳入についてであります。自主財源の主軸をなします町税につきましては、予算上の比較であります。固定資産税などの増額により、対前年比6.3%、7,258万3,000円の増額を見込み、全体で12億3,205万6,000円と見込んだところであります。

地方交付税につきましては、令和8年度地方財政計画において増額方向が示されておりますが、本予算の総額では対前年比2億1,803万3,000円、率にして4.6%減の45億1,732万4,000円を見込み、そのうち、普通交付分では対前年比2億円減の42億935万7,000円を見込んだところであります。

この地方交付税につきましては、その額の一番多かった平成11年度と比較しますと14億247万1,000円ほど減少しております。

一方、歳出であります。義務的経費、継続的経費を優先させながら、かつ、今日的な景気動向等や町内経済の動向を注視しつつ、子育て支援、安全・安心対策、住生活対策、環境対策、教育対策、農林業対策等に取り組むよう努力をしたところであります。

さらには、自主財源や特定財源の的確な捕捉に努め、事業予算や経常経費全般について、効果・緊急性の観点で精査・削減に努力するとともに可能な限り事業量の圧縮や複数年化による平準化を図り、財政の健全性に留意し予算策定作業を進めてまいりました。

しかしながら、これまでの行政課題を解決すべく大型事業を実施してきたことによる公債費が利子を含め15億5,113万8,000円となり、また物価高騰や人件費の増加などもあり、その結果として歳出総額は、ここ数年来と同様に財政調整基金2億7,300万円、備荒資金2億3,772万2,000円、特定目的基金1億9,717万1,000円の合計7億789万3,000円を支消することで収支を整えたところであります。

実質収支不足は基金等への理論積み立て分1億6,266万2,000円を除きますと5億4,523万1,000円となります。

なお、一般会計を含め、特別会計または企業会計も同様ですが、当初予算策定時までに確定していない補助事業、または、内容の積み上げに時間を要するもの等については、おって確定次第、補正措置を取らせていただくこととしておりますのでご理解を賜りたいと存じます。

次に、一般会計をはじめとする各会計の予算額であります。一般会計につきましては、109億2,100万円といたしましたが、前年度当初比では13億7,400万円の減、率で11.2%の減でありまして、令和7年度12月末予算と比較しますと25億340万円の減で、率で18.6%の減となっております。

他会計及び一部事務組合への繰出金ではトータルで3億4,960万4,000円の減となっております。主なものは国保会計1,371,000円の減、介護会計93万4,000円の減、下水道事業会計6,786万6,000円の減、病院会計2億1,380万円の減、衛生組合753万1,000円の減、北部消防4,566万5,000円の減などとなっております。

ソフト事業では、1億123万2,000円減の20億226万2,000円であり、新規の事業はほぼありませんが、これまで取り組んできた事業の内容を再精査し、できる限り継続できるような措置してきたところです。

普通建設事業費等では、みどり認定こども園防音事業8億8,049万2,000円、エネルギー回収推進施設改修事業8,641万4,000円、標茶中茶安別線改良事業1億6,091万4,000円などとなっております。

次に、特別会計ですが、国民健康保険事業事業勘定では、対前年比5,120万円減の10億4,830万円といたしました。積算の基礎であります。被保険者の見込みが1,823人でありまして、医療費の見込みは総額7億8,331万円です。70歳未満の被保険者一人あたりの医療費につきましては35万円、未就学児の一人あたりの医療費につきましては32万円、70歳以上一般被保険者一人あたりの医療費につきましては68万円、70歳以上現役並み所得の被保険者一人あたりの医療費につきましては65万円と推計し、保険者負担額では5億7,811万3,000円を見込んでおります。

また、国民健康保険事業費納付金につきましては3億3,021万1,000円が道より示されております。

これらを基に算定いたしました本年度の保険税につきましては2億4,152万2,000円を見込ませていただき、一般会計から9,973万1,000円の繰入れを行うことで会計維持に努めることとしております。

次に、介護保険事業特別会計であります。保険事業勘定で8億8,747万8,000円、サービス事業勘定で6億4,126万5,000円、総体予算額15億2,874万3,000円で、対前年とほぼ同額でありまして一般会計からの繰入れは3億8,346万1,000円を予定しております。

保険事業勘定については、第9期介護保険事業計画に基づき積算をしたところでありませ

ず。サービス事業勘定の内容につきましては、通所介護事業費1億178万5,000円、短期入所生活介護事業費4,135万5,000円、介護老人福祉施設費4億8,069万1,000円、居宅介護支援事業費1,492万3,000円、介護予防支援事業費が236万1,000円となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計につきましては、予算額1億8,535万円となりました。積算の基礎であります対象者の見込みは1,357人で、歳出の内訳ですが、大半が後期高齢者医療広域連合納付金で1億8,422万5,000円となっております。

財源につきましては、保険料1億3,940万2,000円が主であります。一般会計からは4,576万4,000円の繰入れを行って費用の支弁を行うこととしております。

次に、企業会計のうち、病院事業会計であります。その業務予定量を年間入院患者数8,030人、一日平均22人、年間外来患者数2万3,232人、一日平均96人を見込みまして、収益的収支で13億7,883万円、資本的収支のうち支出で2,068万円といたしました。

なお、病院事業の健全な運営と診療業務に支障が生じないように、一般会計から負担分6億4,703万2,000円と補助分9,761万2,000円、企業債償還金負担として138万1,000円の合計7億4,602万5,000円を繰入れたところでありませ

次に、水道事業会計であります。本年度の業務予定量につきましては給水戸数3,121戸、年間総配水量151万9,900立方メートルであります。それらを基本として、その予算額を収益的収支の収入につきましては3億8,984万7,000円、支出は3億8,083万4,000円、また、資本的収支のうち支出を1億6,212万7,000円としたところであります。

主な建設改良事業としては、検定満了メーター取替事業など1億2,613万円としております。

なお、下水道事業会計から量水器減価償却相当分と一般会計から農業政策分を含めた4,683万円の負担を財源調整に支障の無いよう配慮したところであります。

次に、下水道事業会計ですが、本年度の業務予定量につきましては排水処理戸数2,434戸、年間有収水量44万3,258立方メートルであります。それらを基本として、その予算額を収益的収支の収入につきましては4億1,379万2,000円、支出は4億1,016万9,000円、また、資本的収支のうち支出を1億9,801万5,000円としたところであります。

主な事業としては、標茶終末処理場耐震実施設計業務の事業費を3,200万円などとしております。

なお、一般会計から1億9,457万2,000円の負担を財源調整に支障の無いよう配慮したところであります。

それでは、お配りしております「令和8年度 予算説明資料」につきましてご説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

令和8年度における「各会計の概要」であります。先ほど申し上げました一般会計109億2,100万円をはじめとして、それぞれ会計ごとに予算額を記載しております。

ここの数値についての詳細については省略させていただきますが、一般会計、特別会計総体では136億8,339万3,000円で、対前年比9.2%の減となりました。一般会計部分と特別会計部分の重複するやり取りがありますので、その金額5億2,895万6,000円を差し引いた実質的な一般会計、特別会計の純計は131億5,443万7,000円で、対前年比9.5%減ということとなります。

企業会計では、病院事業会計が収益的収入、資本的収入合算では対前年比8.0%減の13億7,883万円、支出は10.5%減の13億9,951万円となりました。

水道事業会計は、収益的収入、資本的収入合算では4億7,253万7,000円、支出は5億4,296万1,000円となりました。

下水道事業会計につきましては、収益的収入、資本的収入合算では、4億8,246万4,000円、支出は6億818万4,000円となったところであります。

2 ページをお開きください。

一般会計の歳入であります。1款町税から21款町債までそれぞれ数値を記載してございます。主なものについての数値を申し上げます。

町税が7,258万3,000円増の12億3,205万6,000円、地方譲与税が1,300万円減の2億4,501万2,000円、環境性能割交付金が1,999万9,000円減の1,000円、地方特例交付金は2,518万

6,000円増の2,924万6,000円、地方交付税は2億1,083万3,000円減の45億1,732万4,000円、分担金及び負担金は310万3,000円減の1,924万8,000円、使用料及び手数料は2,685万1,000円増の5億6,783万6,000円、国庫支出金は1億2,394万1,000円増の10億125万円、道支出金は1億2,160万5,000円減の5億9,705万8,000円、財産収入は86万8,000円減の1,991万5,000円、寄附金は5億5,900万円増の8億6,010万円、繰入金は10億4,993万3,000円減の5億9,299万円、諸収入は2億1,522万円減の4億8,956万4,000円、町債は5億3,980万円減の5億4,900万円をそれぞれ見込んだところであります。

また、町税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入のいわゆる自主財源であります。38億170万9,000円であり、収入総額に占める割合は34.8%となっております。

なお、地方交付税、国道支出金、町債等の依存財源につきましては、71億1,929万1,000円で65.2%であります。ちなみに、前年度自主財源は35.9%、依存財源は64.1%でありました。

歳入の各款ごとの構成比であります。その主なものを申し上げますと町税11.3%、地方交付税41.3%、使用料及び手数料5.2%、国庫支出金9.2%、道支出金5.5%、繰入金5.4%、諸収入4.5%、町債が5.0%となっております。

3ページをお開きください。

歳出についてであります。1款議会費から13款予備費までのそれぞれの数値を記載しております。前年度と比較いたしまして大きく増減があったものについて数値を申し上げますと存じます。

総務費が5億8,205万9,000円減の4億4,875万8,000円、民生費が1億2,685万1,000円増の23億3,235万8,000円、衛生費が2億7,207万5,000円減の14億962万1,000円、農林水産業費が3億3,849万8,000円減の11億1,441万円、商工費が2億7,499万4,000円増の6億7,962万2,000円、土木費が3億669万7,000円減の6億5,084万円、消防費が5,659万5,000円減の3億5,295万3,000円、教育費が3,289万4,000円増の6億4,486万8,000円、公債費が1,027万8,000円増の15億5,113万8,000円、職員費が2億5,393万8,000円減の16億5,422万4,000円となりました。ほかの項目につきましてはお目通しいただきたいと存じます。

4ページをお開きください。

一般会計予算前年度対比表であります。一般会計歳出各款の内容を性質別に区分し再集計した表で、1の人件費から13の予備費までそれぞれ分類しております。

「区分1 人件費」は、20億4,476万1,000円で、歳出総体に占める構成比は18.7%で、前年度と比較しますと額では6,200万7,000円、率で3.1%の増となっております。構成比は2.5ポイント増加しております。

「2 物件費」は、18億6,277万5,000円であり、構成比は17.1%で、前年度と比較しますと額で1億3,585万3,000円、率で6.8%の減、構成比では0.8ポイントの増となっております。

以下、主なものを申し上げます。「4 扶助費」は、6億6,185万3,000円で、構成比

は6.1%、前年度と比較しますと額で320万5,000円、率で0.5%の増、構成比では0.7ポイントの増となっております。

「5 補助費等」は、22億5,923万2,000円で、構成比は20.7%、前年度と比較しますと額で3億1,509万7,000円、率で12.2%の減、構成比では0.2ポイントの減となっております。

「6 普通建設事業費」は、16億1,737万9,000円で、構成比は14.8%、前年度と比較しますと額で5億2,583万円、率で24.5%の減となり、構成比でも2.6ポイントの減となりました。

「8 公債費」は、15億5,113万8,000円で、構成比は14.2%、前年度と比較しますと額で1,027万8,000円、率で0.7%の増となり、構成比では1.7ポイントの増となりました。

「9 積立金」は、1億6,266万2,000円で、構成比は1.5%、前年度と比較しますと額で9,167万7,000円、率で36.0%の減、構成比では0.5ポイントの減となりました。

「12 繰出金」は、5億4,382万8,000円で、構成比は5.0%、前年度と比較しますと額で835万7,000円、率で1.5%の減、構成比では0.5ポイントの増となっております。

歳出のうち、義務的経費といわれる人件費、扶助費、公債費の合計が42億5,775万2,000円であります。これに物件費18億6,277万5,000円、維持補修費500万円、積立金1億6,266万2,000円と、さらには補助費等のうちの消防、衛生処理組合、病院等の負担金、補助金と繰出金のうち他会計への繰出金を合計いたしますと81億6,128万9,000円となり、構成比で申し上げますと74.7%を占めます。

5ページをお開きください。

一般会計予算款別性質別分類表であります、これにつきましては性質別経費を款別に振り分けた資料でありますので、お目通しをいただきご理解を賜りたいと存じます。

6ページをお開きください。

標茶町財政調整基金の運用状況であります、前段で申し上げましたとおり財政調整基金の一部を取り崩し、財源充当を行うこととしていますが、本年度は2億7,300万円の取り崩しを予定しております。

充当事業につきましては7ページに記載しておりますが、町有財産管理事業をはじめ記載の事業等を予定しております。

なお、財政調整基金の現在高は、令和7年度末で2億7,434万1,000円を予定し、令和8年度につきましては記載の運用を予定し、年度末残高では134万1,000円となる見込みであります。

8ページをお開きください。

人件費を含めた款項目別予算比較表であります。先ほどの表で説明いたしましたように、職員人件費に係る経費が、12款職員費において別枠で設けられております。それを、款項目ごとの費目別にそれぞれ職員を配置している費目に人件費を戻していくという想定をした場合の表であります。

例えば、議会費で申し上げますと、人件費を除く経費が570万3,000円で、それに人件費

7,412万円を加えますと議会費の総額は7,982万3,000円ということになります。

人件費に係る職員数は右端に記載してあるとおりであります。人件費及び職員数につきましては予算編成時に確認できる状態で示しておりますので、今後の人事異動等により変化しますことをご理解賜りたいと存じます。

表の右側には款項目ごとの財源内訳を記載しておりますが、この中で町民の皆様からの受益者負担をいただいている部分についてご説明をいたします。

9ページをお開きください。

ここに数値は表示されておりませんが、④衛生費における塵芥処理費であります。塵芥処理費の当初予算額は3億4,071万円で、ごみ処理手数料は1,740万円であり、一般財源を2億4,999万4,000円充当しており、その充当率は73.4%となっております。これにつきまして経費の削減とともに処理手数料のあり方について検討が必要と考えます。

10ページをお開きください。

①議会費から③予備費までの一般財源充当額は合計欄にある73億3,379万1,000円で、その充当率は67.2%となっております。ちなみに前年度の一般財源充当率は60.3%で6.9ポイント増となっておりますが、引き続き高い水準であることから、継続して経費削減はもちろんのこと、ご負担のあり方についても検討する必要があると考えております。

なお、一般財源充当率関係につきましては、予算書上では人件費とその他の経費が分割されて計上されていますので、この数値が直接数字として現れていませんことをご理解いただきたいと思います。

11ページをお開きください。

一般会計予算中の主な事業等経費の内訳ですが、当初予算に見込まれた事業に係る予算と財源内訳を記載しております。

総務費につきましては、町有施設整備基金事業から自治会振興事業まで、それぞれの事業ごとに予算計上しております。主な事業費の総額は1億1,719万円で、一般財源の充当額は9,420万2,000円であり、その充当率は、表には記載がありませんけれども、80.4%であります。

次に、民生費に係る事業ですが、11ページから12ページにかけて記載しております。

12ページをお開きください。

民生費の事業総額は14億3,414万4,000円で、一般財源の充当額は1億8,236万4,000円であり、その充当率は12.7%であります。

次に、衛生費であります。事業費総額は1億5,958万3,000円、一般財源充当額は8,383万3,000円で、充当率は52.5%となっております。

次の労働費につきましては記載のとおりであります。

次に、農林水産業費につきましては、12ページから13ページにかけて記載しております。

主な事業費の総額は13ページになりますが、6億3,510万3,000円であり、一般財源充当額は1億9,996万4,000円、充当率は31.5%となっております。

次に、商工費につきましては、主な事業費の総額は11億535万5,000円、一般財源充当額

は1億3,570万1,000円で、充当率は12.3%であります。

次に、土木費につきましては、13ページから14ページにかけて記載しております。主な事業費の総額は14ページになりますが、3億3,539万8,000円、一般財源充当額は1億2,351万8,000円で、その充当率は36.8%となっております。

次の消防費につきましては記載のとおりであります。

次に、教育費につきましては主な事業費の総額は、1億6,576万5,000円、一般財源充当額は9,485万9,000円で、一般財源充当率は57.2%となります。

合計ですが、主な事業費の総額は35億334万6,000円で、このうち一般財源が9億2,504万9,000円であり、一般財源の充当率は26.4%となっております。

次に、1ページ飛びまして16ページの地方債の現在高見込み調書につきましてご説明申し上げます。

ご案内のとおり、地方債の借入や、これら残高につきましては財政の健全化を図る上で非常に重要な事項でありまして、これまでの第1期から第5期行政改革あるいは昨年策定しました標茶町行財政改革推進計画を実施する中で、起債の抑制と共に、地方債残高の削減に努めてきたところですが、一方で平成13年度から地方交付税の不足分を地方に肩代わりさせる方法、臨時財政対策債が措置されましたことから、起債額は増加しまして臨時財政対策債残高は令和8年度末見込みでは25年前と比較し7.2倍の16億9,953万7,000円となり、一般会計全体残高の14.2%を占めているところであります。

なお、この償還財源につきましては交付税措置されますが、地方債残高を見る場合、残高合計額にはこのような事情が含まれておりますことをご理解賜りたいと存じます。

なお、15ページの町税の説明資料、17ページの基金等の状況、18ページの一般会計当初予算のあらまし及び19ページの引き上げ分の地方消費税交付金が充てられる社会保障4経費その他社会保障に要する経費につきましてはお目通しいただきまして、ご理解を賜りたいと存じます。

冒頭申し上げました本年度予算編成につきましては、これまでにない厳しい作業を行いましたが、今後も更に標茶町行財政改革推進計画に基づき事務事業の見直しを進め、財政構造のあるべき姿を追求し、持続可能な財政運営を目指してまいります。

議案第19号から第25号までの提案内容等につきましては担当課長より順次ご説明いたしますのでよろしくお願いいたします。

以上を持ちまして、議案第19号から第25号までの令和8年度各会計予算の概要についての説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・齊藤君。

○企画財政課長（齊藤正行君）（登壇） 議案第19号の提案内容についてご説明申し上げます。

令和8年度標茶町一般会計予算

令和8年度標茶町一般会計の予算は次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ109億2,100万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、16億円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した報酬、給料、職員手当及び共済費(パートタイム会計年度任用職員に係る報酬及び共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

以下、内容については歳入歳出予算事項別明細書に従いご説明いたします。

43ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

○議長(菊地誠道君) 休憩いたします。

休憩 午後 2時45分

再開 午後 2時59分

○議長(菊地誠道君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○企画財政課長(齊藤正行君) なお、2ページから6ページまでの「第1表 歳入歳出予算」につきましては、ただ今の説明と重複いたしますので説明を省略させていただきます。

7ページをお開き願います。

「第2表 継続費」でございます。

8款土木費、2項道路橋りょう費、事業名は標茶中茶安別線道路改良事業。総額は1億3,962万2,000円で年割額は8年度が2,416万6,000円、9年度が1億1,545万6,000円とす

るものです。

144ページをお開き願います。

「継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書」であります。

3款民生費、2項児童福祉費、事業名みどり認定こども園防音事業。事業年度は、7年度と8年度であります。計の欄で説明させていただきます。年割額の計10億2,174万6,000円、財源内訳ですが、国道支出金5億4,802万9,000円、地方債は4億6,450万円、一般財源を921万7,000円。前年度末までの支出（見込）額は2億8,892万円、当該年度支出予定額7億3,282万6,000円、当該年度末までの支出予定額10億2,174万6,000円。継続費の総額に対する進捗率ですが、7年度28%、8年度71.7%、計100%とするものです。

続いて8款土木費、2項道路橋りょう費、事業名標茶中茶安別線道路改良事業。初めに、7年度から8年度までの分ではありますが、年割額1億6,060万6,000円、財源内訳、国道支出金1億1,242万4,000円、地方債4,810万円、一般財源8万2,000円。前年度末までの支出（見込）額は2,780万6,000円、当該年度支出予定額1億3,280万円、当該年度末までの支出予定額1億6,060万6,000円。継続費の総額に対する進捗率、7年度17.3%、8年度82.7%、計で100%とするものです。

続いて8年度から9年度までの分であります。年割額1億3,962万2,000円、財源内訳ですが、国道支出金9,773万5,000円、地方債は4,810万円、一般財源を8万7,000円。当該年度支出予定額2,416万6,000円、当該年度末までの支出予定額2,416万6,000円。翌年度以降支出予定額は1億1,545万6,000円、継続費の総額に対する進捗率ですが、8年度17.3%、9年度82.7%、計100%とするものです。

8ページをお開きください。

第3表 債務負担行為でございます。

事項はパソコンLAN機器購入費、期間は令和8年度から令和12年度、限度額につきましては利子32万3,000円を含み、734万8,000円とするものです。

145ページをご覧ください。

「債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書」でございます。

一番上のパソコンLAN機器購入費から、149ページの一番下になりますが学校給食調理業務までの42件の設定でございます。

149ページの合計の欄を説明させていただきます。

債務負担行為の限度額を7億2,434万8,000円、前年度末までの支出（見込）額を3億6,240万3,000円、当該年度以降の支出予定額3億6,194万4,000円、このうち令和7年度の支出予定額は括弧内の金額ですが1億4,493万9,000円、財源内訳ですが国道支出金1,614万4,000円、その他で668万2,000円、一般財源を3億3,911万8,000円とするものです。

9ページをお開き願います。

第4表 地方債でございます。

起債の目的、1 過疎対策事業、みどり認定こども園防音事業4億2,080万円、標茶中茶安別線道路改良4,850万円、医師確保対策5,100万円、子ども医療費助成1,600万円、森林整備対策事業1,270万円。起債の方法でございますが、証書借入で利率は7.0%以内、償還の方法でございますが、政府資金については融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借換えすることができるとします。合計でございますが、限度額を5億4,900万円とするものでございます。

150ページをお開き願います。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。

合計で申し上げます。前々年度末現在高135億4,124万7,000円、前年度末現在高見込額129億2,206万3,000円、当該年度中起債見込額5億4,900万円、当該年度中元金償還見込額14億7,340万4,000円、当該年度末現在高見込額でございますが119億9,765万9,000円とするものです。

以上で、議案第19号の内容説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） 議案第20号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、令和8年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算であります。

新年度予算の特徴といたしましては、被保険者数は、年間の平均値と比較しますと、令和6年度との対比では、238名の減となっております。

療養給付費の試算については、過去5年間の平均をもって1人当たりの医療費を推計し、被保険者数を乗じた額とし、5億7,811万3,000円を計上しています。

国保事業の運営につきましては、国民健康保険税が基本でございますが、保険税につきましては、現年課税分と滞納繰越分を合わせまして2億4,152万2,000円を見込み、一般会計から義務的経費として、5,766万8,000円、赤字補填として4,206万3,000円、合わせて9,973万1,000円の繰入を行い会計の維持に努めることといたしました。

なお、本案につきましては、2月19日開催の、標茶町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、答申をいただいておりますことを申し添えます。

以下、別冊の予算書に基づきご説明いたします。

1 ページをお開きください。

令和8年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算

令和8年度標茶町の国民健康保険事業事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億4,830万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予

算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

以下、歳入歳出予算事項別明細書に基づき説明いたします。

12ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

なお、2ページ及び3ページの「第1表 歳入歳出予算」は、ただいまの説明と重複しますので説明を省略させていただきます。

以上で、議案第20号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

◎延会の宣告

○議長(菊地誠道君) お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定をいたしました。

本日の会議は、これにて延会をいたします。

(午後 3時53分延会)

以上、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長                      菊 地      誠 道

署名議員      8 番                      長 尾      式 宮

署名議員      9 番                      松 下      哲 哉

署名議員      1 番                      深 見              迪

## 令和8年標茶町議会第1回定例会会議録

### ○議事日程（第4号）

令和8年3月11日（水曜日） 午前10時00分開議

第 1 議案第19号 令和8年度標茶町一般会計予算

議案第20号 令和8年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算

議案第21号 令和8年度標茶町介護保険事業特別会計予算

議案第22号 令和8年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算

議案第23号 令和8年度標茶町病院事業会計予算

議案第24号 令和8年度標茶町水道事業会計予算

議案第25号 令和8年度標茶町下水道事業特別会計予算

### ○出席議員（11名）

1番 深見 迪 君

2番 櫻井 一隆 君

3番 本多 耕平 君

4番 鈴木 裕美 君

5番 鴻池 智子 君

6番 齊藤 昇一 君

7番 黒沼 俊幸 君

8番 長尾 式宮 君（遅参午後1時10分）

9番 松下 哲也 君

11番 類 瀬 光 信 君

12番 菊地 誠道 君

### ○欠席議員（1名）

10番 渡邊 定之 君

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長 佐藤 吉彦 君

副 町 長 牛崎 康人 君

総 務 課 長 長野 大介 君

企画財政課長 齊藤 正行 君

企画財政課参事 石黒 敬一郎 君

行財政改革推進室長 内藤 政夫 君

町 民 課 長 三船 英之 君

保健福祉課長 浅野 隆生 君

農 林 課 長 兼 村山 尚 君

農委事務局長

観光商工課長	石川 淳 君
育成牧場長	山崎 浩樹 君
建設水道課長	菊地 誠 君
病院事務長	伊藤 順司 君
病院参事	村山 新一 君
やすらぎ園長	若松 務 君
教 育 長	青木 悟 君
教委管理課長	神谷 学 君
指導室長	富樫 慎也 君
社会教育課長兼 中央公民館長	菊地 将司 君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	齋藤 和伸 君
議事係長	熊谷 翔太 君

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開議の宣告

○議長(菊地誠道君) 昨日に引き続き、本日の会議を開きます。  
ただいまの出席議員10名であります。

(午前10時00分開会)

◎議案第19号ないし議案第25号

○議長(菊地誠道君) 日程第1。議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号を一括議題といたします。

議題7案の提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長(浅野隆生君)(登壇) 続きまして、議案第21号の提案趣旨及び内容について、ご説明いたします。

本案は、令和8年度標茶町介護保険事業特別会計予算であります。3年目となる第9期介護保険事業計画に基づき、当初予算につきましては、介護保険事業計画に基づく予算計上とさせていただきます。

保険事業勘定につきましては、第9期計画に基づき保険給付費で658万2,000円の増額、地域支援事業費を923万7,000円の減額など総額で対前年度380万5,000円増額し、歳入歳出それぞれ8億8,747万8,000円といたしました。

また、介護サービス事業勘定につきましては、デイサービスセンターにおいて送迎車両の借上料144万円を見込みつつ、サービス事業費全体で375万7,000円の減額を見込み、歳入歳出それぞれ、6億4,126万5,000円といたしました。

なお、財源につきましては、それぞれの特定財源を見込み、繰入金により、収支のバランスを図ったところでございます。

以下、予算書に基づきご説明いたします。

令和8年度介護保険事業特別会計予算書1ページをご覧ください。

令和8年度介護保険事業勘定特別会計予算

令和8年度標茶町の介護保険事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億8,747万8,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条 介護サービス事業勘定予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億4,126万5,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2億円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した報酬、給料、職員手当及び共済費(パートタイム会計年度任用職員に係る報酬及び共済費を除く)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内のこれらの経費の各項の間の流用

以下、歳入歳出予算事項別明細書に基づき説明いたします。

14ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

なお、2ページから5ページの「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算」、「第2表介護サービス勘定歳入歳出予算」につきましては、ただいまの説明と重複いたしますので説明を省略させていただきます。

以上で、議案第21号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第22号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

議案第22号は、令和8年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算でございます。

令和8年度予算の概要につきましては、保険料、医療給付費、事務費等について、北海道後期高齢者医療広域連合での試算に基づき、予算計上させていただいております。

歳入歳出の総額は、1億8,535万円で対前年比では、4,184万3,000円の増額予算となったものであります。

増額の要因といたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金が増額になったことによるものです。

以下、別冊の予算書に基づき説明させていただきます。

1ページをお開きください。

令和8年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算

令和8年度標茶町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億8,535万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

以下、歳入歳出予算事項別明細書により説明いたします。

9ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

なお、2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算」につきましては、ただいまの説明と重複しますので説明を省略させていただきます。

以上で、議案第22号の提案趣旨並びに説明を終了させていただきます。

○議長（菊地誠道君） 病院事務長・伊藤君。

○病院事務長（伊藤順司君）（登壇） 議案第23号、令和8年度標茶町病院事業会計予算について、ご説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

令和8年度標茶町病院事業会計予算

（総則）

第1条 令和8年度標茶町病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

（1）病床数 60床。

（2）年間患者数 入院8,030人。外来2万3,232人。

（3）1日平均患者数 入院22.0人。外来96.0人。

（4）主要な建設改良事業 器械及び備品購入費1,174万6,000円。

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款、病院事業収益、13億7,883万円。第1項、医業収益、6億9,860万円。第2項、医業外収益6億8,023万円。

支出、第1款、病院事業費用、13億7,883万円。第1項、医業費用、13億6,826万5,000円。第2項、医業外費用、1,006万5,000円。第3項、予備費50万円。

次ページへまいります。

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,068万円は、過年度分損益勘定留保資金2,068万円で補てんするものとする。）

収入、第1款、資本的収入ゼロ円。第1項、出資金ゼロ円。

支出、第1款、資本的支出、2,068万円。第1項、建設改良費、1,174万6,000円。第2項、企業債償還金893万4,000円。

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項、町立病院給食調理業務。期間、令和8年度から令和9年度。限度額、9,700万円。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

（1）職員給与費、8億5,138万2,000円。

（2）交際費、90万円。

次のページへまいります。

(他会計からの繰入金)

第7条 一般会計からこの会計へ補助、負担を受ける金額は、次のとおりである。

- (1) 医療対策費補助、9,761万2,000円。
- (2) 医療対策費負担、6億4,703万2,000円。
- (3) 企業債償還金負担、138万1,000円。
- (4) 施設設備費負担、ゼロ円。

合計、7億4,602万5,000円。

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産購入限度額は、1億2,680万円と定める。

次に予算説明書により、ご説明申し上げます。

23ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

次に、6ページをお開きください。

令和8年度標茶町病院事業予定キャッシュ・フロー計算書です。

#### 1 業務活動によるキャッシュ・フロー

(1) 当年度純利益ゼロ円、前年度同額。(2) 減価償却費、9,204万9,000円、前年度比1,265万1,000円の増。(3) 引当金の増加額、マイナス461万8,000円、前年度比365万7,000円の減。(4) 長期前受金戻入額、マイナス728万5,000円、前年度比19万9,000円の増。(5) 受取利息及び受取配当金、マイナス1,000円、前年度同額。(6) 支払利息、343万1,000円、前年度比57万5,000円の増。(7) 固定資産除却費、18万円で、前年度比79万円の減。(8) 未収金の減少額から(12) その他までいずれもございません。(13) 小計、8,375万6,000円、前年度比895万8,000円の増。(14) 利息及び配当金の受取額、1,000円、前年度同額。(15) 利息の支払額、マイナス343万1,000円、前年度比57万5,000円の減。業務活動によるキャッシュ・フローの合計は8,032万6,000円で、前年度比838万3,000円の増。

#### 2 投資活動によるキャッシュ・フロー

(1) 「有形固定資産の取得による支出」、マイナス1,105万5,000円、前年度比5,174万1,000円の増。(2) 「国庫補助金等による収入」と(3) 「他会計からの繰入金による収入」は、いずれもございません。投資活動によるキャッシュ・フローの合計はマイナス1,105万5,000円、前年度比5,174万1,000円の増。

3 財務活動によるキャッシュ・フローは(1) 「建設改良企業債による収入」、ございません。(2) 「建設改良企業債等の償還による支出」、マイナス893万4,000円、前年度比7,940万4,000円の減。(3) 「他会計からの出資による収入」、ゼロ円、前年度比9,388万円の減。(4) 「他会計からの償還金による収入」はございません。

財務活動によるキャッシュ・フローの合計は、マイナス893万4,000円で、前年度比1,447万6,000円の減。

以上により、4 資金増加額は、6,033万7,000円となり、前年度比4,564万8,000円の増。

5 資金期首残高、2億7,837万4,000円、前年度比1億114万8,000円の増。

4 資金増加額に5 資金期首残高を加えた6 資金期末残高は、3億3,871万1,000円となり、前年度比1億4,679万6,000円の増となる見込みであります。

次に、16ページをお開きください。

令和8年度標茶町病院事業予定貸借対照表（令和9年3月31日現在）です。

資産の部、1 固定資産、（1）有形固定資産、イの「土地」から、への「リース資産」までの合計で16億5,464万3,000円、前年度比1億522万円の増。（2）無形固定資産 電話加入権、38万8,000円、前年度同額。固定資産合計は、16億5,503万1,000円で、前年度比1億522万円の増。

2 流動資産、（1）現金・預金3億3,871万1,000円、前年度比1億4,455万6,000円の増。

（2）未収金6,000万円、前年度同額。（3）貯蔵品、795万円、前年度同額。流動資産合計は、4億666万1,000円、前年度比1億4,455万6,000円の増。資産合計では20億6,169万2,000円、前年度比2億4,977万6,000円の増となります。

次のページへまいります。

負債の部、3 固定負債、（1）企業債1億6,284万1,000円、前年度比1億4,319万7,000円の増。（2）リース債務700万3,000円、前年度比385万7,000円の減。固定負債合計は1億6,984万4,000円、前年度比1億3,934万円の増。

4 流動負債、（1）企業債5,680万3,000円、前年度比4,786万9,000円の増。（2）リース債務374万8,000円、前年度比69万8,000円の増。（3）未払金7,000万円、前年度同額。

（4）引当金、賞与引当金4,191万円、前年度比199万2,000円の減。（5）預り金655万円前年度同額。流動負債合計1億7,901万1,000円、前年度比4,657万5,000円の増。

5 繰延収益、（1）長期前受金2億773万7,000円、前年度比42万円の増。（2）長期前受金収益化累計額7,749万円、前年度比744万6,000円の増。繰延収益合計1億3,024万7,000円、前年度比702万6,000円の減。負債合計では、4億7,910万2,000円、前年度比1億7,888万9,000円の増となります。

資本の部、6 資本金、15億3,364万7,000円、前年度比2,525万1,000円の増。7 剰余金、

（1）資本剰余金、イ国庫補助金、330万7,000円、前年度同額。（2）利益剰余金、イ減債積立金、4,563万6,000円、前年度比4,563万6,000円の増。ロ当年度未処分利益剰余金は、ございません。剰余金合計、4,894万3,000円、前年度比4,894万3,000円の増です。資本合計では15億8,259万円、前年度比7,088万7,000円の増となります。負債と資本の合計では、20億6,169万2,000円、前年度比2億4,977万6,000円の増となります。

次ページにまいります。

こちらは令和7年度標茶町病院事業予定損益計算書（前年度分）です。

また、19ページと20ページにつきましては令和7年度標茶町病院事業予定貸借対照表（前年度分）ですので、こちらにつきましては、説明を省略させていただきます。

次に4ページをお開きください。

4 ページ及び5 ページは、令和8年度標茶町病院事業会計予算実施計画です。

こちらの説明につきましては、今までの説明と内容が重複しますので省略させていただきます。

なお、本案につきましては、2月19日開催の第3回町立病院運営委員会に報告し、原案どおり承認されておりますことをご報告申し上げます。

以上で、議案第23号の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 建設水道課長・菊地君。

○建設水道課長（菊地 誠君）（登壇） 議案第24号、令和8年度標茶町水道事業会計予算について、ご説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

令和8年度標茶町水道事業会計予算

（総則）

第1条 令和8年度標茶町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

（1） 給水戸数 3,121戸

（2） 年間総配水量 151万9,900立方メートル

（3） 1日平均配水量 4,164立方メートル

（4） 主要な建設改良事業 配水管整備事業220メートル、事業費1,640万円。検定満了メーター取替事業570個、事業費4,340万円。計装機器更新事業、事業費3,933万円。道営負担金事業、事業費2,700万円。

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款、水道事業収益3億8,984万7,000円。第1項、営業収益1億7,622万7,000円。

第2項、営業外収益、2億1,362万円。第3項、特別利益ゼロ円。

支出、第1款、水道事業費用3億8,083万4,000円。第1項、営業費用3億6,646万3,000円。

第2項、営業外費用、1,237万1,000円。第3項、特別損失ゼロ円。第4項、予備費、200万円。

次ページへまいります。

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,943万7,000円は減債積立金149万1,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額901万2,000円及び過年度分損益勘定留保資金6,893万4,000円で補てんするものとする。

収入、第1款、資本的収入、8,269万円。第1項、企業債6,690万円。第2項、道支出金1,579万円。第3項、負担金ゼロ円。

支出、第1款、資本的支出1億6,212万7,000円。第1項、企業債元金償還金、3,599万7,000円。第2項、建設改良費、1億2,613万円。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。起債の目的、上水道整備事業、限度額1,640万円。起債の方法、証書借入。利率 7.0%以内。償還の方法、借入先の融資条件による。ただし企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。

簡易水道整備事業5,050万円。以下、起債の方法、利率、償還の方法については同様でございます。合計の限度額は6,690万円です。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、6,633万円と定める。

次ページへまいります。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 2,815万円

(2) 交際費 5万円

(他会計からの繰入金)

第8条 他会計からこの会計へ補助、負担を受ける金額は、次のとおりである。

(1) 一般会計 3,830万5,000円

(2) 下水道事業会計(減価償却分) 852万5,000円

以下、内容につきまして、予算説明書により、ご説明申し上げます。

16ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

6ページをお開きください。

令和8年度標茶町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

(1) 当年度純利益はございません。(2) 減価償却費、2億1,389万3,000円。前年度比31万6,000円の減。(3) 引当金の増加額、2万1,000円、前年度比2万4,000円の減。

(4) 長期前受金戻入額、マイナス1億6,203万円、前年度比38万5,000円の増。(5) 受取利息及び受取配当金、マイナス1万円、前年度同額。(6) 支払利息、704万6,000円、前年度比47万1,000円の増。(7) 固定資産除却費、673万8,000円、前年度比287万2,000円の増。(8) 未収金の減少額、10万円、前年度同額。(9) 未払金の増加額、160万1,000円、前年度比811万円の増。(10) 前払金の増加額から(11) その他はございません。

(12) 小計6,735万9,000円、前年度比1,149万8,000円の増。(13) 利息及び配当金の受取額、1万円、前年度同額。(14) 利息の支払額、マイナス704万6,000円、前年度比47万

1,000円の増。業務活動によるキャッシュ・フローの合計は6,032万3,000円、前年度比1,102万7,000円の増。

## 2 投資活動によるキャッシュ・フロー

(1) 有形固定資産の取得による支出、マイナス1億1,711万8,000円、前年度比5,265万2,000円の減。(2) 国庫補助金等による収入、1,579万円、前年度比314万1,000円の増。

(3) 他会計からの繰入金による収入はございません。投資活動によるキャッシュ・フローの合計はマイナス1億132万8,000円、前年度比4,951万1,000円の減。

## 3 財務活動によるキャッシュ・フロー

(1) 建設改良企業債による収入、6,690万円、前年度比3,490万円の増。(2) 建設改良企業債等の償還による支出、マイナス3,599万7,000円、前年度比796万6,000円の減。

(3) 他会計からの出資による収入はございません。財務活動によるキャッシュ・フローの合計は3,090万3,000円となり、前年度比2,693万4,000円の増。以上により、4 資金増加額はマイナス1,010万2,000円となり、前年度比1,155万円の減。5 資金期首残高3億1,738万2,000円、前年度比3,594万3,000円の増。4 資金増加額に5 資金期首残高を加えた、6 資金期末残高は、3億728万円となり、前年度比2,439万3,000円の増となる見込みであります。

10ページをお開きください。

令和8年度標茶町水道事業予定貸借対照表でございます。

資産の部、1 固定資産、(1) 有形固定資産、イ土地から、へ工具、器具及び備品までの合計で、38億3,080万5,000円、前年度比2,100万円の減。(2) 無形固定資産、イ施設利用権とロ借地権で、43万9,000円、前年度比3万4,000円の減。固定資産合計は38億3,124万4,000円、前年度比2,103万4,000円の増。

2 流動資産、(1) 現金預金3億728万円、前年度比2,439万3,000円の増。(2) 未収金2,294万3,000円。前年度比247万8,000円の減。(3) 貸倒引当金はございません。流動資産合計は、3億3,022万3,000円、前年度比2,191万5,000円の増。資産合計は41億6,146万7,000円で前年度比88万1,000円の増となります。

次ページへまいります。

負債の部、3 固定負債、(1) 企業債と(2) 一般会計借入金で5億8,108万3,000円、前年度比2,480万3,000円の増。(3) 修繕引当金3,019万7,000円、前年度同額。固定負債合計は6億1,128万円、前年度比2,480万3,000円の増。

4 流動負債、(1) 一時借入金はございません。(2) 企業債と(3) 一般会計借入金で3,599万7,000円、前年度同額。(4) 未払金603万2,000円、前年度比331万2,000円の増。(5) 前受金50万円、前年度同額。(6) 引当金、イ賞与引当金219万9,000円、前年度比140万5,000円の減。ロ特別修繕引当金はございませんので、合計は同額の219万9,000円前年度比140万5,000円の減。(7) その他流動負債3万5,000円 前年度比1万3,000円の減。流動負債合計は4,476万3,000円、前年度比189万4,000円の増。

5 繰延収益、(1) 長期前受金86億6,711万4,000円、前年度比9,111万1,000円の増、  
(2) 長期前受金収益化累計額57億7,967万2,000円 前年度比1億4,501万7,000円の増。  
繰延収益合計は28億8,744万2,000円、前年度比5,390万6,000円の減。負債合計は35億  
4,348万5,000円、前年度比2,720万9,000円の減となります。

資本の部、6 資本金、5億9,599万4,000円、前年度比2,809万円の増。7 剰余金  
(1) 資本剰余金と(2) 利益剰余金の合計は2,198万8,000円、前年度同額。資本合計は  
6億1,798万2,000円、前年度比2,809万円の増。負債資本合計は41億6,146万7,000円、前  
年度比88万1,000円増となります。

次ページをお開きください。

こちらは令和7年度標茶町水道事業予定損益計算書(前年度分)です。

また、13ページと14ページにつきましては令和7年度標茶町水道事業予定貸借対照表(前年  
度分)であり、決算見込みとしてただいま説明いたしました予定貸借対照表作成の基礎と  
なるものでございますので、内容の説明は省略させていただきます。

4ページをお開きください。

4ページ及び5ページは令和8年度標茶町水道事業会計予算実施計画です。こちらの説明  
につきましては、今までの説明と内容が重複いたしますので省略させていただきます。

以上で、議案第24号の説明を終わります。

続きまして、議案第25号、令和8年度標茶町下水道事業会計予算について、ご説明申し  
上げます。

1ページをお開きください。

令和8年度標茶町下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度標茶町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 排水処理戸数 2,434戸
- (2) 年間有収水量 44万3,258立方メートル
- (3) 1日平均有収水量 1,214立方メートル
- (4) 主要な建設改良事業

標茶終末処理場耐震実施設計業務 事業費3,200万円

塘路終末処理場汚水ポンプ更新工事 事業費460万円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款、下水道事業収益、4億1,379万2,000円。第1項、営業収益、1億8,401万  
5,000円。第2項、営業外収益、2億2,977万7,000円。第3項、特別利益、ゼロ円、前年  
度と同額。

支出、第1款、下水道事業費用、4億1,016万9,000円。第1項、営業費用、3億9,139万6,000円。第2項、営業外費用、1,727万3,000円。第3項、特別損失、ゼロ円で前年度と同額。第4項、予備費150万円。

次ページへまいります。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億2,934万3,000円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額362万3,000円、引継金216万円、過年度分損益勘定留保資金1億2,244万6,000円及び当年度分損益勘定留保資金111万4,000円で補てんするものとする。

収入、第1款、資本的収入、6,867万2,000円。第1項、企業債、3,990万円。第2項、他会計出資金、1,237万2,000円。第3項、国庫補助金、1,600万円。第4項、負担金等40万円。

支出、第1款、資本的支出、1億9,801万5,000円。第1項、企業債元金償還金、1億4,843万2,000円。第2項、建設改良費4,958万3,000円。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。起債の目的、公共下水道整備事業、限度額1,710万円。起債の方法、証書借入、利率7.0%以内、償還の方法、借入先の融資条件による。ただし企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。

特定環境公共下水道整備事業2,100万円、以下、起債の方法、利率、償還の方法については同様でございます。

農業集落排水整備事業180万円、以下、起債の方法、利率、償還の方法については同様でございます。合計の限度額は3,990万円です。

次ページへまいります。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、3,450万円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 3,276万6,000円。

(他会計からの繰入金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助、負担を受ける金額は、1億9,457万2,000円である。以下、内容につきまして、予算説明書により、ご説明申し上げます。

16ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

6ページをお開きください。

令和8年度標茶町下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

### 1 業務活動によるキャッシュ・フロー

(1) 当年度純利益はございません。(2) 減価償却費、2億3,113万7,000円、前年度比416万9,000円の減。(3) 引当金の増加額、55万3,000円、前年度比52万1,000円の増。(4) 長期前受金戻入額、マイナス1億5,323万5,000円、前年度比300万8,000円の増。(5) 受取利息及び受取配当金はございません。(6) 支払利息、1,381万6,000円、前年度比111万1,000円の減。(7) 固定資産除却費、68万8,000円、前年度比68万8,000円の増。(8) 未収金の減少額、5万円、前年度同額。(9) 未払金の増加額、マイナス690万1,000円、前年度比494万2,000円の減。(10) 前払金の増加額から(11) その他はございません。(12) 小計8,610万8,000円、前年度比600万5,000円の減。(13) 利息及び配当金の受取額はございません。(14) 利息の支払額、マイナス1,381万6,000円、前年度比111万1,000円の増。業務活動によるキャッシュ・フローの合計は7,229万2,000円、前年度比489万4,000円の減。

### 2 投資活動によるキャッシュ・フロー

(1) 有形固定資産の取得による支出、マイナス4,596万1,000円、前年度比3,366万5,000円の増。(2) 国庫補助金等による収入、1,640万円、前年度比1,394万5,000円の減。(3) 他会計からの繰入金による収入はございません。投資活動によるキャッシュ・フローの合計はマイナス2,956万1,000円、前年度比1,972万円の増。

### 3 財務活動によるキャッシュ・フロー

(1) 建設改良企業債による収入、3,990万円、前年度比3,320万円の減。(2) 建設改良企業債等の償還による支出、マイナス1億4,843万2,000円、前年度比1,895万8,000円の増。(3) 他会計からの出資による収入、1,237万2,000円、前年度比9,089万5,000円の減。財務活動によるキャッシュ・フローの合計はマイナス9,616万円となり、前年度比1億513万7,000円の減。

以上により、4 資金増加額はマイナス5,342万9,000円となり、前年度比9,031万1,000円の減。5 資金期首残高、1億5,109万7,000円、前年度比6,530万8,000円の増。4 資金増加額に5 資金期首残高を加えた、6 資金期末残高は、9,766万8,000円となり、前年度比2,500万3,000円の減となる見込みであります。

10ページをお開きください。

令和8年度標茶町下水道事業予定貸借対照表でございます。

資産の部、1 固定資産、(1) 有形固定資産、イ土地から、へ工具、器具及び備品までの合計で、52億1,590万6,000円、前年度比2億1,742万9,000円の減。(2) 無形固定資産についてはございません。固定資産合計は52億1,590万6,000円 前年度比2億1,742万9,000円の減。

2 流動資産、(1) 現金預金、9,766万8,000円、前年度比2,500万3,000円の減。(2) 未収金、447万4,000円。前年度比20万2,000円の減。(3) 貸倒引当金はございません。流動資産合計は、1億214万2,000円、前年度比2,520万5,000円の減。資産合計は53億1,804万8,000円で前年度比2億4,263万4,000円の減となります。

次ページへまいります。

負債の部、3 固定負債、(1) 企業債と(2) 一般会計借入金で7億7,137万1,000円、前年度比1億887万6,000円の減。(3) 修繕引当金はございませんので、固定負債合計は同額の7億7,137万1,000円 前年度比1億887万6,000円の減。

4 流動負債、(1) 一時借入金はございません。(2) 企業債と(3) 一般会計借入金で1億3,157万6,000円、前年度比1,685万6,000円の減。(4) 未払金345万6,000円、前年度比54万4,000円の減。(5) 前受金22万3,000円、前年度比2万3,000円の増。(6) 引当金、イ賞与引当金236万6,000円、前年度比4万1,000円の減。ロ特別修繕引当金はございませんので、合計は同額の236万6,000円、前年度比4万1,000円の減。(7) その他流動負債4万1,000円、前年度比1万1,000円の増。流動負債合計は1億3,766万2,000円、前年度比1,740万7,000円の減。

5 繰延収益、(1) 長期前受金85億2,511万7,000円、前年度比35万5,000円の減。(2) 長期前受金収益化累計額51億2,476万4,000円、前年度比1億5,075万8,000円の増。繰延収益合計は34億35万3,000円、前年度比1億5,111万3,000円の減。負債合計は43億938万6,000円、前年度比2億7,739万6,000円の減となります。

資本の部

6 資本金、9億8,541万7,000円、前年度比3,476万2,000円の増。

7 剰余金、(1) 資本剰余金と(2) 利益剰余金の合計は2,324万5,000円、前年度同額。資本合計は10億866万2,000円、前年度比3,476万2,000円の増。

負債資本合計は53億1,804万8,000円 前年度比2億4,263万4,000円の減となります。

次ページをお開きください。

こちらは令和7年度標茶町下水道事業予定損益計算書(前年度分)です。

また、13ページと14ページにつきましては令和7年度標茶町下水道事業予定貸借対照表(前年度分)であり、決算見込みとして、ただいま説明いたしました予定貸借対照表作成の基礎となるものでございますので、内容の説明は省略させていただきます。

4ページをお開きください。

4ページ及び5ページは令和8年度標茶町下水道事業会計予算実施計画です。

こちらの説明につきましては、今までの説明と内容が重複いたしますので省略させていただきます。

以上で、議案第25号の説明を終わります。

○議長(菊地誠道君) 休憩いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時13分

○議長(菊地誠道君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま議題となりました議案7案は、直ちに、議長を除く10名で構成する「令和8年度標茶町各会計予算審査特別委員会」を設置し、これに付託の上、審査することにいたしましたと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、議題となりました議案7案は、議長を除く10名で構成する「令和8年度標茶町各会計予算審査特別委員会」に付託をし、審査することに決定をいたしました。

休憩いたします。

(午後 1時14分延会)

以上、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長                      菊 地      誠 道

署名議員      8 番                      長 尾      式 宮

署名議員      9 番                      松 下      哲 哉

署名議員      1 番                      深 見              迪

## 令和8年標茶町議会第1回定例会会議録

### ○議事日程（第5号）

令和8年3月12日（木曜日） 午後 1時13分開議

- 第 1 議案第19号 令和8年度標茶町一般会計予算  
議案第20号 令和8年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算  
議案第21号 令和8年度標茶町介護保険事業特別会計予算  
議案第22号 令和8年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算  
議案第23号 令和8年度標茶町病院事業会計予算  
議案第24号 令和8年度標茶町水道事業会計予算  
議案第25号 令和8年度標茶町下水道事業会計予算
- 第 2 議案第26号 教育委員会委員の任命について
- 第 3 意見書案第1号 高額療養費制度の負担上限額引き上げの撤回を求める意見書
- 第 4 意見書案第2号 非核三原則の堅持と法制化を求める意見書
- 第 5 閉会中継続調査の申し出について（総務経済委員会）  
閉会中継続調査の申し出について（厚生文教委員会）  
閉会中継続調査の申し出について（広報委員会）  
閉会中継続調査の申し出について（議会運営委員会）

### 追 加 動議

- 追 加 議案第19号 令和8年度標茶町一般会計予算  
議案第20号 令和8年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算  
議案第21号 令和8年度標茶町介護保険事業特別会計予算  
議案第22号 令和8年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算  
議案第23号 令和8年度標茶町病院事業会計予算  
議案第24号 令和8年度標茶町水道事業会計予算  
議案第25号 令和8年度標茶町下水道事業会計予算  
(令和8年度標茶町各会計予算審査特別委員会報告)

### ○出席議員（11名）

- |            |             |
|------------|-------------|
| 1番 深見 迪 君  | 2番 櫻井 一隆 君  |
| 3番 本多 耕平 君 | 4番 鈴木 裕美 君  |
| 5番 鴻池 智子 君 | 6番 齊藤 昇一 君  |
| 7番 黒沼 俊幸 君 | 8番 長尾 式宮 君  |
| 9番 松下 哲也 君 | 11番 類瀬 光信 君 |

12番 菊地誠道君

○欠席議員（1名）

10番 渡邊定之君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	佐藤吉彦君
副町長	牛崎康人君
総務課長	長野大介君
企画財政課長	齊藤正行君
企画財政課参事	石黒敬一郎君
行財政改革推進室長	内藤政夫君
町民課長	三船英之君
保健福祉課長	浅野隆生君
農林課長兼 農委事務局長	村山尚君
観光商工課長	石川淳君
育成牧場長	山崎浩樹君
建設水道課長	菊地誠君
病院事務長	伊藤順司君
病院参事	村山新一君
やすらぎ園長	若松務君
教育長	青木悟君
教委管理課長	神谷学君
指導室長	富樫慎也君
社会教育課長兼 中央公民館長	菊地将司君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	齋藤和伸君
議事係長	熊谷翔太君

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開議の宣告

- 議長(菊地誠道君) 休憩前に引き続き本日の会議を開きます。  
ただいまの出席議員11名であります。

(午後 1時13分開議)

◎議案第26号

- 議長(菊地誠道君) 日程第2。議案第26号を議題といたします。  
本案について、提案理由の説明を求めます。

町長・佐藤君。

- 町長(佐藤吉彦君)(登壇) 議案第26号の提案主旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、令和8年3月31日をもって任期満了となります教育委員会委員の任命について、議会を、議会の同意を求めるものであります。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案第26号 教育委員会委員の任命について

下記の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるというものであります。

住所は川上郡標茶町桜6丁目45番地、氏名は渡邊かおり、生年月日は昭和57年5月25日。

渡邊氏の経歴につきましては、議案説明資料により説明を省略させていただきますが、令和4年4月に教育委員に就任されて以来、真摯に職責を果たされており、継続してお願いいたたく、ご提案を申し上げる次第であります。

なお、任期につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条第1項の規定により、令和12年3月31日までの4年間です。

ご審議をいただき、ご同意を賜りますようお願い申し上げ、議案第26号の提案趣旨ならびに内容についての説明を終わらせていただきます。

- 議長(菊地誠道君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(菊地誠道君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

お諮りいたします。

本案については討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって直ちに採決をいたします。

本案は起立により採決いたします。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(菊地誠道君) 起立全員であります。

よって議案第26号は原案同意されました。

#### ◎意見書案第1号

○議長(菊地誠道君) 日程第3。意見書案第1号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第1号を採決いたします。

意見書案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。

意見書案第1号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(菊地誠道君) 起立多数であります。

よって、意見書案第1号は原案可決されました。

なお、本意見書は議長において国会及び関係行政庁へ提出をいたします。

#### ◎意見書案第2号

○議長(菊地誠道君) 日程第4。意見書案第2号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説

明と質疑を省略いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第2号を採決いたします。

意見書案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。

意見書案第2号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(菊地誠道君) 起立多数であります。

よって、意見書案第2号は原案可決されました。

なお、本意見書は議長において国会及び関係行政庁へ提出をいたします。

#### ◎閉会中継続調査の申し出について

○議長(菊地誠道君) 日程第5。閉会中継続調査の申し出を議題といたします。

総務経済委員会、厚生文教委員会、広報委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議規則第73条の規定により、閉会中継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、いずれも閉会中の継続調査としてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、総務経済委員会、厚生文教委員会、広報委員会、議会運営委員会の各委員長から申し出のとおり、閉会中継続調査と決定をいたしました。

#### ◎日程の追加

○議長(菊地誠道君) ただいま令和8年度標茶町各会計予算審査特別委員会委員長から会議規則第75条の規定により、議案7案の審査報告書が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎動議

(「議長、動議」の声あり)

(「動議、賛成」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 休憩いたします。

休憩 午後 1時22分

再開 午後 1時24分

○議長(菊地誠道君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

深見君。

○1番(深見 迪君) 動議の趣旨を述べていいですか。

開会時間は午後1時という指定がされていたのですが、十数分遅れました。なぜ遅れたのか。その間、議長もいらっしゃらなかったし、町長、副町長もいらっしゃらなかったし、一部の議員の方もいらっしゃらなかったもので、その時間帯に何があって遅れたのか、そのことを、これからの審議にかなり影響があると思いますので、聞きたいと思います。

(「しゃべっていいのか」の声あり)

(何事か言う声あり)

○議長(菊地誠道君) ただいま動議が出されました。

これについて、皆さんのご意見を伺いたいと思います。

これに同意する方の賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

(何事か言う声あり)

○議長(菊地誠道君) よろしいです。

ただいまの動議に対して、起立多数でありましたので、動議は決定いたしました。

ただいま、深見議員のほうから動議が出されました。

開始時刻が15分遅れて、議長、町長、副町長が遅れたということの理由を知りたいというお話です。

私のほうからご説明をいたします。

午後からの会議は、午前中の予算審査特別委員会の結果をもって、本会議での採決に入る予定でしたけれども、それについて、私と町長のお話の中で、ぜひ、お話をさせてくださいということで、ある議員に対しての、説明というのかな、午前中の質問のやりとりに関して再度、説明をしたいということで、私、個人的な観点からそれを認めて多少15分遅れたという、そういう結果になっております。

よろしいですか。

(「いや、よくわからないのですが、再度質問していいですか」の声あり)

○議長(菊地誠道君) どうぞ。

○1番(深見 迪君) はじめに、議長は中立の立場であるということは、もうご承知か

と思います。

ある議員への説明ということを行いましたけれども、この場は二元代表制、いわゆる町執行部と、それから議会、この二元代表制があって成立しているものだというふうに思うのですね。

ですから、そういう議論というのは、この議会の中でやるべきことであって、間違っても町の理事者が議員に対する個別の説明とか説得とかということは、あってはならない。これでいけば二元代表制の原則が崩れるわけですから。そういうことはなかったのですね。

○議長（菊地誠道君） ただいまの深見議員の質問に対してお答えいたします。

確かにそういうお互いの二元代表性の中立的な立場ということは十分承知しておりますけれども、この本会議の中での採決に対してのいろんな考え方、努力、それから、スムーズに進めるために、私の、議長の勝手な判断ですけれども、その事前の話し合いというのは、私は必要だと思っておりますので、個人的に認めた状態でございます。

深見君。

○1番（深見 迪君） それは議長が提案したのですか。そういうことをするというのを。

○議長（菊地誠道君） そうです。

○1番（深見 迪君） それで、どなたがそれを行ったのですか。だって、議会開会中で、議会の開会予定時間を遅らせて、議会の違うところで今の本会議の議案について話し合うということは、三役は、理事者は当事者であるわけですから、それに議長が入って話し合うというのはちょっと考えられない。すでにもう町長が議案を提案しているわけですからね。それに対して、スムーズにかどうかわからないのですけれども、議長が中に入って、一緒に話し合うなんてことは事前にあっていいものではないと、私は思うのですけれどもね。それは理事者にも聞いてください。どうですか。二元代表制というのはそういうことではないのでないですか。

○議長（菊地誠道君） よろしいですか。私があの中に入ってお話はしていません。

（「いなかったんだから」の声あり）

○議長（菊地誠道君） いや、いても、あの、その、お互いの議論の中には一言も話していません。

（「何を議論した」の声あり）

○議長（菊地誠道君） それは私も最初の時だけしかおりませんでしたので、その後こっちに来て……

（「聞いてください」の声あり）

（「執行者に聞いてください」の声あり）

（「いいですか」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。

私、今、議会開会中、開会の時間を過ぎてからというのは、大変申し訳なかったなど

思いますけれども、私はあらゆる場面で町が提案した、例えば、議案、それから予算等を通すためにですね、あらゆる場面でいろんな人とお話をさせていただくというのは通常行っていることの一つだと思っておりますので、内容については触れませんが、ご理解いただきたいと思えます。

(「議長」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 深見君。

○1番(深見 迪君) それは違うでしょう。議会でない時に、いろんな議員と話し合うのはわかりますよ。今、議会開会中ですよ。しかも、町長がこの方針を提案しているわけですから、それに基づいて議会が開かれて様々な審議を行っているわけでしょう。その最中に、町長がある議員を、まあ、ある議員という言い方もすごく失礼かもしれませんが、議長がそう言いましたからね。それを話し合っただろうかというのは、全然、これは二元代表制から外れているし、議会選任主義からも外れているしね。議会軽視も甚だしい。開会中ではないときに町長が、いろんな議員と懇談したり話し合ったりするのはわかりますよ。今、まさに議会の開会中の真っ最中じゃないですか。その時にそういう裏で、そういう話をなんか画策するような動きというのは、これは議会制民主主義も二元代表制も壊すものだというふうに私は思います。何を話したか教えてください。

○議長(菊地誠道君) 町長・佐藤君。

○町長(佐藤吉彦君) 開会中、そういった部分を、時間を使ったということは大変、申し訳ない、そんなふうに思っておりますけれども、話した内容についてはここでは伏せさせていただきます。

○議長(菊地誠道君) 深見君。

○1番(深見 迪君) 何か堂々めぐりみたいになってしまって、議会の皆さんに申し訳ないのですけれども、申し訳ないで済まないのですよ。今、やったことは、やってはいけないことをやった。私はそう思うのです。そういう認識ではないですか。どうですか。やってはいけないことをやったのではないですか。

開会中に議会で審議している内容を、裏でそういう話を通そうとするというのはおかしいじゃないですか。議会軽視も甚だしい。二元代表制の原則も議会制民主主義も、破った行為ではないですか。そのことを認めて、私はその話し合いがなかったことにしてほしいなと思うのですが。

○議長(菊地誠道君) 町長・佐藤君。

○町長(佐藤吉彦君) 同じお話になりますけれども、午後1時を過ぎてから、本来であれば休み時間の12時から1時の間にやればよかったのですが、たまたまタイミングが悪くてできなかったということで、1時を過ぎて、そういった貴重な時間をとってしまったことについては大変申し訳なく思っておりますし、反省しております。

(「そうじゃない」の声あり)

(「やっちゃいけないことやっているわけですから、議会運営委員会を開いて」の声あり)

(「議長、いいですか」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 鈴木君。

○4番(鈴木裕美君) 深見議員がおっしゃるとおりに、正直言って、議員さんと首長さんがどういうお話をしたかって、私どもは知らされておられません。

ですから、もしこれがこれから先の議会の進行であって、賛否にかかわることだったとすれば、これはやっぱり、議会制民主主義に反すると私は思うのですね。ですから、内容がわからないがために、皆さん知っているなら別ですけど、私は全くどういうお話がされたかわかっておりません。それで先ほども申しましたが、採決にかかわるのだったら、これは本当に本末転倒だというふうに私も思います。

○議長(菊地誠道君) 休憩いたします。

休憩 午後 1時38分

再開 午後 2時09分

○議長(菊地誠道君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(「議長」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 本多君。

○3番(本多耕平君) 大変長い時間を要しました。誠に申し訳ありません。

しかしながら、ただいま出されました動議について、あるいはまた、標茶町の議会の在り方、さらには今後の議会の在り方等々についても、ある意味十分ではございませんけれども、議会運営委員会(以下、「議運」という。)の中で協議をさせていただきました。

そして、今回の動議の方向性について、今回の議運で話されましたことを、私のほうから雑ぱくではありますけれども、説明をさせていただきます。

本会議が15分遅れた、その内容についての動議でございました。

本会議でもって、議長のほうから部分的に特定の報告がなされましたけれども、納得しない多くの議員の方々から議運の開会を求められ、議運を開きました。

したがって、今回の動議の内容でありますけれども、15分遅れたその内容の発言でありますけれども、議長のほうから第一段階の説明がございました。

前段、本会議で説明なされていたような内容と全く同じであります。話し合いの内容については、今年度のいわゆる施策、この議案第19号について、当然、反対が多いと。何とか時間内に方向性を見つけたいということは、一般会計予算は議論は多くても、できれば採択をするような方法で調整ができないものかということで、昼休みに、いわゆる町長、副町長、理事者のほうに相談をいたしたと。

賛成、反対の賛否が切迫しているから、それを何とか議員のほうと調整しないかということで、議長のほうから町長、副町長に話をし、当事者である議員のほうに相談をしたと。

その結果、その席からは議長は外したけれども、いわゆる議長が中心になって、その

賛否の方向性をお願いをしたということがなされました。それについて、多くの議員の方々から、議長としての立場でいかなものかと。それが中立としての議長の責務であるのかといろいろ厳しい意見を出されました。

その件については、議長として十分に非を認め、これからの議長の職責については、あくまでも中立の立場でいきたい。したがって、今回の件については私の全く不徳の致す所だったと謝罪を受けました。

しかしながら、多くの議員の方々から、では町長の立場はどうなのだという話が出されました。

先ほどまでの町長のご答弁は、まあ、私もそのように受けましたけれども、ある意味、その答弁は町長自身の保身に結びついていると、内容がどうあったかということが全く話されてないと。その議長の紹介でもって、一議員と執行方針についての内容が何を話されたかということを全く町長は答弁なさなかったと、以前からそのようなことをやっていることだし、話しあっていることだからというようなことで、一般的には自分の保身だけで、行政に対する、あるいは15分遅れた議会に対する責任が全くないという、厳しいご批判がございました。

したがって、私どもといたしましては本会議のこの場において、議運としては、町長の先ほどの答弁は決して納得できるものではないので、改めてその15分間の中でどういう目的を持って、どのような話をし、内容はどうであったのか、それをはっきり町長に聞くべきだというのが、今回の議運の方向性であります。

したがって、急な話ではございますけれども、町長にお話を伺いますが、私ではなくて、これから本会議の中で改めて町長に、この15分間の中でどのような話をし、理事者として一議員に方向性を求めたのか、それを町長からきちんと答弁をいただく。これは何回も言いますが、保身ではなくて、町長の立場ということでやって良いか悪いかということも含めて、今回のこの事案については、議運としては終了していきたく思いますので、急なことで町長には失礼ではございますけれども、この15分間で議長の仲介でもって副町長、あるいは一町民の方も含めて話し合った内容を明らかにしていただきたい。

その内容について、本会議をもって議論をし、この案件について続行、審議をしていきたいと思しますので、町理事者の方、あるいはまた議員の方々にはご理解を賜りたい、このように思います。

以上、報告とさせていただきます。

失礼いたしました。

その前に、議長のほうから最終的なお話として、私はこの問題を今の議長の立場をもってきちんと処理はしたいけれども、この定例会が終わったら自分についての立場をきちんと今一度考えたいというお話がございましたけれども、それについては以後の話にいたしましょうと議運の中で話をいたしました。

したがって、繰り返しますが、議長としての立場でいた議員としては、理解をしたというよりも話を聞きましたので、繰り返しますが、町長には改めてこれについての、

先ほどから委員からの質問も出されておりますけれども、議運からとしても町長のご答弁をお願いしたい。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） はい、お答えします。

先ほど、二元代表制、議会民主主義の中でそういったことを、というお話があったのですけれども、私は町長として、いかなる場面であっても議会全員の皆さんにお願いするときには全員協議会とか、そういった場で同じく等しく情報提供したり、意見交換をさせてもらっています。それ以外についても、いかなる場面であっても、一部の議員、一人であっても、複数であっても、意見交換については、私が例えば様々な政策を展開する上では常にやらせていただいておりますので、それがたまたま本来であれば休憩中に間に合えばよかったのですけれども、それが休憩中ではなくて議会開会の時間に影響して、皆さんを拘束してしまったということについては、改めて私から謝罪を申し上げたいと思っております。

それから、その内容についてまで、先ほどは私は触れませんでした。それはお話をした、意見交換した中でも、人間関係の問題として、その内容には触れるべきでないとは思っていましたので、それについては触れませんでした。そちらの議運のほうの中で議長からも、一部、説明があったのかなと思うのですけれども。

それから、一つだけ私が補足しておきたいのは、この意見交換も含めての中で、その内容については、議長は一切かかわっておりませんので、たまたま同席して、最初の心配な形があったのでセッティングしていただいた形で、二人の話し合いには議長は一切関係しておりませんので、そこだけはまずお話をさせていただければと思います。

それから、内容について、さまざまな、先ほど来、昨日から予算審査特別委員会があったり、該当する議員からは一般質問等がありまして、町財政について本当に心配していただいて、それで、本日の予算審査特別委員会の総括質疑の中でも、特に財政運営に非常に心配していただいております。特にいろんな町内の事業者等の皆さん、団体等の皆さんとの話をしながら、非常に厳しい状況の中でやってきているということも踏まえて、私どもも一定程度、これからの方針についてご説明申し上げたのですが、さらにしっかりとその方向性をご理解いただくために、再度、今後、先ほどの説明で至らなかった点も含めて、あるのであれば、こんなことも考えていきたいというようなことも含めてご説明を申し上げたという内容でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 本多君。

○3番（本多耕平君） 町長、私の口足らずですね。十分、議運の方向性を理解していただけなかったことが非常に残念でありますけれども、今の町長のご答弁を聞いていますと前段であった本会議と、全く、私のとり方としては変わっていないわけですよ。

先ほど町長がおっしゃったのは、今までも十分、何事においても議員の方々とは日常、

意見交換をしているのだという話は前段でもしていましたし、今もまたさらに政策を言い加えましたけれども、そこで一番大事なことは、本会議中なわけです。本会議中で議長が心配なことが、いわゆるこの議案第19号については、賛成、反対のことが非常に接近していると。大事な案件だからということで、多分、もしかしたらというよりも、議長は町長のほうに、もう少し意見を詰めれやということだったと思うわけですが、その中で、まあ意見を何回も繰り返しますけれども、町長自身が意見交換が日頃からしているのだと、政策についても日頃から意見交換しているのだと。今回においても大事な案件だし、議員の方からいろんなアドバイスもいただいているので、それらについての意見交換をしているのだということでもありますけれども、これは全く、普段なら私も同僚議員と同じでいいかと思うのですが、本会議中になさったということは、これは議会運営にとっては、私は単純に、誤りだったというようなことではやっぱり済まされない。もう少し真摯な町長としての立場の謝罪の求め方を私はお願いをしたいと。

副町長、もし町長の側でおられたのであれば、アドバイスとして、副町長としてのお考えはどうか。私も議運の中でいろいろ協議したのですが、今のこの事案についての案件の落としどころと言ったら表現が非常に悪いですが、これからこの議案第19号の予算をどのように審議していくかというときに大きな問題だと思うのです。普段の日常の会話の意見交換とは違うわけです。ましてや、会期中にやったということは議会運営にとっては大事なことで、私は思っていますし、議運の議員の全員がそのような考えだったわけです。

もう少し真摯な、理事者としてのご答弁を私は求めたいと思いますが、いかがですか。  
○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） はい。私の謝罪の仕方が不十分だという、簡単に言えばそういうことだと思うのですが、私は今回、会期中にあたって特に1時を過ぎてから15分程度、本会議開会ができないで、皆さんを待たしてしまったということに関しては、本当に大変申し訳なかった、そんなふうに思っております。

ただ、その内容等につきましては、先ほど触れた部分で、私どもも令和8年度の新年度予算をやはり4月1日以降なんとかやはり通したいという思いは非常に持っていて、ここでやはり一定程度、予算を通していただかないと、4月1日からの予算編成、それから今、契約関係の作業も膨大な数が待って、今、準備している最中でありますので、できればこのまま新年度、いろんな課題は議員やほかの同僚議員からかたくさん聞いていますので、それについてはなんとか、通させていただきたいという努力をやっているのが主な内容でございました。

本当にこういったことで、貴重な時間、また、議運を開催していただいているという部分では本当に大変申し訳なかったとそんなふうに思っていますので、改めて、皆さんにこういったことをしたことに、私から改めて皆さんに謝罪を申し上げたいと思います。

大変、申し訳ありませんでした。

（「議長」との声あり）

○議長（菊地誠道君） 本多君。

○3番（本多耕平君） はい。今、最終的な町長からのご答弁をいただきました。

前段で私、申し上げましたように、町長、議長としての立場、あるいは議長の思いというのは本会議においても、あるいはまた議運の中でもいろいろと聞かせていただきました。議運の中では、ある意味、納得いたしております。それと同時に、今、町長の最終的なご答弁をいただきました。一部、謝罪も含めての答弁だったと私は思います。

これからの審議の方法については、皆さん方でこれから協議をしていただきたいと思いますけれども、議運の委員長の私の立場としては、理事者と議員の方々の思いは、まだもう少し差はあるかなと、すれ違いがあるかなとは思いますが、十分皆さん方、この案件については、ある意味、大事な予算案でもありますし、あるいはまた議長としての立場、あるいはまた町長としてのいろいろな立場があると思うのです。保身とか責任とかという言葉がいろいろありましたけれども、あつてはならないことが実はここであったということだけは事実であります。

したがって、私は今この場ではこれをどうするかということは、皆さん議員の方々のご判断にお任せしたいと思います。もし、皆さんにご理解いただけるのであれば、これ以上の質疑はせず、どうか皆さん、町長の、あるいはまた議長の大きな謝罪があったというふうに私は理解をし、議員の方々にも理解をしていただきながら、大事な時間でございますので、もしできることであれば 議案第19号の一般会計予算についての質疑をできるのであれば続行していただきたい。

以上であります。

（「議長」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） 動議発議者として、一言、申し上げたいと思います。

私はいろいろ紆余曲折ありましたけれども、採決直前に一人の議員を連れ出して、その採決にかかわるような内容で町長が説得したというようなことがあつてはならない、やっつてはいけないことをやってしまったということで謝罪をされたというふうに捉えてよろしいですか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） まあ、どういうふうにお答えしたらいいのか、ちょっと今、考えていたのですけれども、結果としてそういうふうにとられてしまったのは、大変申し訳なかったなとそんなふうに思っております。

○議長（菊地誠道君） 本多君。

○3番（本多耕平君） 町長それはないです。とられてしまったということでは、我々納得しないのです。町長自身に反省をしていただきたいのです。

議長、これはぜひですね、議長の立場から改めて理事者に進言していただきたい。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） あの、私の言葉が至らなくて、誤解を招いているのかなと思うの

ですけれども、先ほどのあの答弁に偽りはございませんので、本当に議会の皆さんには、議運を開催していただいたり、大変、貴重な時間を浪費してしまった、していただいたということに関しては、大変申し訳なく思っておりますので、そういった考えには変わりはありませんので、よろしくお願ひいたします。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） 町長、全然、誤解をしてないのですよ。

この議会選任主義の立場から言ってもやってはいけないことを、しかも採決直前にですよ、やってはいけないことをやってしまったということをお認めにならないのですか。この誤解という言葉では解決しないですね。二度とこういうことはあってはいけないと私は思いますよ。その本会議開会中に、開会の時間をずらしてまで、誰かを連れ出して説得するということなどはやってはいけないことなのです。それをやってしまったわけですから。そういう事実があったわけですから誤解でも何でもないので。だから、そのことを含めて謝罪していただいて、私もこれ以上こういう議論を長々と続けたくないので、そのことを含めて謝罪していただいて、二度とそういうことはあってはいけないと議場を含めてということまで理解してよろしいですか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） すみません。私の発言に不足があってですね、そういう誤解を招いてしまったのかなと思うのですけれども、今後、そういったことがないように真摯に議会対応してまいりたいと考えますので、今後ともよろしくお願ひします。

（何事か言う声あり）

○議長（菊地誠道君） 本多君。

○3番（本多耕平君） 深見議員のほうからも誤解とかの問題でないという、ごそごそ言っているのですけれども、これは今、長い時間をかけて、この問題については色々と議論させていただきました。いつも私は言います。議会という場は、激論、議論のする場であって、対立の場ではないわけです。

しかし今、ともすれば、対立の形が浮上してきています。この案件を機に、十分、議員の方々も、また自治体の方々も、お互いの立場を理解することが私はできたと思います。町長にはもう少しですね、議会の方の立場になってお考えをしていただきたいと思います。

それを最後に、時間もまいりましたので、もっと話をしたいわけですが、この件については、皆さん十分、頭の中で方向性をどうすればいいかということについては、議論の在り方というのは改めて勉強できたと思うのです。

したがって、では令和8年度の一般会計を議長にはこのまま続行していただくことを望んで、私の発言といたします。

お願ひします。

（何事か言う声あり）

（「これはこれで終わり、終わり」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 改めて本題に入ります。

令和8年度……

(「議長」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 本多君。

○3番(本多耕平君) 私の発言だったのですけれども、できれば皆さんに理解していただくことを了解していただいたほうが私はいいと思うのです。

私の発言を最後に持っていたら、そのまま進んでいかないので、この案件についての方向性のある意味、議長のほうから示していただいて、議員の方々、あるいはまた理事者の方にも理解をしていただいて、審議を進めていただきたいと思います。

○議長(菊地誠道君) ただいま、議運の委員長からそういう申し出がありました。

事の発端は、私が議長の立場でこういう事態を招いたということに、大変、責任を感じておりますし、議員の皆さんにも、それから町長にも、私の勝手な判断で時間をかけて、混乱を招いたということは、この場をお借りして謝罪したいと思います。

それで、ただいま、議運の皆さんのお話の中、それから、先ほどから深見議員、それから、議運の委員長の本多議員さんのほうからもお話あって、都度、町長の答弁もございました。

それなりに皆さん、質問答弁の中で、なかなか納得できない部分があるかと思えますけれども、議運の委員長の計らいで、皆さんのご了解を得たいと思いますので、この件に関してはよろしいですか。

(「はい」の声あり)

(「議事進行」の声あり)

○議長(菊地誠道君) はい、わかりました。

#### ◎議案第19号ないし議案第25号

○議長(菊地誠道君) 本題に入ります。

令和8年度標茶町各会計予算審査特別委員会委員長から会議規則第75条の規定により、議案第7案の審査報告が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

お諮りいたします。

会員規則第39条第3項の規定により、委員長の報告は省略いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の報告は省略することに決定をいたしました。

委員長報告に対する質疑については、会員規則運用催促第42項の規定により省略いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「議長」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論がございますので、まず、本案、議案第19号から議案第25号に反対者の発言を許します。

黒沼君。

○7番(黒沼俊幸君) 私は令和8年度一般会計予算に反対の立場で討論をいたします。今回の一般会計予算書の説明の中で、歳入における寄付金のところでふるさと納税の説明が不十分であり、歳入不足を補うための語呂合わせというふうに私は受け止めました。各種基金も取り崩されており、町民に非常な不安を与えております。説明にも不誠実なことが多々ありまして、納得はしておりません。

よって、反対の討論といたします。

以上です。

○議長(菊地誠道君) 次に、本案に賛成者の発言を許します。

齊藤君。

○6番(齊藤昇一君) 私は、本予算案に対し、極めて重たい思いを持って討論をいたします。

本来、議会における予算審議とは、単に1年間の数字を決める作業ではないと思っております。それは、この町がこれからどこへ向かうのかという方向を決める最も重い政治行政判断であると思うからであります。

今、本町は重圧の中にあります。病院の問題、多額な公債費、そして枯渇した財政調整基金、これらは、誰か一人の問題ではございません。町政そのものの構造的課題であることは、今まで申し上げてきたとおりでございます。その中で、この町の産業基盤を強くし、雇用を拡大させ、行政内部の士気を高める政策をどのような責任の下で決断されるのか、先ほどの総括質疑で伺ったところであります。

しかしながら、どれほど理念があっても継続できない政策は、やがて町民を失望させることとなります。行政においても、最も避けるべきことは、耳当たりの良い言葉で将来世代に負担を先送りすることであります。数年後ではなく、10年、20年後のこの町に必ず結果として現れてくると考えております。この先、なぜあの時、議会は何も言わなかったのか、そう問われる議会であってはならないと私は強く思うものであります。

議会は行政の追認機関ではありません。議員もまた一人一人、町民から付託を受けた完全に独立した意思決定機関であります。だからこそ、必要な時は必要な修正を求め、責任のある議論を尽くすことが議会の使命であると考えております。議論は単なる

勝った負けたの二元論の問題ではありません。この町が持続可能な未来を選ぶのか、それとも目の前の政策を優先するのか、その分岐点に立つ議論であります。

私はこの町の未来を守る立場から、責任のある財政運営を強く求めるものであります。

そして、町長には本町の将来を見据えたより持続可能な政策設計を改めて検討され、早期の公共事業の発注と公共事業の予算の復活を心から期待するものであります。

この町は熊牛村の時代より、幾度も困難を乗り越えてきました。その上に立ち、私は持続可能な町政と産業と福祉が両立するまちづくりを目指す立場として、今後も建設的な提案を続けることをお誓いし、討論といたします。

○議長（菊地誠道君） 次に、反対者の討論を求めます。

鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） 私は、議案第19号、令和8年度一般会計予算に反対の立場で討論をいたします。

先ほど委員会報告の中でも、議案第19号につきましては原案否決すべきものであるという報告がなされました。

昨年12月、会計年度任用職員、フルタイム職員の一部をパートタイムに移行させることが明らかになりました。私は、この問題を今定例会一般質問でパートタイムに移行することの撤回を求めました。

しかし、このたびのパートタイムへの移行は業務の見直しによるものとして、撤回はしないとの答弁がございました。

しかし、根本的には厳しい財政のひっ迫からと言わざるを得ません。対象となる職員にとっては、今までフルタイムとして継続してきた生活設計が崩れるのではないのでしょうか。

また、ほかの職員にとっても、いつ自分が同じ立場に置かれるかもしれないという不安を抱えることになります。会計年度任用職員は、社会的にも経済的にも弱い立場にあります。弱い立場の方々切り捨てられることがあってはなりません。

また、労働組合の団体交渉で合意を得たとの答弁でしたが、提案し、交渉して決定する形ではなく、決定してからの通告になっており、組合側の意見は全く反映の余地がないとも聞き及んでおります。

町職員が不安なく意欲を持って働ける職場は町民にとっても望ましいことであり、そのためにも形ばかりではない真摯な労使協議が必要と考えます。パートタイムへの移行の撤回を求め、よって、私は、議案第19号、令和8年度一般会計予算に反対をし、討論といたします。

一つ付け加えておきますが、午前中に傍聴者が見えておりました。帰りがけに私に声をかけていただいて、職員の給料を削減することは絶対ダメだ、なぜならば、削減することによって、町民はこの町から出て行ってしまう。そのように訴えられた方がいらっしやいました。まさにそのとおりだと思い、反対の討論といたします。

○議長（菊地誠道君） 次に賛成者の討論ございませんか。

長尾君。

○8番（長尾式宮君） 先に、このたび、議案第19号、令和8年度標茶町一般会計予算は厳しい財政状況の中、予算編成に携わった町職員の皆様に対して、敬意を表するところでございます。

改めまして、私は、議案第19号、令和8年度標茶町一般会計予算に賛成する立場で討論いたします。

皆さんもご存知のとおり、4月1日までに予算が成立しなければ、小学校、中学校はもちろん、給食、バス、役場業務、そして病院も全て止まってしまうことになります。

本議会で我々議員も新年度予算に対して、審議を重ねている中で様々な意見があることは私も承知しております。そういった中で、当然、100%の予算組みかと言われると、それは議員それぞれの考え方によって違うのかなというふうなところも存じ上げております。

ただ、私も先ほど言ったように、町内の行政サービスが停止してしまうということは、一番、不利益を被るのは町民ではないかと感じております。

また、先ほど町長の答弁の中で、これから新年度に向けての契約業務があるという話をしておりました。当然、新年度に向けての契約があるわけですが、それが少しでも遅れてしまうことによって、春先の事業を予定していた町内企業の皆様の予定も狂ってしまう。そうなってしまうと、町内経済にも多大な影響を与えてしまうと想像しております。

ですので、私は、議案第19号、令和8年度標茶町一般会計予算に対して賛成すべきと考えております。

ただ、先ほど議員の間でも、まだまだ議論すべきところがあるというふうに議論も意見も聞いております。

ですので、私としては本予算が成立後、早急に町発注の事業の補正予算を組んでいただいて、町内業者、そして町内経済が安定する方向で標茶町にも動いてほしいということ要望いたしまして、議論を終了いたします。

○議長（菊地誠道君） 次に、反対者の発言を求めます。

類瀬君。

○11番（類瀬光信君） 私は、議案第19号、令和8年度標茶町一般会計予算に反対の立場で討論いたします。

私は5年前から、たびたび、令和7年度末に基金が枯渇する可能性を指摘してきましたが、そのたびに否定されてきました。その間も、町長の公約にも総合計画のような町の方針にもない、いくつかの施策や事業が、十分な議論も町民への説明もないまま進められてきました。そして、それらの施策や事業が町民のためになったかどうかの検証も十分に行われないうまま、財政ひっ迫を理由に行政サービスの削減や社会基盤の維持が縮小されようとしています。中でも、土木建設業に対する事業発注の大幅な削減は、関連業種にも雇用と事業継続の不安といった深刻な影響が懸念されます。

また、業務の見直しという名のもと、非正規雇用の町職員の一部に対して、給与削減

につながる契約変更が行われようとしています。

そもそも、非正規雇用の町職員は、官製ワーキングプアとも言えるような経済的に弱い立場にあり、実質的な給与削減によって生活基盤が崩壊する可能性があります。

今日の財政逼迫は、財政運営の甘さが招いたという側面が少なからずあり、その甘さの代償を町民や職員に課すのであれば、まずは説明責任を果たすべきだと私は考えます。

とはいえ、限られた財源を元に予算を編成した職員の努力には、心から敬意を表します。

しかし、果たして聖域なき見直しが行われたと言えるのかどうか。あと少し、もう少し工夫する勇気を振り絞って、土木建設業の仕事を確保し、非正規雇用の町職員が安心して暮らせるよう、速やかに予算を再編成していただくよう強く求めて、私の反対討論いたします。

○議長（菊地誠道君） 次に、賛成者の討論ございませんか。

松下君。

○9番（松下哲也君） 私はただいま議題となっている議案第19号、令和8年度一般会計予算案について賛成の立場から討論を行います。

本予算は、厳しい財政環境の中にあっても、住民生活の安全・安心の確保、福祉や教育の充実など、当町の持続的な発展を見据えた編成がされたと理解いたしております。標茶町行財政改革推進計画を立て、それに基づいて事務事業の見直しを進め、財政構造のあるべき姿を追求し、持続可能な財政運営を目指していくとの町政執行方針が述べられております。

町民の生活は日々送られています。行政として、住民が安心して安全な生活を送れる環境を作っていくことが最大の使命であると思っております。本予算を成立させ、4月からの町民の生活に大きな不安を与えることは避けなければなりません。

私は本予算に賛成いたしますが、人口がピーク時より半減している状況で、事業を見直さず、事業が延々として継続しているという事実があります。

私も何度か質問しておりますが、令和8年度中に事業の見直しを強力的に推し進め、検討していただくことを申し添えて賛成討論いたします

○議長（菊地誠道君） 次に、反対者の討論を求めます。

深見君。

○1番（深見 迪君） 私は令和8年度新年度一般会計予算、議案第19号に反対の立場で討論いたします。

町長は、執行方針の中で標茶町行財政改革推進計画、2年目の今年は、より具体的に町民の皆様と議論しながら述べました。また、この町と人が持つ無限の可能性を引き出し、多くの町民の英知を結集して、町民の皆様とともに作り上げると述べました。

しかし、このことこそ困難な状況、財政の逼迫の前に行うべきだったと思います。

貯金を使い果たす前に、広く町民と膝を突き合わせ、町民の知恵や力を頼りにしたまちづくりを進めるべきではなかったでしょうか。訳がわからないまま、町民業者、働く人

たちに痛みを押し付けた予算になってはいないでしょうか。

この間、私は幾度となく大きな事業を行う前に、町民の声を聞くことや懇談会、さらにはアンケートの実施を議会で求めてきましたが、ことごとく否定されてきました。

私は、この新年度予算案を作るために、職員の皆さんが非常に努力されてきたと思います。また、町長の執行方針の中での財政が厳しくなった背景を否定するものではありません。急速な人口減少と少子高齢化の進行、長引く物価高騰や社会保障関係費の増加など同じ見方をしています。だからこそ、無理な大型の箱物を建設する時にこそ、町民の意見を聞くとか、事前に議会で議論するべきだったと思います。

4月は、とりあえず必要不可欠な最低限の暫定的な予算にして、6月までの間に町民の皆さんと話し合いを持ち、方向を定めていくということを提案して反対討論とします。

○議長（菊地誠道君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） これで討論を終わります。

（6番・齊藤君退席）

ただいま討論がありましたので、議案第19号は起立により採決いたします。

議案第19号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（菊地誠道君） 起立少数であります。

よって、議案第19号は原案否決されました。

（何事か言う声あり）

○議長（菊地誠道君） 次に議案第20号を採決いたします。

議案第20号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（菊地誠道君） 起立全員であります。

（「賛成多数では」の声あり）

（「全員いなかった」の声あり）

（「欠員です」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 起立多数であります。

よって、議案第20号は原案可決すべきものと決定されました。

次に、議案第21号を議題といたします。

採決いたします。

議案第21号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（菊地誠道君） 起立多数であります。

議案第21号を原案のとおり決定すべきものと決定をいたしました。

（6番・齊藤君着席）

次に議案第22号を採決いたします。

議案第22号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(菊地誠道君) 起立全員であります。

よって議案第22号は原案可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第23号を採決いたします。

議案第23号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(菊地誠道君) 起立全員であります。

よって議案第23号は原案可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第24号を採決いたします。

議案第24号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(菊地誠道君) 起立全員であります。

よって議案第24号は原案可決すべきものと決定されました。

次に、議案第25号を採決いたします。

議案第25号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(菊地誠道君) 起立全員であります。

よって議案第25号は原案可決すべきものと決定されました

休憩いたします。

休憩 午後 3時03分

再開 午後 3時14分

○議長(菊地誠道君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎閉議の宣告

○議長(菊地誠道君) 以上で、本定例会に付議された事件の議事は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長(菊地誠道君) 以上をもって、令和8年標茶町議会 第1回定例会を閉会いたします。

(午後 3時15分閉会)

以上、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長                      菊 地      誠 道

署名議員      8 番                      長 尾      式 宮

署名議員      9 番                      松 下      哲 哉

署名議員      1 番                      深 見              迪